

水道工事施工要領

令和2年1月

横浜市水道局

水道工事施工要領目次一覧表

第1編 水道工事施工管理基準

目 次

1	水道工事施工管理基準	1 - 1
(1)	目的	1 - 1
(2)	適用範囲	1 - 1
(3)	構成	1 - 1
(4)	管理の実施	1 - 1
(5)	工程管理	1 - 1
(6)	出来形管理	1 - 2
(7)	品質管理	1 - 2
(8)	規格値	1 - 2
(9)	是正措置	1 - 2
(10)	合格判定	1 - 2
2	出来形管理基準	1 - 3
(1)	共通項目	1 - 4
(2)	新設管布設工事	1 - 4
(3)	各種弁室築造工事	1 - 5
(4)	塗覆装工事	1 - 7
(5)	水道施設構造物工事	1 - 8
(6)	シールド・推進工事	1 - 10
(7)	水管橋工事	1 - 12
(8)	擁壁工事	1 - 14
3	品質管理基準	1 - 15
(1)	配管材料（鋳鉄管・鋼管・その他）	1 - 16
(2)	配管材料（弁類等）	1 - 17
(3)	配管材料（給水材料等）	1 - 18
(4)	配管（鋳鉄管の接合）	1 - 19
(5)	配管（鋼管の溶接）	1 - 23
(6)	レディーミクストコンクリート（材料・セメント・骨材・施工）	1 - 24
(7)	鉄鋼（材料）	1 - 27
(8)	ガス圧接（施工）	1 - 27
(9)	基礎杭工（既製杭）（材料・施工）	1 - 28
4	工事写真撮影基準	1 - 29
(1)	工事写真撮影基準	1 - 29
(2)	撮影の要点	1 - 31
(3)	写真の整理	1 - 32
(4)	撮影箇所一覧表	1 - 33
(5)	写真撮影方法（例）	1 - 44

第2編 水道工事書類作成要領

目 次

1	工事関係書類一覧表	2-1
2	施工計画書作成の要点と例	2-5
3	建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書（例）	2-20
4	使用材料数量表（例）	2-22
5	材料納入集計表（例）	2-23
6	工事出来形数量計算書について	2-24
7	出来形管理関係	2-25
	（1）管布設管理表	2-26
	（2）小型仕切弁室管理表	2-27
	（3）小型消火栓室管理表	2-28
	（4）不断水連絡部防護管理表	2-29
	（5）測点計測による舗装厚管理表 a	2-30
	（6）測点計測による舗装厚管理表 b	2-31
	（7）掘起しによる路盤厚管理表	2-32
	（8）抜取りコアーによる舗装厚管理表	2-33
8	品質管理関係	2-34
	（3）路盤締固め度管理表	2-35
	（4）合材締固め度管理表	2-36
	（5）アスファルト温度管理表	2-37
	（6）レディーミクストコンクリートの品質管理表	2-38
9	建設副産物（建設発生土及びがれき類等）関係で必要な書類	2-39
10	材料関係書類について	2-40
11	工程管理について	2-49

第3編 水道工事完成図作成の標準

目 次

工事完成図作成の標準	3 - 1
第1 一般事項	3 - 1
第2 図面作成の基本	3 - 3
第3 工事区分による完成図の製図	3 - 9
第4 表示記号	3 - 29
第5 図面作成例	3 - 48
工事完成図作成の標準付属	
配水管及び仕切弁等オフセット測量基準	3 - 63

第4編 様式集

目 次

1	工事着手届出書	4-1
2	「現場代理人」・「主任技術者」・「監理技術者」選定通知書	4-2
3	請負代金内訳書	4-3
4	「工程表」・「改定工程表」	4-4
5	「専門技術者」選定通知書	4-5
6	工事打合せ簿	4-6
7	施工計画書	4-7
8	コリンズ登録「登録のための確認のお願い」「登録内容確認書」受領書	4-8
9	施工体制台帳	4-9
10	個人情報保護に関する誓約書	4-10
11	建設副産物確認処分届	4-12
12	設計図書に指定された工事材料検査申請書	4-13
13	材料確認願	4-14
14	使用材料承諾願	4-15
15	段階確認書	4-16
16	段階点検確認書	4-17
17	受領書・借用書	4-19
18	臨機措置通知書	4-20
19	損害状況通知書	4-21
20	事故報告書	4-22
21	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書	4-27
22	「工事」・「指定部分に係る工事」完成届出書	4-28
23	工事出来形部分「確認」・「検査」申請書	4-29
24	工事完成図書	4-30
25	工事完成期限延長申請書	4-31
26	工事目的物引渡書	4-32
27	請 書	4-33
28	配管工選定通知書	4-34
29	支給材料受払計算書	4-35
30	工事月報	4-36
31	官公庁の休日・夜間等の作業届	4-38
29	ダクタイトル鑄鉄管の各継手チェックシート	4-39～63

第5編 水道局特記仕様書

目 次

建設副産物の処理及び再生材の使用に関する特記仕様書	5-1
施工方法等指定に関する特記仕様書	5-3
水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書	5-4
アスファルト混合物事前審査制度における特記仕様書	5-5
安全管理指定工事に関わる特記仕様書	5-6
段階点検制度（仮設工等）に関する特記仕様書	5-8
配管材料調達に関する特記仕様書	5-11
小型仕切弁室及び消火栓室設置に関する特記仕様書	5-21
管類等防食テープ覆装工に関する特記仕様書	5-24
管明示テープ施工に関する特記仕様書	5-36
埋設用明示シート敷設に関する特記仕様書	5-38
ポリエチレンスリーブ施工に関する特記仕様書	5-40
ポリピック洗浄方法に関する特記仕様書	5-44
工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書	5-46
水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	5-47
土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書	5-68
「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領	5-70
「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領	5-78
契約後VE方式の実施に関する特記仕様書	5-85
中間技術検査に関する特記仕様書	5-92
電子納品に関する特記仕様書	5-93
高級舗装の路盤先行工事に関する特記仕様書	5-94
個人情報取扱特記事項	5-95
耐摩板施工（サンドエロージョン対策）に関する特記仕様書	5-99
GX形ダクタイル鋳鉄管を使用した工事に関する特記仕様書	5-101
ワンデーレスポンスに関する特記仕様書	5-102
給水分岐短管を使用した工事に関する特記仕様書	5-103

1 日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書	5-109
デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書	5-110
快適トイレの設置に関する特記仕様書	5-111
水道用サドル付分水栓先行取付工事特記仕様書	5-113
建設副産物情報交換システム（COBRIS）の使用に関する特記仕様書	5-115
不断水切替弁を使用した工事に関する特記仕様書	5-116
水道局管内一円工事特記仕様書	5-121
損害補償業務特記仕様書	5-124

第 1 編 水道工事施工管理基準

1 水道工事施工管理基準

この水道工事施工管理基準は、水道工事標準仕様書第1編1-1-23（施工管理）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。

(1) 目的

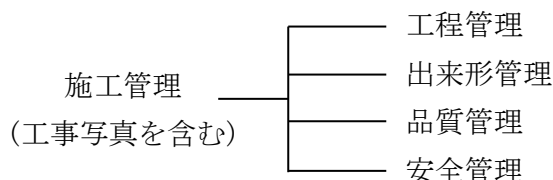
この基準は、請負工事による水道工事の施工管理の方法について定め、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格等の確保を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

ア この基準は、横浜市水道局発注の水道工事に適用する。ただし、請負工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

イ 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者等の定める基準によらなければならない。

(3) 構成



(4) 管理の実施

ア 請負人は、工事着手前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

イ 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

ウ 請負人は、測定（試験）等を、工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるように実施しなければならない。

エ 請負人は、測定（試験）等の結果を、その都度、逐次管理図表に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員が記録の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。

また、検査時に提出しなければならない。

オ 請負人は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「工事写真撮影基準」により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示することができるようにしておくこと。

また、検査時に提出しなければならない。

(5) 工程管理

請負人は、工程管理を、工事内容に応じネットワーク（パート）方式又は、バーチャート方式等により作成した実施工程表により管理するものとする。

なお、工程管理については、「第2編 11 工程管理について」（2-49）によるものとする。

施 工 管 理 基 準

(6) 出来形管理

請負人は、出来形を「出来形管理基準」により管理し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は、出来形管理表を作成するものとする。

(7) 品質管理

請負人は、品質を「品質管理基準」により管理し、品質管理図表等を作成するものとする。

(8) 規格値

請負人は、「出来形管理基準」及び「品質管理基準」により、測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

(9) 是正措置

ア 工程管理

請負人は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じたときは直ちに原因を究明し、改善策を立案して、監督員と協議すること。

イ 出来形及び品質管理

a 請負人は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図ること。

b 請負人は、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策をたて、監督員に報告の上、その指示を受けること。

(10) 合格判定

出来形及び品質の合格判定は、出来形管理基準及び品質管理基準に基づき、次により行うものとする。

ア 出来形

測定項目及び測定基準により実測し、その規定値がすべて規格値の範囲内にあるとともに、その平均値は設計値以上なければならない。

イ 品質

施工後の試験結果は、品質規格を満足しなければならない。

2 出来形管理基準

(1) 出来形管理基準適用の留意点

ア この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては、原則として、起・終点及び各測点(N o)ごとの測点管理を行い、その内から各工種の測定基準により出来形管理表等を作成すること。

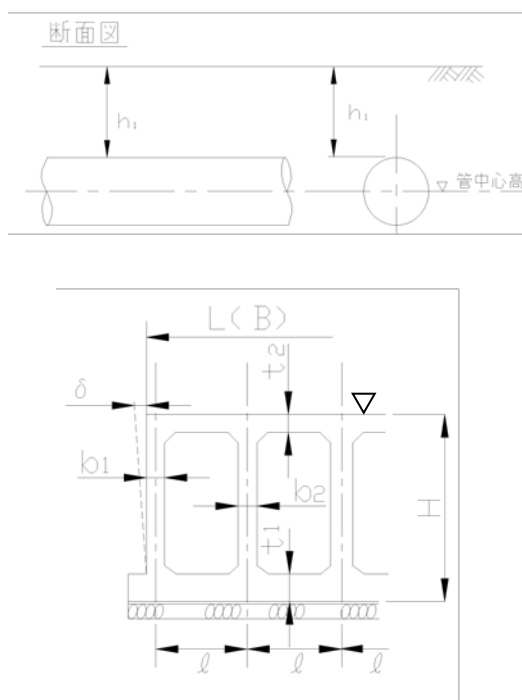
イ 延長で管理するもののうち施工延長が40m以下のものについては、1施工単位当たり2箇所を測定すること。

ウ 基準高の表示：次頁以降の適用欄に図示した▽印の位置を基準高とすること。

エ 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載すること。

オ 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。

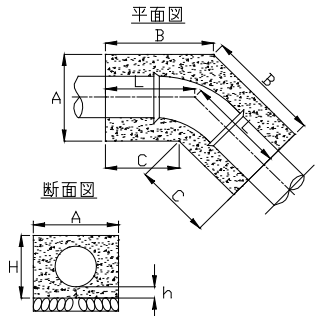
基準高さの例



(2) 各工種及び測定項目等

請負人は、出来形管理に当っては、監督員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行わなければならない。

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要		
工種	測定項目					
(1)	共通項目	幅 b 設計値以上 厚さ t 設計値以上	実施箇所ごとに測定する。			
(2)	新設	延長 500m未満	±100	路線ごとに測定する。 ※弁室等の構造物間 (日々測量する。)	配水管及び仕切弁等オフセット 測量基準に準ずる。	
		延長 500m以上	±200			
		土被 (DP)	±30	延長 40mごとに1箇所の割合 で測定する。		
		オフセット (S _i)	±30	維持管理上重要なものを測定 する。 始点、終点、連絡箇所、T字管、 曲管、(11 1/4° 以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)		
	管	布設 (四〇〇ミリ以上)	占用位置 (OP)	±30	一般部は概ね延長 40mごとに 1箇所の割合で測定する。 設計図に明示した伏越し等、特 殊部及び付属施設については 全箇所測定する。	
			管中心高	±30		
布設 (四〇〇ミリ未満)	管	延長(ブロックごと) 新設 撤去 使用廃止	100m未満 ±90 100m以上 ±延長/1000	路線ごとに測定する。 ※弁室等の構造物間 (日々測量する。)	配水管及び仕切弁等オフセット 測量基準に準ずる。	
		土被 (DP)	±30			延長 40mごとに1箇所の割合 で測定する。
	工	管	オフセット (S _i)	±30		維持管理上重要なものを測定 する。 始点、終点、連絡箇所、T字管、 曲管、(45° 以上)、付属施設(使 用廃止管を含む)。
			占用位置 (OP)	±30		一般部は概ね延長 40mごとに 標準的な位置で1箇所測定す る。 設計図に明示した伏越し等、特 殊部及び付属施設については 全箇所測定する。
管 防 護 工	コンクリート断面 (A・B・C・L・H)	幅 -30 厚さ -20	実施箇所ごとに測定する。 既設埋設物等の関係で標準 防護ができない場合は、監督員 と協議する。			
	管下高 (h)	±50				

出来形管理基準

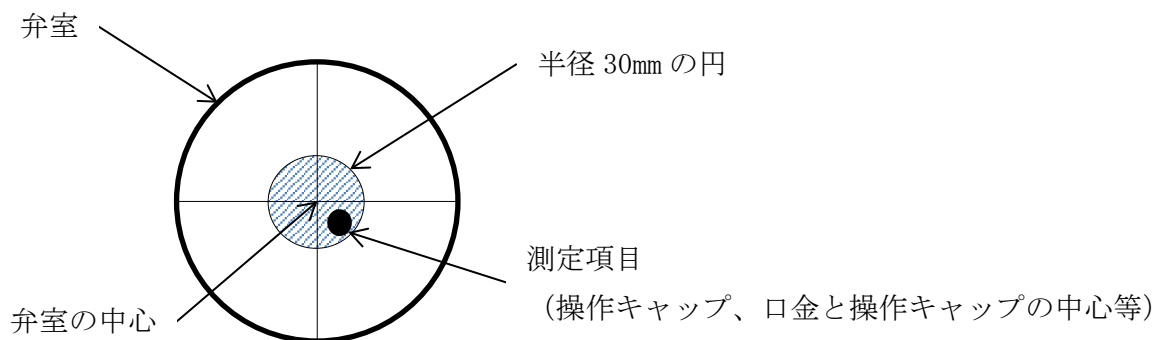
測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
(3)	小型消火栓 (洗浄栓、空気弁付含む) 【JWWA B 135 規格】	口金 (吐水口) 位置 (a)	弁室の中心から半径 30 以内	実施箇所ごとに測定。	断面図
	口金 (吐水口) 高さ (H)	鉄蓋 (地表基準面) から口金 (吐水口) 天端 200~300			
各種 弁室 築造	洗浄栓 (口径 75mm) 【JWWA B 103 規格】	口金 (吐水口) と操作キャップの中心位置 (a)	弁室の中心から半径 30 以内	実施箇所ごとに測定。	平面図 断面図
		口金 (吐水口) 高さ (H)	鉄蓋 (地表基準面) から口金 (吐水口) 天端 100~300		
工	小形仕切弁室 (不断水閉止弁、不断水切替弁を含む)	操作キャップ 位置 (a)	弁室の中心から半径 30 以内	実施箇所ごとに測定。	断面図
		操作キャップ 高さ (H)	鉄蓋 (地表基準面) から操作キャップ 天端 150~350		

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
(3) 各種 弁 室	急速空気弁室 (φ600mm以内)	位置 (a)	実施箇所ごとに測定。	
		高さ (H)		
室 築 造 工	NGS形充水機能付きバタフライ弁室	操作キャップ位置 (a)	実施箇所ごとに測定。	
		操作キャップ高 (H)		

【補足】

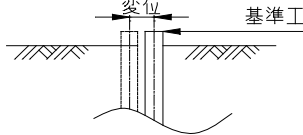
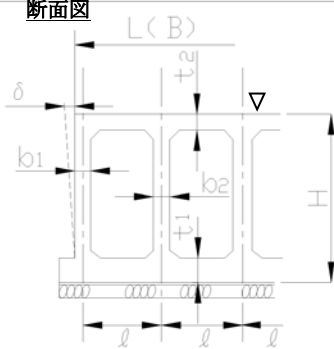
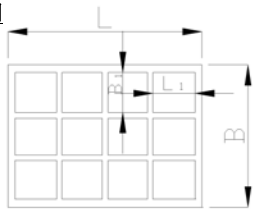
測定項目が弁室の中心から半径 30mm 以内に位置するとは、下図の通り、弁室の中心から半径 30mm の円の内部に、測定項目（操作キャップ、口金と操作キャップの中心等）が位置することである。



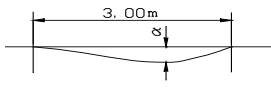
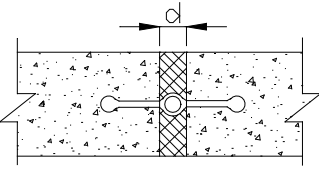
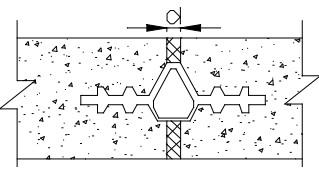
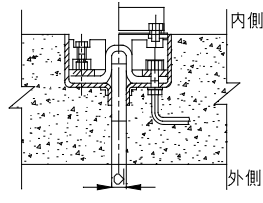
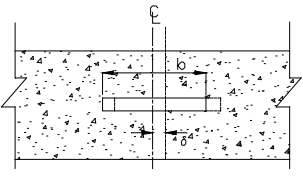
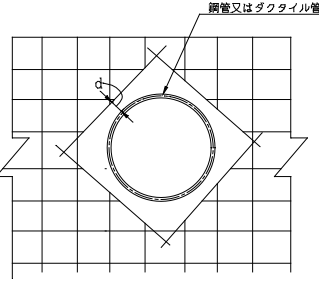
出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
(4) 塗 覆 装	熱収縮チューブ又はシート(外面) ジョイントコート	工場塗装と重ね長さ	50以上	実施箇所ごとに測定。
		シートの円周方向の重ね長さ		
工 事	水道用液状エポキシ樹脂塗装(内面)	塗 装 膜	0.5以上	塗膜の厚さの検査は、電磁式微厚計又は他の適当な測定器具により測定する。ただし、測定する箇所は円周方向でそれぞれ500mm間隔とする。

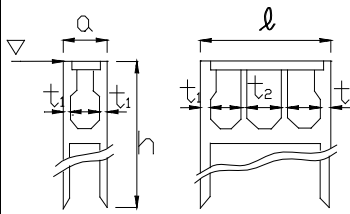
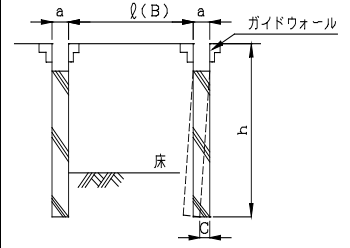
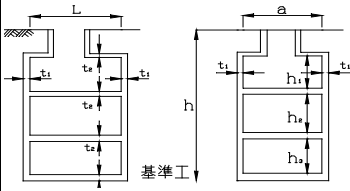
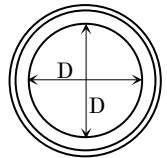
出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
(5) 水道 施設 構造 物 工事	基礎工 浄水場・配水池・ポンプ場 基礎杭	基準高	±50	全箇所について測定する。 D : 杭径	
		偏心量 (a)	2方向とも D/4 かつ 100mm 以内。		
	砕石基礎 栗石基礎	幅	巾 設計値以上 厚さ 設計値以上	200m ² に 1 箇所の割合で測定する。 t : 厚さ	
		厚さ	-10 平均値		
	矢板工	基準高	±50	延長 20m ごとに 1 箇所の割合で測定する (原則として、側点で測定する。) 施工延長 20m 以下のものは 2 箇所測定する。	
		変位 (ずれ)	100		
	鉄筋場・配水池・ポンプ場 PCコンクリート構造物 1 各部材の寸法	基準高 ▽	±25	1 ブロック当たり 3 ~ 5 箇所測定する。	<p>断面図</p>  <p>平面図</p> 
		壁体の鉛直のずれ (δ)	±30	1 面につき 2 ~ 3 箇所測定する。	
		支間寸法 (ℓ)	+30 -25	1 ブロック当たり、総支間数の 1/20 の割合で測定する。	
		断面寸法 ①柱・桁及び類似部材の断面寸法又は壁、床版、頂版及び類似部材の厚さ (b ¹ ・b ² ・t ¹ ・t ²)	規定寸法の 2% 以内及び +10 -5	①柱・桁類 1 ブロック当たり、総数の各 1/10 の割合で測定する。 ②壁類 1 ブロック当たり、総壁枚 (面) 数の各 1/10 の割合で測定する。ただし、側壁は 1 面につき 2 ~ 3 箇所測定する。 ③床版・頂版類 1 ブロック当たり 3 ~ 5 箇所測定する。	
		②平面長 (L・L1・B・B1)	規定寸法の ±1/1000	① 1 ブロックの縦・横方向の各 2 箇所測定する。 ② 1 池 (区画) の全長の縦・横方向の各 2 箇所測定する。	
		③高さ (H)	±25	1 ブロック当たり 3 ~ 5 箇所測定する。	

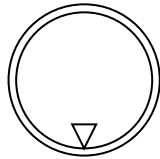
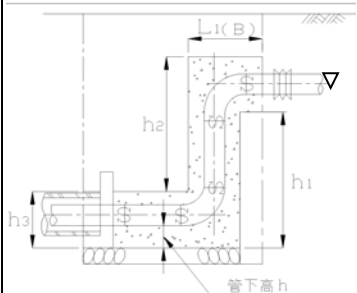
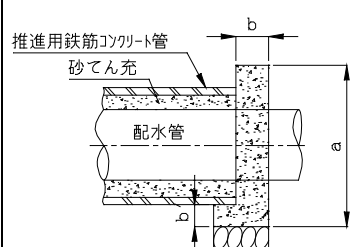
出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
(5) 水道 施設 構造 物 工事	2 仕上げ り面	平坦性 (α) (床版・頂版) ①金ゴテ仕上げ ②木ゴテ仕上げ	± 5 ± 7	直線定規等を3m区間に当てて測定したとき。 施工規模に応じて、50~200m ² に1地点	
	1 エキス パン ジ ョ ン 型	取付け間隔(δ)	センターバルブ外径 (d)の1/4以下	5mごとに1箇所測定する。	
	2 伸縮 可 撓 吸 収 型	"	"	"	
	3 伸縮 可 撓 波 型	"	"	"	
	止 水 板	"	止水板幅(b)の $\pm 10\%$ 以内	"	
	マクロセル腐食対策 ダクタイル鋳鉄管 ・ 鋼管	鋼管、ダクタイル鋳鉄管と鉄筋との隔離	設計隔離に対し ± 20	管断面の0°、90°、180°、270°の4箇所測定(各断面の最小離隔距離dを測定)	
	F R P ラ イ ニ ン グ	ライニング厚さ	0 ~ +5	1面あたり5箇所測定又は30m ² 当たり5箇所測定	
	ろ 過 砂 敷 均 し (更 生)	敷均し厚さ (各ろ材の層厚を合計した全ろ層厚)	0 ~ +20	1池当たり8箇所測定し、その平均値とする。 測定は洗浄後とする。	

出来形管理基準

定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
(6)	トンネル築造工	延長	±100	延長 100mごとに1箇所割合で測定する。 延長 100m未満の場合は、1箇所測定する。	
		中心線に対するずれ	±100		
	ニューマチックケーソン立坑	基準高	±100	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
		潜函の長さ (L)	-30		
		潜函の幅 (a)	-30		
		潜函の高さ (h)	-50		
		潜函の壁厚 ($t^1 \cdot t^2$)	-20		
		偏 心 値 (s)	300		
	地下連続壁立坑	偏 心 値 (c/h)	$c/h \leq 1/500$	ガイドウォール施工後測定する。	
		連壁の高さ (h)	-50		
		〃 の内寸法 $l(B)$	-30		
		〃 の厚さ (a)	-20		
	管理立坑(本設)	基準高	-50	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
		立坑の長さ(内寸法) (L)	-30		
		〃 幅 (a)	-30		
		〃 高さ (h)	-50		
		〃 ($h^1 \cdot h^2 \cdot h^3$)	±20		
		〃 壁厚 (t^1)	-20		
		〃 スラブ厚 (t^3)	±20		
	シールド	一次覆工	基準高	±50	5リングごとに測定する。
勾 配			±1/10		
中心線の水平変位			±100		
真円度(上下)			-		
延 長			-		
二次覆工		管底高	±50	管底高は、施工延長 25mごとに1箇所測定する。 管径は、施工延長 50mごとに1箇所測定する。	
		勾 配	±1/10		
		中心線の水平変位	±50		
		管径(上下)	±10		
		延 長	-		

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
シールド	推進工	基準高	±50	延長10mごとに1箇所割合で測定する。ただし、小口径管(径700mm以下)推進は両端部とする。	
		勾配	±1/10		
		中心線の水平変位	±50		
		延長	—		
ブルド	布設工	管中心高	±30	延長100mごとに1箇所割合で測定する。延長100m未満の場合は、1箇所測定する。	
		延長	±100		
推進工	管防護工	断面(幅、厚さ等) ($L \cdot B \cdot h^1 \cdot h^2 \cdot h^3$)	+50	実施箇所ごとに測定する。	<p>断面図</p> 
		管下高(h)	±50		
工事	管閉塞工	断面(幅・厚さ等) ($a \cdot b \cdot b'$)	±30	実施箇所ごとに測定する。	<p>断面図</p> 

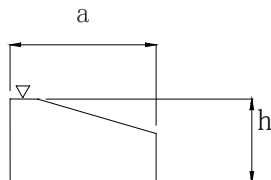
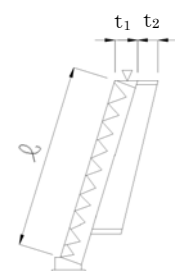
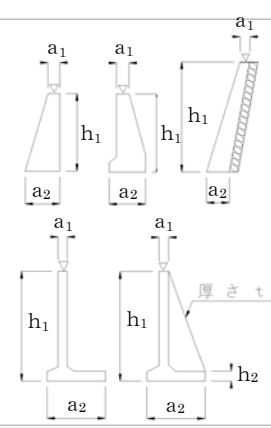
出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
水管	橋台	基準高	±20	橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
		橋台の天端長 (L ₁)	-30		
		橋台の敷長 (L ₂)	-30		
		橋台の天端幅 (A・a ₁ ・a ₂) (橋軸方向)	-20		
		橋台の敷幅 (a ₃) (橋軸方向)	-30		
		橋台の高さ (h ₁)	-30		
		胸壁の高さ (h ₂)	-20		
		床版の高さ (h ₃)	-20		
		橋台間距離 (L)	±30		
		中心線に対するずれ (δ ₁) (橋軸方向)	±30		
		中心線に対するずれ (δ ₂) (橋軸直角方向)	±30		
		橋工事	鋼橋 (仮組立時)		
製作キャンバー(δ)	+10% -0 ただし、最小1mm				
管体の通り(直進度)	仮組立支間任意の箇所について管軸芯に対し左右±10				
桁・トラスの高さ(H)	±H/500 ただし、最小1mm				
桁・トラスの中心間距離	±B/500 ただし、最小1mm				
桁・トラスの通り	仮組立支間任意の箇所について管軸芯に対し左右±10				
桁・トラスの鉛直度	±H/500 ただし、最大値10mm、最小値1mm				
現場継手の目違い	板厚の10% ただし、板厚15mm以下については1.5mm以下				

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要					
工種	測定項目								
(7)	塗膜厚	各層膜厚	各層設計膜厚以上	塗膜厚の測定 塗膜厚は、測定項目に示すとおり、下塗、中塗、上塗、の各種ごとに測定する。 合計膜厚は、設計膜厚以上とする。 1 鋼橋（水管橋本体） 厚さは電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の3個所以上、その各個所の円周任意の4点で測定する。 2 歩廊等（付属部材） 10m ² につき1箇所測定する。					
					水管橋外面塗装工事標準膜厚表（参考）				
					塗装系	塗装工程	塗料名	目標膜厚 μm/回	
					O-1 ^{*1}	工場	亜酸化鉛さび止めペイント	下塗	35
							シアナミドさび止めペイント	下塗	35
						現場	フェノール MIO	下塗	45
							フェノールアルキッド	中塗	20
					O-2 ^{*2}	工場	フェノールアルキッド	上塗	20
							無機ジンクリッチプライマー	下塗	15
						現場	塩化ゴム系塗料	下塗	40
塩化ゴム系塗料	下塗	40							
L-1 ^{*2}	工場	塩化ゴム系塗料	中塗	30					
		塩化ゴム系塗料	上塗	25					
	現場	変性エポキシ樹脂塗料	下塗	150					
		エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗	60					
L-2 ^{*2}	工場	塩化ゴム系塗料	中塗	30					
		塩化ゴム系塗料	上塗	25					
	現場	変性樹脂塗料	下塗	150					
		エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗	60					
L-3 ^{*2}	工場	ポリウレタン樹脂塗料用	中塗	30					
		有機ジンクリッチペイント	下塗	50					
		エポキシ樹脂塗料 (ミストコート)	下塗	—					
	現場	エポキシ樹脂塗料	下塗	60					
		エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗	60					
		ポリウレタン樹脂塗料	上塗	25					
S-1 ^{*2}	工場	ポリウレタン樹脂塗料	上塗	25					
		無機ジンクリッチペイント	下塗	75					
		エポキシ樹脂塗料 (ミストコート)	下塗	—					
	現場	エポキシ樹脂塗料	下塗	60					
		エポキシ樹脂 MIO塗料	下塗	60					
		ふっ素樹脂塗料用	中塗	30					
		ふっ素樹脂塗料	上塗	25					
注記 ※1 鋼板に一次プライマーを塗装する場合は長ばく形エッチングプライマーとする。 ※2 鋼板に一次プライマーを塗装する場合はリッチプライマーとする。									

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要		
工種	測定項目					
(8) 擁壁工事	基礎	ぐり石	幅	-50	本体構造物の測定基準に準じて測定する。	
			厚さ	-30		
		コンクリート	基準高	±30		
			幅 a	-30		
			厚さ h	-20		
			延長	-0.2%		
	杭	基準高	±50	1 全数について杭中心で測定する。 2 基準高は、打込み不能のとき、切揃え高とする。	1 既製杭の打ち止まり沈下量は、全数について測定する。 2 場所打杭の杭長は、全数进行检测する。 * 場所打ち杭に規格値の上段は、平坦で安定した据付け地盤において施工した場合であり、下段は河川等の水上で栈橋を基盤として施工した場合である。	
		偏心量	既製杭			D/4 かつ 100 以内
	場所打杭		*100 以内 200 以内			
	コンクリートブロック積(張)工	基準高	±50	1 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 2 厚さは奇数段について測定する。 3 基準高、のり長については、断面の変化点についてすべて測定する。		
		厚さ	コンクリート t ₁			-50
			裏込材 t ₂			-50
のり長		l ≤ 3 m	-30			
		l > 3 m	-1.5% -100			
延長	-0.2%					
コンクリート擁壁工	基準高	±50	50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。ただし、断面の変化点についてはすべて測定する。	構造図の寸法箇所を測定する。 		
	幅	a ₁			-20	
		a ₂			-30	
	厚さ t	-20				
	高さ	h ₁			-2% 以内 最大値 -50	
		h ₂			-20	
延長	-100					

3 品質管理基準

(1) 品質管理基準適用の留意点

ア この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験(測定)種目と、その管理基準を定めたものであり、各工種の試験(測定)基準により品質管理表及び合格判定表等を作成すること。

イ 区分における必須とは、各工種の試験種目の中で施工に際し、必ず試験(測定)を実施する項目とする。

ウ 区分におけるその他とは、必須に次ぐ試験種目で、必要に応じて特記仕様書又は監督員が指示した場合に試験(測定)を実施する項目とする。

エ 道路復旧等の品質管理基準は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。

(2) 各工種及び試験(測定)項目等

請負人は、品質管理に当っては、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験(測定)項目等について工事着手前に協議すること。

品質管理基準

工種区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要
		試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(1) 鉄管・鋼管・その他	ダクタイル鋳鉄管		日本水道協会による検査	JWWA G 113 JWWA G 120 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 1052 ・内面塗装 モルタルライニング JWWA A 113 エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 GX形 JWWA G 120 JDPA G 1049	製造業者名の「受検証明書」 ※内面塗装、外面塗装は、設計図書で指定したものの
	ダクタイル鋳鉄管(異形管)			JWWA G 114 JWWA G 121 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 ・内面塗装 エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 GX形 JWWA G 121 JDPA G 1049	
	水道用ダクタイル鋳鉄管用接合部品			JWWA G 113 JWWA G 114 JWWA G 120 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049	
	水道用ダクタイル鋳鉄管用離脱防止押輪			設計図書で指定したもの	
	水道用塗覆装鋼管			JWWA G 117 ・内面塗装、外面塗装 設計図書で指定したもの	
	水道用塗覆装鋼管(異形管)			JWWA G 118 ・内面塗装、外面塗装 設計図書で指定したもの	
	水道用ステンレス鋼管			JIS G 3468 JWWA G 115	
	水道用波状ステンレス鋼管			JWWA G 119	
	水道用ステンレス鋼管継手(伸縮可とう式)			JWWA G 116 規格品又は規格準拠品	
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管			JWWA K 116	
	ねじ込み可鍛鋳鉄製継手			JWWA K 150 準拠 (JPF MP 003)	
	ねじ込み式鋼管製管継手			JPF NP 001	
	MII型継手			横浜市仕様	
	管端コア(ネジあり)			構造・材質基準適合品	
	鋼管用ユニオンシモク			構造・材質基準適合品	
	水道用ポリエチレン1種2層管			JIS K 6762	
	水道用ポリエチレン管金属継手(1種管用)			JWWA B 116 規格品又は規格準拠品	
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管			JIS K 6742	
	水道用硬質塩化ビニル管継手			JIS K 6743 HITS	
	不断水割T字管			設計図書で指定したもの	

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準		摘 要	
			試験方法	試験(測定)の基準		品質規格
(2)その他・弁類等	必須	水道用仕切弁		日本水道協会による検査	JWWA B 122 JWWA G 113 JWWA B 131 ・内面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂内面粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139	製造業者名の「受検証明書」 ※内面塗装、外面塗装は、設計図書で指定したものの
		水道用仕切弁 (丸ハンドル付等)		JWWA B 122 ・内面塗装、外面塗装は同上		
		水道用ソフトシール仕切弁		JWWA B 120 準拠 (本体) JWWA G 120 JDPA G 1049 準拠 (継手部) JDPA G 1042 準拠 (継手部) ・内面塗装、外面塗装は同上		
		多目的ソフトシール仕切弁 (ワンポートバルブ) (ツーポートバルブ)		JWWA B 120 準拠 ・内面塗装、外面塗装は同上		
		水道用バタフライ弁 脚付き		JWWA B 138 JWWA B 138 準拠 ・内面塗装、外面塗装は同上		
		NS形充水機能付きバタフライ弁		JWWA B 138 (弁本体部) JDPA G 1042 (継手部) ・内面塗装 (弁本体部) は同上 ・内面塗装 (継手部) 水道用合成樹脂塗料 JWWA K 139 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂内面粉体塗装 JWWA G 112		
		GX形充水機能付きバタフライ弁		JWWA B 138 (弁本体部) JDPA G 1049 (継手部) ・内面塗装 (弁本体部) は同上 ・内面塗装 (継手部) 水道用合成樹脂塗料 JWWA K 139 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂内面粉体塗装 JWWA G 112		
		小型消火栓 (補修弁内蔵)		JWWA B 135 JWWA B 126 準拠 (製品指定) ・内面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂内面粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装は同上		
		空気弁付小型消火栓 (補修弁内蔵)		同上		
		水道用空気弁		旧JIS B 2063-1994 JWWA B 137 準拠 (製品指定) JWWA B 137 ・内面塗装は同上 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139		
		水道用補修弁		JWWA B 126 ・内面塗装、外面塗装は同上		
		洗淨栓		JWWA B 103 準拠 (製品指定) ・内面塗装は同上 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂内面粉体塗装 JWWA G 112		
		消火栓室		JWWA K 148		
		仕切弁用小型弁室		JWWA K 148		
		空気弁室		JIS A 5372		
		仕切弁室、バタフライ弁室		JIS A 5372		
洗淨栓室	JWWA K 148					

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準		摘 要	
			試験方法	試験(測定)の基準		品質規格
(2)記管材料	その他・弁類等	人孔鉄蓋 (仕切弁用、バタフライ弁用、消火栓用)		日本水道協会による検査	J W W A B 1 3 2 準拠	製造業者名の「受検証明書」 ※内面塗装、外面塗装は、設計図書で指定したものの
		人孔鉄蓋 (仕切弁用等)			横浜市仕様	
		人孔鉄蓋 (空気弁用等)			横浜市仕様	
		人孔鉄蓋 (急速空気弁用)			J S W A S G - 4 準拠	
		鉄蓋 (洗浄栓用、仕切弁用)			J W W A B 1 3 2 準拠	
		鉄蓋 (仕切弁用等)			J W W A B 1 3 2 準拠	
(3)給水材料等	必 須	水道用サドル付分水栓用自在継手 (Ⅱ)		日本水道協会による検査	横浜市仕様	製造業者名の「受検証明書」 ※内面塗装、外面塗装は、設計図書で指定したものの
		水道用サドル付分水栓用取出しソケット			横浜市仕様	
		メータ用自在継手			横浜市仕様	
		ネジ付メータニップル			横浜市仕様	
		B型伸縮付補助止水栓			横浜市仕様	
		B型補助止水栓			横浜市仕様	
		S U S ボール止水栓伸縮可とう継手一体型			J W W A G 1 1 6 及び J W W A B 1 0 8 規格準拠品	
		ボール止水栓 (両テーバーめネジ)			J W W A B 1 0 8 規格品又は規格準拠品	
		伸縮管			横浜市仕様	
		口径 50mm メータ用フランジ			構造・材質基準適合品	
		三方バルブ			横浜市仕様	
		水道用サドル付分水栓			J W W A B 1 1 7	
		水道用サドル付分水栓キャップ			J W W A B 1 1 7	
		密着形コア			構造・材質基準適合品	
		取出しユニオン			構造・材質基準適合品	
		メータきょう特小			横浜市仕様	
		メータきょう小			横浜市仕様	
		メータきょう中			横浜市仕様	
		メータきょう大			横浜市仕様	
		メータ表函 (ふた)			横浜市仕様	
		メータ表函 (枠)			横浜市仕様	
		メータコンクリート室			横浜市仕様	
		S型止水栓きょう			横浜市仕様	
		アジャスト・パイプ			横浜市仕様	
		止水栓きょう			横浜市仕様	
		樹脂製メータきょう小			横浜市仕様	
		樹脂製メータきょう中			横浜市仕様	
		水道管明示テープ			横浜市仕様	
		水道管埋設明示シート			横浜市仕様	
		ポリエチレンスリーブ (粘着テープ)			J W W A K 1 5 8	
		口径 50mm 以下用ポリエチレンスリーブ			J W W A K 1 5 8 準拠品	
水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	J W W A S 1 0 1					

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要																																							
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格																																								
(4) 記管	必 須 鉄管の 接合	ボルトの締付けトルク		継手箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編 1-3-10 (ボルトの締付けトルク) による。 K形・S形・NS形メカニカル継手管標準締付けトルク <table border="1"> <thead> <tr> <th>管 径 (mm)</th> <th>トルク (N・m)</th> <th>ボルトの呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>60</td> <td>M16</td> </tr> <tr> <td>100~600</td> <td>100</td> <td>M20</td> </tr> <tr> <td>700~800</td> <td>140</td> <td>M24</td> </tr> <tr> <td>900~2600</td> <td>200</td> <td>M30</td> </tr> </tbody> </table>	管 径 (mm)	トルク (N・m)	ボルトの呼び	75	60	M16	100~600	100	M20	700~800	140	M24	900~2600	200	M30	チェックシートを作成し提出する。																								
		管 径 (mm)			トルク (N・m)	ボルトの呼び																																							
75	60	M16																																											
100~600	100	M20																																											
700~800	140	M24																																											
900~2600	200	M30																																											
標準胴付間隔 許容曲げ角度	US・UF形締付けトルク <table border="1"> <thead> <tr> <th>管 径 (mm)</th> <th>トルク (N・m)</th> <th>ボルトの呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700~1500</td> <td>120</td> <td>M22</td> </tr> <tr> <td>1600~2600</td> <td>140</td> <td>M24</td> </tr> </tbody> </table>	管 径 (mm)	トルク (N・m)	ボルトの呼び	700~1500	120	M22	1600~2600	140	M24																																			
管 径 (mm)	トルク (N・m)	ボルトの呼び																																											
700~1500	120	M22																																											
1600~2600	140	M24																																											
					フランジ形 (大平面座形) ダクタイル鋳鉄管標準締付けトルク <table border="1"> <thead> <tr> <th>管 径 (mm)</th> <th>トルク (N・m)</th> <th>ボルトの呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75~200</td> <td>60</td> <td>M16</td> </tr> <tr> <td>250・300</td> <td>90</td> <td>M20</td> </tr> <tr> <td>350・400</td> <td>120</td> <td>M22</td> </tr> <tr> <td>450~600</td> <td>260</td> <td>M24</td> </tr> <tr> <td>700~1200</td> <td>570</td> <td>M30</td> </tr> <tr> <td>1350~1500</td> <td>1200</td> <td>M36</td> </tr> </tbody> </table>	管 径 (mm)	トルク (N・m)	ボルトの呼び	75~200	60	M16	250・300	90	M20	350・400	120	M22	450~600	260	M24	700~1200	570	M30	1350~1500	1200	M36																			
管 径 (mm)	トルク (N・m)	ボルトの呼び																																											
75~200	60	M16																																											
250・300	90	M20																																											
350・400	120	M22																																											
450~600	260	M24																																											
700~1200	570	M30																																											
1350~1500	1200	M36																																											
				※管径 700mm 以上については、GF (溝形) フランジとRF (大平面座形) フランジの組み合わせの使用を推奨している。																																									
				水道工事標準仕様書第2編 1-3-11 (標準胴付間隔、許容胴付間隔、許容曲げ角度、切管時の白線の寸法) による。 K形ダクタイル鋳鉄管の許容胴付間隔 (単位: mm) <table border="1"> <thead> <tr> <th>管 径</th> <th>許容胴付間隔</th> <th>管 径</th> <th>許容胴付間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75~250</td> <td>20</td> <td>2000</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>300~900</td> <td>32</td> <td>2100</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>1000~1500</td> <td>36</td> <td>2200</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>1600</td> <td>43</td> <td>2400</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>1650</td> <td>45</td> <td>2600</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>1800</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管 径	許容胴付間隔	管 径	許容胴付間隔	75~250	20	2000	53	300~900	32	2100	55	1000~1500	36	2200	58	1600	43	2400	63	1650	45	2600	71	1800	48															
管 径	許容胴付間隔	管 径	許容胴付間隔																																										
75~250	20	2000	53																																										
300~900	32	2100	55																																										
1000~1500	36	2200	58																																										
1600	43	2400	63																																										
1650	45	2600	71																																										
1800	48																																												
				K形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>管 径</th> <th>許容曲げ角度</th> <th>管 径</th> <th>許容曲げ角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75~200</td> <td>5° 00'</td> <td>800</td> <td>2° 10'</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>4° 10'</td> <td>900</td> <td>2° 00'</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>5° 00'</td> <td>1000</td> <td>1° 50'</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>4° 50'</td> <td>1100</td> <td>1° 40'</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>4° 10'</td> <td>1200</td> <td>1° 35'</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>3° 50'</td> <td>1350</td> <td>1° 20'</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>3° 20'</td> <td>1500</td> <td>1° 10'</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>2° 50'</td> <td>1600~2600</td> <td>1° 30'</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>2° 30'</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度	75~200	5° 00'	800	2° 10'	250	4° 10'	900	2° 00'	300	5° 00'	1000	1° 50'	350	4° 50'	1100	1° 40'	400	4° 10'	1200	1° 35'	450	3° 50'	1350	1° 20'	500	3° 20'	1500	1° 10'	600	2° 50'	1600~2600	1° 30'	700	2° 30'			
管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度																																										
75~200	5° 00'	800	2° 10'																																										
250	4° 10'	900	2° 00'																																										
300	5° 00'	1000	1° 50'																																										
350	4° 50'	1100	1° 40'																																										
400	4° 10'	1200	1° 35'																																										
450	3° 50'	1350	1° 20'																																										
500	3° 20'	1500	1° 10'																																										
600	2° 50'	1600~2600	1° 30'																																										
700	2° 30'																																												

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要			
			試験方法	試験(測定)の基準	品 質 規 格				
(4) 配管	必須 鉄管の 接合	標準胴付間隔 許容曲げ角度		継手箇所ごと	N S形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度及び標準胴付間隔 (単位: mm)			チェックシートを作成し提出する。	
					管 径	許容曲げ角度	胴付間隔		
					75~100	4° 00'	45		
					150~250	4° 00'	60		
					300	3° 00'	69		
					400	3° 00'	71		
					500	3° 20'	75		
					600	2° 50'	75		
					700	2° 30'	75		
					800	2° 10'	75		
					900	2° 00'	75		
					1000	1° 50'	80		
					S形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度				
					管 径	許容曲げ角度	管 径		許容曲げ角度
					500	3° 20'	900		2° 00'
600	2° 50'	1000	1° 50'						
700	2° 30'	1100	1° 40'						
800	2° 10'	1200~2600	1° 30'						
S形ダクタイル鋳鉄管の標準胴付間隔 (単位: mm)									
管 径	標準胴付間隔	管 径	標準胴付間隔						
500~900	75	2000~2200	80						
1000~1500	80	2400~2600	85						
1600~1800	75								
U形セットボルト方式の規定胴付間隔 (単位: mm)									
呼 び 径	規定胴付間隔	呼 び 径	規定胴付間隔						
700~900	125	2100~2200	145						
1000~1200	130	2400	150						
1350~1500	135	2600	165						
1600~2000	140								
U形許容曲げ角度、標準胴付間隔及び許容胴付間隔 (単位: mm)									
管 径	許容曲げ角度 (V T ・ S B)	標準胴付間隔 (V T)	許容胴付間隔						
700	2° 30'	105	137						
800	2° 10'	105	137						
900	2° 00'	105	137						
1000	1° 50'	105	138						
1100	1° 40'	105	138						
1200	1° 30'	105	138						
1350	1° 30'	105	141						
1500	1° 30'	105	145						
1600	1° 10'	115	148						
1650	1° 05'	115	148						
1800	1° 00'	115	148						
2000	1° 00'	115	151						
2100	1° 00'	115	153						
2200	1° 00'	115	155						
2400	1° 00'	115	158						
2600	1° 00'	130	177						

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準				摘 要	
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格			
(4) 配管	必須 鉄管の 接合	標準胴付間隔 許容曲げ角度	継手箇所ごと	P II形、PN形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度				チェックシートを作成し提出する。
				管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度	
		300~600		4° 00'	1350	2° 30'		
		700~1000	3° 00'	1500(PN形)	1° 50'			
		1100~1200	2° 45'					
				G X形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度及び標準胴付間隔 (単位: mm)				
				管 径	許容曲げ角度	胴付間隔		
				75~100	4° 00'	45		
				150~200	4° 00'	60		
				300	4° 00'	72		
				400	4° 00'	75		
				S 5 0形ダクタイル鉄管の許容曲げ角度及び標準胴付間隔 (単位: mm)				
				許容曲げ角度	胴付間隔			
				4° 00'	45			
		異形管部の接合		水道工事標準仕様書第2編 1-3-1 1 (標準胴付間隔、許容胴付間隔、許容曲げ角度、切管時の白線の寸法) による。				
				G X形ダクタイル鋳鉄管異形管受口の接合 (単位: mm)				
				呼び径	施工管理用突部と受口端面の隙間寸法			
				75~400	0.5未満			
				S 5 0形ダクタイル鉄管異形管受口の接合 (単位: mm)				
				施工管理用突部と受口端面の隙間寸法				
				0.5未満				
		押ボルト締付けトルク		水道工事標準仕様書第2編 1-3-1 3 (押ボルト締付けトルク) による。				
				特殊押輪の押ボルト締付けトルク				
				押ボルトの呼び	締付けトルク (N・m)			
				M20	100			
				M22	120			
				M24	140			
				M30	200			
				G-Link の押ボルト締付けトルク				
				締付けトルク (N・m)				
				100				
				S 5 0形ダクタイル鉄管の押しボルト締付けトルク				
				押ボルトの呼び	締付けトルク (N・m)			
				M16	60			

品質管理基準

工種区 種別分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要																									
		試験 方法	試験(測定)の 基準	品 質 規 格																										
(4) 配管 鉄管の 継手 の 接 合	フランジ継手の 接合		継手箇所ごと	<p>水道工事標準仕様書第2編1-3-17 (フランジ継手の接合) による。</p> <p>1 RF (大平面座形) フランジとRFフランジとの接合 水道工事標準仕様書第2編1-3-10 (ボルトの締付けトルク) のフランジ形 (大平面座形) ダクタイル鋳鉄管標準締付けトルクによる。</p> <p>2 GF (溝形) フランジとRFフランジとの接合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用呼び径 (mm)</th> <th>締付けトルク (N・m)</th> <th>ボルトの呼び</th> <th>規定隙間寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50~2600</td> <td>60以上</td> <td>M16~M48</td> <td>0.5未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>規定隙間寸法の測定は、フランジとフランジとの間にすきまゲージを用いて測定する。</p> <p>3 メタルタッチ形式でないGFフランジとRFフランジの接合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼 び 径 (mm)</th> <th colspan="2">規定隙間 (mm)</th> </tr> <tr> <th>下 限</th> <th>上 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75~900</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>1000~1500</td> <td>4.5</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>1600~2400</td> <td>6.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>7.5</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table>	適用呼び径 (mm)	締付けトルク (N・m)	ボルトの呼び	規定隙間寸法 (mm)	50~2600	60以上	M16~M48	0.5未満	呼 び 径 (mm)	規定隙間 (mm)		下 限	上 限	75~900	3.5	4.5	1000~1500	4.5	6.0	1600~2400	6.0	8.0	2600	7.5	9.5	チェックシートを作成し提出する。
適用呼び径 (mm)	締付けトルク (N・m)	ボルトの呼び	規定隙間寸法 (mm)																											
50~2600	60以上	M16~M48	0.5未満																											
呼 び 径 (mm)	規定隙間 (mm)																													
	下 限	上 限																												
75~900	3.5	4.5																												
1000~1500	4.5	6.0																												
1600~2400	6.0	8.0																												
2600	7.5	9.5																												

品質管理基準

工種区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要
		試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(5) 配管の容量	外観検査	目視	検査箇所は、設計図書及び監督員の指示したところとする。	下記について著しい欠陥がないこと。 1 余盛りの形状 2 溶接部及びその付近のわれ 3 アンダーカット 4 オーバーラップ 5 ピット 6 ビード形状スラグ 7 スパッタの付着 8 溶接ビードの不揃い	社内検査データ及び写真を提出する。
	放射線透過試験 (X線)	JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法 撮影方法は内部線源撮影方法 小口径管等で人が入れない場合は二重壁片面撮影方法 JIS Z 3106 ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法	試験は、水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) のとおり実施する。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) による。 判定は、JIS Z 3104 及び JIS Z 3106 の3類以上とする。	試験成績及び透過写真を提出する。
	超音波探傷試験	JIS Z 3050 パイプライン溶接部の非破壊試験方法 JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	試験は、水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) のとおり実施する。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) による。 判定は、JIS Z 3060 の3類以上とする。	水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) の(2)のウ(記録)による試験成績表を提出する。
	液状エポキシ樹脂塗装 (内面塗装)	下地処理検査	塗装箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編1-3-40 (無溶剤形エポキシ樹脂塗装) による。 1 溶接により生じたヒュームが除去されていること。 2 スラグ除去、ビードの著しい凹凸が整形され、スパッタ、仮付けピース跡などの塗膜に有害な突起が除去され、平滑に仕上げていること。 3 ほこり、泥、水分、油分の付着がないこと。 4 工場無塗装部を SSPC-SP11 の等級に仕上げていること。 5 工場プライマー部で、焼損、発錆、鋼面が露出した部分は、プライマーを除去し、SSPC-SP11 の等級に仕上げていること。 6 工場塗装部及び工場プライマー部(健全部)は、表層のみ面粗ししていること。 7 工場塗装部の面粗し範囲は幅25mmとし、端部はテーパをつけていること。	試験成績表を提出する。
	外観検査		水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) による。 1 塗装表面にたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、変色などの有害な欠陥がないこと。 2 塗り残し、ピンホールがないこと。		
	ピンホール及び塗り残し検査		ピンホール探知機で測定した塗膜全面について火花の発生がないこと。		
	塗膜厚検査 電磁膜厚計又は他の測定器具	塗装箇所ごと 円周上任意の4点(溶接ビード除く)	塗膜厚さ0.5mm以上(硬化後)		

塗膜厚 (mm)	試験電圧 (V)
0.5	2000~2500

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(5) 配管の容量	必須	ジョイントコート (外面塗装)	下地処理検査	被覆箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編1-3-42 (ジョイントコート) による。 1 溶接によって生じたスラグ、スパッタ、仮付ピース跡、ビード部凹凸などの有害な突起が除去又は滑らかに仕上がっていること。 2 スケール、さび、熱影響を受けたプライマーなどが除去されていること。 3 ほこり、泥、水分、油分が付着していないこと。	試験成績表を提出する。
			外観検査		水道工事標準仕様書第2編1-3-43 (検査) による。 1 焼損があつてはならない。 2 有害な欠陥となる両端の大きなめくれがあつてはならない。 3 ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。 4 工場塗装部との重ね長さは、片側50mm以上とする。 5 円周方向の重ね長さは、50mm以上とする。	
			ピンホール検査		ピンホール探知機を用いて行い、火花の発生するような欠陥があつてはならない。検査電圧は、8~10kVとする。	
			膜厚検査		加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm以上とする。	
(6) レンデイトメント骨材	必須	示方配合の決定		配合ごとに実施する。		1 原則としてJIS表示認可工場とする。 2 示方配合については、配合報告書を提出する。 3 材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。 ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
		アルカリ骨材反応性試験	JIS A 5308 レディーマイクストコンクリート JIS A 1145 骨材のアルカリシカ反応性試験方法 (化学法) JIS A 1146 骨材のアルカリシカ反応性試験方法 (モルタルバー法)	当初及び材料の変化時に実施する。		
		セメント物理試験	JIS R 5201 セメントの物理試験方法	当初及び製造工場又は規格の変化時に実施する。		
		密度及び吸水率試験	JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法 JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	当初及び材料の変化時に実施する。		
	その他	ふるい分け試験	JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法			

品質管理基準

工種別	区分	管 理 基 準			摘 要	
		試験(測定)種目	試験方法	試験(測定)の基準		品質規格
(6) 材料・セメント・骨材	その他	単位重量試験	JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実積率試験方法	当初及び材料の変化時に実施する。	1 原則としてJIS表示認可工場とする。 2 示方配合については、配合報告書を提出する。 3 材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。 ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。	
		洗い試験	JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法			
		すりへり試験	JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法			
		表面水率の測定	JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法	1日に2回の割合で実施する。		
		有機不純物試験	JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法			
		軟石量試験	JIS A 1126 ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験方法			
施工	必須	単位水量試験	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	100m ³ /日以上の場合 は、2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。	1 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後、全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。さらに、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は、1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は、2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。

品質管理基準

工種区	種別分	管 理 基 準			摘 要		
		試験(測定)種目	試験方法	試験(測定)の基準		品質規格	
(6)	施工 必須 レディー ミクス トコン クリート	スランブ試験	JIS A 1101 コンクリートのスランブ試験方法	試験は次のとおり実施する。 1 コンクリートの総量が 50m ³ 未満は1回 50m ³ 以上 150m ³ 以下は2回 以後 150m ³ ごとに1回追加し実施する。 ただし、設計基準強度 18N/mm ² 以下かつ 30m ³ 未満は省略することができる。 2 スランブ試験、空気量試験、塩化物含有量試験は、荷おろし地点で打設前に実施する。 3 圧縮、曲げ強度用試料は、荷おろし地点で採取する。	スランブ スランブの許容値 2.5cm ±1cm 以内 5cm 及び 6.5cm ±1.5cm 以内 8cm 以上 ±2.5cm 以内 21cm 以上 ±1.5cm 以内		
		空気量試験	JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法) JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法-空気室圧力方法 JIS A 1118 フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法)		空気量の許容差 ±1.5%以内		
		塩化物含有量試験	JIS A 5308 レディーミクストコンクリート		原則 0.3kg/m ³ 以下(塩素イオン重量)ただし、監督員が承諾した場合は、0.6kg/m ³ 以下(塩素イオン重量)		
		圧縮強度試験(一般用)	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法		1回(個)の試験結果は、呼び強度の85%以上 3回(個)の試験結果の平均値は、呼び強度以上		テストピースは1回に6個(7日圧縮強度-3個、28日圧縮強度-3個)採取する。
		曲げ強度試験(舗装用)	JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法				テストピースは1回に3個(28日圧縮強度)採取する。
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112 フレッシュコンクリートの洗い分析試験方法	品質に異常が認められる場合に実施する。			

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管理基準			摘要
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(7)鉄鋼	必須	鋼材の形状寸法及び重量試験	JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。	JIS G 3191 熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差 JIS G 3192 熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差 JIS G 3193 熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差 JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差	材料の規格試験は、製造工場の規格合格証明書(ミルシート)でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
		引張試験	JIS Z 2241 金属材料引張試験方法		JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106 溶接構造用圧延鋼材 JIS G 3109 P C 鋼棒	
		曲げ試験	JIS Z 2248 金属材料曲げ試験方法		JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS A 5525 鋼管ぐい JIS A 5526 H形鋼ぐい JIS A 5528 熱間圧延鋼矢板	
(8)ガス圧接	必須	外観検査	JIS Z 3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準 ・目視 ・ノギス等による計測(詳細外観試験)	目視は全数実施する。詳細外観試験は、圧接箇所数の5%について実施する。	JIS Z 3120による判定基準を満足しなければならない。 熱間押抜法以外の場合 ① 軸心の偏心がD/5以下。 ② ふくらみが1.4D以上。ただし、SD490の場合は1.5D以上。 ③ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下。 ④ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上。 ⑤ 著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状さず、へこみがない。 ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上。 ③ オーバーヒート等による表面不整がない。	試験記録を提出する。 規格値を外れた場合は下記による。 ①③⑤は、監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ②④は、再加熱して修正する。
		引張試験	JIS Z 3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準 JIS Z 2241 金属材料引張試験方法	鉄筋径ごとに、3本のモデル供試体を施工初期に作成し実施する。(モデル供試体は実際の作業と同一条件・同一材料で行う)	全数がJIS G 3112に規定する母材強度以上であること。	試験成績表及び写真を提出する。
		超音波探傷検査	JIS Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準	試験者は、(社)日本圧接協会「鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技量資格検定試験実施規定」による有資格者とする。 鉄筋径ごとの10%について実施する。	試験数30個以上の場合、不合格数1個以下が合格。 試験数30個未満の場合、不合格数0個が合格。 ただし、エコー高24dB以上を不合格とする。	規格値を外れた場合は下記による。 不合格ロットの全数(鉄筋径ごと)について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。

品質管理基準

工種別	区分	試験(測定)種目	管 理 基 準			摘 要
			試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
(9)基礎杭工(既製杭)	材料 必頁 施工	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	設計図書による。	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	JISマーク表示品は除く
		外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525 鋼管ぐい		外径 700mm 未満：許容値 2mm 以下 外径 700mm 以上 1016mm 以下：許容値 3mm 以下 外径 1016mm を超え 2000mm 以下：許容値 4mm 以下	・外径 700mm 未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径 700mm 以上 1016mm 以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径 1016mm を超え 2000mm 以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
		浸透探傷試験(カラーチェック)(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接)	JIS Z 2343 非破壊試験—浸透探傷試験	全数実施する。	われ及び有害な欠陥がないこと。	試験記録及び写真を提出する。
		放射線透過試験(鋼管杭・H鋼杭の現場溶接)	JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法	杭径ごと、溶接 20 箇所ごとに 1 回実施する。 試験者は、(社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験)の認証技術者とする。	JIS Z 3104 の 3 類以上	試験成績表及び透過写真を提出する。
		超音波探傷試験(鋼管杭の現場溶接)	JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	杭径ごと、溶接 20 箇所ごとに 1 回実施する。 探傷長は 30cm/1 方向とし、4 方向からとする。 試験者は、(社)日本非破壊検査協会(超音波探傷試験)の認証技術者とする。	JIS Z 3060 の 3 類以上	試験記録及び写真を提出する。
		水セメント比試験(鋼管杭・コンクリート杭)		供試体の採取回数是一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とする。	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は 60%~70%とする。	
		セメントミルクの圧縮強度試験(鋼管杭・コンクリート杭)	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法	供試体の採取回数是一般に単杭では 30 本に 1 回、継杭では 20 本に 1 回とし、採取本数は 1 回につき 3 本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	設計図書による。	参考値：19.6MPa

4 工事写真撮影基準

(1) 工事写真撮影基準

ア 適用範囲

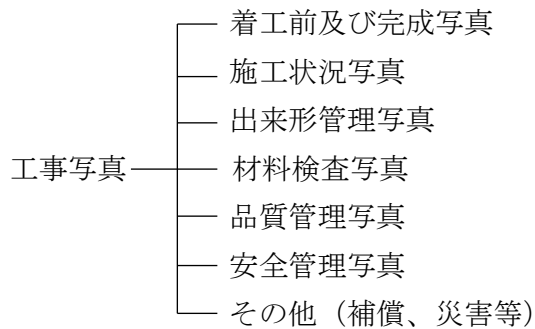
この基準は、横浜市水道局が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。
ただし、この基準に定めのないものについては、監督員が別途指示することとする。

イ 工事写真撮影計画

撮影計画は実施工程表作成時点とし、監督員と打合せのうえ、工事写真撮影計画を策定すること。

ウ 工事写真の分類

工事写真は、次のように分類する。



a 着工前及び完成写真

着工前と完成後の写真は、起終点が見える全景又は代表部分写真（追写真）とし、同一位置、方向から対比できるように撮影すること。ただし、災害復旧工事等は全景を原則とするが、撮影区間の長いものについては、つなぎ写真（パノラマ写真）とし、起終点及び中間点（数点）にポール等を立て、位置（測点）の表示をすること。

b 施工状況写真

全景又は代表部分及び主要工種の状況を工事の段階に合わせて撮影するものとする。なお、具体的には、工事進捗状況、工法、使用機械、仮設物写真等がある。

c 出来形管理写真

工種ごとに幅、高さ、厚さ等の寸法を撮影すること。

d 材料検査写真

設計図書による監督員の検査をうけて使用すべきものと、指定された工事材料検査の実施状況及び確認された形状寸法等を撮影すること。

e 品質管理写真

施工管理のために行った試験又は測定状況及び測定値を撮影すること。

f 安全管理写真

完成後明視できなくなる安全管理状況の確認のために撮影すること。具体的には、各種標識類、保安施設、保安要員等交通整理状況写真がある。

g その他（補償、災害等）

補償関係、災害関係、現場環境改善費関係等

エ 工事写真の撮影基準

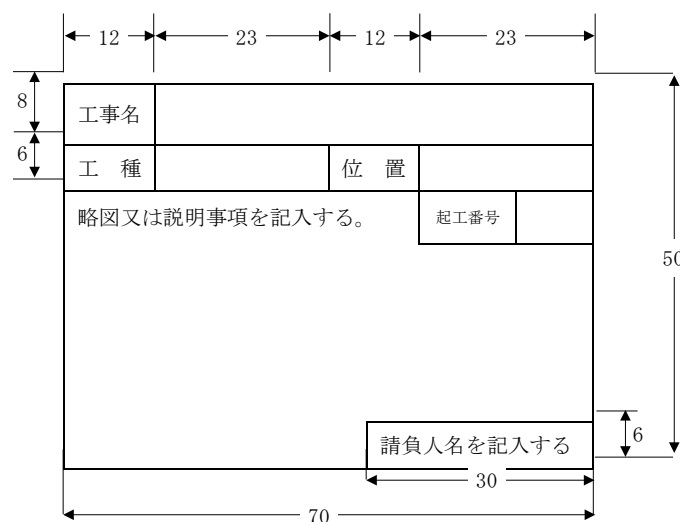
工事写真の撮影は、後述の(4)撮影箇所一覧表及び(5)工事写真撮影方法(例)に示すものを標準とする。

ただし、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影すること。

また、撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した黒板等を被写体と共に写し込むこと。

オ 黒板等に記載する内容及び注意事項

- a 工事名
- b 工種
- c 位置(測点)
- d 設計寸法
- e 実測寸法
- f 略図(形状)
- g 起工番号



起工番号は監督員に確認すること。

写真撮影の年月日及び昼・夜別必要なものは記載する。

カ 工事写真の省略

工事写真は、次の場合に省略することができる。

- a 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合。
- b 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後の撮影は省略できる。
- c 出来形管理写真について監督員が臨場して段階確認した箇所は、撮影を省略できる。

(2) 撮影の要点

ア 形状寸法の確認方法

構造物等については、リボンテープ等を目的物に添え、寸法が正確に確認できる方法で撮影すること。

この場合、位置が確認できるように、丁張り又は背景を入れ、黒板等には目的物の形状寸法及び位置（測点）等を記入すること。

イ 撮影時期

施工過程における構造物等については、撮影時期を失しないようにすること。

工事施工後、明視できなくなる箇所については、特に留意すること。

ウ 撮影方法

撮影は一定の方向から行うこと。

特に、同一箇所を施工の各段階で撮影する必要がある場合は、位置が確認できるように、同一背景を画面に入れること。

また、寸法確認等の写真は、なるべく被写体の中心で、しかも直角の位置から撮影すること。

エ 部分撮影

ある箇所の一部を詳細又は拡大して撮影する必要がある場合には、その箇所の全景を撮影したのち、必要な部分の位置が確認できるように撮影すること。

オ 番号及び寸法による表示

矢板及び杭等の施工状況を撮影する場合は、番号及び寸法を表示し各段階の施工状況が、判別できるようにすること。

カ 撮影時の照明

夜間工事及び基礎工事の撮影については、特に照明に注意し鮮明な映像が得られるようにすること。

なお、フラッシュ撮影をする場合は、反射光及び現場内の逆光を受けない角度で撮影すること。

キ 緊急報告の写真

事故等で緊急にその状況を報告する必要がある場合は、インスタント写真を用いることができる。

ク 撮影写真の確認

撮影後は、目的に合った写真が撮れているか速やかに点検すること。

ケ 個人情報の保護

工事写真の撮影においては、個人情報に該当する恐れがあるものは工夫し、写らないようにすること。

(3) 写真の整理

デジタルカメラで撮影した工事写真は、横浜市の「デジタル写真管理情報基準」に準拠して工事写真のデータを整理し、電子媒体に格納する。ただし、デジタルカメラで撮影した工事写真をカラープリンター等で出力する場合や、デジタルカメラ以外で撮影した場合は、次を参考に整理する。

ア 写真の色彩

写真はカラーとする。

イ 写真の大きさ

サービスサイズ程度とする。ただし、必要に応じてパノラマサイズとすることができる。

ウ 写真帳の大きさ

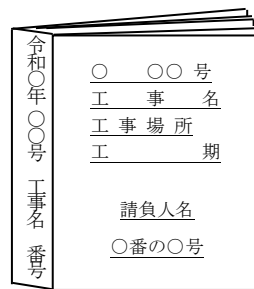
原則として、4切版程度のフリーアルバム又はA4版とする。

エ 写真帳の表紙

記載する事項は次のとおりとする。

記入例 表紙には、起工番号、工事名、工事場所、工期、請負人名、写真帳番号を記載する。

背表紙には、年度、起工番号、工事名及び写真帳番号を記載する。



オ 写真の整理方法

- 着工前及び完成後の写真は、同一位置、方向から対比できるように整理する。
- 施工状況、出来形管理写真は工程ごとに整理し、工事過程が容易に把握できるようにする。
- 材料検査、品質管理、安全管理等の写真は、それぞれに分類して整理する。
なお、必要に応じて目次、案内図等を添付すること。
- 写真の貼付にあたっては、その内容または工種ごとに見出しをつけること。

カ 写真の整理保管

撮影した写真は、監督員が随時閲覧できるよう整理し保管しておくこと。

キ 写真の説明

写真だけでは、状況説明が不十分と思われる場合には、アルバムの余白に断面図、構造図出来形図等を添付すること。

ク 写真帳の提出部数

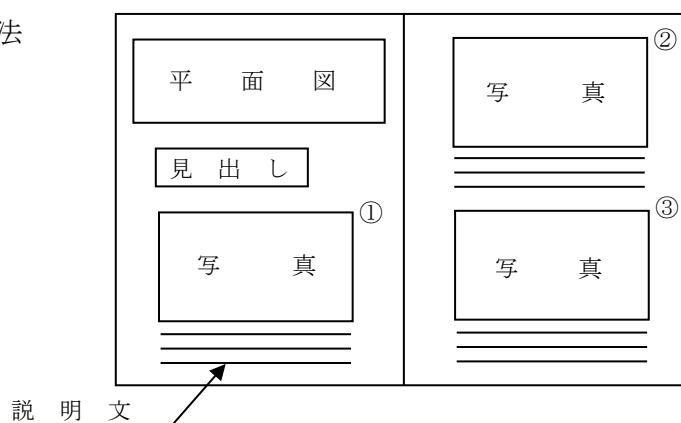
工事完成後に一部提出する。ただし、監督員の指示があった場合は、その指示による。

ケ 添付の順序

- a 案内図
- b 着工前及び完成写真
- c 施工状況写真
- d 出来形管理写真
- e 材料検査写真
- f 品質検査写真
- d 安全管理写真
- h その他写真

施工状況写真、出来形管理写真は、位置・測点ごとに、工種、種別、細別に整理する。

写真貼付の方法



(4) 撮影箇所一覧表

- ア 本撮影箇所一覧表の撮影項目及び撮影頻度は、標準を示したものである。
- イ 撮影頻度中の1施工単位については、出来形管理基準に準ずる。また延長（40mごと）で管理するもので施工延長がそれ以下のものは、1施工単位当たり2箇所撮影する。
- ウ 監督員が行った施工の立会い及び出来形に関する検査の写真などは、それぞれの工種にしたがって分類すること。
また、品質管理に関するものは一括して整理すること。
- エ 監督員の指示があった場合は、その指示による。

施工前及び完成写真

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
着工前		全景又は代表部分 (追写真)	着工前	着工前1回
完 成		〃	完成後	完成後1回

出来形管理写真

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	
土	施 工 状 況	舗装切断工	切断状況 (濁水処理含む)	施工中	舗装種別ごとに 1箇所
		舗装取壊し工	施工状況	施工中	舗装種別ごとに 1箇所
		掘削工 (路盤含む)	施工状況 (毀損防止補助作業含む)	施工中	舗装種別ごとに 1箇所
		建設発生土等 運搬工	積載状況	施工中	舗装種別ごとに 1箇所
工	出 来 形	試掘工	幅、長さ、口径、被り、 企業名、埋設布設状況	掘削完了後	施工箇所ごと
		舗装切断工	切断深さ	施工後	舗装種別ごとに 1箇所
		床付け工	幅、深さ	施工後	40mごとに1箇所
		埋戻し工	管底深さ	締固め後	40mごとに1箇所
			各層厚さ	締固め後	
		路盤工	各層厚さ	締固め後	40mごとに1箇所
仮復旧工	厚さ 幅	施工後 (仮復旧マーク含む)	40mごとに1箇所		

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	
管 路	水替工	使用ポンプ	施工中	施工場所ごと	
		排水状況	施工中	施工場所ごと	
	管切断工	切断機の判別	施工中	機種変更ごと	
		切断状況	施工中	5口に1箇所	
		挿しロリング 取付状況	取付後	取付箇所ごと	
	切管端面処理工	管端キャップ 取付状況	取付後	5口に1箇所	
		塗装状況	施工後	5口に1箇所	
	管布設工・撤去工	管の吊おろし（吊上げ） 据付け（撤去）作業	施工中	40mごとに1箇所	
	管接合	管の接合状況 ライナー設置状況 G-Link 接合状況 挿し口の挿入量の明示※1 （S形・GX形・NS形）	施工中	接合箇所ごと	
	ポリエチレン スリーブ防食工	被覆状況 ラップ長	施工中	弁、消火栓等は場所 ごと、他は40mごと に1箇所	
	埋設用明示シート	敷設状況	施工中	40mごとに1箇所	
	管明示工	明示テープ表示状況	施工中	40mごとに1箇所	
	ポリピック管洗浄工	施工状況	施工中	施工場所ごと	
	塗装工 （内、外面）	施工状況	施工後	40mごとに1箇所	
	耐摩板巻付け工 耐摩板設置工	施工状況	施工後	横断部は施工場所ごと 平行部は40mに1箇 所、40m未満は2箇所	
	出来 形	管布設工	管布設の位置 （O.P 離れD.P 深さ）	布設後	40mごとに1箇所
		管撤去工	撤去管の延長	施工後	1日に1回

※1 直管受口にライナーを使用する場合および異形管受口との接合においては、管挿入前にのみ込み量（受口端面から受口奥部まで）の実測値を測定し、その測定値を挿し口の挿入量として挿し口外面全周（または円周4か所）に白線で明示する。管接合の施工状況として、その白線が確認できる写真を撮影すること。

工 種		種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
管 防 護 工	出 来 形	砕石基礎	幅、長さ、深さ	施工後	施工場所ごと
		コンクリート工	幅、長さ、深さ	施工後	施工場所ごと
弁 室 築 造 工	施 工 状 況	室設置・撤去 (止水栓きょう 等も含む)	施工状況	施工中	施工場所ごと
	出 来 形	砕石基礎	幅、長さ、深さ	施工後	施工場所ごと
		コンクリート工	幅、長さ、深さ	施工後	施工場所ごと
		室設置 (鉄筋コンクリート管 設置時)	幅、長さ、深さ	施工後	施工場所ごと

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	
水 管 橋 及 び 橋 梁 添 架	施 工 状 況	下部工躯体	施工状況	施工中	適 宜
		水管橋工場製作	製作状況	製作中	適 宜
		塗 装	塗装状況	施工中	適 宜
		架 設	搬入状況	搬入時	適 宜
			支承取付状況	取付後	1 スパンに 1 回
			地組状況	地組中	適 宜
			けた架設状況	架設中	1 スパンに 1 回 又は架設工法が 変わるごとに 1 回
	出 来 形	下部工躯体	基準高、幅、厚さ 高さ、長さ	型枠取付後	1 基に 1 回
		水管橋工場製作	原 寸	原寸検査時	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回
			仮組立寸法	仮組立検査時	1 橋に 1 回又は 1 工事に 1 回
		塗 装	材料使用量 (塗装缶)	使用前 使用後	全数量
			ケレン状況 (塗替)	施工前 施工後	部材ごと 1 スパンに 1 回
			塗装厚	測定後	各層部材ごと 1 スパンに 1 回
架 設	キャンバー等	架設後	1 スパンに 1 回		
仮 設 工	施 工 状 況	矢板工 (H鋼杭横矢板)	打込状況	施工中	適 宜
		軽量鋼矢板工	建て込み状況	施工中 (段階的)	適 宜
		軽量鋼矢板工	引き抜き状況	施工中 (段階的)	適 宜
		覆工工	設置状況	施工中	路線ごと
		仮締切工	施工状況	施工中	箇所ごと
		防護工	施工状況	施工中	箇所ごと

工 種		種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
仮 設 工	出 来 形	矢板工	矢板長	打込前	1 施工単位に 1 回
			基準高、変位	打込後	40mごとに 1 箇所
			腹起し、切梁の間隔	設置後	1 施工単位ごと 又は 40mに 1 箇所
		覆工工	舗装との摺付け状況	施工後	路線ごと "
		防護工	防護間隔	施工後	箇所ごと
推 進 工	施 工 状 況	立坑工 (支圧壁)	施工状況	施工中	施工場所ごと
		推進設備工	施工状況	施工中	施工場所ごと
		仮 設	電気設備、連絡通信 設備、安全設備、 運搬設備、排水設備、 送排泥設備、泥水処理 設備の設置状況	施工中 施工後	施工場所ごと
		刃 口	施工状況	施工中	施工場所ごと
		掘 削	施工状況	施工中	30mに 1 箇所 30m未満は 2 箇所
		裏込注入	施工状況	施工中	30mに 1 箇所 30m未満は 2 箇所
	出 来 形	支圧壁	幅、高さ、長さ、 厚さ、基準高	施工後	施工場所ごと
		刃 口	外径寸法、ひずみ	設置前	施工場所ごと
		裏込注入	発進、到達口 厚さ、仕上り内径	施工後	施工場所ごと
	シ ー ル ド 工	施 工 状 況	立坑工 (支圧壁)	施工状況	施工中
シールド設備工			シールド機据付、 シールド機本体等の 設置状況	施工中 施工後	施工場所ごと
仮 設			電気設備、連絡通信 設備、安全設備、運搬 設備、排水設備、 送排泥設備、泥水処理 設備の設置状況	施工中 施工後	施工場所ごと
鏡 切			施工状況	施工中	施工場所ごと
推 進			施工状況	施工中	50mに 1 箇所 50m未満は 2 箇所

工 種		種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
シールド工	施工状況	一次覆工	組立状況	施工中	50mに1箇所 50m未満は2箇所
		二次覆工	施工状況	施工中	50mに1箇所 50m未満は2箇所
	出来形	支圧壁	幅、高さ、長さ 厚さ、基準高	施工後	施工場所ごと
		二次覆工	厚さ、仕上り内径	施工後	施工場所ごと
地盤改良工事	施工状況	薬液注入	施工機械設備状況	施工中	実施箇所ごと
			薬液注入状況 (注入位置、深さ、全景)	施工中	実施箇所ごと
			観測井設置状況及び 地下水質観測状況	施工中	実施箇所ごと
		改良工	薬液注入に準ずる	施工中	実施箇所ごと
			改良部の床付け状況	施工中	実施箇所ごと
	出来形	薬液注入	注入位置 深さ (ロッド検尺)	施工後	実施箇所ごと
			観測井 深さ (ロッド検尺)	施工後	実施箇所ごと
		改良工	厚さ、施工範囲	施工後	実施箇所ごと
基礎杭工	施工状況	試験杭	打込み、継手作業 支持力試験状況	施工中	実施箇所ごと
		木杭	打込み、 杭の切揃え間隔	施工中	適宜
		既製杭	打込み、継手状況 支持力試験状況	施工中	適宜
		場所打杭	掘削、配筋、コンクリート打込み状況等	施工中	適宜
		地中壁工	組立、溶接、コンクリート打込み状況等	施工中	適宜
		深礎杭	掘削、ライナープレート設置、打設状況	施工中	適宜
		床付	施工状況	施工中	適宜
	出来形	試験杭	杭長	施工前	施工箇所ごと
			基準高	施工前	施工箇所ごと

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	
基 礎 杭 工	出 来 形	木 杭	杭 長	施工前	1 施工単位 1 回
			基準高、位置	施工後	1 施工単位 1 回
			杭の切揃え	施工後	1 施工単位 1 回
			数 量	施工後	全数量
		既製杭	杭 長	施工前	全数量
			基準高、位置	施工後	全数量
			杭頭処理	施工後	全数量
			数 量	施工後	全数量
		場所打杭	掘削深さ	打設前	全数量
			配 筋	組立後	1 施工単位 1 回
			基準高、位置	打設後	1 施工単位 1 回
			杭頭処理	打設後	1 施工単位 1 回
	地中壁工	掘削深さ	打設前	全数量	
		芯材（長さ）	施工前	1 施工単位 1 回	
		基準高、位置	打設後	1 施工単位 1 回	
		数 量	完了後	1 施工単位 1 回	
		壁面外径	完了後	1 施工単位 1 回	
	深礎杭	掘削深さ	打設前	全数量	
		基準高	打設前	1 施工単位 1 回	
		仮巻コンクリート 幅、高さ	打設前	1 施工単位 1 回	
		鉄 筋	組立後	適 宜	
		杭外径	施工後	適 宜	
		土質等の判別	掘削中	土質等の変化 ごとに 1 回	
		数 量	打設後	全数量	

工 種		種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
基礎工 (構造物)	施工状況	床 付	施工状況	施工中	適 宜
		砕石基礎	施工状況	締固め中	適 宜
		コンクリート基礎	施工状況 (均し及び 本体コンクリート)	施工中	適 宜
	出来形	床 付	基準高	施工後	適 宜
		砕石基礎	幅、高さ	施工後	適 宜
		コンクリート基礎	基準高、幅、高さ	施工後	適 宜
コンクリート工 (構造物)	施工状況	鉄筋工	配筋、組立、 継手、圧接状況	施工時	施工単位当り 1 回
		コンクリート工	打込状況、締固状況 テストピース採取 及び試験、養生状況	施工時	適 宜
		モルタル工	施工状況	施工時	適 宜
		型枠工	組立状況	施工時	適 宜
	出来形	鉄筋工	位置、間隔、 組立寸法、継手寸法	組立後	適 宜
		コンクリート工	基準高、幅、高さ 長さ、厚さ	打設後	適 宜
		モルタル工	基準高、幅、高さ 長さ、厚さ	打設後	適 宜
		型枠工	断面寸法、鉄筋かぶり	組立後	適 宜
防水工	施工状況	防水工	各層ごとの施工状況	施工中	適 宜
	出来形	防水工	各層ごと 幅、厚さ、長さ	施工後	適 宜
取付替工	施工状況	分岐穿孔工	施工状況	施工中	施工箇所ごと
		サドルコア取付工	施工状況	施工中	施工箇所ごと
	出来形	給水管布設工	配管状況	配管後	施工箇所ごと

材料検査写真

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
材料検査		形状寸法	施工前及び検査時	各品目に1回
		検査実施状況	検査時	〃

品質管理写真

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	
コンクリート	スランプ試験	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類ごと1回	
	空気量試験	〃	〃	〃	
	強度試験	供試体	採取時	試験実施中	全数量
		試験実施状況	試験実施中		
	塩化物含有量試験	〃	〃	コンクリートの種類ごと1回	
	単位水量試験	〃	〃	コンクリートの種類ごと1回	
アスファルト合材	合材温度測定	測定実施状況	到着時初転圧	トラック3台ごとに1回	
路 床 路 盤	プルーフローリング	実施状況	実施中	各1回	
	密度試験	試験実施状況	試験実施中	各1回	
基礎工	既製杭	浸透探傷試験 (カラーチェック)	試験後	5箇所1回	
		放射線透過試験 (継杭溶接)	〃	全数量	
		超音波探傷試験	試験中	〃	
鉄筋 コンクリート	配 筋	外観試験 (圧接)	試験中	1 施工単位に1回	
		供試体 (圧接)	作成後	全数量	
		引張試験 (圧接)	試験後	全数量 (破断写真)	
		超音波探傷試験	試験中	試験ごとに1回	
鋼 橋	材料試験	試験実施状況	試験実施中	試験項目ごとに1回	
	高力ボルト締付け	締付け確認状況	締付け作業中	主要部材ごとに1回	
	現場溶接	試験実施状況	試験実施中	〃	

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
水管橋及び 橋梁添架	水管橋	接合部検査状況	施工後	実施箇所ごと
	橋梁添架	管材料検査	施工前	搬入ごと
		管接合部検査状況	施工後	実施箇所
推進工事	推 進	管材料検査 (推進用管、さや管)	施工前	1 路線 1 回
シールド 工事	トンネル築造	一次覆工材の検査	施工前	1 工事に 1 回
		二次覆工 材料検査	施工前	1 スパンに 1 回
地盤改良 工事	注入工	材料検査状況	施工前	搬入ロットごと
	改良工	材料検査	施工前	実施箇所ごと
管布設工	配管工	水圧試験状況	施工後	実施箇所ごと
		溶接部の検査状況	施工後	
管接合工	ダクタイル鋳鉄 管接合工 (仮設管、仮管栓 含む)	測定状況	施工中	接合ごと
塗覆装	管塗装	材料検査（使用塗料）	施工前	全数量、各層ごと
		検査状況（膜厚、 ピンホール、接着）	施工後	全数量
	その他	材料検査（使用塗料）	施工前	全数量、各層ごと

安全管理写真

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	状況ごとに1回
		各種保安施設の設置状況	設置後	〃
		交通管理状況	作業中	〃
		交通誘導員	作業中 (配置状況)	〃

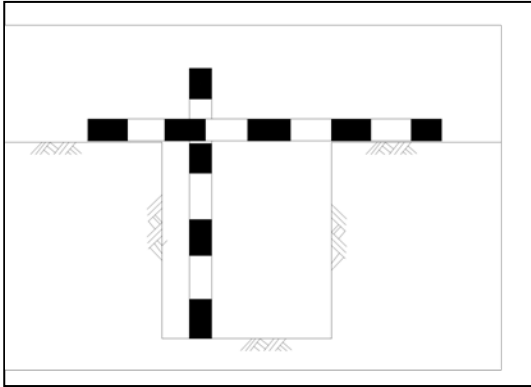
その他写真

工 種	種 別	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
環境対策関係		各施設設置状況	設置後	各種毎1回
現場環境改善費関係		実施状況	実施中	各種毎1回
補償関係		被害又は損害状況 (構造物が工事施工に伴って影響の恐れがある箇所)	(発生前) 発生時 発生後	その都度 ()は可能な場合
災害関係		被災状況及び被災規模	(被災前) (被災中) 被災後	その都度 ()は可能な場合

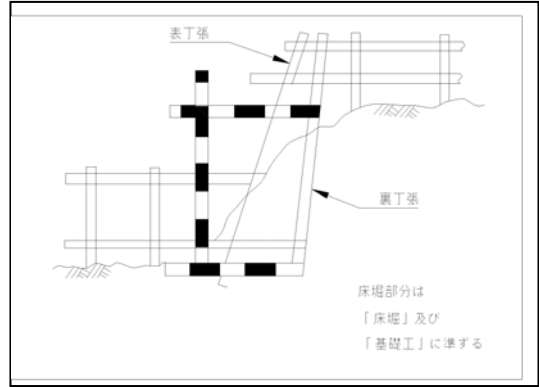
(5) 写真撮影方法 (例)

代表的な一例であり工事の種類、規模、施工条件、現場の状況により、請負人がそれぞれ工夫して目的を達せられるように撮影すること。

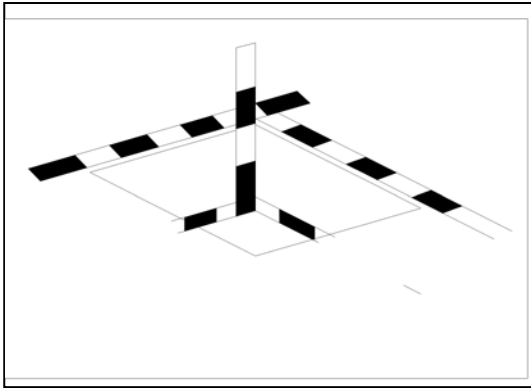
布 掘



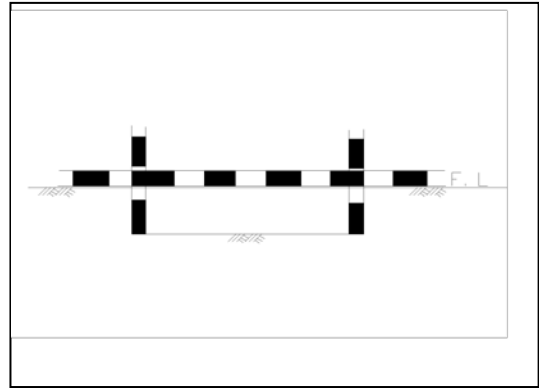
切取り法面



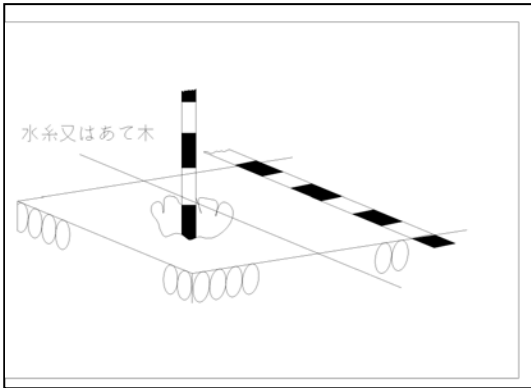
床 掘



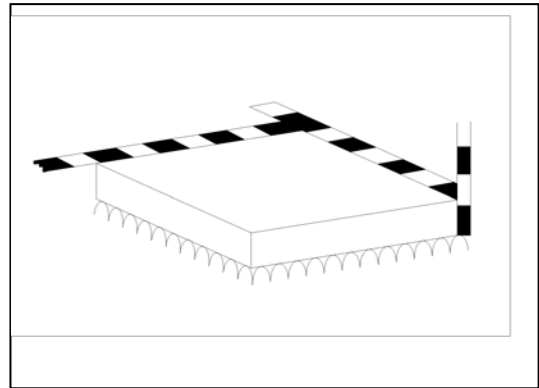
砕石基礎工



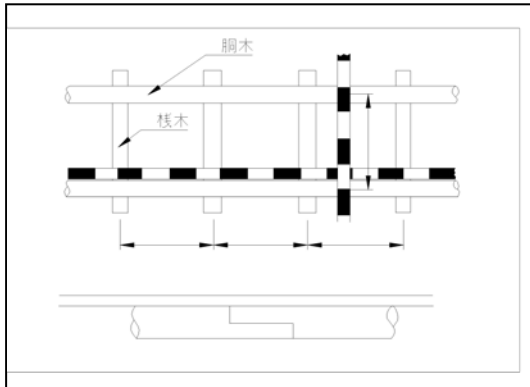
砕石基礎工 (転圧完了後)



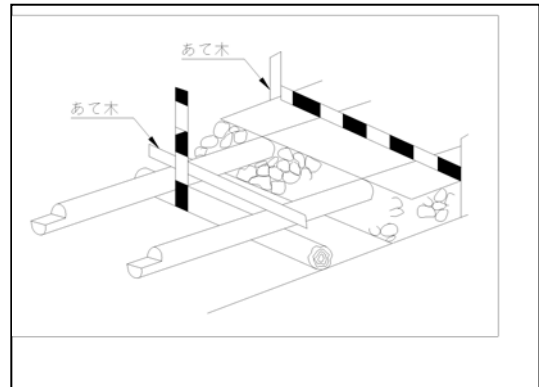
置換基礎工



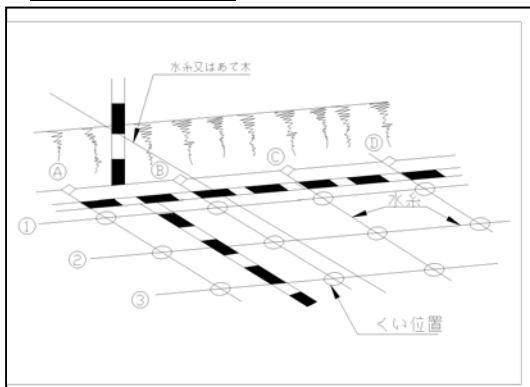
胴木，棧木等組立，据付け



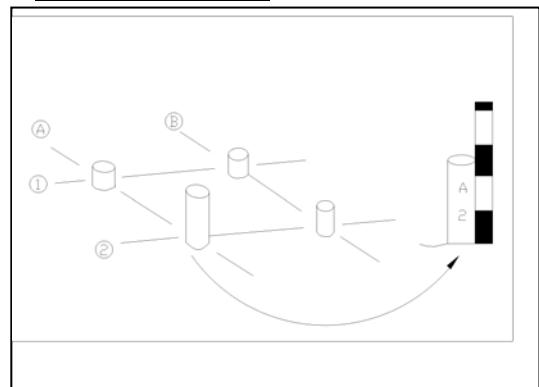
碎石基礎充填



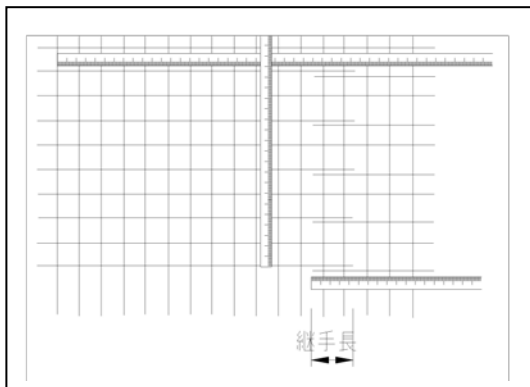
施工前くい位置



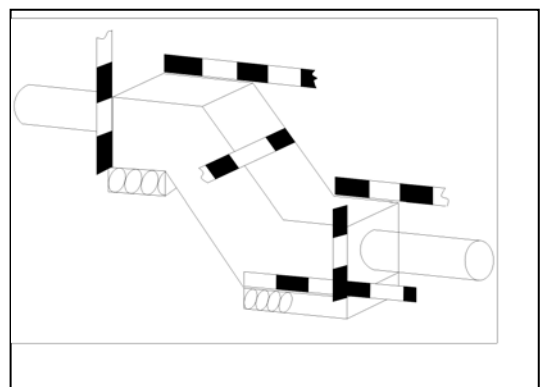
打込み後くい位置



各部配筋寸法

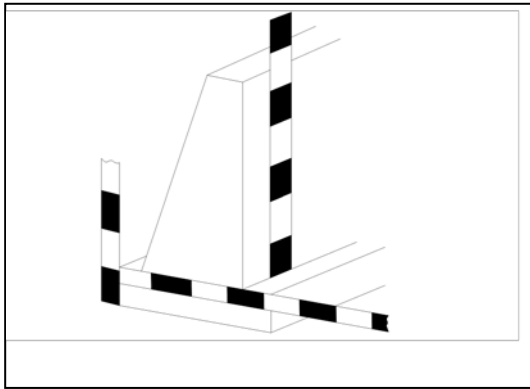


主要部形状寸法

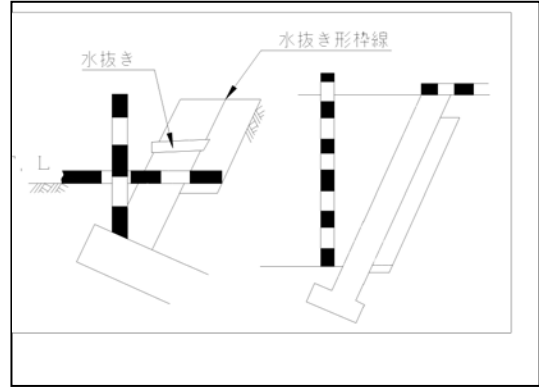


・組立全長及びかぶりも測定する。

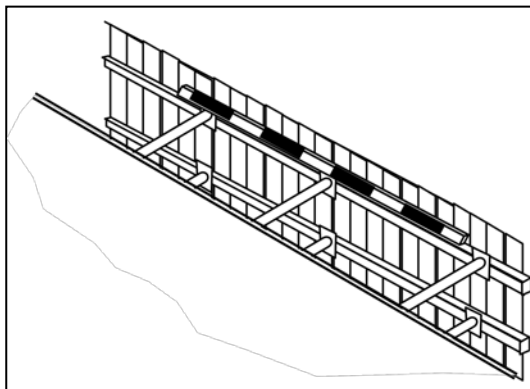
主要部形状寸法



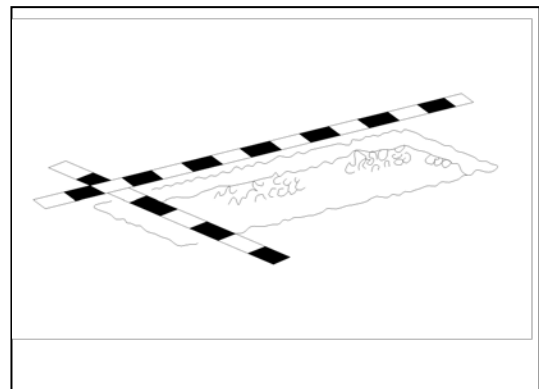
石積



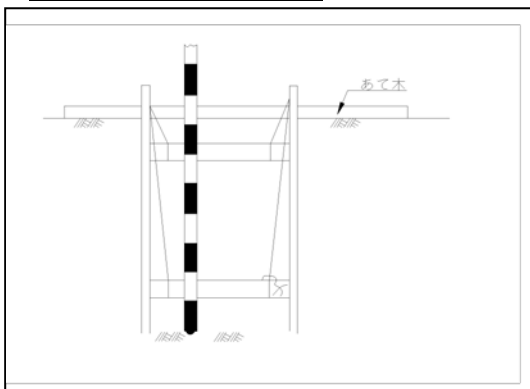
腹起し切梁の設置間隔



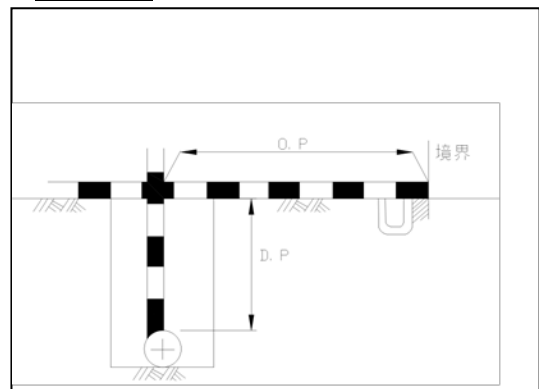
試掘工



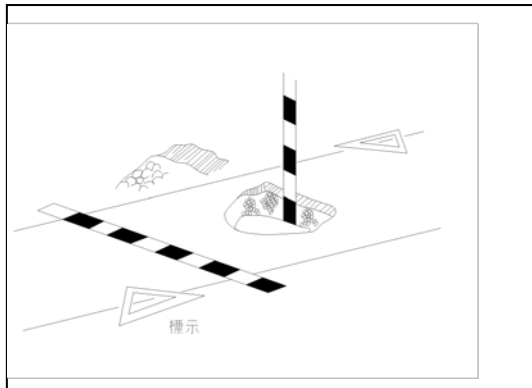
腹起し切梁の設置間隔



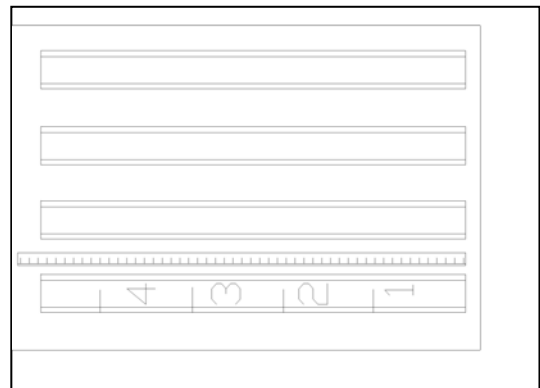
布設位置



路面仮復旧工

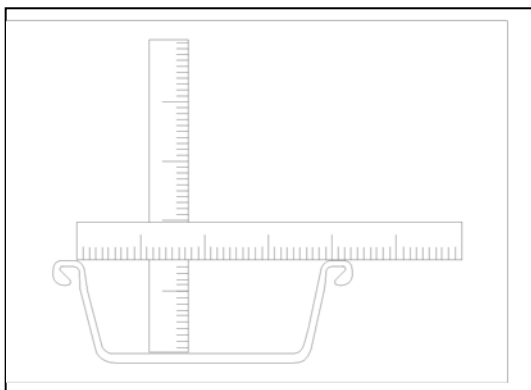


矢板長 (既製杭長)

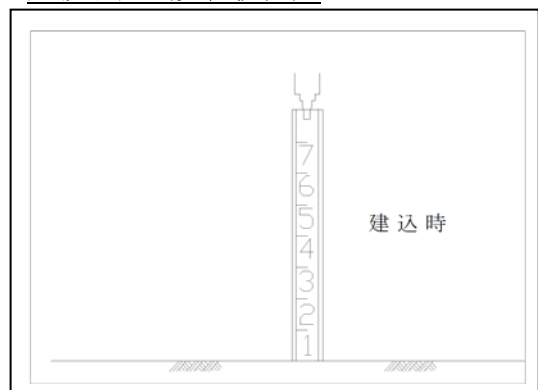


- 矢板には1 mごとにマークを記入する。

矢板断面 (既製杭断面)

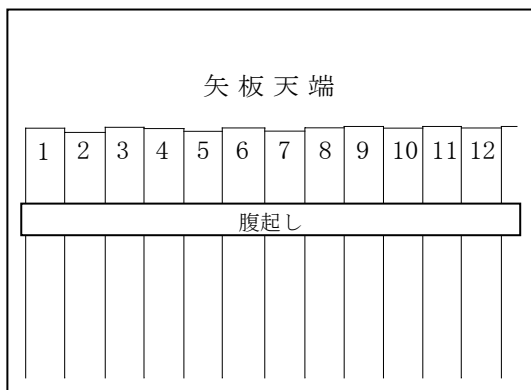


矢板断面 (既製杭長)

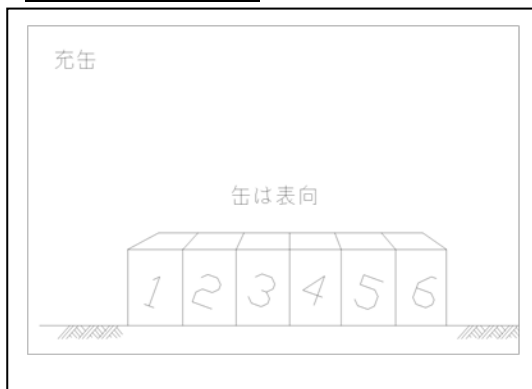


- 矢板には1 mごとにマークを記入する

矢板打込枚数

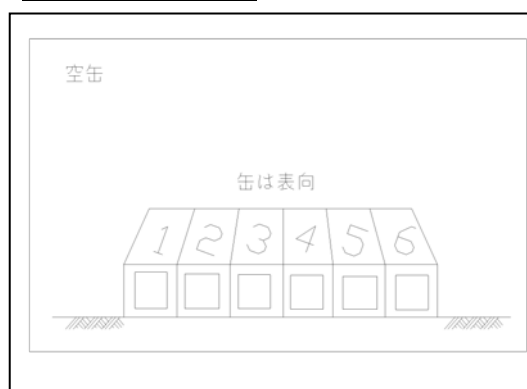


塗料等（使用前）



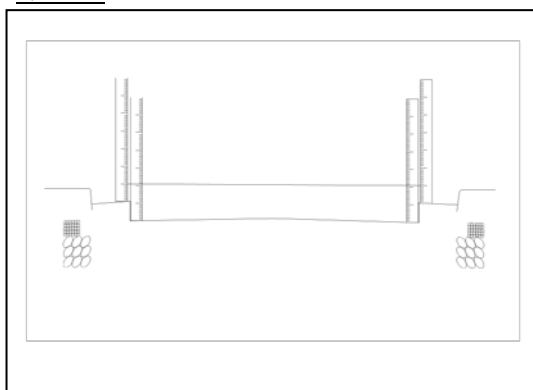
- JIS マーク又は商品名が確認できるように撮影する。

塗料等（使用后）

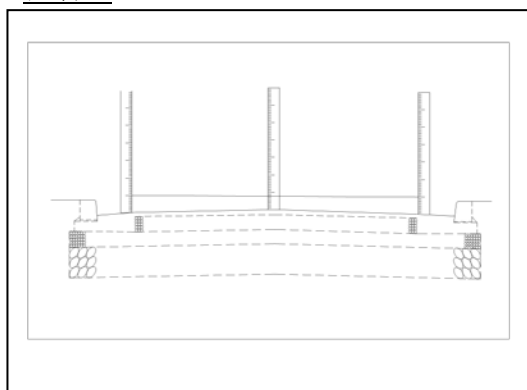


- 底部を開封した状態を撮影する。

路盤工



表層工



第2編 水道工事書類作成要領

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)			様式	摘 要	監督員へ		検査員 確認
		工事請負契約約款	契約規則	その他			提示	提出	
工事着手前	工事着手届出書	第3条			○	着手にあたり提出		○	
	請負代金内訳書	第4条第1項	第35条		○	契約締結後5日(休日を除く)以内		○	
	工程表	第4条第1項	第52条		○	ただし、発注者が必要でないと思えた場合は省略可		○	
	現場代理人・主任技術者・監理技術者選定通知書	第11条第1項 第11条第5項	第59条		○	着手にあたり提出		○	
	専門技術者選定通知書	第11条第5項	第59条		○	専門技術者を定めたとき(変更したときも同様)		○	
	配管工選定通知書			水道工事標準仕様書 第2編 1-3-9(2)	○	着工前		○	
	建設業退職金共済証紙購入状況等報告書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-40-5		契約締結後2か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出		○	
	VE提案書			契約後VE方式の実施に関する特記仕様書		契約後VE時		○	
	(電子納品)事前協議チェックシート			電子納品に関する特記仕様書				○	
	コリンズ登録「登録のための確認のお願い」			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-5	○	500万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時、10日以内に登録機関へ申請し、「登録内容確認書」を速やかに提出		○	
	コリンズ登録「登録内容確認書」			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-5	○	「コリンズ登録 受領書」の添付を原則とし、メールにより提出する場合のみ様式の添付を不要とする		○	
	施工計画書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-4	○	着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出 水道工事施工要領第2編2 施工計画書作成の要点と例により作成		○	○
	個人情報保護に関する研修実施報告書			個人情報取扱特記事項	○	横浜市個人情報の保護に関する条例による		○	
	個人情報保護に関する誓約書			個人情報取扱特記事項	○			○	
	特定建設作業実施届出書(写)			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-35 騒音・振動規制法		監督員の請求があった場合は写しを提出	○		
	施工体制台帳(写)	第8条		水道工事標準仕様書 第1編 1-1-9 (建設業法・入契法)	○	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)		○	○
	施工体系図			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-9-2 (建設業法・入契法)		下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)		○	○
	道路使用許可書(写)			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-32-5 (道路交通法)		着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出	○		
道路工事・占用届出書(写)			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-32-5 (横浜市消防条例)		着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出	○			

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)			様式	摘要	監督員へ		検査員 確認
		工事請負契約約款	契約規則	その他			提示	提出	
工事着手前	材料確認願				○	材料使用前および変更・追加時		○	○
	使用材料承諾願				○			○	○
	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第2項	第61条		○	設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料		○	○
	工事安全管理計画書			安全管理指定工事に関わる特記仕様書		安全管理指定工事の場合(変更計画書含む)		○	
	その他			水道工事標準仕様書		監督員が指示した場合		○	
施工過程	工事打合せ簿	第1条第5項		水道工事標準仕様書 第1編 1-1-2-25	○	契約締結後から工事完成までの書面による協議・提出・提示・報告・通知・申出・確認・承諾・立会・解除・請求		○	○
	工事月報	第12条	第53条	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-24 (履行報告)	○			○	○
	変更工程表			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-14		工期変更に伴う監督員との協議の際に作成(簡易な変更等監督員が必要でないこと認められたものは省略可)		○	○
	受領書・借用書	第16条第3項	第63条	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-15-1	○	支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合、7日以内		○	○
	工事出来形数量計算書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-18		数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など 監督員の指示する段階で、出来形数量を算出し、速やかに提出		○	○
	段階点検確認書			段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書	○			○	○
	段階確認書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-45-6	○			○	○
	建設副産物確認処分届			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17	○	建設副産物を確認処分とした場合		○	○
	官公庁の休日・夜間等の作業届			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-36-2	○	電子データも可		○	
	事故報告書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-29	○	工事中に事故が発生した場合		○	
	臨機措置通知書	第27条第2項	第54条	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-41	○	臨機の措置を行った場合、直ちに通知		○	
	損害状況通知書	第30条第1項	第73条	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-38-1	○	損害の発生後、直ちに通知		○	
	賃金又は物価の変動に基づく 請負代金額変更申請書	第26条	第70条		○			○	
	工事出来形部分 確認・検査申請書	第38条	第79条	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-21-2	○	部分払いの請求をしたとき		○	
	その他			水道工事標準仕様書		監督員が指示した場合		○	
設計変更時	工事完成期限延長申請書	第22条	第42条		○			○	
	改定工程表	第4条第1項	第52条		○	当初(改定前)の工程と改定後の工程が比較できるように記載する		○	
	請書				○	参考:横浜市工事設計変更事務取扱要綱		○	
	その他			水道工事標準仕様書		監督員が指示したもの		○	

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)			様式	摘要	監督員へ		検査員 確認	
		工事請負契約約款	契約規則	その他			提示	提出		
工事 完成時	工事・指定部分に係る工事完成届出書	第32条第1項 (第39条)	第74条 第76条	水道工事標準仕様書 第1編1-1-20	○	工事(指定部分)が完成したとき		○		
	工事目的物引渡書	第32条 第4、5、6項 (第39条)	第74条		○	検査完了と同時に提出		○		
	建設業退職金共済証紙受払簿			水道工事標準仕様書 第1編1-1-40-5				○		
	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-40-5				○		
	工事完成図書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-19	○			○		
	工事完成図					第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成		○	○	
	出来形管理 ※1	工事出来形数量計算書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-18		数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など(求積図含む)		○	○
		出来形管理表			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・管布設工・管防護工・各種弁室築造工・塗覆装工・水道施設構造物・シールド工・推進工・水管橋工・擁壁工・舗装工・各工種の管理位置図		○	○
		給水台帳(出来形図)			水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	○	取付替工事終了後、速やかに監督員へ提出(電子データも可)		○	○
		その他の管理データ			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理基準がなく監督員と協議して決めたもの		○	○
		検査合格判定表(出来形)			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理表に記載してもよい		○	○
	品質管理 ※1	継手チェックシート			水道工事標準仕様書 第2編1-3-9	○	継手接合後、速やかに監督員へ提出		○	○
		水圧試験結果の報告書			水道工事標準仕様書 第2編1-3-31		口径900mm以上の水圧試験		○	○
		水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート			水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	○	配管工事終了後、耐圧試験・通水・洗浄・水質試験を行った後、速やかに監督員へ提出		○	○
		テストハンマーによる 強度推定調査票・ひび割れ調査票			「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領 「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領	○			○	○
		品質管理表			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・レディーミクストコンクリート各試験管理・管の接合・管の溶接・ガス圧接・杭工・舗装工・製造業者の受験証明書・各工種の管理位置図		○	○
		その他の管理データ			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理基準がなく監督員と協議して決めたもの		○	○
		検査合格判定表(品質)			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理表に記載してもよい		○	○

※1・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提出する

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)			様式	摘要	監督員へ		検査員 確認	
		工事請負契約約款	契約規則	その他			提示	提出		
工事 完成 時	工事記録写真	第15条第3、5項	第62条	電子納品を行う時は 電子納品に関する特記仕様書		施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出		○	○	
	現場環境改善の実施状況			水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書		実施状況写真、経費内訳及びこれを証明する伝票類		○	○	
	交通誘導員集計表							○		
	交通誘導員伝票							○		
	搬出入 関係	残土搬入整理券							○	
		スクラップ計量証明書							○	
		搬出関係各種集計表							○	○
		搬出関係伝票							○	
		改良土購入券							○	
		搬入関係各種集計表					路盤材・生コンクリート材等 各材料伝票の頭につける材料納入集計表でもよい		○	○
		搬入関係伝票							○	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17-2		施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○			
	再生資源利用実施書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17-5				○		
	再資源化等報告書			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-35		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		○		
	支給材料受払計算書			水道工事標準仕様書 第2編 1-3-33-4	○			○	○	
	安全 管理 ※ ₂	安全訓練実施報告			水道工事標準仕様書 第1編 1-1-26-11		作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て実施	○		
		災害防止協議会活動記録						○		
		店社パトロール実施記録						○		
		安全巡視、TBM、KY実施記録						○		
		新規入場者教育実施記録						○		
仮設通路等の日常点検チェックシート				工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書				○		
その他			水道工事標準仕様書		監督員が指示した場合					

※1・・・工事完成時以外（施工中）においても、監督員の請求があった場合は提出する
 ※2・・・工事完成時以外（施工中）においても、監督員の請求があった場合は提示する

<備考>

- ◇工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する
- ◇検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリスト・建設リサイクル法に基づく通知書を用意する

2 施工計画書作成の要点と例

施工計画書は、請負人が工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順及び工法等について施工計画書を監督員に提出しなければならないものである。

なお、施工計画書には、次の内容を記載しなければならない。

- (1) 工事概要
- (2) 現場組織表
- (3) 使用機械
- (4) 使用材料
- (5) 施工方法
- (6) 施工管理計画
- (7) 緊急時の体制
- (8) 交通管理
- (9) 安全管理
- (10) 仮設備計画
- (11) 環境対策
- (12) 現場環境改善計画
- (13) 再生資源活用計画
- (14) 建設副産物処理計画
- (15) 工程表
- (16) その他

※ 作成上の注意

1 請負人は、工事契約締結後、施工計画書をすみやかに監督員へ提出すること。

施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更施工計画書を作成し、提出すること。

2 工事の種類、規模、工期等により（1）～（16）の項目のうち省略又は、簡略するものがある場合は、監督員と協議すること。

3 次頁以降の（例）は標準的なものであり、内容に応じて様式等を工夫して作成してもよい。

4 請負人は施工計画書を2部監督員に提出し、監督員は内容の確認後、1部請負人へ返却する。

(例)

施 工 計 画 書

工 事 名

口径〇〇mm配水管布設替工事

令和〇〇年〇〇月

〇〇建設株式会社

目

次

- 1 工事概要
- 2 現場組織表
- 3 使用機械
- 4 使用材料
- 5 施工方法
- 6 施工管理計画
- 7 緊急時の体制
- 8 交通管理
- 9 安全管理
- 10 仮設備計画
- 11 環境対策
- 12 現場環境改善計画
- 13 再生資源の利用促進
- 14 建設副産物処理計画
- 15 工程表
- 16 その他

1 工 事 概 要 (例)

工 事 名

口径○○mm配水管布設替工事

工事場所

○○区○○町○○番地先

工 期

自 令和○○年○○月○○日

至 令和○○年○○月○○日

請負金額

¥ —

発 注 者

横浜市水道局○○工事課

(TEL) ○○○—○○○○

監 督 員

総括監督員 ○○○○

主任監督員 ○○○○

担当監督員 ○○○○ (主務)

請 負 人

○○建設株式会社

現場代理人 ○○○○

現場事務所(TEL) ○○○—○○○○

工事内容（例）

主要工事項目

工事及び名称	細別	単位	数量	摘要
管路工（新設・開削）				
新設配水管布設	DIP(〇〇形) φ〇〇mm	m		
弁類及び消火栓設置工				
新設ソフツール弁設置	FCD φ〇〇mm	基		
新設消火栓設置	FCD φ 〇〇mm	基		
新設急速空気弁設置	FCD φ 〇〇mm	基		
新設洗浄栓設置	FCD φ 〇〇mm	基		
管路工（撤去・開削）				
撤去配水管	CIP(〇〇形) φ〇〇mm	m		
撤去仕切弁	FC φ 〇〇mm	基		
撤去消火栓	FC φ 〇〇mm	基		
給水管取付替工（開削）				
給水管取付替	φ 〇〇mm	か所		
路面復旧工				

注 設計図書の設計内訳書の写しでも可

2 現場組織表（例）

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理技術者又は主任技術者、及び専門技術者を置く工事については、それらを記載する。

（1）現場組織表の記載例

（事務関係者）

現場代理人	現場事務担当者	氏名
氏名	資材担当者	氏名
TEL・FAX	労務担当者	氏名

（技術関係者）

監理技術者又は 主任技術者	労務安全担当者	氏名
	火薬類取締保安者	氏名
氏名	重機管理担当者	氏名
	機械器具管理担当者	氏名
TEL・FAX	交通安全担当者	氏名
	測量出来形担当者	氏名
	安全巡視員	氏名
	写真管理担当者	氏名
	品質管理担当者	氏名
	出来形管理担当者	氏名
	工程管理担当者	氏名
	建設副産物責任者	氏名

ア 組織に変更のあった場合は、再提出すること。

イ 担当する職務、現場における担当責任者を明記すること。

（ア） 主任技術者及び監理技術者の職務は、施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

（建設業法第 26 条の 3 第 1 項）

（イ） 安全巡視員の職務は、元請負人に所属するものによる毎作業日の安全巡視とする。

（労働安全衛生法第 30 条第 1 項、規則 637 条）

(2) 有資格者一覧表記入例

各作業の有資格者の一覧を作成する。

資 格	業 者 名	氏 名	資 格 番 号
車両系建設機械運転者			
地山の掘削作業主任者			
足場の組立等作業主任者			
型枠支保工の組立等作業主任者			
電気主任技術者			
締固め用機械運転者			
ガス溶接作業者			
アーク溶接作業者			
移動式クレーン運転士			
玉掛作業者			
ガス圧接技量資格者			
配管工			
配管技能者			
給水装置工事主任技術者			
○級土木施工管理技士			
その他			

ア 作業の実施、建設機械の運転、点検整備に関しては、法令に定める資格を有する者（有資格者）を配置すること。

イ 配管工は資格の写しを添付すること。

3 使用機械（例）

機 械 名	規 格	台 数	備 考
バックホウ	0.8 m ³	1	低騒音・排出ガス対策型
大型ブレーカー	0.8 m ³	1	低騒音・排出ガス対策型
振動ローラ	コンバインド型 3～4 t	1	低騒音・排出ガス対策型
タンパ	60 kg級	1	低騒音
ダンプトラック	10 t	1	排出ガス対策型
ダンプトラック	4 t	1	排出ガス対策型

(1) 設計図書に指定された機械はそのまま記入し、その他については請負人が使用する機械を記入する。

4 使用材料(例)

「材料確認願」、「使用材料承諾願」及び「設計図書に指定された工事材料検査申請書」による。

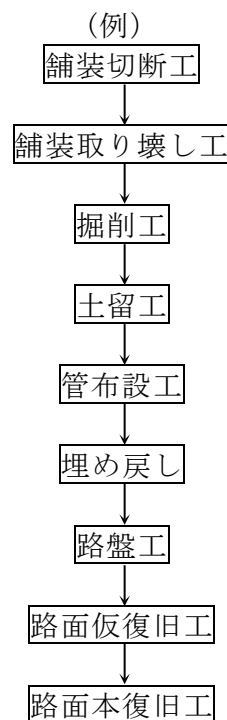
5 施工方法(要点)

施工方法で記載すべき内容としては下記のものがある。

- (1) 準備に関する事項〔工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況）〕
- (2) 関係法規等の制約条件で重要なもの（作業時間、交通規制等）
- (3) 「工種」ごとの作業手順、施工実施上の管理項目等
- (4) 指定仮設、または重要な仮設工に関するもの

「工種」の記載に当たっては、原則として作業手順、施工実施上の管理項目についての要点を簡潔に記載する。ただし、下記事項については現場条件を考慮して「工種」ごとに施工条件、作業手順、使用機械、施工実施上の管理項目等について具体的（土留工の作業手順等）に記載する。また、除草等の軽微なものは省略できる。

- (1) 「主要な工種」
- (2) 設計図書で指定された工法
- (3) 水道工事標準仕様書に記載されていない特殊工法
- (4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工
- (6) その他



ア 指定仮設又は重要な仮設工については、別途詳細な記載を行う。

イ 土留め支保工については、組立手順図を添付すること。（労働安全衛生規則第 370 条）

ウ 地下埋設物、架空線等の既設構造物に対する防護方法を記載すること。

- エ 設計と異なる重要仮設物の計画については、安定計算書等を添付すること。
- オ 総合評価落札方式の場合、技術提案で実施するとした項目を記載すること。

6 施工管理計画（例）

現場においては、起終点、変化点及び各測点(No)ごと、又は、弁室等設置にあつては全数の管理を行い、そのうちから検査に必要な管理の位置は次により実施し、出来形図・出来形管理表等を作成し、工事写真を撮影する。

出来形管理・写真管理

工 種	測 定 項 目	出来形管理位置	写 真 管 理 位 置
土工	幅 深 さ	No 1, 3, 5	No 1, 3, 5
管布設工	管布設位置 OP, DP	No 1, 3, 5	No 1, 3, 5
弁室築造工	幅 長 さ 高 さ	全数	施工箇所ごと
管防護工	幅 長 さ 高 さ	全数	施工箇所ごと

(1) 品質管理は次の項目を実施すること。

- ア 接合部のチェックシートを実施。
- イ レディーミクストコンクリート（スランプ, 空気量, 塩分含有量, 圧縮強度, 単位水量）
- ウ その他

(2) 工程管理

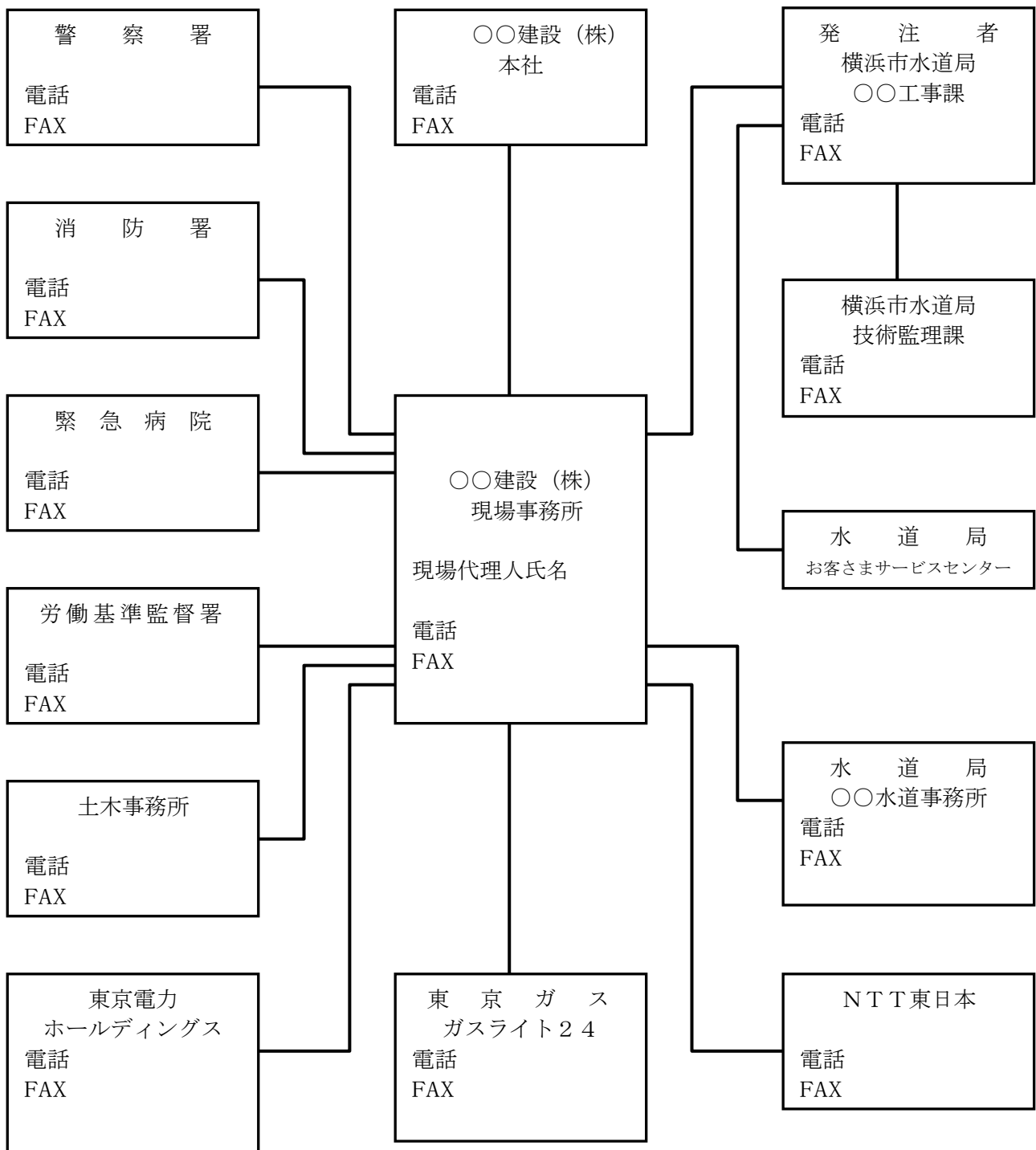
- ア バーチャート、ネットワークにより作成した実施工程表により管理すること。

(3) その他

- ア 出来形管理表やチェックシート及び管理位置図を添付すること。
- イ 各管理の具体的な基準については、水道工事施工要領（工事契約時の年版）によるものとし、道路復旧の施工管理は各道路管理者等の基準による。
- ウ 段階確認については、水道工事標準仕様書 1-1-45 【監督員による確認及び立会等】に記載のとおりとする。

7 緊急時の体制（例）

(1) 緊急連絡系統図



(2) 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時又は、地震発生時の災害防止及び災害が発生した場合に対する体制及び連絡系統を記載すること。

地震予知情報が発令された場合には、ただちに工事を中止し、状況により現場の整理を行って避難体制をとる。また、その他天災に対し必要に応じて安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視或いは連絡を行い安全を確保する。

災害対策組織等の記載例

ア 災害対策組織

大雨、強風等の異常気象で災害発生のおそれのある場合には、必要に応じて現場内のパトロールを行い警戒にあたる。

災害対策部長	災害対策副部長	情報連絡係	氏名	出動所要時間
氏名	氏名	〇〇〇〇係	氏名	出動所要時間
TEL・FAX	TEL・FAX	対策係	氏名	出動所要時間
出動所要時間	出動所要時間	庶務係	氏名	出動所要時間

(ア) 異常気象時（台風、強風、地震、大雨、大雪等）の対策及び作業中止基準値及び確認方法について明記すること。

イ 災害時等機材

品名	規格	単位	数量
ブルドーザー	〇 t	台	〇〇
バックホウ	〇 m ³	〃	〇〇
土のう		袋	〇〇
砕石	C-40	m ³	〇〇
水中ポンプ	口径 100mm	台	〇〇

(ア) その他、ダンプトラック、土留資材、常温合材等所有している資機材で、災害時等に活用するものを記載する。

(3) 夜間・休日緊急連絡先

ア 請負人及び発注者の連絡先と連絡順位を明記すること。

(4) 緊急の指定病院及び避難場所

ア 案内図に病院位置、病院名、所在地、経路、所要時間、電話番号を記入する。

(5) 緊急時の迂回路、避難誘導路、避難場所を案内図に表示する。

(6) 事故発生時の初動措置について記載する。

ア 事故や労働災害及び公衆災害発生時の対応については、関係機関への連絡や二次災害の防止、住民の避難誘導や被災者の救護について記載すること。

8 交通管理（要点）

工事に伴う交通安全対策について水道工事標準仕様書第1編1-1-32（交通安全管理）によって記載する。迂回路を設ける場合には、迂回路図及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画、歩行者のバリアフリー対策、積載超過運搬防止対策、逸走防止対策等についても記載する。

（道路上の工事現場における標示施設には道路管理者による様式の基準があるのでイラスト等はいれないこと。）

道路使用許可書の写しを監督員へ提示すること。（施工計画書提出時に未協議の場合は、協議完了後に提示する）

9 安全管理（要点）

安全管理に必要なそれぞれの責任や組織づくり、安全管理について水道工事標準仕様書第1編1-1-26（工事中の安全確保）に基づいて、次の項目を必要に応じて記載する。

(1) 工事安全管理

- ア 安全管理組織（組織表の添付、職務の分担、現場パトロールの体制及び保安要員）
- イ 安全施工サイクル（毎作業日、毎週、毎月ごとの安全衛生や災害防止活動項目を記載）
- ウ 工事安全教育及び訓練についての活動計画
- エ その他必要事項

(2) 工事現場における安全管理

- ア 作業帯の設置について
- イ 仮復旧箇所の点検及び補修について
- ウ 仮設物の点検及び管理について
- エ 重機や機械類の災害防止対策及び点検について
- オ 作業主任者の選任及びその作業の直接指揮について
- カ 墜落・転落災害防止対策について
- キ 飛来落下災害防止対策について
- ク 可燃物を取扱う場合の保安対策について
- ケ その他必要事項

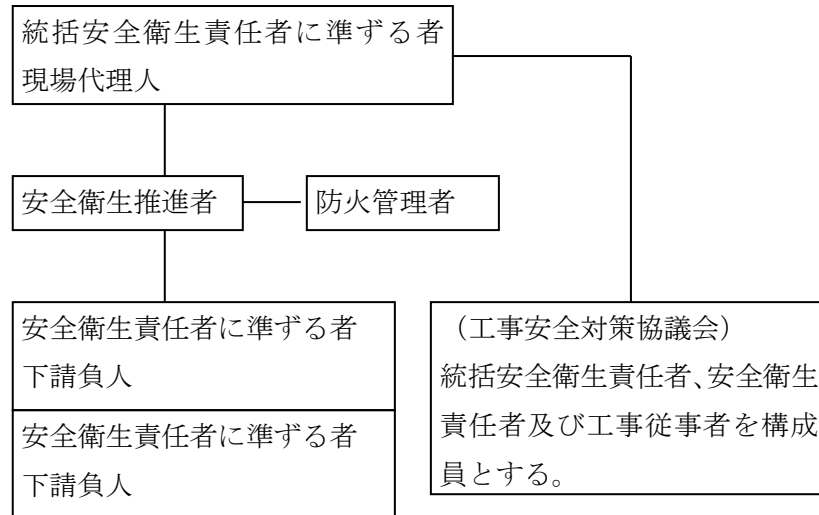
(3) 第三者施設への安全管理

- ア 家屋、鉄道、地下埋設物等の第三者施設と接近して工事を行う場合の安全対策

(4) その他

- ア 安全管理や機械類の点検時に使用する書式を添付すること。

（例）工事現場安全管理対策（安全衛生管理指針による）



注) 工事現場により統括安全衛生責任者を配置するものがある。

(例) 同一工事現場で2以上の請負人が就業する場合

10 仮設備計画 (要点)

工事全体に共通する仮設備の配置計画等について、位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。工事に直接関係する仮設工、工事用道路の直接仮設備は施工方法で記載し、ここでは下記の間接的設備について記載する。

- (1) 監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
- (2) 材料、機械、土砂、産業廃棄物等の仮置場 (配置図及び土地の契約書の写しを添付)
- (3) 工事施工に必要なプラント等の機械設備
- (4) 運搬路 (仮道路、仮橋、現道補修等)
- (5) 仮排水
- (6) 工事標示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備
- (7) その他

11 環境対策 (要点)

近隣の住宅、病院、学校等の環境の保全のための対策について必要により記載する。

- (1) 発生土、廃材運搬経路図を必ず添付する。
- (2) 騒音、振動対策
- (3) 水質汚濁
- (4) ごみ、ほこりの処理
- (5) 苦情等の処理
- (6) 家屋調査、地下水の観測等
- (7) その他

12 現場環境改善計画（要点）

現場環境改善に対する具体的な実施内容について記載する。

現場環境改善の実施内容は、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定する。

- (1) 「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」に基づき、見積書の写しを添付すること。（施工計画書提出時に見積書の写しの添付が間に合わなかった場合は、後日すみやかに添付する）

13 再生資源の利用促進（要点）

再生資源利用の促進に関する法律第10条関係省令第8条第1項及び法律第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合、次の計画書(写)を添付する。

- (1) 再生資源利用計画
- (2) 再生資源利用促進計画

14 建設副産物の処理計画（要点）

工事現場から発生する建設副産物について、水道工事標準仕様書第1編1-1-17〔建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理〕によって記載する。

建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書（例） 参照

15 工程表

- (1) 工事内容に応じた方式（ネットワーク又は、バーチャート等）により計画工程表を作成する。
- (2) 工事進捗に伴い実施工程表を別途作成する。（重要な項目については、朱書きをすること。）

16 その他

3 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書 （例）

令和 年 月 日

横浜市水道事業管理者

請負人 住 所
氏 名

工事名	町 (他 口径 mm 工事 (他 場所)										
工事場所	区 町 丁目 番地 ~ 区 町 丁目 番地										
処 分 地	建設発生土					がれき類（アスファルト・コンクリート塊及び現場発生路盤材等） 及び産業廃棄物					
	指										
	定 確 認										
仮置場所	区 町 丁目 番地 (別紙案内図)										
契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 日間										
処 分 計 画 量	現場実施工期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 日間								
	建設発生土等搬出工程表		(別紙 工程表による)								
	運搬経路表		(// 資料-1)								
	一般残土	m ³	車 仕 様	t積平均	m ³ 積載	運 搬	車台数	台	一日運搬回数	回	
	アスファルト コンクリート塊	m ³		t積平均	m ³ 積載		車台数	台	一日運搬回数	回	
コンクリート塊	m ³	t積平均		m ³ 積載	車台数		台	一日運搬回数	回		
現場発生路盤材	m ³	t積平均		m ³ 積載	車台数		台	一日運搬回数	回		
		t積平均		m ³ 積載	車台数		台	一日運搬回数	回		
備考											

4 使用材料数量表（例）

工 事 名					
請 負 人				現場代理人	
材 料 名	規 格	単 位	使用数量	備 考	
生コンクリート（高炉）	1 8 - 8	m ³	32.5	納入別に	
生コンクリート（高炉）	2 4 - 8	m ³	155.0		
再生粒度調整砕石	RM-40	m ³	62.4		
アスファルト合材	密粒度(13)	t	51.1		
再生アスファルト合材	粗粒度(20)	t	53.5		
歩車道境界ブロック	180/205×250×600(B)	本	90		
コンクリート積ブロック	3 5 - A種	個	390	7.4 個/m ²	
再生クラシャーラン	RC-40(基礎用)	m ³	17.0		
再生クラシャーラン	RC-40(路盤用)	m ³	92.1		

使用数量は、納入伝票の合計を記入する。

5 材料納入集計表（例）

材料名	規 格			単 位	使用材料	備 考
アスファルト合材				t		
工 事 名						
請 負 人				現場代理人		
納入年月日	納入量	累計数量	備 考			

6 工事出来形数量計算書について

- (1) 請負人は、施工途中を含め監督員の指示する段階で出来形数量を算出し、速やかに提出する。
- (2) 当初設計の数量計算書（各工種内訳）に準じて作成する。
- (3) 数量算出の詳細については別途監督員と協議して決定する。
- (4) 数量計算の根拠となる図面類を添付する。
- (5) 実測値と照合し、工事出来形図との整合をとる。

7 出来形管理関係

出来形管理表（例）

- (1) 管布設管理表
- (2) 小型仕切弁室管理表
- (3) 小型消火栓室管理表
- (4) 不断水連絡部防護管理表
- (5) 測点計測による舗装厚管理表 a
- (6) 測点計測による舗装厚管理表 b
- (7) 掘起しによる路盤厚管理表
- (8) 抜取りコアーによる舗装厚管理表
- (9) 給水台帳

(1) 管布設管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	管布設工	令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事	施工管理担当者		
		測 定 者		

測点	測定箇所	設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図	
No. 1	OP				± 3 0		
	DP				± 3 0		
No. 2	OP				± 3 0		
	DP				± 3 0		
No. 3	OP				± 3 0		
	DP				± 3 0		
No. 4	OP				± 3 0		
	DP				± 3 0		
	OP						
	DP						
	OP						
	DP						
	OP						
	DP						
記事	試掘等で管路占用位置を決めた(変更)場合は、その値を設計値とする。						

(2) 小型仕切弁室管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	小型仕切弁室築造工	測定箇所		令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事		施工管理担当者			
			測定者			

測定箇所		設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
G L からの距離	h 1	床付け				
	h 2	砕石高				
	h 3	基礎コン				
	h 4	弁室床付け				
	h 5	砕石高				
	h 6	モルタル高				
弁室築造工	A	基礎幅			設計値以上	
	AA	基礎横幅			〃	
	B	砕石厚			〃	
	C	モルタル厚			〃	
	A 1	操作キャップ位置			30以内	
	B 1	操作キャップ高さ			150~350	
防護コン	a	幅			-30	
	b	高さ			-20	
	c	長さ			-30	
	t	砕石厚			設計値以上	
記事	弁室内の水をぬくため、操作キャップの周囲に設置する塩ビ管の下端は、基礎砕石内に位置するよう調整。(地下水位があるときは監督員と協議すること)					

(3) 小型消火栓室管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	小型消火栓室築造工	測定箇所		令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事		施工管理担当者			
			測定者			

測定箇所		設計値 (mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
G L からの 距離	h 1	弁室床付け				
	h 2	砕石高				
	h 3	モルタル高				
弁室築造工	A	基礎幅			設計値以上	
	AA	基礎横幅			設計値以上	
	B	砕石厚			設計値以上	
	C	モルタル厚			設計値以上	
	a	口金 (吐水口) 位置			30 以内	
	h 4	口金 (吐水口) 高さ			200~300	
記事	h 4 口金 (吐水口) 高さが 200~300 になるように短管で調整。					

(4) 不断水連絡部防護管理表

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	不断水連絡部防護工	測定箇所		令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事		施工管理担当者			
			測定者			

測定箇所		設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
G L からの距離	h 1	床付け				
	h 2	砕石高				
	h 3	C o 高				
不断水連絡部防護工	a	基礎幅			設計値	
	b	基礎長さ			〃	
	c	C o 厚			- 2 0	
	e	砕石厚			設計値	
	f	C o 厚			- 2 0	
記事						

(5) 測点計測による舗装厚管理表 a

工事番号	令和 年度 決第 号		工 種	(L交通 表層工)	令和 年 月 日測定	
工事名	〇〇町口径 100mm から 150mm 配水管布設替工事		施工管理担当者			
			測 定 者			
測点	測定箇所	設計値(mm)	測定値 (mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
No. 1	路盤高 h					<p style="text-align: center;">L 交通</p> <p style="text-align: center;">▽丁張り高 GL+200</p> <p style="text-align: right;">h 1</p> <p style="text-align: right;">h</p> <p style="text-align: center;">t</p> <p style="text-align: center;">表層</p> <p style="text-align: center;">上層路盤工 (路盤先行)</p>
	表層高 h 1					
	表層厚 t				- 7	
No. 2	路盤高 h					
	表層高 h 1					
	表層厚 t				- 7	
No. 3	路盤高 h					
	表層高 h 1					
	表層厚 t				- 7	
No. 4	路盤高 h					
	表層高 h 1					
	表層厚 t				- 7	
No. 5	路盤高 h					
	表層高 h 1					
	表層厚 t				- 7	
記事						

(7) 掘起しによる路盤厚管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	上層路盤工 (RM-40) t = 35 cm		施工管理担当者
合格判定値	個々 -25mm 以内、X3 = -6mm 以内、X6・X10 = -8mm 以内		測定者

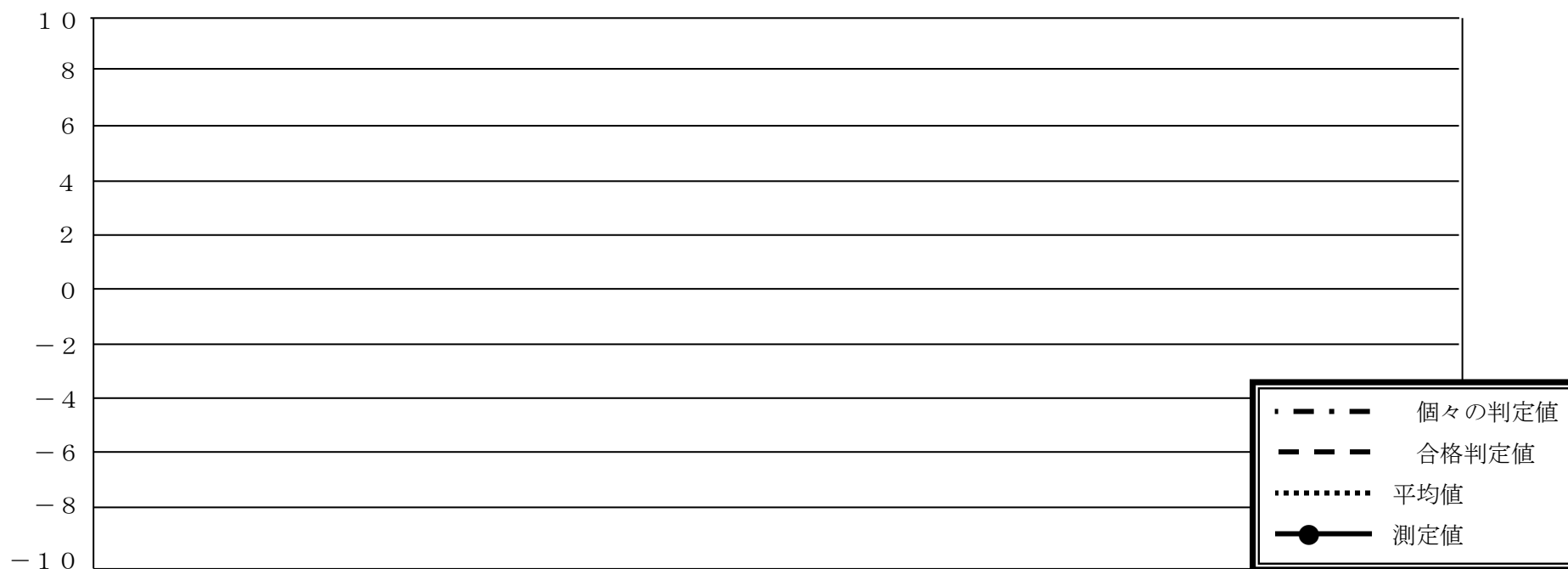
測点										平均
測定値										
差										



(8) 抜き取りコアによる舗装厚管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	表層工 (再生密粒度 13 mm) t = 50 mm		施工管理担当者
合格判定値	個々 -7mm 以内、X3 = -1mm 以内、X6・X10 = -2mm 以内		測定者

測点										平均
測定値										
差										



8 品質管理関係

品質管理表 (例)

(1) 各種継手チェックシート

第4編様式集 ダクタイル鋳鉄管の各種チェックシート参照

(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート

第5編水道局特記仕様書 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書別表-1参照

(3) 路盤締固め度管理表

(4) 合材締固め度管理表

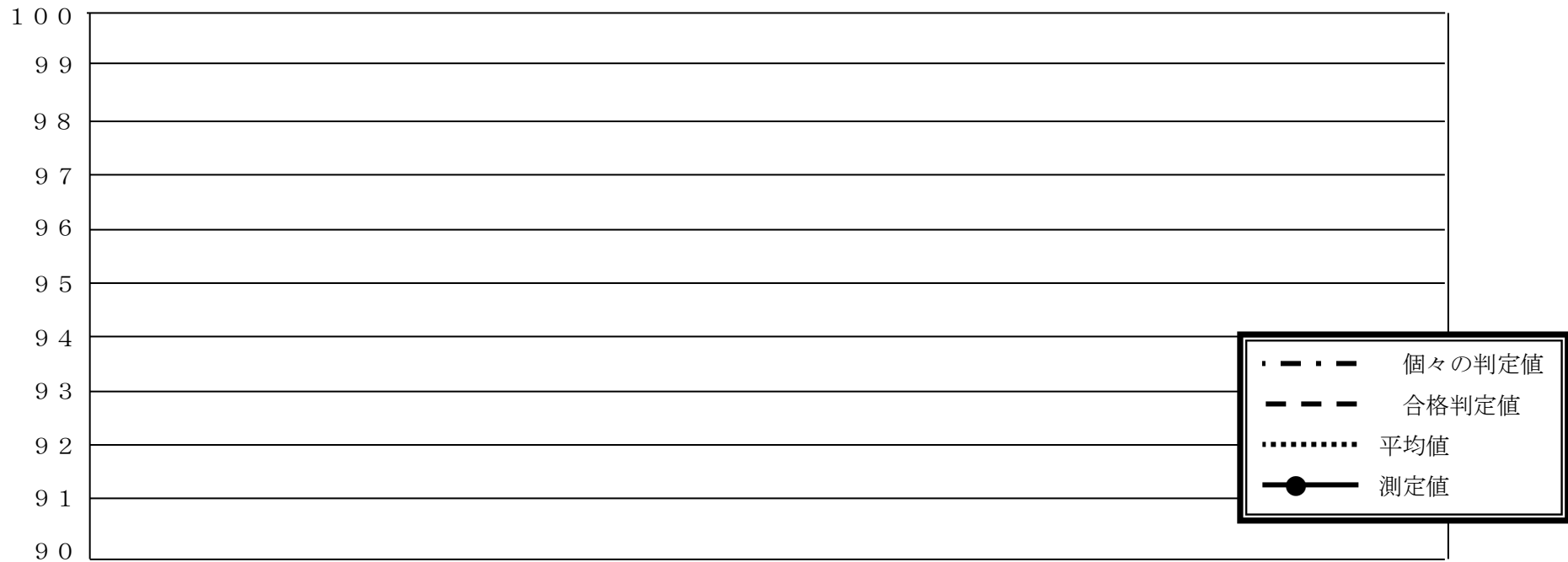
(5) アスファルト温度管理表

(6) レディーミクストコンクリートの品質管理表

(3) 路盤締固め度管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	上層路盤密度試験 (砂置換法) RM-40 t=35cm		基準密度
合格判定値	個々=基準密度の93%以上、 X3=96.5%以上、 X6=95.5%以上、 X10=95.0%以上		施工管理担当者
			測定者

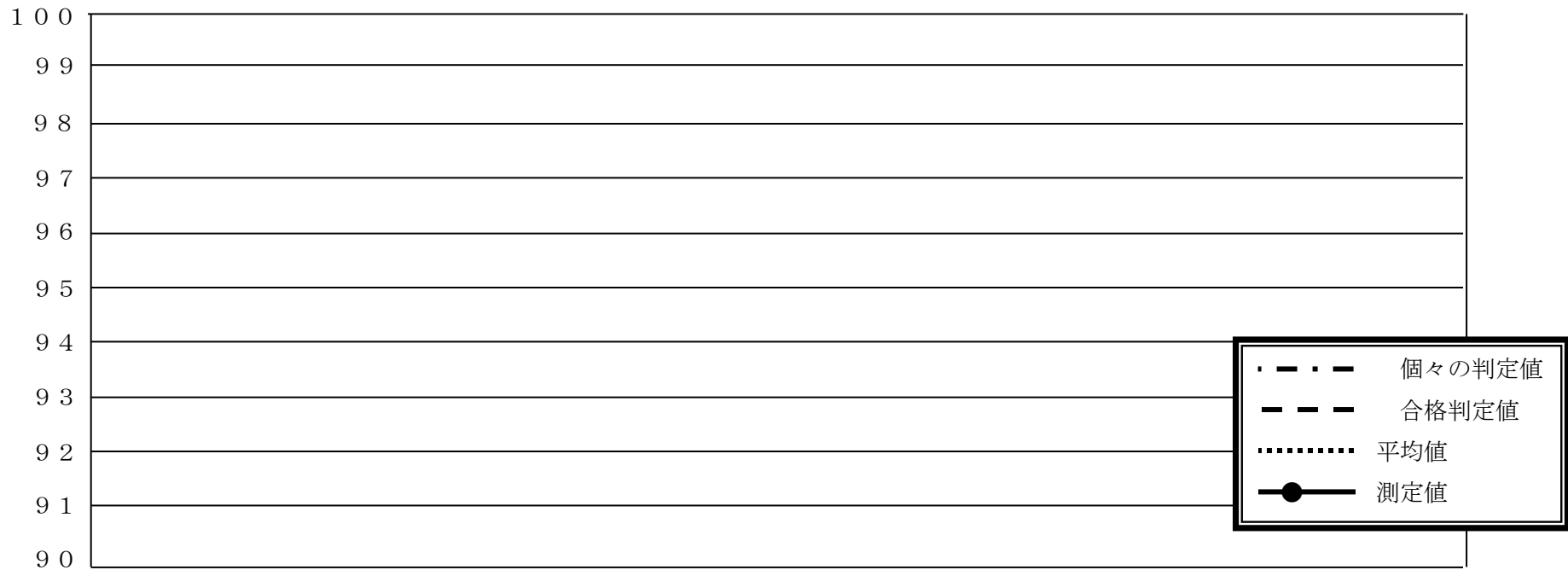
測点											平均
測定値											
百分率											



(4) 合材締固め度管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	合材密度試験 再生密粒度 13mm t = 5cm		基準密度
合格判定値	個々 基準密度の94%以上、 X3=96.5%以上、X6=96.0%以上、X10=96.0%以上		施工管理担当者
			測定者

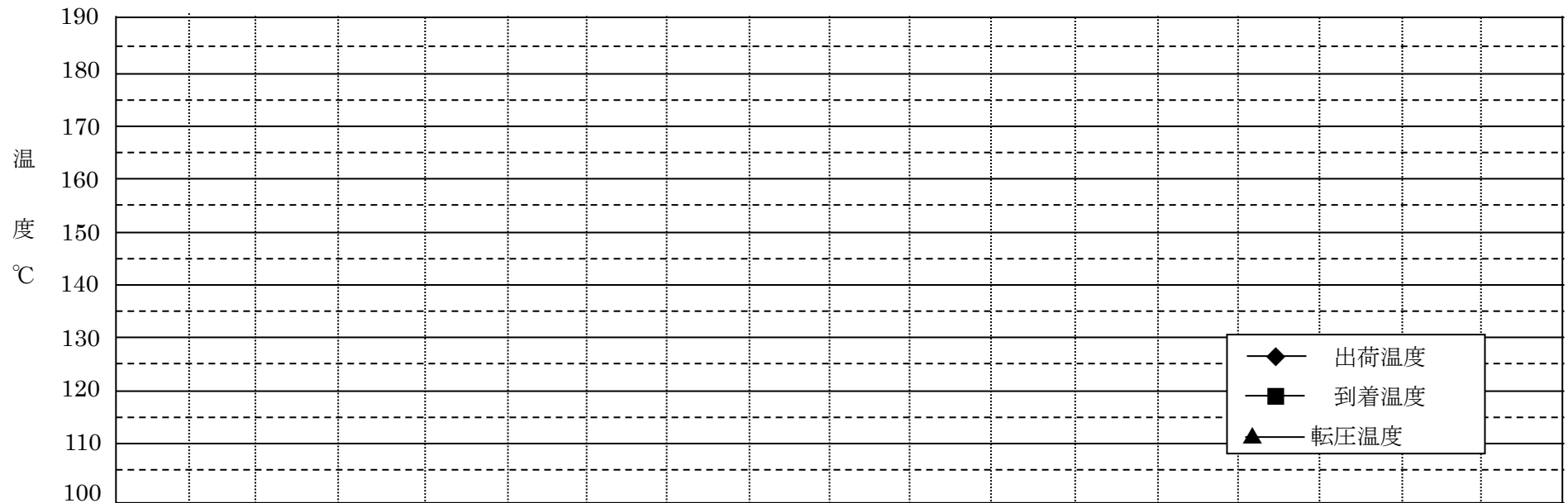
測 点											平均
測定値											
百分率											



(5) アスファルト温度管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
混合物の種類		施工管理担当者	
最適締め温度	配合温度	℃~	℃
		測定者	

月 日																			
台 数																			
出荷温度																			
到着温度																			
転圧温度																			



(6)レディーミクストコンクリートの品質管理表

工事名

【 配 合 設 計 】

呼 び 名 普通-21-8-20-BB

水セメント比 55.0%以下 空気量 4.5% 塩化物含有量 0.3 kg/m³以下 単位水量 175 kg/m³

打 設 日	1/8	1/11	/	/	/	備 考
ス ラ ン プ	8.0	8.5				
空 気 量	4.5	5.0				
塩化物含有量	0.03	0.03				
σ 7 圧縮強度	16.8	17.0				
σ 28 圧縮強度	24.5	25.0				
単位水量	172	175				
ス ラ ン プ [c m]	10.0					8cm±2.5cm
	9.0					
(例)	8.0					
	7.0					
	6.0					
空 気 量 [%]	5.5					4.5%±1.5%
	5.0					
(例)	4.5					
	4.0					
	3.5					
塩化物含有量 [kg/m ³]	0.04					
	0.03					
(例)	0.02					
σ 7 圧縮強度 [N/mm ²]	21					
	19					
(例)	17					
	15					
	13					
σ 28 圧縮強度 [N/mm ²]	29					
	27					
(例)	25					
	23					
	21					
単位水量 [kg/m ³]	190					
	180					
(例)	170					
	160					

9 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）関係で必要な書類

(1) 指定処分

ア 建設発生土

(ア) 副申書

(イ) 料金納入通知書・還付金領収書

(ウ) 集計表（設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。）

(エ) 搬入整理券（半券）

(オ) 土砂検定試験表（500m³以上）

※運搬経路図は施工計画書に添付すること。

イ がれき類（As 殻、Co 殻、現場発生路盤材）

(ア) 廃材搬入利用申込み書

(イ) 集計表（設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。）

(ウ) 廃材検収伝票

※運搬経路図は施工計画書に添付すること。

(2) 確認処分

ア 建設発生土・産業廃棄物

(ア) 確認処分届

(イ) 搬出記録簿

(ウ) 搬入証明書（受入先が発行した搬入整理券等）

※運搬経路図は施工計画書に添付すること。

1 0 材料関係書類について

1 工事で使用する材料について

水道工事標準仕様書「第2章 材料 第1節 適用」によれば、

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を示した場合を除き、この標準仕様書によるものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示していない仮設材料については除くものとする。また、この標準仕様書に規定されていない材料については、J I Sに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

とある。

また、「第3節 工事材料の品質 1 一般事項」では、

請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、J I S・J W W A規格品のうちJ I S・J W W Aマーク表示が認証され、J I S・J W W Aマーク表示がされている材料・製品等については、J I S・J W W Aマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

とあることから、工事で使用する材料を次の通り分類し、請負人はそれぞれの材料に応じ、手続きを行うこととする（表2-1 材料関係書類のフロー 参照）。

- (1) J I S・J W W A マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料
- (2) 設計図書により検査を行うこととしている材料
- (3) その他の材料

表 2-1 材料関係書類のフロー

材料	JIS、JWWA マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料	設計図書により検査を行うこととしている材料	その他の材料
事前申請書式	材料確認願	設計図書に指定された工事材料検査申請書	使用材料承諾願
添付資料	不要	製作要領書、品質・規格証明書、試験成績表等	品質証明資料等
使用前の確認	<ul style="list-style-type: none"> JIS・JWWA マークの表示状態の臨場確認（注1） 臨場で材料の製作者が「工事用材料製作者登録一覧」で指定された者か確認（注1） 	品質及び数量検査	承諾した材料か確認
例	管材料 給水材料 弁栓類	表 2-2 を参考に 受発注者間で協議し決定	一般土木材料 (JIS 表示品以外)

注 1 ただし、臨場確認できない場合は、それに代わる書類で机上確認をうけること。

2 JIS・JWWA マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料

(1) 対象材料

ア 日本産業規格（JIS）や日本水道協会規格（JWWA）に基づく検査に合格し JIS マーク、JWWA マーク（以下、「マーク」という）が表示された材料。

イ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料。

(2) 使用様式

請負人は、材料を使用する前に、使用予定である材料の材料名及び品質規格を「材料確認願」に記載し、監督員へ提出する。

(3) 監督員による確認

ア JIS・JWWA マークが表示されている材料

監督員は臨場により、材料に表示されているマークの表示状態を確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認願」には確認した日付等を記入、押印して保管する。

請負人は、特別な理由で監督員の臨場によるマーク表示状態の確認ができない場合、臨場確認に替わる資料の提示により、監督員による机上確認を受けることができる。ここでいう、

臨場確認に替わる資料とは、納入された材料が確認できる全景及び品目毎のマーク表示状態が確認できる写真等とする。

イ 「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料

「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料で、製作者を同仕様書の「工事事務用材料製作者登録一覧」に記載のある者と指定している材料は、臨場等の際、監督員は、納入伝票等により、製作者が「工事事務用材料製作者登録一覧」で指定された者であることを確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認願」には確認した日付等を記入、押印して保管する。

ウ 留意点

(ア) 確認は搬入毎、又は使用前にまとめて行っても良い。

(イ) 確認は規格及び形式毎（口径、管種、形状）に1回以上行う。

(4) 品質証明書類の省略

材料に関する品質証明書等の提出は省略できる。

ただし、請負人は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示できるよう準備しておく必要がある。

3 設計図書により検査を行うこととしている材料

(1) 対象材料

設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料であり、参考として「表2-2 設計図書により検査を行うこととしている材料一覧表」を挙げる。

(2) 使用様式

請負人は、検査を受ける前に「設計図書に指定された工事材料検査申請書」に必要資料（製作要領書、品質・規格証明書、試験成績表等）を添付し、監督員へ提出する。

(3) 監督員による検査の実施

監督員は、「材料検査の実施要領」に則り、品質検査及び数量検査を請負人の立会の下、実施し、検査の結果を請負人に通知する。

また、監督員の検査の結果、必要な品質等が確保されていないと判断された材料は、7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

表 2-2 設計図書により検査を行うこととしている材料一覧表

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	JIS マーク表示品以外
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	JIS マーク表示品以外
	鋼製ぐい及び鋼矢板	JIS マーク表示品以外
セメント及び 混和材	セメント	JIS マーク表示品以外
	混和材料	JIS マーク表示品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS マーク表示品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS マーク表示品以外
その他	レディーミクストコンクリート	JIS マーク表示認証製品を製造している工場以外で生産されたもの
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	薬液注入剤	
	シールド機・セグメント	

4 その他の材料

(1) 対象材料

JIS・JWWA マークが表示されている材料及び「配管材料調達に関する特記仕様書」に記載のある材料並びに「設計図書により検査を行うこととしている材料」のいずれにも当該しない材料のこと。

(2) 使用様式及び監督員による承諾

請負人は、材料を使用する前に、「使用材料承諾願」に必要な品質証明資料を添付し、監督員へ提出し、承諾を受けなければならない。

(記入例)
材 料 確 認 願

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市水道局 ○○課 (所)
監督員 (主務) ○○ ○○

請 負 人 ○○建設 株式会社

現場代理人氏名 横浜 太郎

工事名 △△線口径□□□mm配水管新設工事

標記工事に使用する下記の材料について、確認をお願いします。

材料名	品質規格	確 認 欄			備 考
		確認年月日	確認方法	確認印	
GX形 直管 400 × 6000	JWWA G 120	○○.○○.○	臨場による	} (印)	
GX形 曲管 400 × 45°	JWWA G 121	"	"		
異形鉄筋D13 L 1000×500	JIS 3112	"	"		

(記入例)
設計図書に指定された工事材料検査申請書

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

住 所 横浜市北区南町一丁目 1 番地
請負人 ○○・△△建設共同企業体
氏 名 水道 次郎 印

工事請負契約約款第 14 条第 3 項の規定により、設計図書の指定された工事材料の検査を申請します。

工事名 ○○浄水場○号配水池築造工事

品 名	品質形状等	単位	数 量	備 考
鋼管杭	φ○○○mm×○○m	本	△△	

総括監督員	主任監督員	担当監督員

(記入例)
使用材料承諾願

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市水道局 ○○課 (所)

請 負 人 ○○建設 株式会社

現場代理人氏名 横浜 太郎 印

工事名 △△沈殿池耐震補強工事

次の材料を使用したいので承諾願います。

材 料 名	規 格	生 産 社 名 (会社及び工場名又は産地)	承 諾 方 法
レディーミストコンクリート	普通 24-12-25 B B	○○コンクリート ○○工場	配合報告書
再生粒度調整砕石	RM-40	○○興産 ○○市 ○○産	試験結果報告書
再生アスファルト合材	密粒度 20	○○道路 ○○工場	認定書 (写し)
目地材	樹脂発砲体系○型 t=○○	○○化学工業 ○○工場	浸出試験報告書

総括監督員	主任監督員	担当監督員

材料検査の実施要領

(適用)

- 第1条 この要領は、横浜市工事請負契約約款第14条第2項に基づき、横浜市水道局が請負工事として発注する管工事及び水道施設に係る各種土木工事の材料検査に適用する。
- 2 材料検査の実施品目は、設計図書に指定された工事材料及び、受発注者間の協議により決定されたものとする。
 - 3 横浜市水道局が請負人に支給する材料は、この要領の対象から除外する。

(方法)

- 第2条 監督員は、材料検査については、品質検査及び数量検査により行わなければならない。
- 2 品質検査及び数量検査の方法については、別表第1に定めるとおりとし、実施品目に応じ、受発注者間の協議により各区分から選択し行うこと。

(技術的基準)

- 第3条 材料検査の技術的基準については、日本産業規格、日本水道協会規格、日本農林規格、日本下水道協会規格、設計図書及びその他協会規格等の定めるところによる。

(検査の実施)

- 第4条 請負人は、検査に際し「設計図書に指定された工事材料検査申請書」に必要資料を添付のうえ提出し、監督員の検査を受けなければならない。
- 2 監督員は、請負人から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(検査の立会)

- 第5条 請負人は、監督員が材料検査を実施する場合は、立ち会わなければならない。

(検査結果の通知)

- 第6条 監督員は、書面により検査の結果を請負人に通知する。

(不合格材料の撤去)

- 第7条 請負人は、品質検査の結果不合格となった材料については、7日以内に現場外に搬出しなければならない。

材料検査の種別及び方法

種別	検査方法		対象品目	備考
	区分	内容		
品質検査	試験による検査	<p>外観、形状、寸法、重量及び品質等については、監督員が判定する。</p> <p>なお、理化学的性質については、材料の製作者の試験設備又は、公的な試験機関等において試験を行い判定する。</p>	原則として、受注生産品であるもの。	
	照合による検査	<p>外観、形状、寸法、重量及び品質等については、規格証明書等と現品の照合により行う。</p>	規格証明書及び試験成績表等によって現品との照合ができ	
	確認による検査	<p>外観、形状、寸法、重量及び品質等については、現場で確認する。</p>	試験をする必要がないもの。	
数量検査	検量による検査	直接材料を計量する。		
	確認による検査	納品書等の書類又は、出来形により間接的に確認する。		

1 1 工程管理について

1 工程管理の目的

工程管理は、施工計画で選定された工法、資機材の調達計画等を基に作成された計画工程表を用いて、工事の進捗管理を通じて施工計画と施工実態の差異を把握、修正することにより、適正な施工条件と工事進捗を確保し、もって、工期内に完成させることを目的として行うものである。

また、工程管理は受注者の責任において管理するものであるが、発注者の側からみれば工期内に適切な進捗で、十分な品質・精度のもとに施工されていく工事過程の把握、確認行為である。一方、受注者側から考えれば、更にこれに工事経営の要素が加えられ、最小の費用で最大の生産をあげるために工事を管理して進めていくことであるといえる。

土木工事の場合は、受注者において当初の工程計画を慎重に立案しても途中に何回となく検討修正され完成に導かれることもあることから、これらの修正は契約変更時点とは関係なく、事態に即して行う必要がある。

2 工程管理に関し作成する書類

請負人は工程管理に関し、履行報告として「工事月報」等を、円滑な工事実施とその統制を図るため「実施工程表」を作成しなければならない。

(1) 工事月報等（水道工事標準仕様書 1-1-24 履行報告）

ア 工事月報は、監督員が履行の進捗状況を把握するとともに、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行うための書類であり、請負人は監督員へ提出しなければならない。

イ 工事の性質上、工事月報による履行報告がなじまない場合は、工事の性質に応じた所定の書式で履行報告を行うこと。

(2) 実施工程表

ア 実施工程表は、請負人が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督員への提出は必要とせず提示でよい。しかし、監督員が必要と認めた場合には、速やかに提出をすること。

イ 実施工程表は、請負人が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。

ウ 維持工事や緊急工事等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表を省略することができる。

第3編 水道工事完成図作成の標準

工事完成図作成の標準

第1 一般事項

1 適用

この工事完成図の作成は、水道工事標準仕様書に基づき定めるものである。

2 工事完成図提出の手順と部数

(1) 工事完成図の確認

請負人は、工事完成図を作成し提出するにあたっては、監督員の確認を受けなければならない。

なお、完成図作成に必要となる資料のうち、水道局が提供する資料については、監督員から受け取ること。

(2) 提出部数

電子成果品として電子媒体（CD・R）2部（正副各1部）、紙の成果品として複写図（白焼き）3部を工事完成検査前に監督員へ提出する。ただし、監督員の指示があった場合は、その指示による。

3 工事完成図の区分

工事完成図は、工事の内容に応じ次の区分に大別する。

(1) 管新設（布設替含む）工事

(2) 仮設工事・仮設管撤去工事等

ア 仮設工事

イ 仮設管撤去工事

(3) 管更生工事

管内挿、及びパイプライニング工事をいう。

(4) 坑内管新設工事

推進、シールド等により管布設を施工する工事をいう。

(5) 構造物関係工事

(6) 貯水槽（タンク）関係工事

(7) 共同溝関係工事

(8) その他

4 工事完成図の種類

作成する工事完成図は監督員が指示する。

(1) 案内図

(2) 平面図（管路図記入）

(3) 縦断図（配管図記入）※1

- (4) 布設位置断面図
- (5) 各種詳細図
- (6) 配管図
- (7) 材料表
- (8) 各種オフセット図
- (9) 口径 50 mm以下取付替オフセット図（共用止水栓オフセット図含む）
- (10) 用地図
- (11) 中心線測量成果図
- (12) 各種構造図（標準図を除く）
- (13) 土地使用承諾書等の権利関係書類^{※2}
- (14) その他

※1 縦断図については、布設管路表示口径 400 mm以上から作成する。

※2 権利関係の諸手続きが生じた工事については、監督員の指示に従い土地使用承諾書等の関係書類（PDF データ等の写し）を図面化する。

第2 図面作成の基本

1 原図の品質と規格寸法

(1) 原図の品質

原図の品質は、良質なトレーシングペーパー又は、それと同等以上のものとする。

(2) 原図の規格寸法

原図の大きさは、次の規格寸法（表 1-1）のものを工事の区分又は、必要とする図面の大きさに応じ使用する。

（表 1-1：原図の規格寸法）

	大きさの呼び方	仕上り寸法 (mm) (幅×長さ)	摘 要
1	A 2 判	420×594	一般的に管新設工事に使用するか他の工事に使用してよい。
2	A 1 判	594×841	A 2 判によることが不適当な管新設工事又は構造物等の工事に使用する。

ただし、同一工事には原則として同一の大きさのものを使用しなければならない。

2 線と文字の基本事項

(1) 濃度の一定化

線と文字は、一定の濃度で作図しなければならない。

(2) 線（国土交通省発行“CAD製図基準”一部引用）

図面に使用する線の太さは、図面の視認性を考慮する。線の太さは細線、太線、極太線の3種類とし、その比率を1:2:4とする。

線の太さは、図面の大きさや種類により 0.13、0.18、0.25、0.35、0.5、0.7、1、1.4、2mmの中から選択するが、これらの数値は、CAD データを紙に出力する場合の規定値である。

実際に出図される線の太さは出力装置により異なるため、近似値としてよい。

線の太さの組み合わせを表 1-2 に示す。

（表 1-2：線の組み合わせ）

線グループ	細線	太線	極太線
0.25 mm	0.13 mm	0.25 mm	0.5 mm
0.35 mm	0.18 mm	0.35 mm	0.7 mm
0.5 mm	0.25 mm	0.5 mm	1.0 mm
0.7 mm	0.35 mm	0.7 mm	1.4 mm
1.0 mm	0.5 mm	1.0 mm	2.0 mm

(3) 文字（国土交通省発行“CAD製図基準”一部引用）

ア 文字は、JIS Z 8313：1998「製図—文字」に基づくことを原則とする。

イ 文字の高さ

CAD データを作図する場合は、原則として 1.8、2.5、3.5、5、7、10、14、20mm から

選択する。検査や施工図等で、A1 で紙出力する際には、表題欄やタイトルに使用する文字は、3.5、5、7mm を原則とする。また、図面内に使用するタイトルなどは14、20 mm とするなど、A3 など縮小版で紙出力した場合でも読みやすいサイズを使用するよう留意する。例えば、単位(m², m³)等を入力する場合において、文字の高さを変える必要が生じる場合には、上記の高さ以外の文字を使用できる。

- ウ 漢字は常用漢字、かなはひらがなを原則とする。ただし、外来語はカタカナとする。
- エ CAD で縦書きをする場合は、文字列として入力するとともに、全角文字を用いることを原則とする。

オ 使用できる文字

CAD で文字を書く場合は、CAD ソフトウェアの機能とフォントに依存するため、CAD ソフトウェア固有の文字や機種依存文字は使用せず、アウトラインフォント又は製図に用いる文字に類似した文字を使用する。

(4) 禁止事項

次に示す事項は、濃度の一定化及び濃度の範囲のうえから行ってはならない。

- ア 裏書き（原図の裏面に記入することをいう。）
- イ ゴム印等の使用

3 原図の枠取りと標題欄

(1) 枠取り

原図には、枠取りをしなければならない。

枠取りの線の太さは、0.7mm 程度とする。

〔図1 図面の枠取り〕参照。

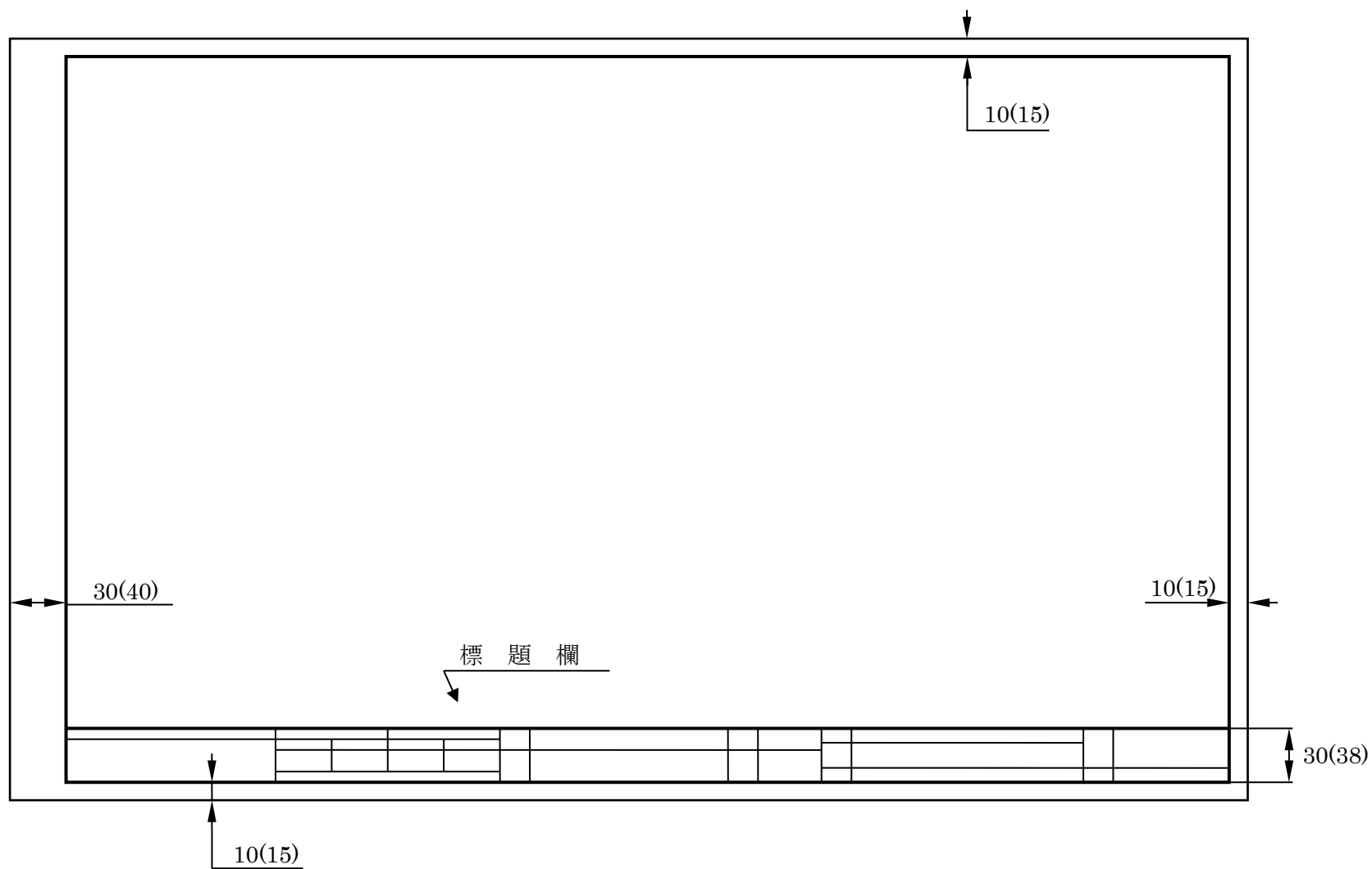
(2) 標題欄

原図に標題欄を設け、次の事項を記入する。

〔図2 標題欄〕参照。

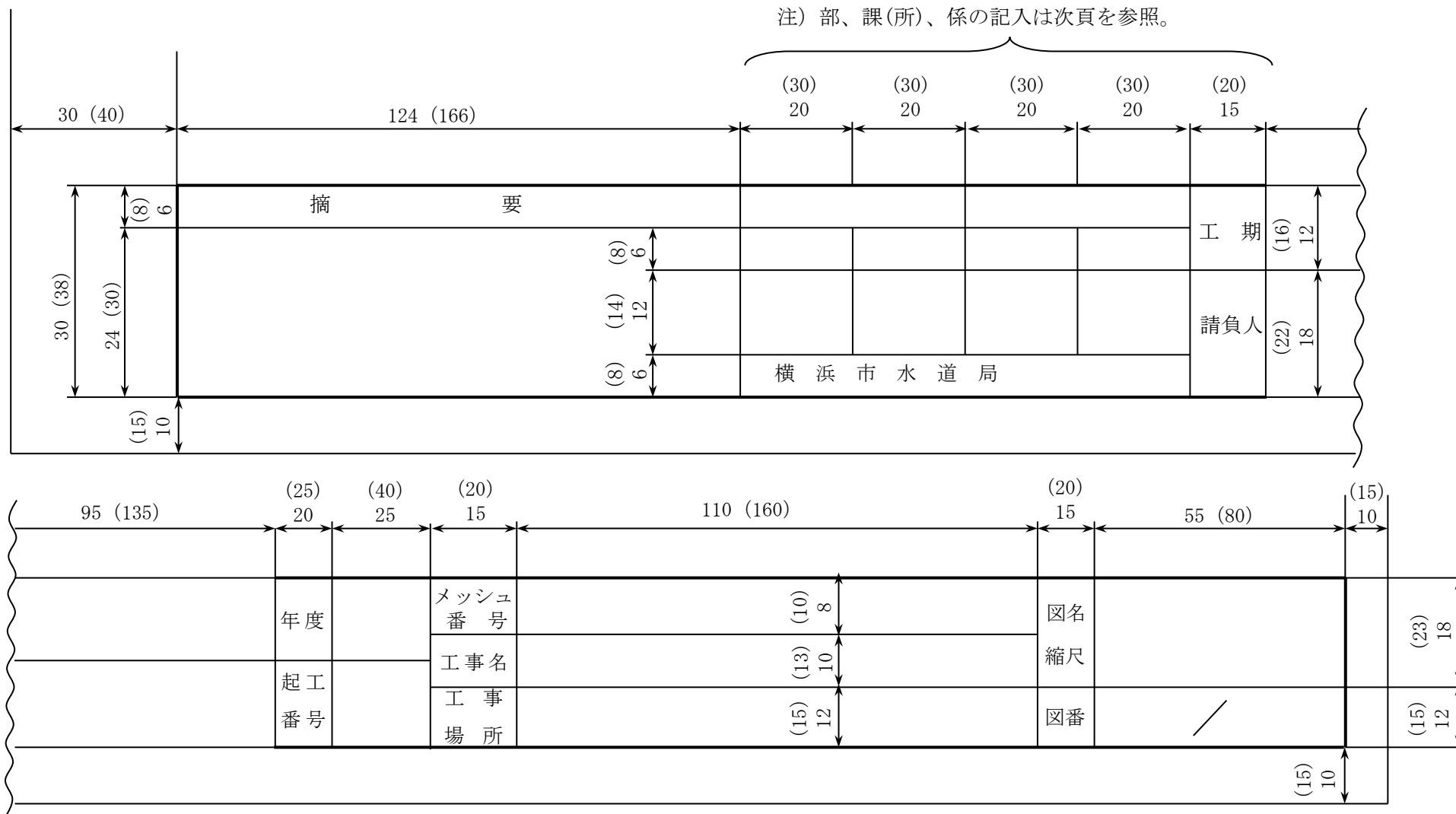
- ア 施工年度
- イ 起工番号
- ウ 工事名
- エ 工事場所
- オ 図面名称と縮尺
- カ 図面枚数と番号
- キ 工事期間
- ク 請負人名と現場代理人氏名
- ケ 局名、部、課、係
- コ メッシュ番号【大メッシュ(2000m×1500m 区分)及び小メッシュ(250m×250m 区分)】
- サ 摘要欄
監督員が指示する内容

図1 図面の枠取り (A1、A2 規格判)



注1) ()内は、A1判の寸法を示す。注2) 線の太さは、外0.7mm、内0.5mmとする。注3) 寸法・単位 mm

図2 標 題 欄 (A1、A2判)



注1) ()内は、A1判の寸法を示す。注2) 線の太さは、外0.7mm、内0.5mmとする。注3) 寸法・単位 mm

注) 部、課、係の記入の例

他については、担当事業所の指示による。

(例 1) ○○工事課の場合

設 計 係		工 事 係	
係 長	設 計	主任監督員	担当監督員
横浜市水道局 配水部		○○工事課	

(例 2) ○○水道事務所の場合 (係名の区分は適宜)

係		係	
係 長	設 計	主任監督員	担当監督員
横浜市水道局 給水サービス部		○○水道事務所	

(例 3) 工業用水課の場合

設 計 工 事 係		設 計 工 事 係	
係 長	設 計	主任監督員	担当監督員
横浜市水道局 施設部		工業用水課	

(例 4) 建設課の場合

設 計 係		工 事 係	
係 長	設 計	主任監督員	担当監督員
横浜市水道局 施設部		建設課	

- 注1) 工期の記入(例) 令和元年5月10日～令和2年2月12日
- 注2) 請負人欄は、請負人名と現場代理人の氏名を記入する。
- 注3) メッシュ番号及び工事場所は、設計図書等に記載されている大メッシュ番号と小メッシュ番号、及び工事場所を記入する。ただし、同一工事名において工事路線が複数ある場合については、この限りではないので「第3 工事区分による完成図の製図」を参照。
- 注4) 工事名は、設計図書等に記載の工事名を記入する。
- 注5) 図番は、斜線の下側に総枚数、上側に図面番号を記入する。
- 例 1/15 3/15

第3 工事区分による完成図の製図

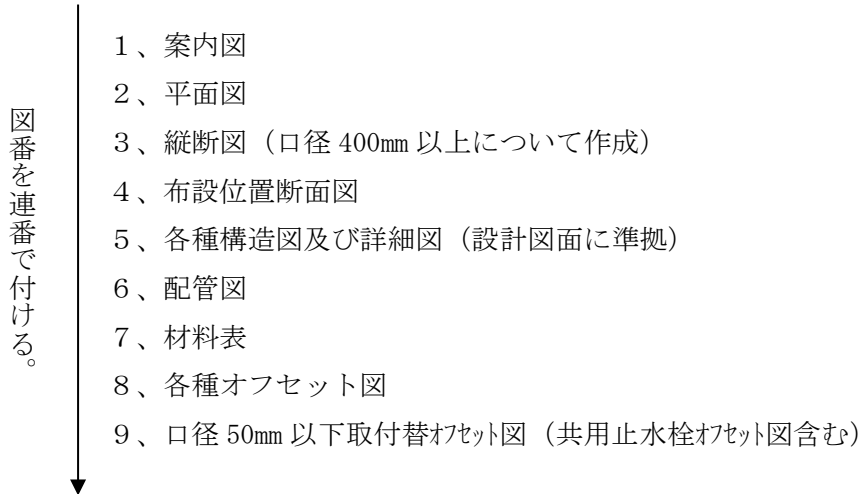
1 管新設工事及び既設管撤去工事

(1) 完成図の綴じ方及び標題欄について

ア 各種完成図の綴じ順を下記に示す。

工事場所が1地点の場合

(工事名例：〇〇町〇丁目口径〇〇mm (から〇〇mm) 配水管〇〇〇〇工事)

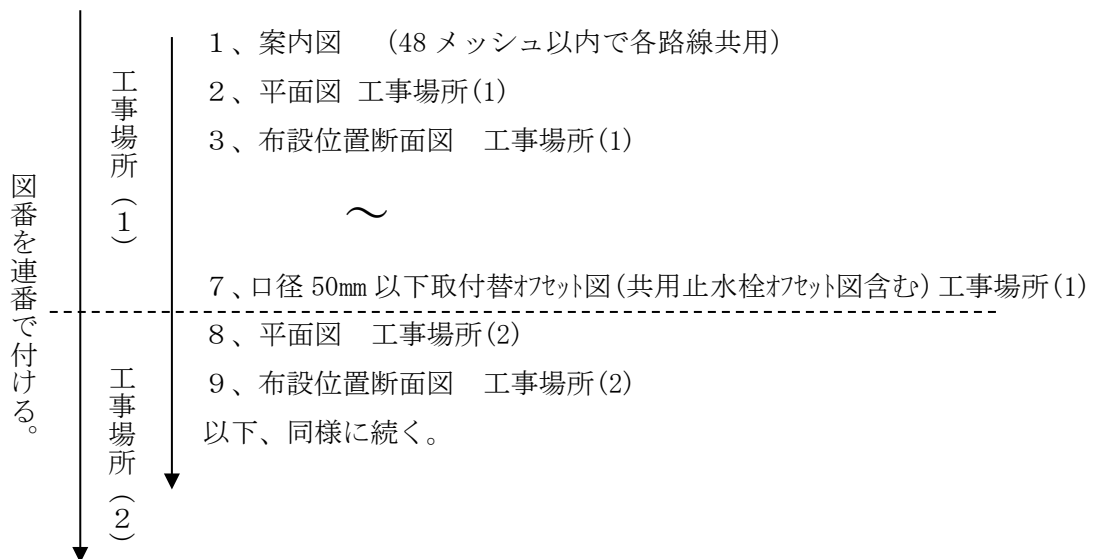


※ 「5 各種構造図及び詳細図」の綴じ込み順は監督員の指示により変更できる。

※ 地盤改良、残置仮設等の詳細図は監督員の指示により作成する。

同一工事名で工事路線が複数ある場合

(工事名例：〇〇町ほか〇か所口径 100mm から 200mm 配水管〇〇〇〇工事)



イ 同一工事名で工事路線が複数ある完成図の標題欄記入について下記に示す。

案内図の表記については、先に示した通り設計図書等に準ずる。その他平面図等の標題は、その紙面で表している工事場所に対応した表記とする事。例えば工事場所(1)の平面図標題欄は、工事場所(1)のメッシュ番号、工事場所となる。場所については、その路線の始点、終点を表記すること。(図面作成例参考)

1-1 各完成図の作図について

(1) 案内図

ア 図面の配置

案内図は、紙面に方位等の必要事項をバランスよく配置し全面を使用する。

イ 縮尺

原則として、局職員が提供する 1/5000 の市内地形図を使用する。

ウ 記入範囲

記入範囲は、工事場所が容易に理解できるよう主要な施設、鉄道、道路、河川等目標となるものを含んだ範囲とし、設計図と同様にメッシュ線を記入する。(図面作成例参照)

エ 記入項目

(ア) 方位と縮尺

図面は、紙面の上側を北とし、方位、縮尺を記入する。

(イ) メッシュ番号

大メッシュ番号及び小メッシュの番号を設計図と同様に記入する。

(図面作成例参照)

オ 工事場所

(ア) 工事場所が 1 地点の場合は、当該工事地点を円で囲い引出し線により「工事場所」と記入する。

(イ) 同一工事名において、工事路線が複数ある場合は「工事場所(1)」「工事場所(2)」と表現する(設計図書の区分、路線順に準ずること)。

(2) 平面図

水道配管平面図(以下、1/500 平面図)を参考に作図すること。

1/500 平面図は担当監督員が請負人に貸出す。請負人は 1/500 平面図の取扱いに注意を払い完成図作成後、速やかに監督員に返却すること。1/500 平面図の貸出日、返却日を「工事打合せ簿」に記録すること。

ア 図面の配置

平面図は、図面の上が北となるように配置し方位を記入すること。

イ 縮尺

縮尺は1/500とし、縮尺とスケールバー（10m）を記入する。

ウ トレース又はスキャンニングの範囲

地形図のトレース又はスキャンニングにあたっては、幅を工事路線（道路）の両側とも10～20m程度とし家名、番地を1/500平面図に準じて記入する。

なお、路線を分割する場合の分割線の表示はアルファベットの大文字とする。

エ メッシュ番号

工事場所の対象となる大、小メッシュ番号を表記する。複数のメッシュが対象となる場合は、メッシュ境界線を表現し、大、小メッシュ番号も記載する。

オ 中心線測量の測点と成果

設計図面に記されてある中心線測量の中心線等と測点番号を記入する。

なお、中心線と測点が施工時の実施測量により変更となりその成果が承認されている場合は、当該実施測量の成果に基づき記入する。

カ 新設管路の記入

平面図には、新設管路を管路図で記入する。

始点、終点の住所を設計図書等に準じて記入する。

また、紙面上側を北とし、方位を記入する。

注) 位置記入に際しては、より正確を期するよう十分留意して製図のこと。

(7) 管路図等の記入項目

a 管路、管種、口径の表示

新設管路は「実線」とし、その上又は下側に指定の「管種別略称」と「口径」を記入する。なお、口径表示は「φ」、寸法表示「m」を除く。

b 弁・栓類等の表示

仕切弁、消火栓等の弁・栓類、片落ち管等は指定の「管路記号」で表示する。

なお、不断水用の簡易仕切弁については表示しない。ただし、弁室を設置した場合は表記する。

c 弁・栓類等の引出し線による表示

仕切弁、消火栓等の弁・栓類及び二受T字管、片落ち管は、それぞれ「引出し線」により口径と指定の「略称」又は「名称」を記入する。

この場合、弁・栓類には、始点から終点に向かって「第4 表示記号」欄で指定の通し番号表記で種類別につける。

キ 区間長の表示

新設管路は、次の地点を基点とし「引出し線」と「寸法線」を記入し、その寸法線上にその区間の「管心長」を記入する。

(区間長の区分地点)

(7) 既設管と連絡部分との始終点

(イ) T字管の分岐点

(ウ) 仕切弁の中央点

ただし、区間長に弁体長は算入しない。

- (エ) 消火栓、空気弁付消火栓、空気弁等の中央点
フランジ付きT字管のフランジ分岐点をさす。
- (オ) 片落ち管の口径の小さい方の接合点
- (カ) その他区間長表示をすることが望ましい地形の変化点
注) 管心長の算定は、管弁・栓類材料規格表による。

ク 連絡部の既設管路（弁・栓類を含む）

連絡部の既設管路は「破線」とする。連絡部の引出し線部に「施工年度」「工事起工番号」「管種別略称」「口径」「D.P.」「ライニング有無」を記入する。また、始点から終点に向かって「第4 表示記号」欄で指定の表記で通し順位をつける。（連絡A、連絡B、連絡C、連絡D・・・）

ケ 継手情報・幹線名の表示

継手情報は、継手の形式を表示する。形式が複数ある場合は、布設延長が長い形式とする。幹線名は、口径400mm以上を対象とし、名称については監督員に確認して表示する。

コ 使用廃止・休止管路の記入

(7) 管路の表示

使用廃止管路（撤去不可能な管）・使用休止管路は、破線の上に「波線」を入れ表示する。

(イ) 管種、口径、区間長の表示

使用廃止管路・使用休止管路を明確に表示し、起終点に「引出し線」と「寸法線」を記入して、その寸法線上に指定の「管種別略称」「口径」と「延長」を記入する。この場合の延長は路上の測定延長とする。

サ 撤去管路の記入

(7) 管路の表示

撤去管路は、実線の上に「波線」を入れ、弁・栓類等の略称を表示する。

(イ) 管種、口径、区間長の表示

既設管撤去工事が新設工事と同一工事により施工し平面図を共用する場合は、撤去管路の起終点から「引出し線」と「寸法線」を記入し、この寸法線上に指定の「管種別略称」「口径」「延長」及び、弁・栓類の「略称又は名称」「基数」を記入する。

シ 布設位置断面図の位置表示

布設位置断面図の位置表示は、工事の始点から終点に向かって「第4 表示記号」欄で指定の「布設位置の断面位置表示」により表示する。

ス 布設位置のオフセット表示

布設位置をオフセット表示する場合は、支距（O.P）については、官民境界を基点とし文字表示側からの距離とする、埋設深さ（D.P）については路面高を基点とし「第4 表示記号」欄で指定の「布設位置のオフセット表示」により表示する。

セ 各種詳細図の位置表示

連絡、伏越、迂回、排水ヶ所等、詳細図の位置表示は、「第4 表示記号」欄で指定の「詳細図等の位置表示」で表示する。

ソ メッシュ境界線の表示

メッシュ境界線の表示は、250mメッシュ線（縮尺 1/500）を基準とし、その線上に大メッシュ番号小メッシュ番号を記入する。

(3) 縦断図（口径 400mm 以上の工事から作成）

ア 図面の配置

縦断図は、平面図の下側に配管図を記入し配置する。

イ 縮尺

縮尺は、縦 1/100、横 1/500 を標準とする。ただし、設計図がその他の縮尺である場合は、その縮尺によることができる。

ウ 縦断図への記入項目

(ア) 縦断図の数値表示欄

縦断図の数値表示欄は、左（下欄）より次の順により記入する。

- a 曲線（中心線測量）
- b 測点（20m間隔を標準とする）また、平面図にも記入する。
- c 単距離
- d 追加距離
- e 土被り
- f 地盤高
- g 管心高
- h 管勾配
- i 管路の変化点（曲管垂直部）
- j 弁・栓類、分岐・連絡か所

注）地形図に伴い、縦断図を分割した場合の数値表示欄は、分割した各図にすべて記入する。

(イ) 水準点

路線中の水準点を指定の記号により記入する。

エ 縦断図内の配管図の記入

「(2) 平面図 カ 新設管路の記入」に準じ記入する。

オ 構造物等の記入

他企業の占用物や構造物等を記入する。

(4) 布設位置断面図

ア 図面の配置

布設位置断面図は、平面図内に記入された指定の「断面位置表示」の符号の順に記入す

る。

イ 縮尺

縮尺は、1/100 を標準とする。

ウ 間隔と位置

布設位置断面図の間隔と位置は、40mに1ヶ所程度を標準として選定し製図する。

なお、位置選定にあたっては、次の事項に注意する。

- (ア) 一般的には、弁・栓類間の中央附近を選定する。
- (イ) 布設位置が変化する地点は、40mの標準以外に変化地点を追加して記入する。
その他、監督員の指示による。
- (ウ) 平面図に記された断面位置方向にあわせる。

注) 布設位置断面図は、平坦な地域の幅員の広い道路等で他の地下埋設物の位置等を記入する必要のない場合は、「(2) 平面図 ス 布設位置のオフセット表示」により平面図内に記入することにより省略することができる。

エ 断面図の記入項目

(ア) 道路全幅員

歩車道の区分のある道路は、区分して寸法線により表示する。

道路附帯施設のU字溝、L形溝等は判明できるよう製図する。

(イ) 道路両側の状況

道路両側の番地、家名等を記入する。

法、崖、擁壁、塀等は判明できるよう製図する。

(ウ) 地上、地下施設物

道路内の電柱、街路灯、ガードフェンス等及び、各種地下埋設物や構築物は、試掘調査等により判明できた範囲で大きさ、長さ、深さを記入し、指定の記号をつけ表示する。
また、設計図書に記載された施設についても記入する。

(5) 各種構造図及び詳細図

ア 図面の配置

各種構造図及び詳細図は、設計図面に準拠して実施工とあわせ、平面、断面、正面、側面等を相互関連づけ順序よく詳細に製図する。

イ 縮尺

縮尺は設計図面に準拠する。

ウ 主な構造図、詳細図等

- (ア) 管路における一般的なもの
 - a 各種弁室築造工図（設計標準図は除く。）
 - b 連絡部詳細図
 - c 伏越部詳細図
 - d 排水部詳細図

e 管保護工図（設計標準図は除く。）

f 管基礎工図

注1) くい基礎の場合は、くいの配置と名称、くい径及び、くい長を記入する。

注2) 鉄筋コンクリートの場合は、配筋図を記入する。

(イ) 特定な施設

a 配水池

配管、配筋、基礎等詳細図

b ポンプ場

配管及びポンプ基礎等詳細図

c 橋梁添架・水管橋

配管、基礎、管保護工等詳細図

d 循環式地下貯水槽 配管、構造等詳細図

(ウ) 推進、シールド工等の管路

a 立坑

配管、管保護工、配筋、立坑構造図等の詳細図

b 推進工

配管、管保護工、サヤ管等の詳細図

c シールド工

配管、一次及び二次覆工等の詳細図

d 共同溝

配管

(エ) 付帯施設（水道管工事以外の施設）

a 擁壁、石積（展開図を含む）

b 排水設備

c 造園

d 電路、照明機器

e その他（地盤改良・残置仮設物等）

(6) 配管図

ア 図面の配置

配管図は、別紙面を使用することを原則とするが、材料表と同一紙面としてもよい。

この場合、配管図を左側又は、上側とし材料表は右側又は、下側に配置して平面図と同方位にする。

イ 縮尺

縮尺は Not to scale (N T S) とするが、「文字の大きさの最小値」を厳守すること。

(図面作成例参照)

ウ 記入項目

配管図は、施工成果に基づき路線の形態及び配管の状態（曲管の水平、垂直使用等）が判明できるよう平面図と相互関連（メッシュ境界線、接続線を表記）させて製図する。また、他企業管や構造物等についても記入する。

基本的に平面図と同一配置とするが、作図上の理由から配管図を分割する場合は、分割線の表示をカタカナとする。

(7) 新設管路

新設管の配管は、指定の「配管記号」により製図する。

a 直管

直管は、記号の上又は下に「○」を書き、○の中に使用数量を記入する。

なお、2本以上連続使用した場合は、1本ごとを配管記号で製図しなくてよい。

また、○の前に鋼管の場合は、「SP」、ステンレス鋼管の場合は「SUS」と記入する。

b 切管

切管は、引出し線により次の事項を記入する。

(a) 「切管口径×管長」

(b) 管種

• 鋳鉄管 (DIP)

T、A、K、U等

NS、GX、S50、S、US、UF等（離脱防止継手）

• 鋼管 (SP)

• ステンレス鋼管 (SUS)

(c) 切管の形態

• 鋳鉄管 (DIP) 受口付 → U、両端挿口 → ⊥

(記入例) GX100×1,000 U GX100×1,000 ⊥

K200×1,000 U K200×1,000 ⊥

US1,000×2,000 U US1,000×2,000 ⊥

S50×2,200 U (S50形は、この表記とする)

• 鋼管 (SP)

SP1,000×2,000 切

• ステンレス鋼管 (SUS)

SUS1,000×2,000 切

c 異形管

異形管は、引出し線により次の事項を記入する。

なお、2個以上使用した場合は、末尾に「○」を書き、○の中に使用数量を記入する。

(a) ニ受T字管・排水T字管

「本管口径×支管口径」を記入する。

- (例) 300×150 500×300
- (b) 片落管
「大口徑×小口径」を記入する。
(例) 150×100 800×500
- (c) 曲管
度数・状態(「H;水平」「V;垂直」に区分する。)を記入する。
(例) 11° 1/4(H) 22° 1/2(H) 45° (H)
45° (H) - ② 45° (V) - ②
- (d) フランジ短管
「L;長さ」を記入する。
(例) L=100 L=150 L=200
- (e) 不断水用割T字管
「本管口径×取出し管口径」「名称」「材質(略称でもよい)」「製造業者名」を記入する。
(例) 200×150 弁付不断水用割T字管 (F C D)
○○○○○社
500×300 不断水用割T字管 (S S)
○○○○○社
- (f) 可撓管
「口径×長さ」「名称」「材質(略称でもよい)」「製造業者名」を記入する。
(例) 300×1,000 ベローズ形伸縮管 (S S)
○○○○○社
500×2,000 ベローズ形伸縮管 (S S)
○○○○○社
- (g) その他・特殊材料
「口径×長さ」「名称」「材質(略称でもよい)」「製造業者名」等を記入する。
※ (a)～(d) 鋼製品の場合は、最初に「SP又はSUS」と記入する。
- d 弁・栓類等
仕切弁、消火栓等の弁・栓類は、引出し線により次の事項を記入する。
- (a) 仕切弁
「口径」と指定の「略称」又は「名称」及び「材質(略称でもよい)」「回転数(口径400mm以上)」を記入し「通し番号」をつける。ただし、簡易不断水用仕切弁の「通し番号」は不要。
なお、口径400mm以上は「製造業者名」を記入する。
(例) 100 S V (F C D) N03
200 S V (F C D) N02
300 S V (F C D) No.1

500 S V (F C D) No. 500回 (00000社)

1,000 B V (F C D) No. 200回 (00000社)

(b) 消火栓・空気弁

「口径」と指定の「略称」又は「名称」及び「材質（略称でもよい）」を記入し「通し番号」をつける。

(例) 75 F H (S) (F C D) No. 2

100 A V (F C D) No. 3

(c) 洗淨栓

「口径」と指定の「略称」又は「名称」及び「材質（略称でもよい）」を記入し「通し番号」をつける。

(例) 75 F H (d) (F C D) No. 1

75 F H (D) (F C D) No. 2

(d) その他、弁・栓類

「口径」「名称」「材質（略称でもよい）」「製造業者名」を記入する。

(イ) 連絡部の既設管（弁・栓類を含む）

連絡部の既設管は、「破線」で管路を表示し、その上又は、下側に指定の「管種別略称」、「口径」を記入する。また、「ライニングの有無」も記入する。

(ウ) 使用廃止・休止管、撤去管

新設工事の図面には記入しない。ただし、新設工事と同一工事により施工し、特に新設管との相互関係を明確にする必要がある場合は、「(2) 平面図 コ 使用廃止・休止管路の記入及び サ 撤去管路の記入」に準じ該当事項を記入する。

(エ) 各配管状態の表示

次にあげる配管箇所には、その配管状態を表示する。

a 連絡箇所 ; 「連絡」

b 伏越箇所 ; 「伏越」

c 上越箇所 ; 「上越」

d 橋梁添架箇所 ; 「橋梁添架」

e 河川横断箇所 ; 「河川横断」

f その他・特殊ヶ所

(オ) 接続線の表示とメッシュ番号

配管図は、250mメッシュ（縮尺 1/500 メッシュ）ごとに接続線の表示を行い、大メッシュ番号小メッシュの番号を記入する。

(7) 材料表

ア 材料表の配置

材料表は他の図と別紙面とすることを原則とするが、配管図と同一紙面としてもよい。この場合、配管図を左側又は、上側とし、材料表は右側又は、下側とする。

イ 材料表の区分及び記載要領

材料表は、工事内容に応じて次の種別と順序により、それぞれにサブタイトルをつけ記載する。

(ア) 総合内訳表

総合内訳表は、管種・口径別延長、弁・栓類の種別、基数を図3の内容により必要とする欄を設け、口径の小さいものから口径別に記載する。工事路線が複数ある場合は、すべての路線の内訳を総合して、工事場所(1)紙面に記載する。

(イ) 新設管等材料表

新設管等材料表は、新設した材料を図4の内容により欄を設け、次の事項に留意して記載する。

a 品名は、管種(DIP(GX)、DIP(K)等)又は材質(FC、FCD、SS等)と名称と記入する。

仕切弁とバタフライ弁及びソフトシール弁、立形と横形、継手(GX、NS、K、S、フランジ等)を、又空気弁については、単口、急速等の区分を記入する。

b 記入順位は、口径の小さいものから口径、管種、弁・栓類別に表を区分して集計する。又、同口径で管種が異なる場合にも表を区分する。区分した表題に管種を記載することにより、品名欄の管種を省略して表記すること。弁・栓類の別表は管種表の後に口径別に区分して集計する。又、共通物品(明示シート等)については、口径別に弁・栓類と同表に表記する。(図面作成例参照)

c 口径ごとの記入順位は、直管、切管、異形管、弁・栓類等、共通物品等の順位による。なお、使用したボルトは、材質を記載する。

d 使用する材料で口径400mm以上は、管種、弁・栓類の製造業者名を記入する。

e 品名、形状・寸法、単位、付属品等の表記は局発行の「土木工事資材等単価表」等に準じて表記する。

f 小型仕切弁室、洗浄栓室の築造材料摘要欄に「横浜市水道局設計標準図」名称欄記載の土被りを表記する。(図面作成例参照)

g 特殊機器については末尾に記入する。

(ウ) 仮設管等材料表

仮設管等材料表は、仮設工事に使用した材料を新設管等材料表の記入方法に準じて図4の欄により記入する。

(エ) 仮設撤去管等材料表

仮設撤去管等材料表は、仮設工事として施工した管を撤去した場合に新設管等材料表の記入方法に準じて図4の欄により記入する。

(オ) 既設撤去及び使用廃止管

「既設撤去及び使用廃止管」表は、既設管の撤去工事を施工した場合、又当該工事において使用廃止管扱いになるものについての管種、口径別延長並びに、弁、栓類の

基数を記入する。

ウ 各種材料表の細部記入要領

新設管、仮設及び仮設撤去管の材料表の記入は、次の要領による。

(ア) 切管の記入方法

ダクタイト直管を切使用した場合は、受口付きのものを「U」、両端さし口のものを「⊥」と表示し、その使用内容により次のように記入する。

a 直管1本を全部切使用した場合

Uを先ず記入し、引続いて1本分の⊥を記入する。この場合、摘要欄で1本分をくくって「1本」又は「①」と表示する。

b 残管のある場合

使用したU又は⊥を記入し、摘要欄に残管を記入する。この場合、「残・U又は⊥」と表示を行い、その長さを記入する。なお、使用した切管が2個以上ある場合は、aと同様にくくって表示する。

鋼管については、U、⊥等の表示方法はないが上記に準じて記入する。

(イ) 特定な異形管の記入方法

a ニ受T字管及び排水T字管

(a) 本管口径と支管口径が同じ場合

本管長と支管長との合計を記入する。

(b) 本管口径と支管口径が異なる場合

本管長を記入し、摘要欄に「支管」と明記して、支管口径と支管長を記入する。また、支管長は各口径別延長に加算する。

b 不断水用割T字管

支管口径のみを記入する。(製造業者名を記入する。)

c フランジ付きT字管及びフランジ短管

空気弁及び消火栓等設置のためのフランジ付きT字管の支管長は記入しない。

d 仕切弁副管A、仕切弁副管B

仕切弁副管Aは、本管長を記入し、支管長は記入しない。

仕切弁副管Bの管長は、記入しない。

e 片落ち管

口径の大きい方を基準とし、管長を記入する。

f 継輪

管長は、記入しない。(但し、SⅡ、NS、GX、S形を除く。)

g 伸縮管

型式及び名称、材質、管長、製造業者名を記入する。

(ウ) 弁・栓類等

a 副弁として使用した仕切弁は、本管仕切弁の次に記入し、形状寸法欄に「副弁」と明記する。なお、不断水連絡で使用した場合は不断水用仕切弁と明示する。

- b 空気弁用の丸ハンドル付仕切弁、フランジ短管は、空気弁の次に記入し、丸ハンドル付仕切弁については、形状寸法欄に「空気弁用」と明記する。
 - c 消火栓用の補修弁、フランジ短管は、消火栓の次に記入する。
 - d 弁室用の材料は、当該使用した弁・栓類（仕切弁、消火栓、空気弁等）毎に区分して、副弁、補修弁等の次に記入する。この場合、形状寸法欄に「仕切弁用」「消火栓用」「空気弁用」と明記する。
- (エ) 75mm 以下の新設工事において、私道内に管布設した場合内訳表に“公道、私道”欄を設け消火栓欄を洗浄栓欄に変更する。（図面作成例参照）
- (オ) 水道用ステンレス鋼管の表記については、波状ステンレス鋼管を“C S S P”ステンレス鋼管を“S S P”表記に統一する。（すべての図面に適応）

図3 総合内訳表の標準寸法

口径300mm以下の場合の1例

	25	30	30	35	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	30	30	30	30	
内径 mm	DIP (GX) m	DIP (K) m	総延長 m	仕切弁					消火栓					空気弁付消火栓		仮設 m	仮設撤去 m	撤去 m	使用廃止管 m
				新設	仮設	仮撤	撤去	撤去	新設	仮設	仮撤	撤去	撤去	新設	撤去				
12	150																		
6	200																		
6	300																		

- 注1) 寸法は標準寸法を示す。
- 注2) 仕切弁、消火栓、空気弁付消火栓の新設、仮設等の区分欄は、工事内容により設定する。
- 注3) 仮設、仮設撤去等の欄は、工事内容により設定する。
- 注4) その他、項目を追加することができる。

口径400mm以上の工事がある場合の1例

内径 mm	DIP (NS) m	DIP (K) m	S P m	総延長 m	弁		空気弁		消火栓
					仕切弁	バクフライ弁	AV	補修弁	
100					3				
150					3				
300					1				
400							1		
600							3	2	2

(8) 各種オフセット図

各種オフセット図は、配水管等の布設位置及び仕切弁等付属設備の配置位置を明確にし、事後の維持管理に支障を生じないようにするものである。

ア 図面の配置

図面の上が北となるよう配置する。

また、連絡部分、各種弁位置、消火栓等の位置のオフセット図は、他の図とは別紙面とし、各種オフセット図を複合して製図する場合は、それぞれのサブタイトルを表示し、平面図に記入された符号の順に製図する。

イ 記載要領

オフセットの縮尺は1/200とし、管路は新設を実線、既設を破線で記入する。

また、大メッシュ番号と小メッシュ番号もあわせて記入する。

ウ オフセット測定場所の基準

(ア) T字管の分岐点（口径75mm以上）

(イ) 連絡ヶ所（引出し線で表示）

(ウ) 曲管45°以上（口径400mm未満）、11°1/4以上（口径400mm以上）

ただし、他の埋設物に伴う短距離の切廻しを除く。また、測定場所が同一図面内に多数存在する場合「布設位置オフセット表示（平面図 DP, OP）」を併用して測定場所を減らしてもよい。

(エ) 新設管の管末（当該工事の施工により出来た既設管の管末を含む）

(オ) 使用廃止管及び使用休止管の占用位置（始点、終点）

(カ) その他、変化点でオフセット表示が望ましい点

注）一般の道路平行部分の布設位置オフセットは、「布設位置オフセット表示」により平面図内に直接記入することができる。

(キ) バタフライ弁、仕切弁；引き出し線により、「口径」と指定の「略称」又は、「名称」を記入し「通し番号」をつける。

(ク) 消火栓、洗浄栓、空気弁付消火栓等は引き出し線により、「口径」と指定の「略称」を記入し「通し番号」をつける。

(ケ) 空気弁

(コ) 流量計

(ク) その他の付属施設のボックス

エ オフセット測量方法と製図

「配水管及び仕切弁等オフセット測量基準」による。

オ 基準点、基準線の選定が困難な場合

測量地点が宅地造成中や道路拡幅工事中等により基準（点、線）選定が困難な場合は、「配水管及び仕切弁等オフセット測量基準」を参考に監督員と創意工夫し図面作成を行うこと。

(9) 口径 50mm 以下取付替オフセット図（共用止水栓オフセット図含む）

ア 目的

本管取付替位置、既設管接続位置（特に宅地内、外の位置）を明確にし、及び新設配水管等の布設位置をより明確にする。

イ 図面の配置、縮尺

平面図と相互関連して作図すること。（北方向、配置を同一にする）

縮尺は Not to scale（N T S）とするが、「文字の大きさの最小値」を厳守すること。

（図面作成例参照）

ウ 測定場所及び記入方法

給水管取付替場所、関連する配水管の弁・栓類、及び監督員の指定した場所を測定場所とし、各間の延長を測定する。

その際、管延長ではなく測定箇所間の直線延長なので混同しないようにすること。

配水管の弁・栓類の表示記号は配水管「(2)平面図」に準ずる。

給水管取付替場所及び監督員の指定した場所を「●」とする。測定した延長を「m」を省略して「図面作成例」を参考に記入すること。

エ 取付替番号について

原則として、設計図書の付与番号に準ずること。また、1番から連番で工事路線の始点から終点まで付番すること。

同一工事名で複数の工事場所がある場合でも、同様に1番から付番すること。

（例）同一工事名で工事場所(1)、工事場所(2)、工事場所(3)がある場合の付番記入例

工事場所(1) 1, 2, 3

工事場所(2) 4, 5, 6, 7, 8

工事場所(3) 9, 10, 11, 12, 13

また、各工事場所(1)、(2)、(3)の図面上に記入されていなかった番号については、連番である最後の次の番号14から付していくものとする。

オ 共用止水栓オフセット図（丁字分岐管は除く）

前記「(8)各種オフセット図」の要領で共用止水栓を対象に作成する。記入項目は「図面作成例」を参考にすること。同一紙面に収まらない場合は、別紙面に表記してもよい。

2 仮設工事

仮設工事及び仮設撤去工事等は、新設工事と区分し、別紙面としなければならない。

ただし、これらの工事が新設工事と同一工事により施工された場合は、案内図のみ共用することができる。各完成図の作図については「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

(1) 仮設工事完成図の種類

ア 案内図

イ 平面図

- ウ 布設位置断面図
 - エ 各種構造図及び詳細図
 - オ 配管図
 - カ 縦断図
 - キ 各種オフセット図
- (2) 仮設撤去工事完成図の種類

ア 案内図

「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

イ 平面図

- (ア) 図面の配置
- (イ) 縮尺
- (ウ) トレースの範囲

上記については、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

(エ) 記入項目

a 管路図表示

撤去管路は、「実線に波線」で表示を行い、その上又は、下側に「仮設管撤去」と明記し、指定の「管種別略称」と「口径」を記入する。

又、弁・栓類についても、指定の「管路記号」により表示する。

b 撤去管表示

撤去管図は、新設管に準じ製図する。

3 管更生工事

(1) 案内図

「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

(2) 平面図

- ア 図面の配置
- イ 縮尺
- ウ トレースの範囲

上記については、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

エ 記入項目

(ア) 更生管路表示

a ライニング工事管路

管路（作業坑内の新管を含む）は、「実線」とし、その上又は、下側に「ライニング工事」と明記し、指定の「ライニング塗装記号」を、次に「既設管」と明記し、指定の「管種別略称記号」と「口径」を記入する。

なお、更生工事に使用した材料は、「材質」「製造業者名」等を記入する。

b 内挿管工事管路

管路（作業坑内の新管を含む）は実線とし、その上又は下側に既設管の「管種別略称記号」（指定）と「口径」次に（ ）書きで内挿管の「管種別略称記号」（指定）と「口径」を記入する。

例：CIP-38 インチ（SP-900）

なお、内挿管（鋼管等を使用）の配管図を平面図に記入する場合は、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準じ製図する。

(イ) 作業坑の位置表示（残置のみ）

作業坑の位置は、「引出し線」を出して「立坑」と明記し、「通し番号」をつける。

(ウ) 区間長の表示

区間長は、「更生管路」と「新設管路」に区分し、次の地点を基点として「引出し線」と「寸法線」を引き、その寸法線上に延長等を記入する。

a 更生管路

立坑間の更生管路（既設管）を始終点とし、管心長を記入する。

b 新設管路（立坑内の新設管を含む）

既設管と連絡部との始終点とし、「新設管」と明記して、指定の「管種別略称記号」と「口径」「管心長」を記入する。

なお、その他の区分地点については、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

(エ) メッシュ番号

(オ) 接続線の表示

(カ) 布設位置断面図の位置表示

(キ) 布設位置のオフセット表示

(ク) 各種詳細図の位置表示

(ケ) 既設管路（弁・栓類を含む）

必要に応じ、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準じて記入する。

(3) 布設位置断面図

布設位置断面図は、立坑ヶ所を対象として製図する。

なお、その他については、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

(4) 布設位置オフセット図

(5) 各種詳細図

(6) 配管図

(7) 材料表

上記については、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずる。

4 坑内管新設工事

シールド等工事の各種図面は、「1 管新設工事及び既設管撤去工事」に準ずるが、次の内容を付け加える。

(1) 立坑の表示

立坑の種類及び残置した場合は、その部分を所定の縮尺で表示し、引出し線等により、立坑名称、深さ及び構造を記入する。

(2) シールドのセグメント線等の表示

シールドのセグメント線、推進の鞘管線等を所定の縮尺により記号表示する。

なお、次の内容を引出し線等により記入する。

ア シールド工事

セグメント材名称と外径

イ 推進工事（鞘管使用）

配管図に準じ、鞘管材料名、管内径、単長、本数及び延長を記入する。

ウ 充填材等の規格

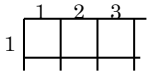

(3) 中心線測量成果図

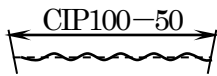
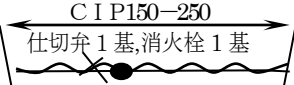

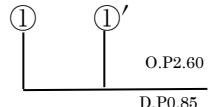
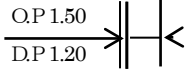

中心線測量成果図は、最末尾とし、他の図面とは別にする。

シールド等の工事においては、工事完了後の中心線測量の成果を製図する。あわせて平面図に中心点を表示する。

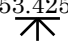
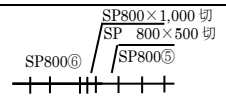
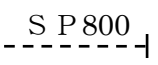
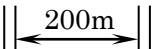
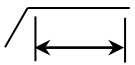
第4 表 示 記 号

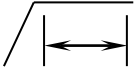
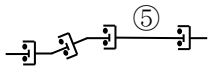
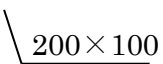
1 各種図面に使用する表示記号等の標準

区分	No.	種 別	表 示 方 法	摘 要
			表 示	
案 内 図	1	サブタイトルと下線	<u>案 内 図</u>	
	2	方 位	N 4 ↑	
	3	縮 尺	<u>S=1/5000</u>	
	4	地形図のトレース		
	5	大メッシュ番号	4—15	大メッシュ： 縮尺 1/5,000 市内配水管図メッシュ
	6	小メッシュ線と番号		小メッシュ： 縮尺 1/500 配管平面図メッシュ
	7	工 事 場 所		図面作成例参照
平 面 図	1	サブタイトルと下線	<u>平 面 図</u>	
	2	方 位	N 4 ↑	
	3	縮 尺	<u>S = 1 / 5 0 0</u>	
	4	地形図のトレース		

区分	No.	種 別	表 示 方 法	摘 要
			表 示	
平	5	新 設 管 更 生 管	<u>D I P (GX) 200</u>	線上に管種別略称と口径を記入。 仮設管は「仮設」と表示。
	6	既 設 管	----- CIP200	線上に管種別略称と口径を記入。
	7	使 用 廃 止 管 使 用 休 止 管		引出し線、寸法線により管種別略称、口径、延長を記入する。
	8	撤 去 管		引出し線、寸法線により管種別略称、口径、延長、弁類の基数を記入する。
	9	引 出 し 線 寸 法 線		
	10	布設位置の断面位置 表 示		順位はアラビア数字による。 O.P は文字表示側からの距離とする。
	11	布設位置のオフセッ ト 表 示		O.P は OFFSET PIPE の略 D.P は DEPTH PIPE の略。
	12	詳細図等の位置表示		順位は、アルファベット大文字による。
図	13	仕切弁、小型消火栓、 空気弁等の通し番号	SV FH (S) No.1 AV	順位は、アラビア数字による。
	14	メッシュ番号	<u>4-15:2-2</u>	メッシュ番号： 大メッシュ番号と小メッシュ番号の組

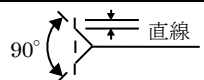
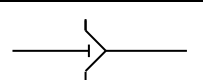

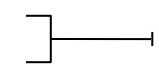
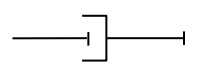

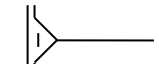
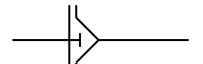
区分	No.	種 別	表 示 方 法	摘 要
			表 示	
平 面 図	15	接 続 線 (A)		小メッシュの接続線に隣接して表示する。
	16	接 続 線 (B)		1点鎖線を記入する。 ローマ字はアルファベット順による。
	17	側 点 と 中 心 線		
	18	立 坑		引出し線により立坑名、番号、構造名を記入。
	19	ベ ン チ マ ー ク		
図	20	シールドセグメント 推 進 靴 管		
	21	新 設 管	<u>D I P (G X) 1 5 0 E P C</u>	直管がエポキシ樹脂粉体塗装の場合は EPC を記入
縦 断 図	1	サブタイトルと下線 縮 尺		案内図・平面図と同様
	2	数 値 表 示 欄		
	3	数値表示欄内数字		
	4	数値表示欄内曲線		曲線の方向により山形を記入。

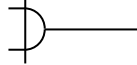
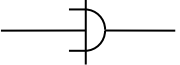
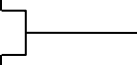
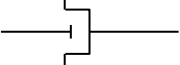

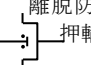
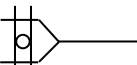
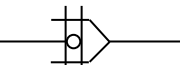

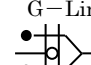
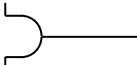
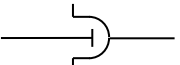
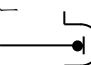
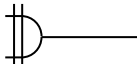
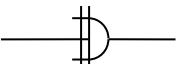
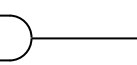
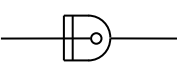
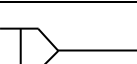
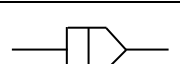

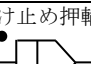
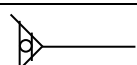
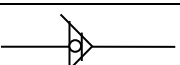
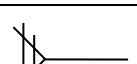
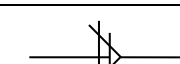
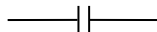
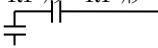
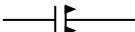
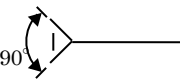
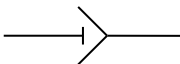
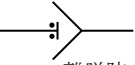
区分	No.	種 別	表 示 方 法	摘 要	
			表 示		
縦 断 図	5	数値表示欄内管勾配	LEVEL 及び %		
	6	縦断図表示線		標高数値	
	7	縦断図内水準点	BM No.1 53.425 	縦断図地盤高線上に記入	
	8	新 設 管			
	9	既 設 管	--- S P 800 --- 		
	10	支保工及び立坑等の線			
	11	立坑名及び区間長	立坑 No. 1 		
	12	地質及びN値			
	13	引出し線 寸法線			
	布設位置断面	1	サブタイトルと下線縮尺		案内図・平面図と同様
		2	断 面 図		既設埋設物等を記入
		3	断面位置表示	① - ①'	

区分	No.	種 別	表 示 方 法	摘 要
			表 示	
布 設 位 置 断 面 図	4	引 出 し 線 寸 法 線		
	5	新 設 水 道 管	新設 200	管径を記入する。
	6	既 設 水 道 管	C I P 150 ㊶	管種の略称及び管径を記入する。
	7	工 業 用 水 管	200 工水	管径又は形状を記入する。
	8	下 水 管	300 ㊴	
	9	ガ ス 管	150 ㊸	
	10	N T T 管 路	75 ㊱4条	
	11	東 電 管 路	75 ㊲4条	
配 管 図	1	サブタイトルと下線		案内図・平面図と同様
	2	配 管 記 号		
	3	引 出 し 線		
	4	そ の 他		

区分	No.	種 別	表 示 方 法	摘 要
			表 示	
材 料 表	1	各サブタイトルと下線	新設管材料表	
	2	総合内訳表の外枠		
	3	総合内訳表の内仕切線		
	4	各材料表の外枠		
	5	各材料表の内仕切線		
	6	文字・数字		

2 管種別略称及び配管記号等

NO	管 種		継 手	配 管 記 号		備 考	適用呼び径 (mm)
	名 称	略 称		基 準	接 合 状 況		
1	ダクタイル鋳鉄管	DIP	K 形				75~2600
			T 形				75~200
			K F 形				300~900

NO	管 種		継 手	配 管 記 号		備 考	適用呼び径 (mm)
	名 称	略 称		基 準	接 合 状 況		
1	ダクタイル鋳鉄管	DIP	U F 形				700~2600
			N S 形			ライナー  離脱防止 押輪 	75~1000
			G X 形			ライナー  G-Link 	75~400
			S II 形			ライナー 	75~400
			S 形				500~2600
			U S 形				700~2600
			S 5 0 形			ライナー  抜け止め押輪 	50
			P II 形				400~1350
			P N 形			関連する記号は JDPA 規格書による	300~1500
			フランジ形	口径に応じ大きさをかえる。 	RF 形 - RF 形 	RF 形 - GF 形 	75~2600
			A 形			 離脱防止押輪	既設管のみ 75~300

NO	管 種		継 手	配 管 記 号		備 考	適用呼び径 (mm)
	名 称	略 称		基 準	接 合 状 況		
2	高級 鋳 鉄 管	C I P	ソケット継手			使用廃止	既設管のみ 75~1500
			メカニカル継手				
3	亜鉛メッキ鋼管	G P	溶接継手	(溶接継手) 		使用廃止	既設管のみ 10A~300A
			ネジ継手				
4	ビニルライニング鋼管	SGP-VB	ネジ継手	(ネジ継手) 		外 面：亜鉛メッキ 内 面：ビニルライニング	15A~150A
			フランジ継手				20A~350A
5	塗 覆 装 鋼 管	S P	溶接継手	(フランジ継手) 		外 面：タールエポキシ樹脂 ポリウレタン、ポリエチレン、アス ファルト塗装 内 面：モルタルライニング、エポキ シ樹脂	80A~1500A
			フランジ継手				
6	ステンレス鋼管	S U S	溶接継手	(フランジ継手) 			
			フランジ継手				
7	石綿セメント管	ACP	石綿セメント継手 鋳 鉄 継 手			使用廃止	既設管のみ
8	プレストレスト コンクリート管	PCP				特定の管路のみ	
9	プレストレストコンクリート スチールシリンダー管	PCCP				特定の管路のみ	
10	遠 心 力 鉄 筋 コンクリート管	HP				推進管、サヤ管	
11	硬質塩化ビニル管	HIVP	T S 継 手				20~50

3 ライニング工事及び塗覆装工事別記号

区分	防食材料		摘要	記入例
	名称	記号		
内面	シールホースライニング	Ⓜ	更生工事	(更生工事により施工された管路) C I P Ⓜ C I P Ⓜ └──┬──┘ └──┘ 管種略称 ライニング記号
	エポキシ樹脂ライニング	Ⓜ	更生工事 塗覆装鋼管	
	モルタルライニング	Ⓜ	更生工事 塗覆装鋼管	
	タールエポキシ樹脂ライニング	Ⓜ	塗覆装鋼管	
	コールタールエナメル	Ⓜ	塗覆装鋼管	
	ビニルライニング	Ⓜ	亜鉛メッキ鋼管	
外面	タールエポキシ樹脂	T	塗覆装鋼管	(鋼管) S P ・ P U ・ Ⓜ └──┘ └──┘ └──┘ 管種略称 外面 内面
	ポリウレタン	P U	塗覆装鋼管	
	ポリエチレン	P E	塗覆装鋼管	
	アスファルト塗装	A	塗覆装鋼管	
	コールタールエナメル塗覆装	C	塗覆装鋼管	
	防食テープ		水管橋	
	防錆塗料		水管橋	

4 配管記号

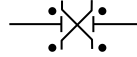



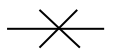



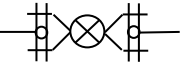

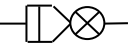




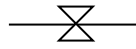
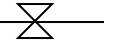
















NO	名称	ダクタイル 鋳鉄管												鋼管
		K形	T形	KF形	UF形	NS形	GX形	SII形	S形	US形	S50形	PII形	A形	
1	直管													
2	二受T字管		/						/	/		/		
3	挿受片落管		/						/	/	(GX) 	/		
4	曲管 90°		/						/	/		/		
5	曲管 45°		/						/	/		/		
6	曲管 22° 1/2		/						/	/		/		
7	曲管 11° 1/4		/						/	/		/		
8	曲管 5° 5/8		/						/	/	/	/	/	/
9	乙字管	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/		/
10	フランジ 付T字管		/						/	/		/		
11	排水 T字管		/				/		/	/	/	/		
12	継輪		/	/	/							/		

NO	名称	ダクタイル 鋳鉄管												鋼管
		K形	T形	KF形	UF形	NS形	GX形	SII形	S形	US形	S50形	PII形	A形	
13	長継尺輪						両受短管 				両受短管 			
14	離脱防止継輪乙						G-Link 				抜け止め押輪 			
15	栓													
16	帽													
17	短管1号													
18	短管2号													
19	仕切弁副管A1号													
20	仕切弁副管A2号													
21	仕切弁副管B1号													
22	ふた													
23	らっぱ口													
24	フランジ短管													

5 漏水防止金具、伸縮継手、割T字管等配管記号


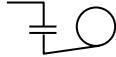
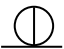
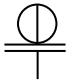







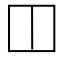
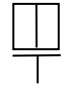
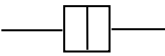

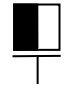
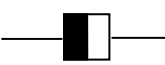
NO	名称	種類	記号	記入例	備考	NO	名称	種類	記号	記入例	備考	
1	石綿管用短管甲		ツメ形 	ACP DIP 	石綿管と接合 φ75～φ150	8	伸縮管	テレスコピック型		フランジ 	FCD	
2	石綿管用短管丙		ツメ形 	ACP DIP 	石綿管と接合 φ75～φ150						SS	
3	石綿管用挿口短管			ACP DIP 	石綿管と接合 φ200以上			ベローズ型			ゴムベローズは「ゴム」と表示	SS
4	石綿管継手							ユニバーサル型				SS
5	石綿管 鋳鉄管継手							ビクトリック型				
6	管補修金具	鋳鉄管用				クローザーA型						
		石綿管用				クローザーB型						
7	漏水防止金具	ソケット				9	可動継手			FCD		
		仕切弁								SS		
		継輪				10	割T字管			FCD SS		
8	伸縮継手管	ドレッサー型				作業用バルブ付			FCD SS			

6 弁類等付属設備の配管記号と管路記号

NO	名 称	略称	配 管 記 号 (配 管 図 用)			管 路 記 号 (平 面 図 用)	
			配管記号	記 入 例	摘 要	管路記号	摘 要
1	仕 切 弁	SV	✕	K形離脱防止押輪 	ハンドル式  電動式  電磁式 		
				フランジ形 			
2	ソフトシル仕切弁	SSV	⊗	フランジ形 			
				GX形 			
				NS形 			
				S50形 			
3	バタフライ弁	BV	✱	フランジ形 	横型仕切弁  バイパス弁 		
4	不断水閉止弁	ISV(T)	⊗				
5	不断水式本バルブ (スルース弁)	ISV	✕				
6	不断水式本バルブ (バタフライ弁)	IBV	✱				
7	不断水式本バルブ (副弁内蔵式バタフライ弁)	IBBV	✱				
8	副弁内蔵式 バタフライ弁	BBV	✱	フランジ形 			
9	NS形充水機能付き バタフライ弁	FBV	⊗				
10	GX形充水機能付き バタフライ弁	FBV	⊗				
11	多目的仕切弁			フランジ形 	小型消火栓 		


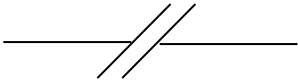

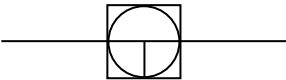

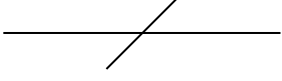
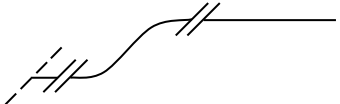
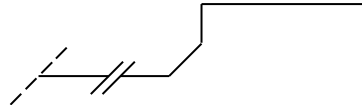

NO	名称	略称	配管記号(配管図用)			管路記号(平面図用)	
			配管記号	記入例	摘要	管路記号	摘要
12	緊急開放弁						マッピング表示なし
13	緊急閉止弁						マッピング表示なし
14	ストレーナ						マッピング表示なし
15	双口空気弁	AV					
16	単口空気弁						
17	急速空気弁 (小型空気弁含む)						
18	空気抜き (分水栓使用)	F	F				
19	双口消火栓	FH					
20	単口消火栓						
21	小型消火栓	FH (S)					補修弁内臓
22	空気弁付消火栓	AFH					
23	空気弁付小型消火栓	AFH (S)					
24	緊急給水栓	FH					
25	船舶給水栓						

NO	名 称	略 称	配 管 記 号 (配 管 図 用)			管 路 記 号 (平 面 図 用)	
			配管記号	記 入 例	摘 要	管路記号	摘 要
26	逆 止 弁	CV					
27	減 圧 弁						
28	水 圧 調 整 弁						
29	定 流 量 弁						
30	水 道 計 測 設 備		タイプ1 (可逆式)	タイプ1	タイプ3	孫	
31	補 修 弁						
32	ロ ー タ リ ー 弁	RV					
33	排 水 設 備						吹き上げ
34	片 落 管						
35	翼 車 形 流 量 計	M					工業用水
36	電 磁 流 量 計						
37	超 音 波 流 量 計						
38	ベンチュリー型 流 量 計						
39	ポンプ及びモーター						逆止弁 省 略

NO	名 称	略 称	配 管 記 号 (配 管 図 用)			管 路 記 号 (平 面 図 用)	
			配管記号	記 入 例	摘 要	管路記号	摘 要
40	ボールタップ						
41	洗 浄 栓	FH(d)					φ 350 洗浄栓用人孔鉄蓋
42	うず巻き式洗浄栓	FH(e)					
43	急速空気弁 (玉押し対応型)	AV					
44	洗 浄 栓	FH(D)					φ 600 洗浄栓用人孔鉄蓋
45	空気弁付洗浄栓	AFH (D)					φ 600 洗浄栓用人孔鉄蓋

7 口径50mm以下配管記号と管路記号

NO	配管記号					管路記号	
	名称	略称	配管記号	記入例	摘要	管路記号	摘要
1	止水栓						
2	共用止水栓						
3	プラグ						
4	自在継手						
5	エルボ						
6	違径エルボ						
7	チーズ						
8	違径チーズ						
9	違径ソケット						
10	ユニオン						

NO	配管記号					管路記号	
	名称	略称	配管記号	記入例	摘要	管路記号	摘要
11	M・ソケット2型						
12	三方バルブ						
13	ソケット類						
14	水道用バルブ付分水栓 (自在継手2型)						
15	水道用バルブ付分水栓 (取出しソケット)						
16	水道用バルブ付分水栓 (絶縁袋ナット式分・ 止水栓ソケット)						

第 5 函面作成例

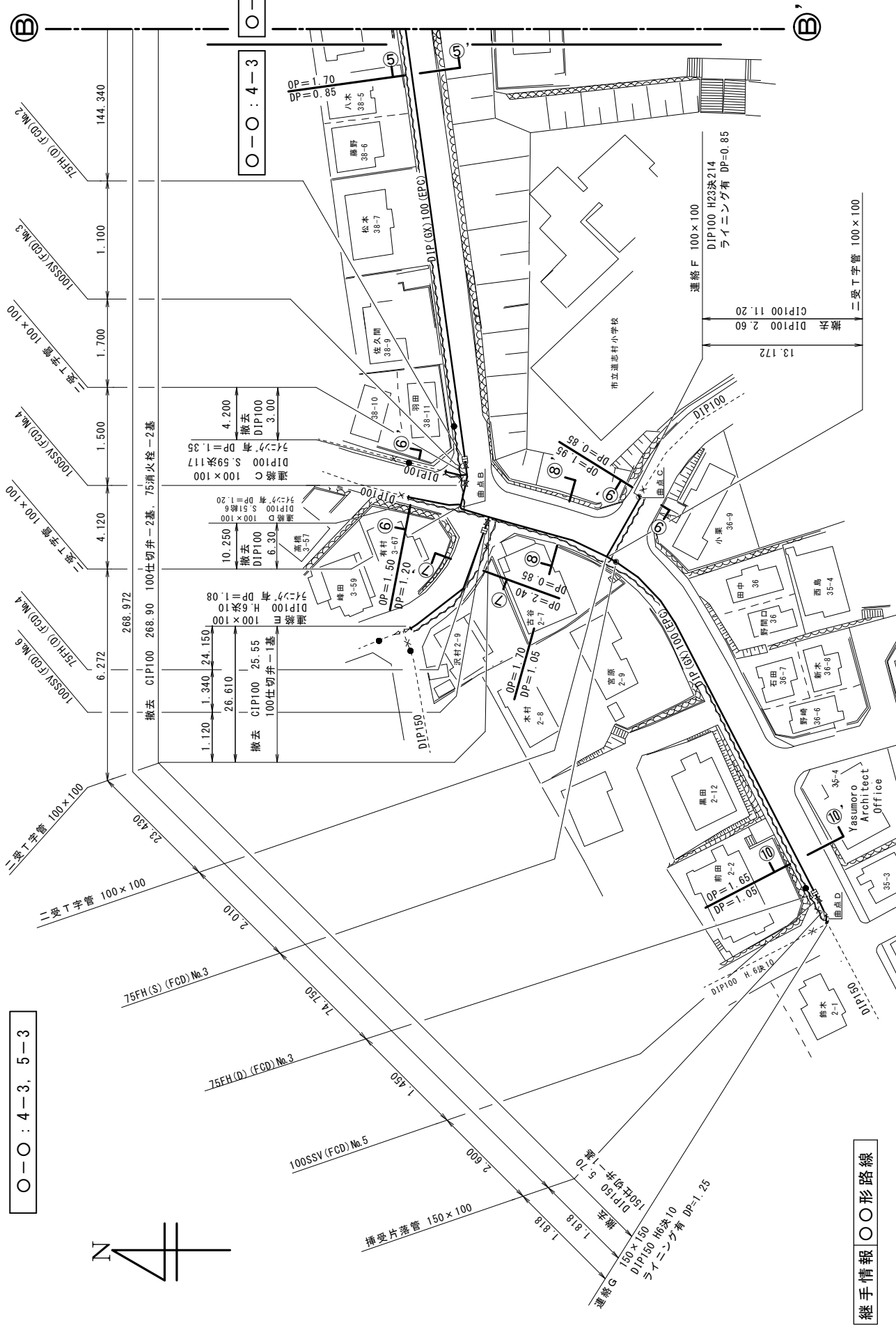
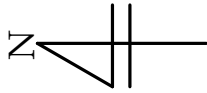
平面図 (3/5) 工事場所 (1)

S=1/500

○-○ : 4-3, 5-3

○-○ : 4-3

○-○ : 5-3



1:500
10m

継手情報 ○○形路線

井室等の構造図は横浜下水道局設計標準図による。

係長	設計	主任監理員	担当監理員
○○	○○	○○	○○

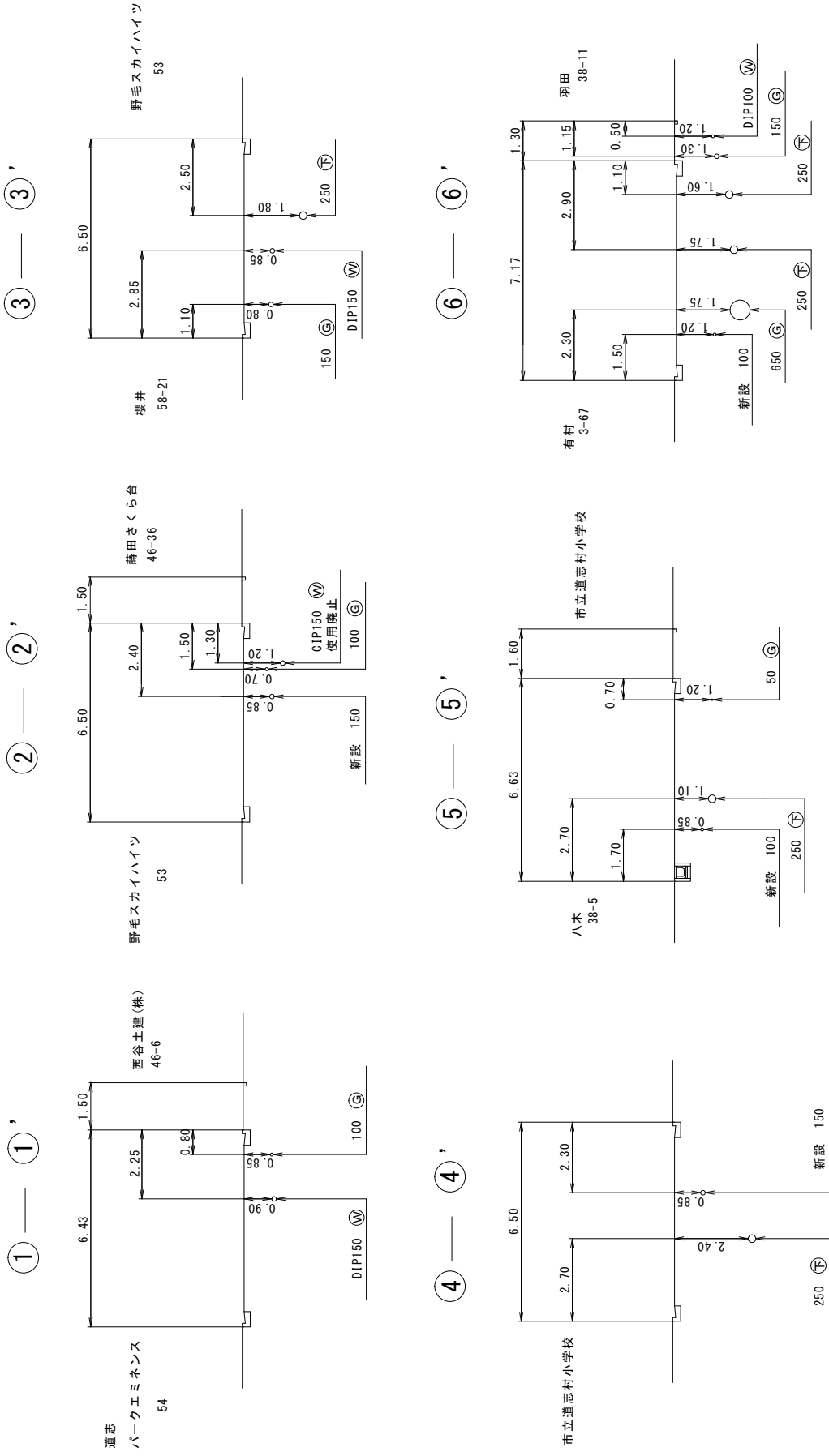
現場代理人 ○○○○

工期	平成○○年○月○○日 ~ 平成○○年○月○○日
年度	○○
起工番号	○○○○株式会社

メッシュ番号	○-○ : 4-3, 5-2, 5-3, 6-2
工事名	○○ほか1か所○○○○○○○○工事
工事場所	○○区○○街○番地先から○○街○丁目○番地○地先まで

図名	平面図 (3/5)
縮尺	S=1/500 工事場所 (1)
図番	4 / ○○

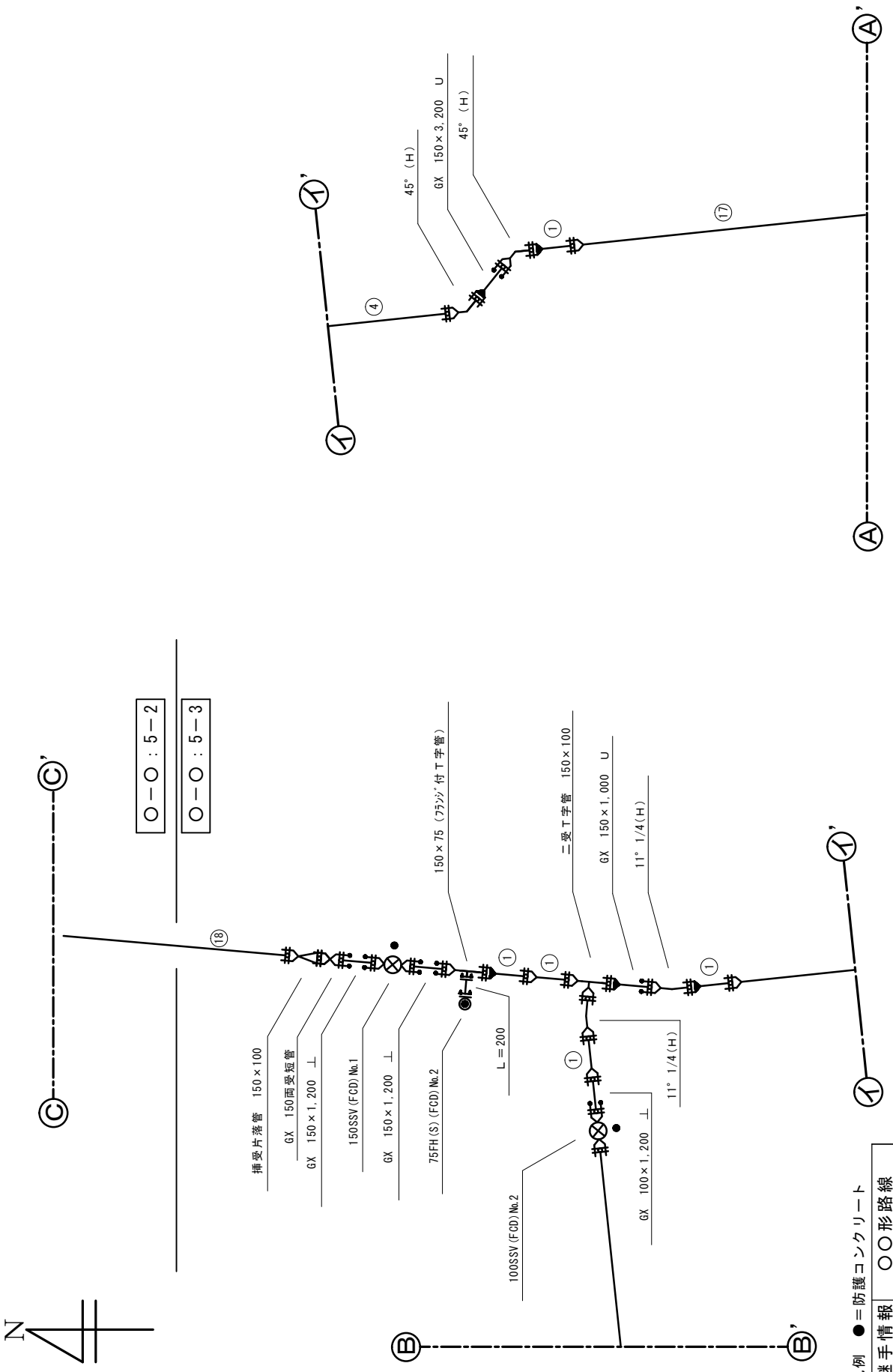
布設位置断面図 (1/3) 工事場所 (1) S=1/100



概要 弁蓋等の構造図は横浜水道局設計標準図による。	係長 ○ ○ ○ ○	係計 ○ ○ ○ ○	主任監督員 ○ ○ ○ ○	担当監督員 ○ ○ ○ ○	請負人 ○ ○ ○ ○ 株式会社	現場代理人 ○ ○ ○ ○	工期 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日	年度 起工 ○ ○ ○ ○	マツシマ番号 ○ ○ : 4 - 3 - 5 - 2 - 5 - 3 - 6 - 2	工事名 ○ ○ ほか1か所○○○○○○○○○工事	工事場所 ○ ○ 区○○町○○番地○○地先から○○町○○丁目○○番地○○地先まで	図名 布設位置断面図 (1/3) 縮尺 S=1/100 工事場所 (1)	図番 7 / ○ ○
	横浜水道局 0部0000												

配管図 (2/5) 工事場所 (1) S=NTS

〇-〇 : 5-2, 5-3

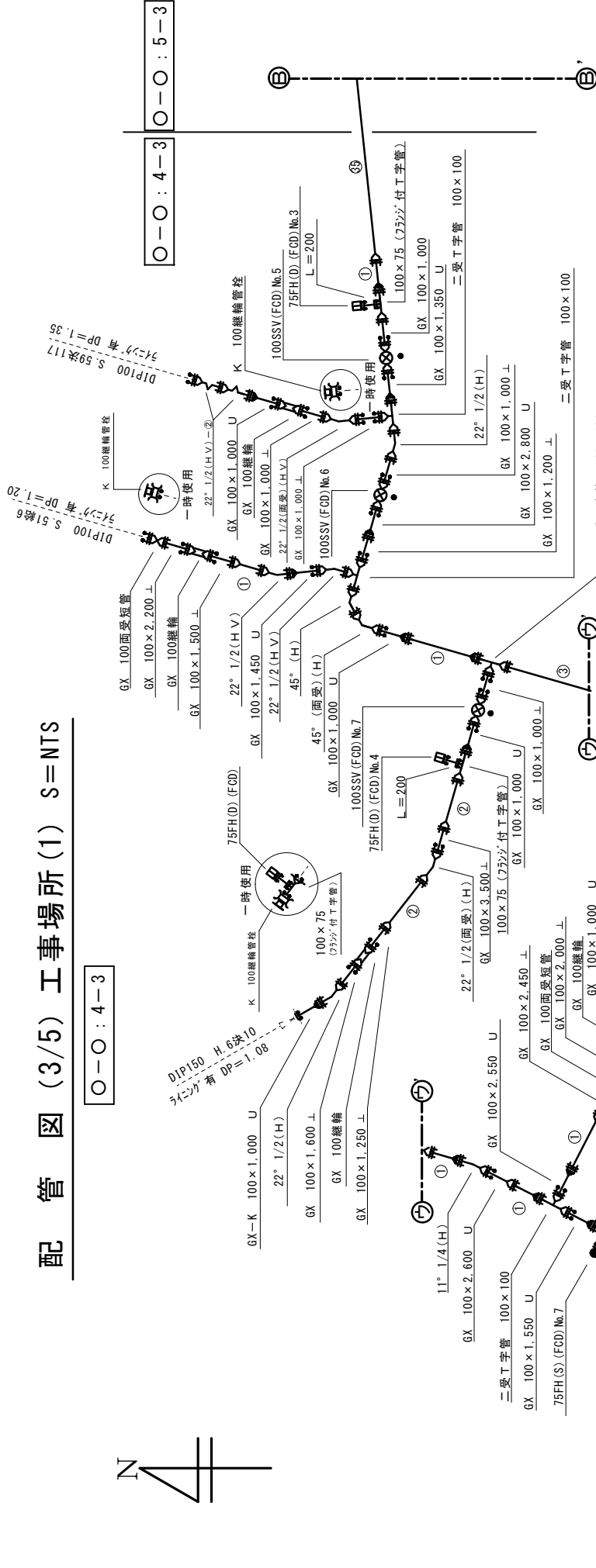
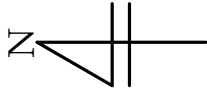


凡例 ● = 防護コンクリート
 ○ = 継手情報 ○ = 形路線

摘要 井室等の構造図は横浜市水道局設計標準図による。	係長	設計	〇〇	係	〇〇	期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	年度	〇〇	図名	配管図 (2/5)
	局長	〇〇	〇〇	主任監督員	〇〇	担当監督員	〇〇	起工	〇〇	縮尺	S=NTS 工事場所 (1)
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	請負人	株式会社 〇〇〇〇	番	〇〇	工事場所	〇〇区〇〇町〇番地〇地先から〇〇町丁目〇番地〇地先まで
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	現場代理人	〇〇 〇〇	号	〇〇	図番	11 / 〇〇

配管図 (3/5) 工事場所 (1) S=NTS

〇-〇 : 4-3



〇-〇 : 4-3

〇-〇 : 5-3

凡例 ● = 防護コンクリート

継手情報 ○○形路線

摘要	設計係		工事係		工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	年度	〇〇	スパン番号	〇-〇:4-3, 5-2, 5-3, 6-2	図名	配管図 (3/5)
	係長	設計	主任	監督員								
井室等の構造図は横浜下水道局設計標準図による。	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	株式会社	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	横浜下水道局〇〇部〇〇〇〇				請負人	現場代理人	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

総合内訳表

口径 mm	DIP(GX) mm	DIP(K) mm	総延長 m	777シ+仕切弁(蓋)		消火栓(蓋)		空気付消火栓(蓋)		洗淨栓(蓋)		撤去 m	一時使用 m	使用廃止 m
				新設	撤去	新設	撤去	新設	撤去	新設	撤去			
100	936	868	5,362	13	12	4	7	1	6	881	950	4,127	82	500
150	566	000	7,410	8	5	5	4	1	3	498	860	2,218	42	400

内訳表 工事場所(1)

口径 mm	DIP(GX) mm	DIP(K) mm	総延長 m	777シ+仕切弁(蓋)		消火栓(蓋)		空気付消火栓(蓋)		撤去 m	一時使用 m	使用廃止 m		
				新設	撤去	新設	撤去	新設	撤去					
100	464	604	1,600	8	7	2	3	3	489	350	1,320	42	400	
150	553	774	3,392	7	5	5	4	1	2	484	760	2,218	42	400

新設管等材料表 (1/3) 工事場所 (1)

新設φ100 DIP(GX) (EPC)

品名	形状寸法	数量	単位	単長	延長	摘要
直管	φ100×4,000	94	本	4,000	376,000	
U	φ100×1,350	1	本	1,350	1,350	650上 残
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	800上 残
U	φ100×1,200	1	本	1,200	1,200	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	
U	φ100×2,800	1	本	2,800	2,800	①
U	φ100×1,200	1	本	1,200	1,200	
U	φ100×1,450	1	本	1,450	1,450	450上 残
U	φ100×1,100	1	本	1,100	1,100	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	700上 残
U	φ100×1,300	1	本	1,300	1,300	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	1,800上 残
U	φ100×1,200	1	本	1,200	1,200	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	
U	φ100×1,500	1	本	1,500	1,500	500上 残
U	φ100×2,600	1	本	2,600	2,600	400上 残
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	800上 残
U	φ100×2,200	1	本	2,200	2,200	
U	φ100×2,550	1	本	2,550	2,550	200上 残
U	φ100×1,250	1	本	1,250	1,250	
U	φ100×1,550	1	本	1,550	1,550	850上 残
U	φ100×1,600	1	本	1,600	1,600	
U	φ100×1,950	1	本	1,950	1,950	50上 残
U	φ100×2,000	1	本	2,000	2,000	
U	φ100×1,350	1	本	1,350	1,350	200上 残
U	φ100×2,450	1	本	2,450	2,450	
U	φ100×1,900	1	本	1,900	1,900	350上 残
U	φ100×1,750	1	本	1,750	1,750	
U	φ100×1,000	1	本	1,000	1,000	①
U	φ100×3,000	1	本	3,000	3,000	

新設φ100 DIP(GX) (EPC)

品名	形状寸法	数量	単位	単長	延長	摘要
U	φ100×3,500	1	本		3,500	500 U 残
U	φ100×3,400	1	本		3,400	600 U 残
U	φ100×2,900	1	本		2,900	1,100 U 残
U	φ100×2,800	1	本		2,800	1,200 U 残
U	φ100×2,500	1	本		2,500	1,500 U 残
U	φ100×2,200	1	本		2,200	1,800 U 残
U	φ100×1,800	1	本		1,800	2,200 U 残
U	φ100×1,350	1	本		1,350	2,650 U 残
曲管 (面受)	φ100×45°	8	個	416	3,328	
曲管 (面受)	φ100×45°	6	個	156	936	
曲管 (面受)	φ100×22° 1/2	8	個	380	3,040	
曲管 (面受)	φ100×22° 1/2	2	個	120	240	
曲管	φ100×11° 1/4	5	個	360	1,800	
二受T字管	φ150×φ100	4	個	140	560	支管部
二受T字管	φ100×φ100	4	個	590	2,360	
75°付T字管	φ100×75	5	個	440	2,200	(7.5K)形式2
継輪	φ100	7	個	200	1,400	
面受短管	φ100	2	個	20	40	
G-LINK	φ100	52	個			(ゴム輪、丁頭B・N含む)
接合部品(異形専用)	φ100	36	組			(ゴム輪、押輪、丁頭B・N含む)
ライナ	φ100	23	個			
G X ・小計					464,604	

概要
弁室等の構造図は横浜水道局設計標準図による。

係長 ○○ 係 主任監督員 ○○ 係 担当監督員 ○○

工期 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日

年度 ○○ 起工 番号 ○○○○

現場代理人 ○○○○

工事番号 ○○○○ 工事名 ○○○○ 工事場所 ○○○○

図名 総合内訳表
縮尺 新設管等材料表(1/3)
工事場所(1)

図番 17 / ○○

新設管等材料表(3/3)

工事場所(1)

新設φ150 DIP(GX)

品名	形状寸法	数量	単長	延長	摘要
曲管	φ150×45°	11	464	5,104	
曲管(両受)	φ150×45°	8	194	1,552	
曲管	φ150×22° 1/2	7	409	2,863	
曲管(両受)	φ150×22° 1/2	5	139	695	
曲管	φ150×11° 1/4	7	370	2,590	
二受T字管	φ150×φ150	4	710	2,840	
二受T字管	φ150×φ100	4	480	1,920	支管部-140
挿受片落管	φ150×φ75	8	450	3,600	(7.5K)形式2
継輪	φ150	7	240	1,680	
両受短管	φ150	3	20	60	
G-LINK	φ150	61			(ゴム輪、T頭B・N含む)
接合部品(異形専用)	φ150	44			(ゴム輪、押輪、T頭B・N含む)
ライナ	φ150	26			
G X・小計				553,774	

新設φ150 DIP(K)

品名	形状寸法	数量	単長	延長	摘要
上	φ150×1,000	1		1,000	—2,900 U 残 一時使用 1,100と使用 ※1
曲管	φ150×45°	2	634	1,268	(接)
挿受片落管	φ150×φ100	1	550	550	
短管1号	φ150	1	120	120	(7.5K)形式2(接)
不排水割T字管	φ250×φ150(簡易仕切弁付)	1	454	454	TN-6S(V型 (大成機工株式会社))
接合部品(フランジ形)	φ150	1			(7.5K)
継輪	φ150	1			(接)
離脱防止押輪	φ150	6			
K・小計				3,392	

既設撤去及び使用廃止管

品名	形状寸法	数量	単長	延長	摘要
C I P	φ100			460,000	撤去
D I P	φ100			29,350	撤去
C I P	φ150			269,050	撤去
D I P	φ150			215,710	撤去
仕切弁	φ100	7			
仕切弁	φ150	5			
消火栓	φ75	7			
人孔鉄蓋	仕切弁用	11			
浪川式鉄蓋	仕切弁用	1			
人孔鉄蓋	消火栓用	7			1個は弁室のみ
浪川式鉄蓋	消火栓用	1			
C I P	φ150			42,400	使用廃止

新設φ150

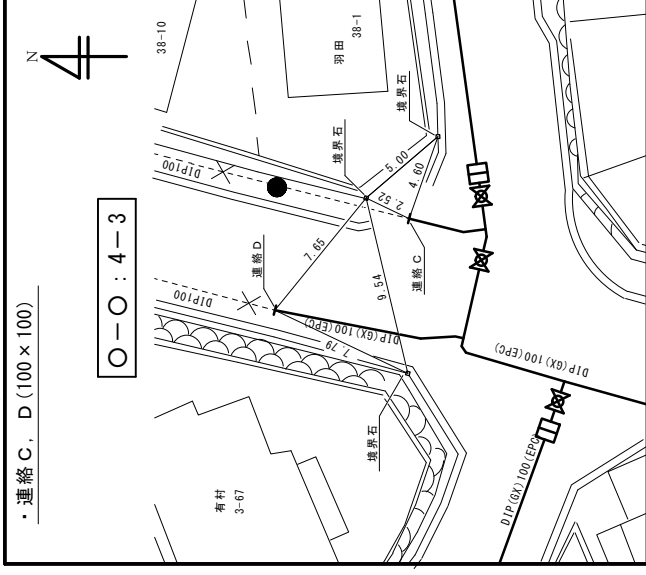
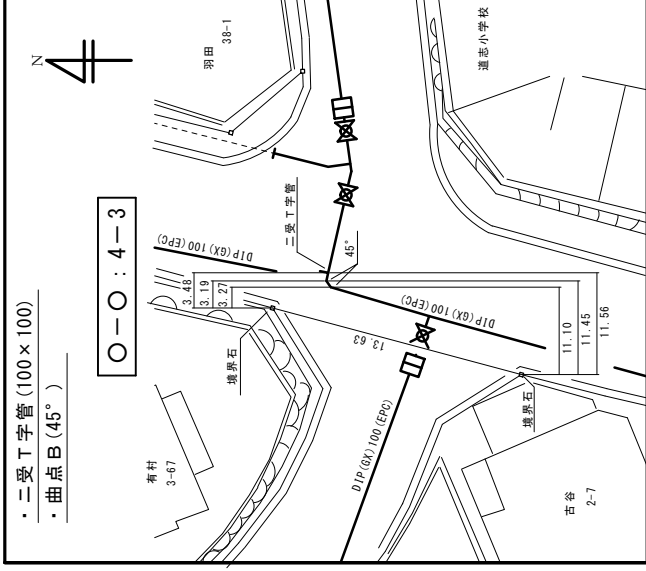
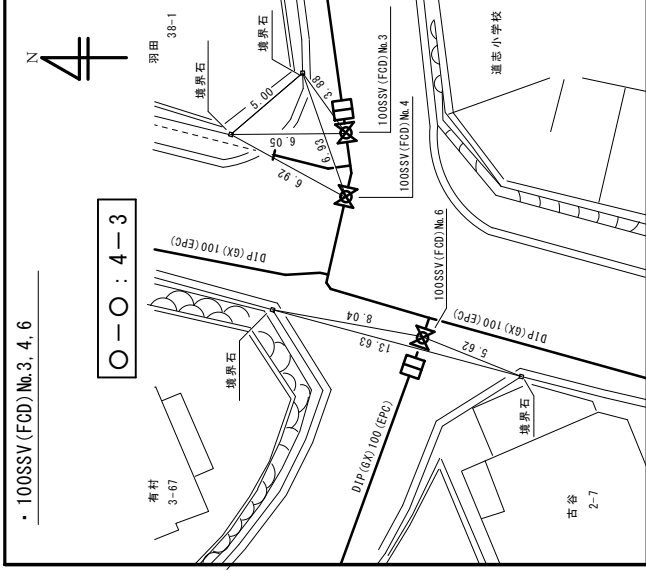
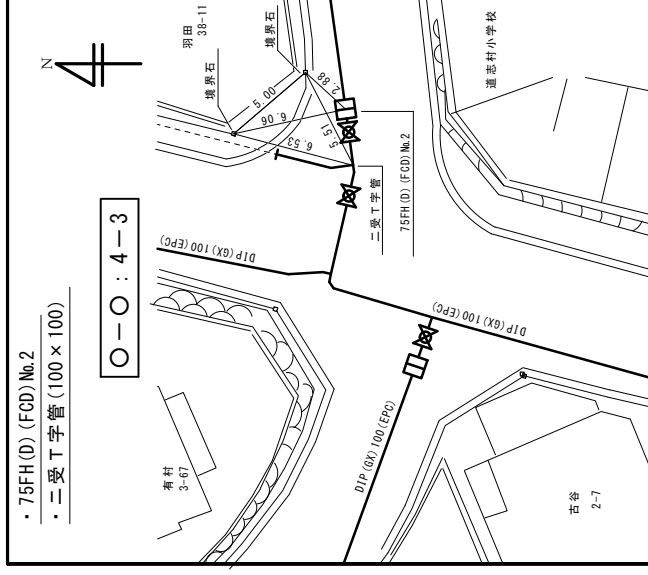
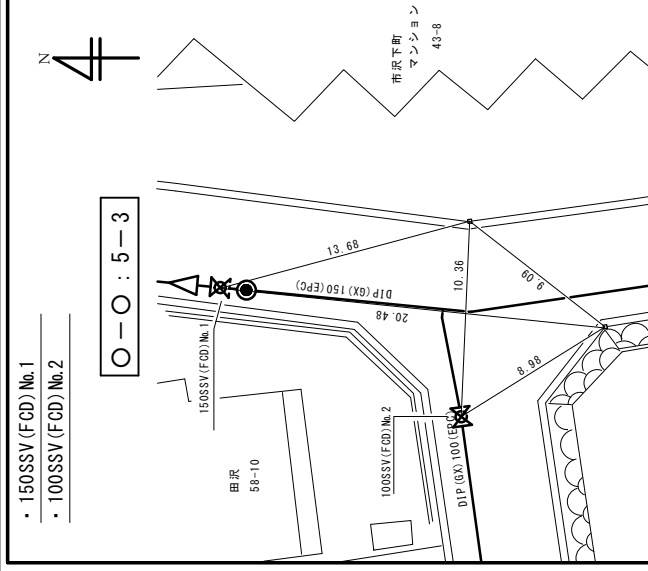
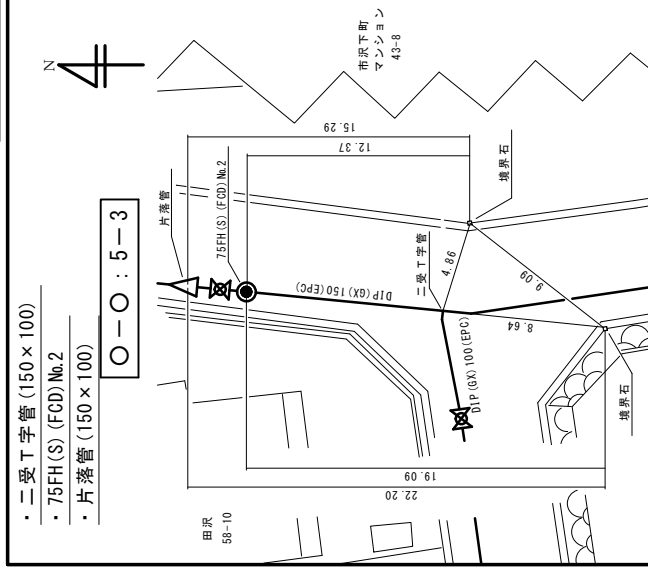
品名	形状寸法	数量	単長	延長	摘要
ソフトシート仕切弁	φ150	7			(7.5K) FOD (接)
鉄蓋	φ230×φ250×150	7			小型仕切弁用
レジンコンクリート弁室	円形型下部壁φ250×350×150(A)	2			— 土葺りφ.80~1.05m未満
レジンコンクリート弁室	円形型上部壁φ250	5			— 土葺りφ.1.05~1.35m未満
レジンコンクリート弁室	円形型下部壁φ250	5			
レジンコンクリート弁室	円形型下部壁φ250	7			
継足しキー	L=450	6			
小型消火栓(FOD)	φ75	5			(7.5K)形式1(接)補修弁内蔵
窒素弁付小型消火栓(FOD)	φ75	1			(7.5K)形式1(接)補修弁内蔵
洗浄栓(FOD)	φ75	2			(7.5K)形式1(接)補修弁内蔵
人孔鉄蓋	φ600	4			FOD消火栓用
人孔鉄蓋	φ600	1			FOD洗浄栓用
フランジ短管	φ75 L=200	3			(7.5K)形式2
フランジ短管	φ75 L=400	5			(7.5K)形式2
レジンコンクリート弁室	円形型上部壁φ600×200(200A)	8			
レジンコンクリート弁室	円形型下部壁φ600×200(200C)	8			
レジンコンクリート弁室	円形型側壁φ600×40(40P)	8			
接合部品(フランジ形)	φ75	8			(7.5K)
ポリエチレンシート	φ150×6m	802			
明示シート	シングル(50m巻)	557			
明示テープ	20m巻ポリエチレン樹脂	18			年度あり

一時使用φ150 DIP(K)

品名	形状寸法	数量	単長	延長	摘要
上	φ150×1,100	1		1,100	※1新設管1,000上と使用
曲管	φ150×45°	1	634	634	(接)
短管1号	φ150	1	120	120	(7.5K)形式2(接)
不排水割T字管	φ150×φ150(簡易仕切弁付)	1	364	364	TN-02V S型
接合部品(フランジ形)	φ150	1			(7.5K)
離脱防止押輪	φ150	5			(接)
継輪	φ150	2			
栓	φ150	2			
ゴム輪(K型)	φ150	2			
T頭ボルト・ナット	M20×100	12			
K・小計				2,218	

摘要 弁室等の構造図は横浜市水道局設計標準図による。	係長 ○○	設計 ○○	主任監督員 ○○	担当監督員 ○○	工期 平成○年○月○日～平成○年○月○日	年度 ○○	工事番号 ○○	工事場所 ○○区○○町○○番地○地先から○○町○○丁目○番地○地先まで	図名 新設管等材料表(3/3) 工事場所(1)	図尺 縮	図番 19 / ○○
	係長 ○○	設計 ○○	主任監督員 ○○	担当監督員 ○○	工期 平成○年○月○日～平成○年○月○日	年度 ○○	工事番号 ○○	工事場所 ○○区○○町○○番地○地先から○○町○○丁目○番地○地先まで	図名 新設管等材料表(3/3) 工事場所(1)	図尺 縮	図番 19 / ○○
	係長 ○○	設計 ○○	主任監督員 ○○	担当監督員 ○○	工期 平成○年○月○日～平成○年○月○日	年度 ○○	工事番号 ○○	工事場所 ○○区○○町○○番地○地先から○○町○○丁目○番地○地先まで	図名 新設管等材料表(3/3) 工事場所(1)	図尺 縮	図番 19 / ○○

各種オフセット図 (2/7) 工事場所 (1) S=1/200



弁室等の構造図は横浜水道局設計標準図による。 横浜市水道局 〇〇部 〇〇〇〇	係長 〇〇 設計 〇〇 主任監理員 〇〇 担当監理員 〇〇	工期 〇〇 請負人 〇〇	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日 現場代理人 〇〇	年度 〇〇 起工 〇〇 番号 〇〇	図名 各種オフセット図 (2/7) 縮尺 S=1/200 工事場所 (1) 図番 21 / 〇〇
	〇-〇 : 4-3, 5-2, 5-3, 6-2 〇〇底か1か所 〇〇〇〇〇〇〇〇工事 〇〇区〇〇町〇番地〇地先から〇〇町〇丁目〇番地〇地先まで	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

工事完成図作成の標準付属

配水管及び仕切弁等オフセット測量基準

横 浜 市 水 道 局

(工事完成図作成の標準付属 1)

配水管及び仕切弁等オフセット測量基準

(目的)

この基準は、工事完成図として作成する配水管の布設位置及び、仕切弁等附属施設の設置位置を明確にするためのオフセット測量の方法及び図面作製の方法を定めるものである。

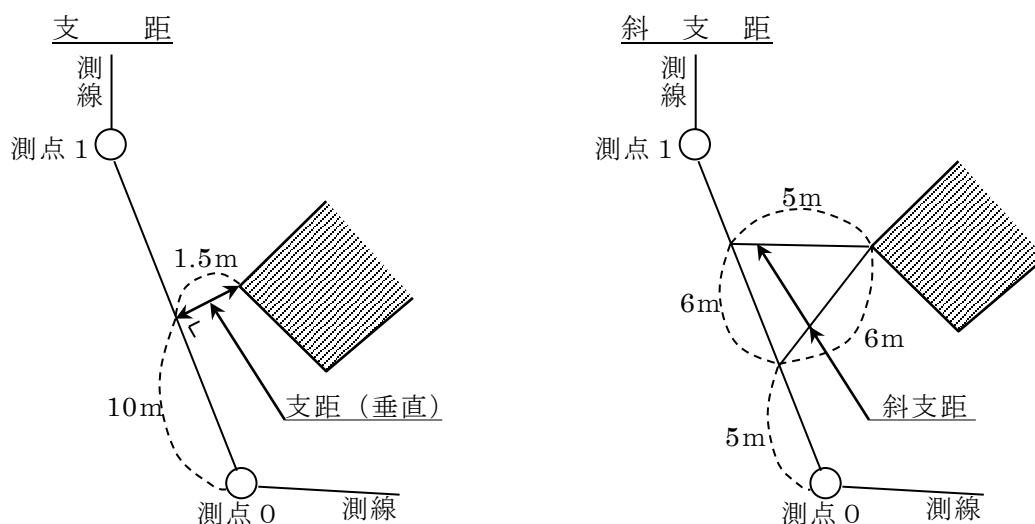
(測量方法)

1 支距 (オフセット)

測量学では、距離と角を測るときにの基準となる点を「測点」といい、この測点を結んだ線を「測線」、測線の連続を「トラバース」という。

オフセット測量は、このトラバースを基にして地物の状態を測量する方法で、「オフセット」とは、この測線の左右にある地物の点から測線に至る垂直距離をいうのである。

なお、支距には、この他に「斜支距」といって、測線上の2点より地物の1点を測定する方法があり、垂直支距に比べて精度が高い。



以上のようにトラバースに基づくオフセッティングは、基準線 (測線) があるので問題ないが、われわれの当面するオフセット測量には、この基準線がないので、これに代るものを現地より選定し基点・基線としなければならない。

2 基点・基線の選定

測点・測線を代用する基準点、基準線の選定に当たっては、この測量の目的が工事完成後の維持管理に必要なものであるために、永久性の高い地物を対象としなければならないことはいうまでもない。

次表に永久度を考慮した選定の基本を表-1に示す。

表－1 基点・基線の選定表

永久性 順位	地物の名称	永 久 度		
		1	2	3
1	境界石線 境界石	公設境界石 縁石	私設境界石 私設縁石	雨水枿 舗装止 コンクリート 構造体縁石
2	橋梁 護岸	新設のコンクリート 橋又は鋼橋，橋台， 護岸壁	古い構造強固な橋 完全施工の護岸	木橋 一般の石積
3	建築物	新設のビル及びコン クリート擁壁 ブロック擁壁	一般のビル 強固な擁壁	一般家屋 柱
4	マンホール	新設された大形マン ホール（NTT・東 電・ガス・下水）	NTT，東電マンホ ール，整備後の下水 マンホール	その他のマンホール
5	電柱 信号機	新設コンクリート柱 新設信号機	古いコンクリート柱 街路灯（公設） 信号機	私設街路灯

注1) 境界石、境界線等は、特別の事情のない限り変化することは少いのでその安定性は最も高い。道路改良後に築造された橋梁、護岸等の構造物はその安定性が高いが、木橋、木柵土止め等は対象として避けなければならない。

注2) 市街地内の老朽ビルは立て替えの可能性があり、また擁壁類についても、その外観上判断される老化現象を生じているもの、又は、コンクリートブロック、間知石積以外のものは、対象から避けることがよい。

注3) マンホール類については、その大きさにより安定度も異なるが、表函の大きさと道路舗装の整備状況により判断する。特に公共下水道のマンホールは、幹線のもの、汚水、雨水の区分が示されたものは安定度が高い。

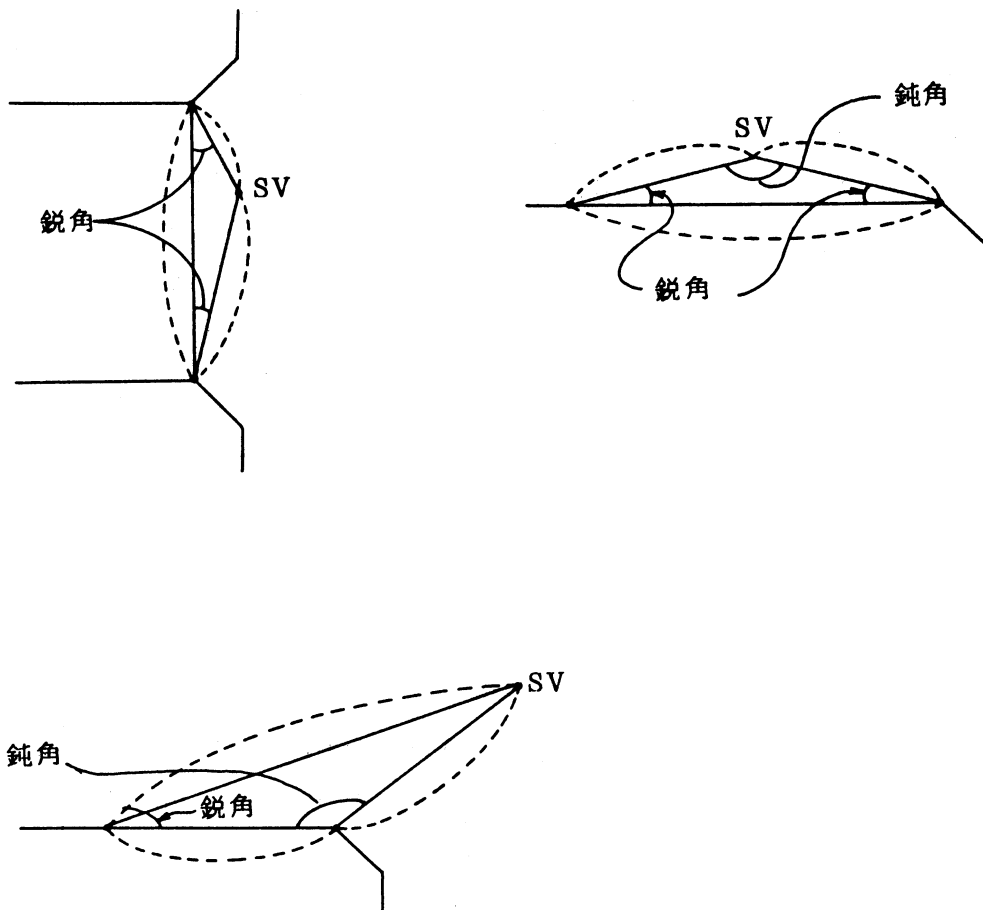
注4) マンホール、電柱、信号機等を対象とする場合は、角か、中心であることを明確に記入しなければならない。

一般には、円形のもの、中心を角形のものはその角を選定し測定することがよいが、マンホール、ボックス類については、その中心（角形、丸形とも）を基点とする。

3 測定方法

支距は、正確をきたすために2点より距離を測る「斜支距」とする。このため必ず基点間距離（基線）を測定することを忘れてはならない。

支距はなるべく短いのが良く、巻尺（20m以下）の長さ以上でないことを原則とする。また、鋭角（ 30° 以下の角）、鈍角（ 120° 以上の角）をさけることが精度を高め、必要により測定対象物間の距離を測定しておくことは、安全度を高めることとなる。



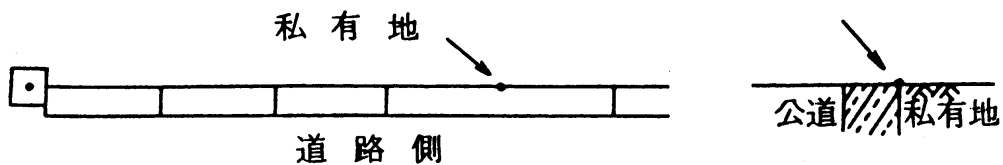
(測定例1)

境界石、境界線を基点、基線とした場合。

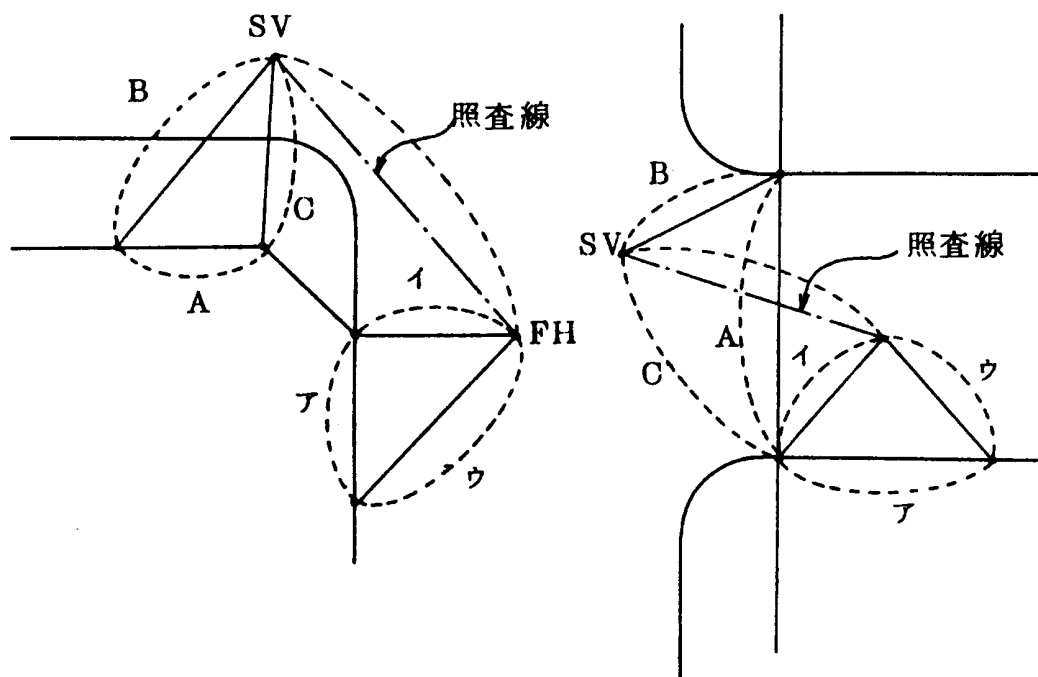
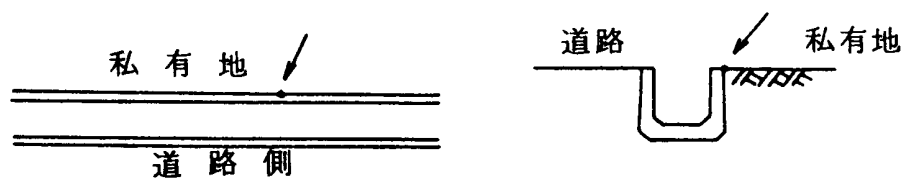
注1) 境界石等の基点の場合は、中心点とする。



注2) 縁石を基線とし、基点を設ける場合は、私有地側とする。



注3) U字溝に基点を設ける場合も前記同様とする。



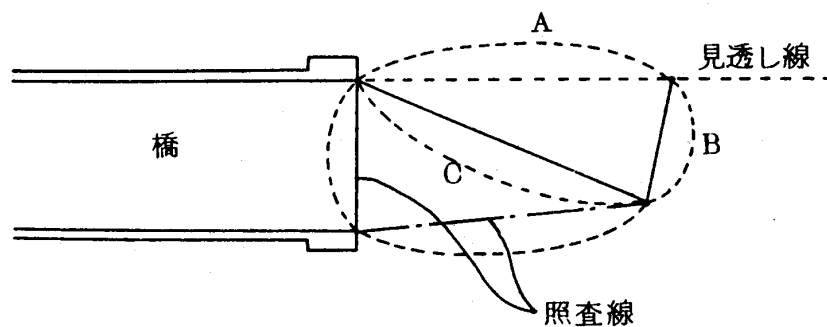
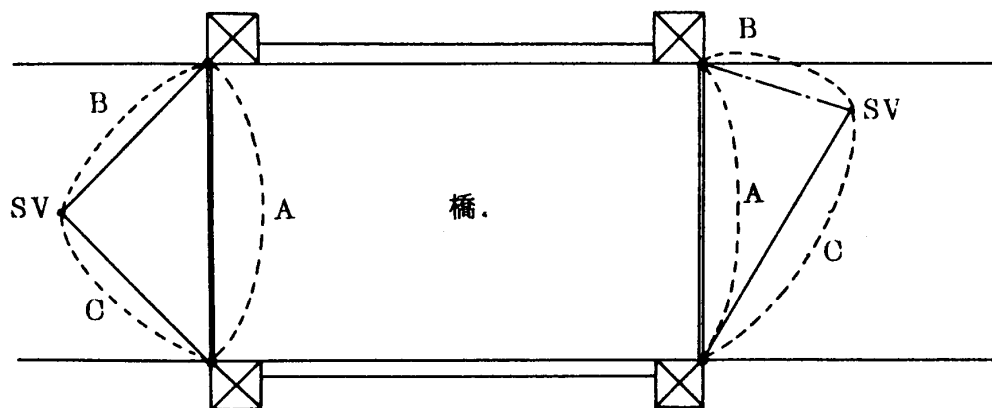
(測定例 2)

橋、護岸等を基点、基線とした場合。

注 1) 親柱の角を基点とする場合は、最下端の角とする。

注 2) 橋前後の縁石、舗装止め等が不明確な場合は、橋の中員線を延長して基線とし、基点を設ける。

注 3) 橋の起終点を基線とする場合は、橋側の線とすること。

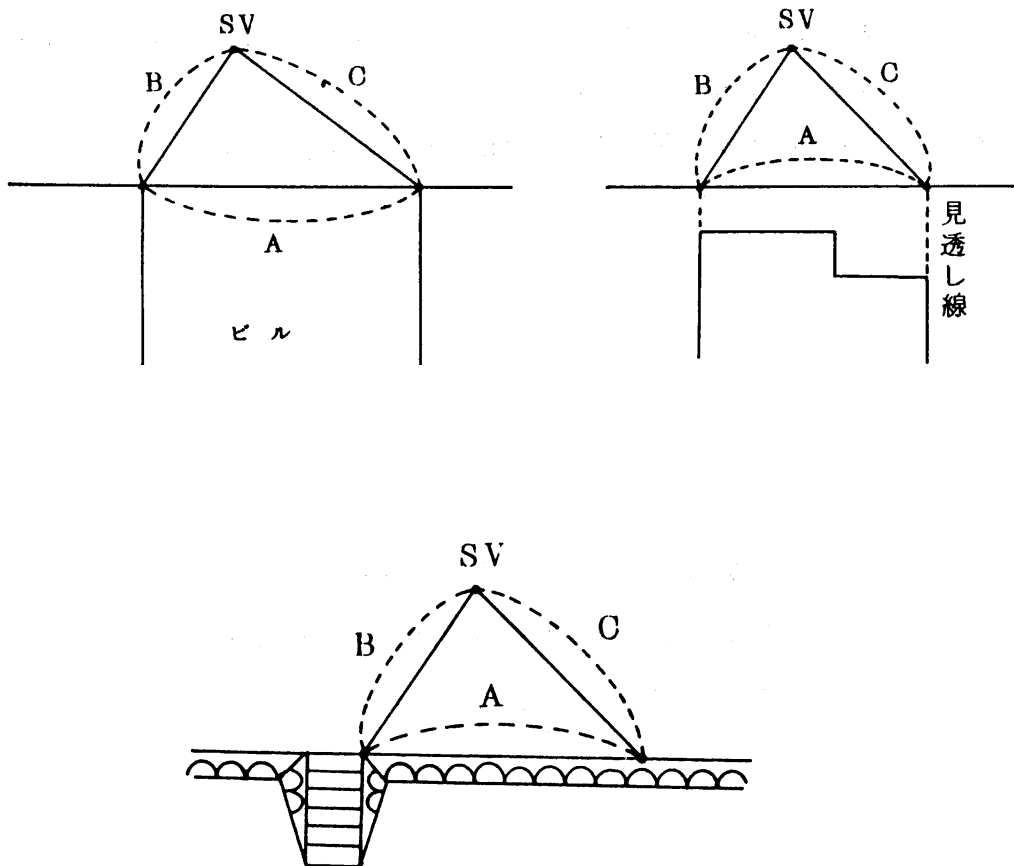


(測定例3)

建物、擁壁等構築物を基点、基線とする場合

注1) 永久性、永久度の高いと判断される建物等については、その建物の角を直接基点とするのが良い。

注2) 道路交叉点間の中間等で基点の選定が困難な場合は、建物の道路直角方向の見透し線上と縁石、U字溝等の交点を基点とする。

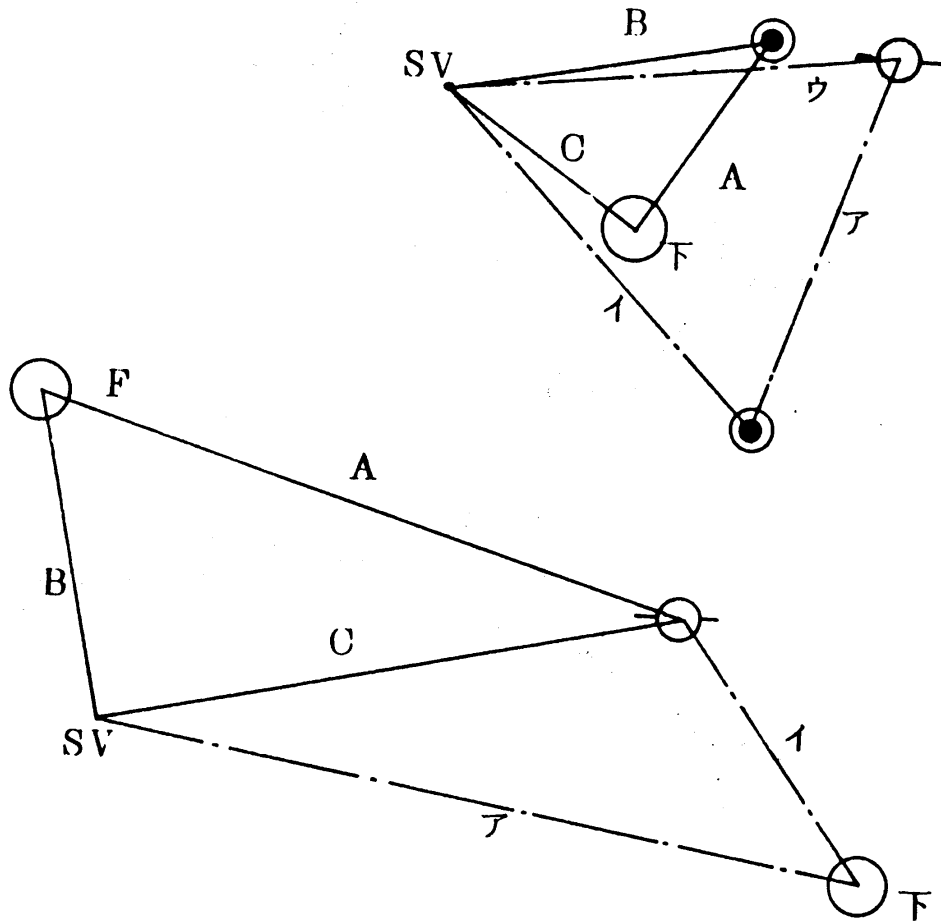


(測定例4)

マンホール、信号機、電柱等を基点とする場合。

注1) 基線として選定するものが附近にない場合は、マンホール等を基点とする。

注2) なるべく鋭角、鈍角をさけ、照査測定線を設ける。

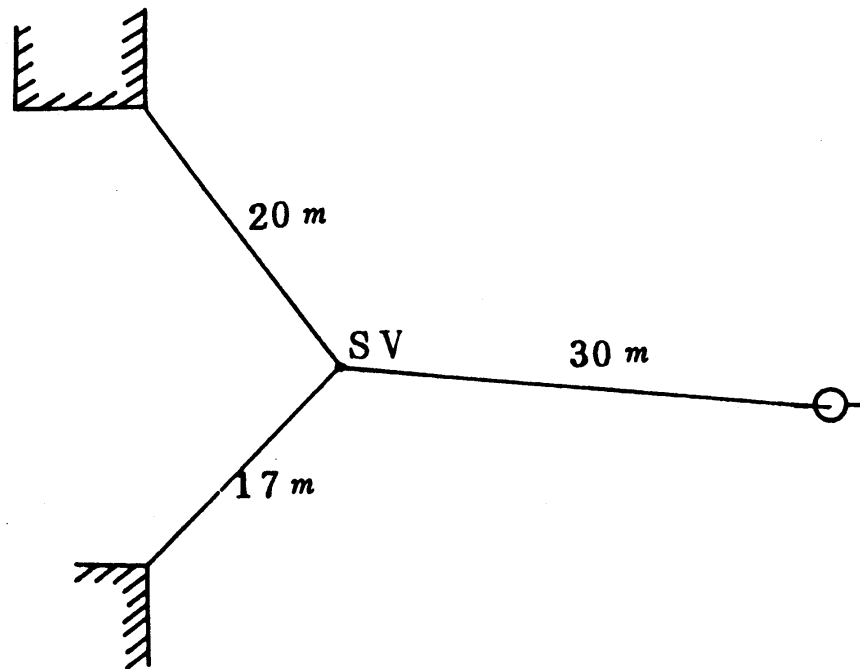
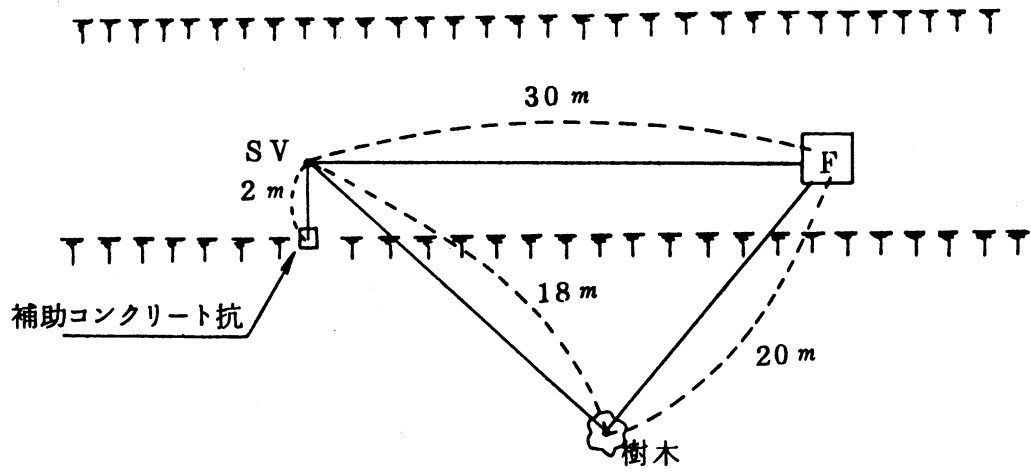


ア、イ、ウは照査線

(測定例 5)

基点、基線とする対象物が 1 点しかない場合。

注 1) 必要により補助杭を設けるか、大きい樹木 (民地内)、その他永久度の高そうなものから、なるべく多く放射状の測定をする。この場合は、できるだけ水平に測定が可能なものが良い。



(製図方法)

注 1) 図面の縮尺

縮尺は 1 / 200 を基準とする。

注 2) 図面に用いる線の太さ、字画の標準

図面に用いる線の太さ字画の標準は、表-2 を標準とする。

表-2 オフセット図に用いる線の太さ、字画の標準

	種 別	線の太さ (mm)	字 画 (mm)	摘 要
1	サブタイトルと下線	0.7	10	
2	方位と縮尺	0.5	6	
3	地物平面図	0.3	5	記入文字、数字を含む。
4	配管線と記号	0.7	3	記号補助の略称を含む。
5	基線と支距線	0.3		
6	測定数値	0.5	5	

注 3) 図面記号

オフセット図に用いる各種地物の記号は、表-3 に示すものを用いる。

表-3 オフセット図に用いる記号

対象物	記号	対象物	記号
基準点	●	境界線・縁石	—————
仕切弁	×	U字溝 L形溝	===== ===== =====
消火せん	●	雨水枡	——— □ ———
空気弁	⊕	コンクリート 擁壁・護岸	——— ●●●●●●●● ———
下水マンホール	⊕	石積	~~~~~
NTTマンホール	⊕	階段	
東電マンホール	⊕	コンクリート塀 ブロック塀	——— ■ ■ ———
電柱	○—	一般の塀・柵	
信号機	○S ●	生垣	~·~·~·~
街路灯	●	門	∞ □ □
電話ボックス	⊕B ^{ポール式} ⊕T	建物・家屋	——— ——— ———
ポスト	⊕ ^{ポール式} ⊕T	傾斜面	——— ———
水道路上施設 (自記水圧計)	^{ポール式} ⊕W	軌道	——— ———
水道流量計室	MW MW	橋	——— ———
バス停	○ 	ガード (ガーター)	——— ———
ガードレール	○ ○ ○ ○	注1) 仮設的なもの、又は、境界線等で不明確なものは点線で表示する。 注2) この表以外のものは、文字により明らかにする。	
街路樹	⊗ ⊗ ⊗		

第 4 編 様 式 集

工事着手届出書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次のとおり工事に着手するので、工事請負契約約款第3条の規定により提出します。

工 事 名 (契 約 番 号)	()
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
工事着手年月日 (着 手 期 限)	令和 年 月 日 (令和 年 月 日)

総括監督員	主任監督員	担当監督員

現場代理人
主任技術者 選定通知書
監理技術者

令和 年 月 日

(通知先)
横浜市水道事業管理者

住 所
請負人
氏 名

印

現場代理人
次のとおり 主任技術者 監理技術者 を定めたので、工事請負契約約款第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定により通知します。

	工 事 名	
	技術者の氏名	
技術者の資格等	<input type="checkbox"/> 現場代理人	兼任工事の有無 (請負契約約款第 11 条第 2 項、工事現場への常駐について、特に発注者が認めた場合) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (兼任工事名) _____
	<input type="checkbox"/> 主任技術者	資格要件 (建設業法第 7 条第 2 号) <input type="checkbox"/> イ 3 年又は 5 年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者 <input type="checkbox"/> ロ 10 年以上実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> ハ 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者 (資格内容) _____
	<input type="checkbox"/> 監理技術者	監理技術者資格者証交付番号 第 _____ 号

注：兼任工事の場合は、それぞれの工事の現場代理人等選定通知書に兼任工事名を記入すること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

請負代金内訳書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次の請負代金内訳書を、工事請負契約約款第4条第1項の規定により提出します。

工 事 名						
契 約 年 月 日		令和 年 月 日				
工 期	契 約 年月日	令和 年 月 日				
	着 手 年月日	令和 年 月 日				
	完 成 期 限	令和 年 月 日				
契 約 金 額		<table border="1"> <tr> <td>¥</td> <td>うち消費税及び地方税相当額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥</td> </tr> </table>	¥	うち消費税及び地方税相当額		¥
¥	うち消費税及び地方税相当額					
	¥					

注：設計図書に基づいた契約代金内訳書又は設計書に内訳金額を記載したものを添付すること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

専門技術者選定通知書

令和 年 月 日

(通知先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次のとおり専門技術者を定めたので、工事請負契約約款第 11 条第 5 項の規定により通知します。

工 事 名	
技術者の氏名	
担当工事内容	
技術者の資格等	資格要件（建設業法第 7 条第 2 項） <input type="checkbox"/> イ 3 年又は 5 年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で定める 学科を修めた者 <input type="checkbox"/> ロ 10 年以上実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> ハ 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者 (資格内容) _____

注：専門技術者とは、主任技術者（監理技術者）の持っている資格では法令上の指導・監理ができない工事を自ら施工しようとする場合に、配置される技術者のこと。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

施 工 計 画 書

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

次の施工計画書を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

工 事 名	
-------	--

総括監督員	主任監督員	担当監督員

コリンズ登録 登録のための確認のお願い 登録内容確認書 受領書

令和 年 月 日

(工事監督課・事務所)

請負人（社名）

現場代理人氏名

印

次のコリンズ登録・登録のための確認のお願い 登録内容確認書 受領書を、横浜市土木工事共通仕様書の規定により提出します。

工 事 名	
-------	--

総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

施 工 体 制 台 帳

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

次の施工体制台帳を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

工 事 名	
-------	--

総括監督員	主任監督員	担当監督員

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

建設副産物確認処分届

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名 印

次の建設副産物確認処分届を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

工 事 名	
-------	--

総括監督員	主任監督員	担当監督員

設計図書に指定された工事材料検査申請書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所
請負人
氏 名

印

工事請負契約約款第 14 条第 3 項の規定により、設計図書に指定された工事材料の検査を申請します。

工事名 _____

品 名	品質形状等	単位	数 量	備 考

総括監督員	主任監督員	担当監督員

材 料 確 認 願

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)
監督員 (主務)

請負人 (社名)

現場代理人氏名 印

工事名 _____

標記工事に使用する下記の材料について、確認をお願いします。

材料名	品質規格	確 認 欄			備 考
		確認年月日	確認方法	確認印	

使用材料承諾願

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人（社名）

現場代理人氏名

印

工事名

次の材料を使用したいので承諾願います。

材 料 名	規 格	生 産 社 名 (会社及び工場を記載)	承 諾 方 法

総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

段 階 確 認 書

段 階 確 認 書

施 工 予 定 表

年 月 日

横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。

請負人名： _____
 工事名： _____ 現場代理人名： _____ (印)

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年 月 日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督員名： _____

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年 月 日

確 認 書

上記種別について、段階確認を実施し、確認した。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

監督員名： _____

段階点検確認書

受取印

段階点検確認書（設計計画段階）					
工事名		仮設工の種別			
請負人					
本・支店	安全管理担当者		現場担当	現場代理人	
	確認技術者			主任又は 監理技術者	
確認日	令和 年 月 日	提出日	令和 年 月 日		
確 認 内 容	①現地条件（条件明示）の確認				
	②設計条件（地形、地質、地下水の有無等）				
	③設計計算の適正				
	④仮設計画の安全性				
⑤その他					

段階点検書（ / ）

段階点検確認書

受取印

段階点検確認書（施工段階 該当工程）						
工事名				仮設工の種別		
請負人						
本・支店	安全管理担当 責任者			現場 担当	現場代理人	
	確認技術者				主任又は 監理技術者	
確認日	令和 年 月 日			提出日	令和 年 月 日	
確 認 内 容	①仮設計画書との整合					
	②作業員への技術指導					
	③安全対策の実施状況					
④その他						

段階点検書（ / ）

受領書・借用書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所
請負人
氏 名

印

支給品・貸与品 を次のとおり 受領・借用 したので工事請負契約約款第 16 条第 3 項の規定により提出します。

工事名 _____

品 名	品質形状等	単位	数 量	備 考

総括監督員	主任監督員	担当監督員

臨機措置通知書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所
請負人
氏 名

印

次の工事について災害防止等のため臨機措置をとりましたので、工事請負契約約款第27条第2項の規定により通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
施工年月日	令和 年 月 日
施 工 内 容	別添内訳書及び図面のとおりに。

注：必要のあるときは現場写真を添付すること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

損害状況通知書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住所
請負人
氏名 印

次の工事について不可抗力による損害が生じたので工事請負契約約款第 30 条第 1 項の規定により損害状況を通知します。

工事名	
工事場所	
事実発生日	令和 年 月 日
状況確認日	令和 年 月 日
損害状況	

注：必要のあるときは現場写真を添付すること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総括監督員	主任監督員	担当監督員

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

次の工事の事故について、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

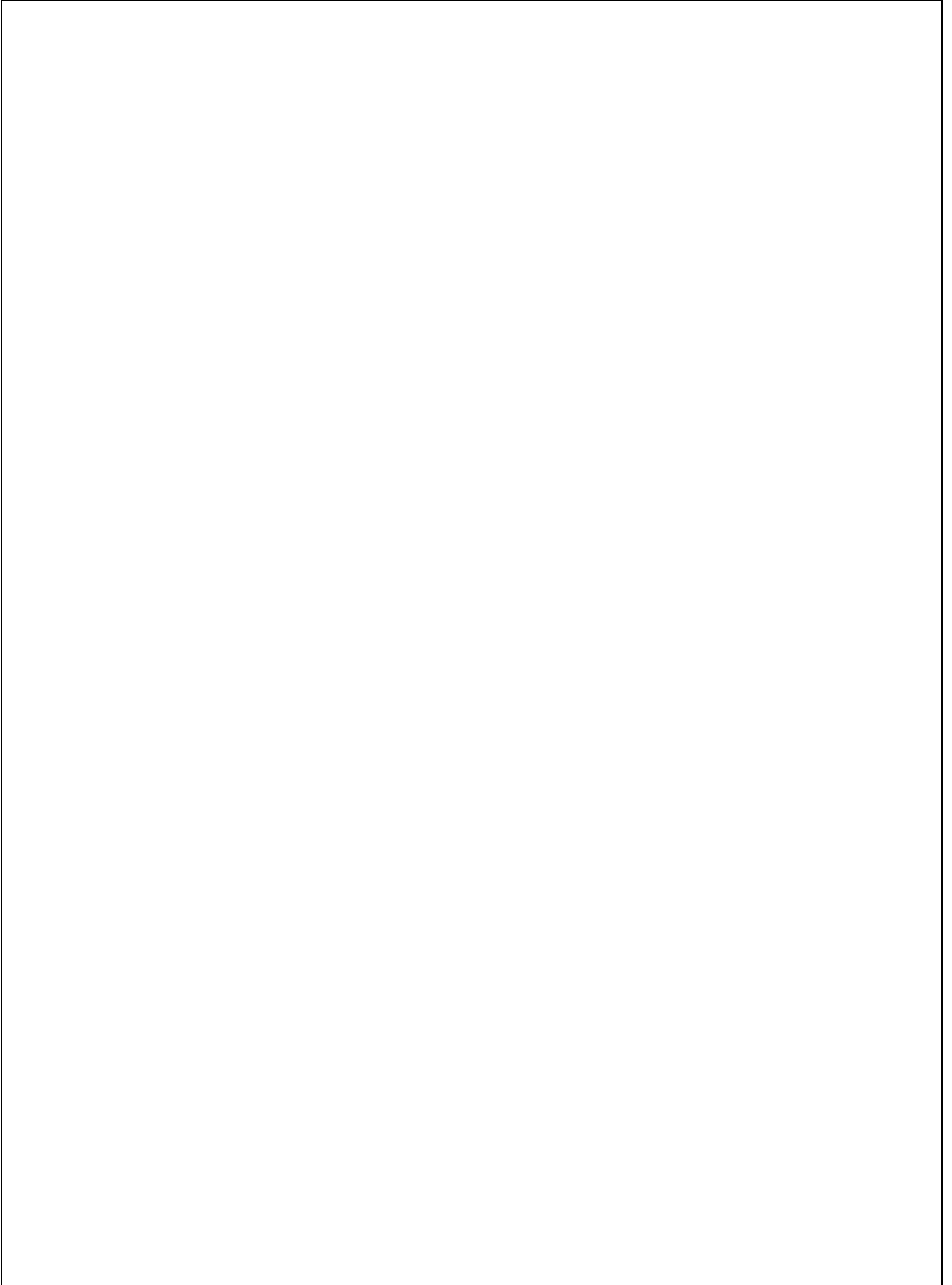
事故発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	天候	
事故発生場所	区		
工事名		安全管理指定	有・無
工事請負人		代表者名	
所在地		現場代理人	
請負金額			
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
事故の種類	公衆災害・労働災害・その他 ()		
被災者	住所 氏名 男・女 () 歳 TEL () ※この欄は本人の承諾を得て記載すること。		
事故原因者	住所 氏名又は社名 TEL () ※この欄は本人の承諾を得て記載すること。		
被害の状況	病院名及び所在地 TEL ()		
事故の概要			

事故報告書 (/)

事故の原因	
事故後の対応	
関係機関の意見	
事後の改善措置等 事故の再発防止策	
目撃者	住所 氏名 TEL () ※この欄は本人の承諾を得て記載すること。
添付図書	1 案内図 2 事故の平面図及び解説図 3 事故現場の写真 4 施工体系図兼安全衛生協議会組織図 5 再発防止対策関係書類 6 診断書 7 是正勧告書・指導票 8 その他（必要に応じて添付）

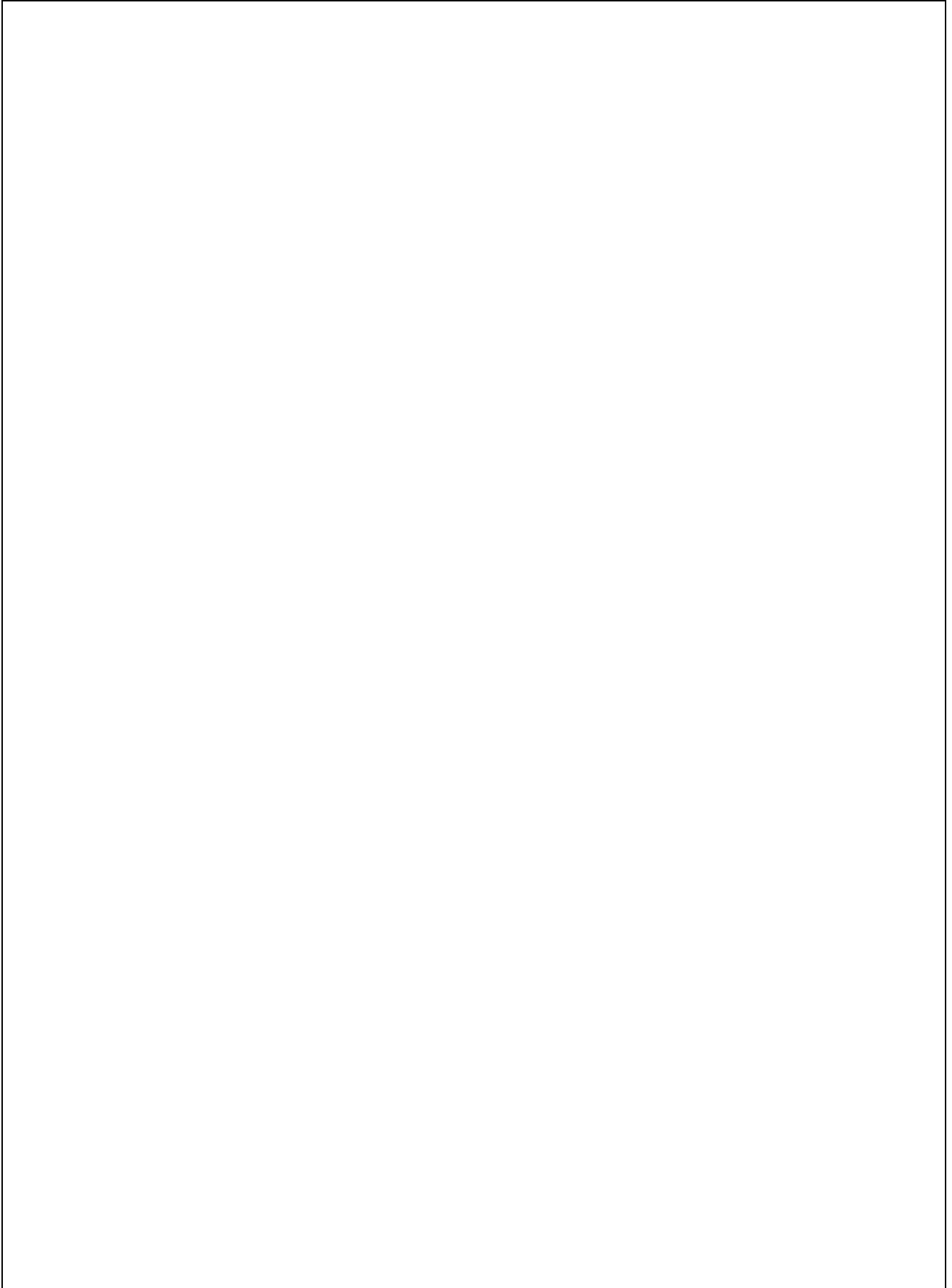
事故報告書 (/)

1 案内図



事故報告書 (/)

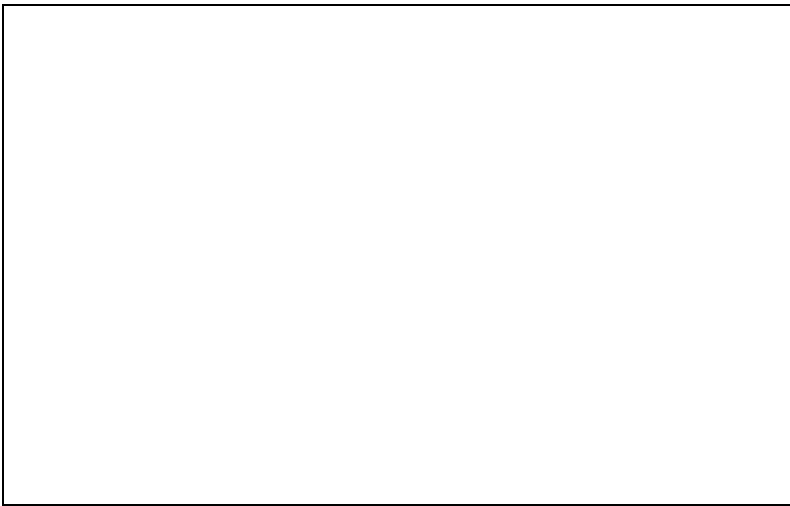
2 事故の平面図及び解説図



事故報告書 (/)

3 現場の写真







事故報告書 (/)

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次の工事の請負金額の変更について、工事請負契約約款第 26 条の規定により請求します。

工 事 名		
請負代金額	¥	うち消費税及び地方消費税相当額 ¥
契約年月日	令和 年 月 日	
完 成 期 限	令和 年 月 日	
基 準 日	令和 年 月 日	
変更申出額	¥	うち消費税及び地方消費税相当額 ¥

注：設計書その他必要書類添付のこと。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

工 事
指定部分に係る工事

完成届出書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次のとおり 工 事 が完成したので、工事請負契約約款第32条第1項、第39条
指定部分に係る工事
の規定により届出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
完 成 期 限	令和 年 月 日
完 成 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 検 査 希 望 年 月 日	令和 年 月 日

総括監督員	主任監督員	担当監督員

工事出来形部分 確認・検査 申請書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

工事請負契約約款第 38 条の規定により、工事の出来形部分の確認・検査を申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
完 成 期 限	令和 年 月 日
出来形部分検査 希望年月日	令和 年 月 日

総括監督員	主任監督員	担当監督員

工 事 完 成 図 書

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

住 所

請負人

氏 名

印

次の工事完成図書を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

工 事 名	
-------	--

総括監督員	主任監督員	担当監督員

工事完成期限延長申請書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次のとおり、工事完成期限の延長を工事請負契約約款第22条の規定により申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
延 長 期 限	令和 年 月 日
理 由	

注：改定工程表を添付のこと。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

工事目的物引渡書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次の工事目的物を、工事請負契約約款第32条第4項の規定により引渡します。

工 事 名		
工 事 場 所		
引 渡 年 月 日		令和 年 月 日
立 会 人	監 督 員	
	現 場 代 理 人	

総括監督員	主任監督員	担当監督員

第2号様式（第7条第1項）

収入印紙貼付欄

契約番号	第	号
------	---	---

請 書

年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次の設計又は仕様の変更について、変更された事項を固く守り、工事を施工します。

工 事 名	
工 事 場 所	
変 更 事 項	
設 計 ・ 仕 様	
契約金額増△減	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
完 成 期 限	

配管工選定通知書

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

次のとおり配管工を選定したので、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により通知します。

工 事 名			
配管工氏名			
経 歴			
資 格		取 得 年 月 日	

総括監督員	主任監督員	担当監督員

支給材料受払計算書

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

印

次のとおり工事用支給材料を受払いしたいので、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

工事名

品 名	品質形状等	受領数	使用数	返納数	備 考

総括監督員	主任監督員	担当監督員

工 事 月 報

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

次のとおり 年 月の履行を報告します。 請負人 (社名)

現場代理人氏名

工事名									
契約年月日	年 月 日	完成期限	年 月 日						
主な作業内容									
記 事	<p>(協議事項、その他所見)</p> <p>記入項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">出来高量</td> <td style="width: 30%;">進捗率</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予定進捗率</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table> </div>			出来高量	進捗率	%		予定進捗率	%
出来高量	進捗率	%							
	予定進捗率	%							

総括監督員	主任監督員	担当監督員

現場代理人	主任 (監理) 技術者

工事月報 (/)

官公庁の休日・夜間等の作業届

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人 (社名)

現場代理人氏名

次のとおり官公庁の休日・夜間等の作業を実施したいので、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により届出します。

工 事 名	
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工 事 場 所	
施 工 日	令和 年 月 日 (曜日)
施 工 理 由	
作 業 内 容	

注1：施工位置図 (添付)

注2：緊急時の連絡体制を現場に常備します。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

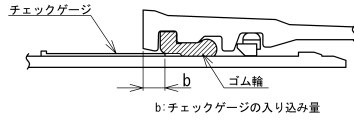
GX形継手 チェックシート(直管)

施工日 年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ mm

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

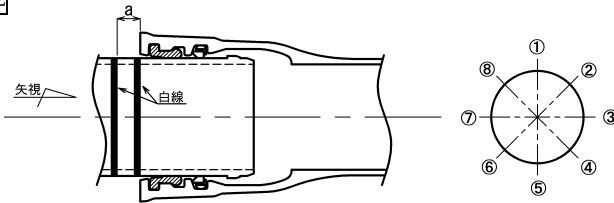
1 直管



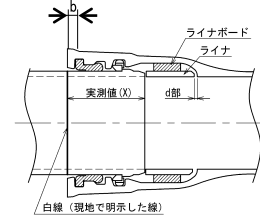
b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲(mm)
75	8~18
100	8~18
150	11~21
200	11~21
250	11~21
300	14~24
400	14~25

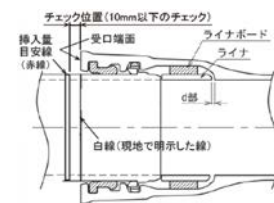
2



3 直管挿し口を挿入する場合



4 異形管挿し口を挿入する場合



管 No.									
管の種類									
略図/ライケ									
継手 No.									—
挿し口突部の有無									—
清掃・異物の除去									—
ライケの位置確認(d部)※1									3 4
受口溝(ロッキング)の確認									—
挿し口の挿入量の明示									3
滑 剤									—
マーキング(白線)位置の確認※2									3
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口)※3									4
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口)※4									4
受口端面～ゴム輪 間隔(b)※5	全周チェック								1 3
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
⑧									
受口端面～白線 間隔(a)	①								2
	③								
	⑤								
	⑦								
判 定									—
備 考									

判定基準

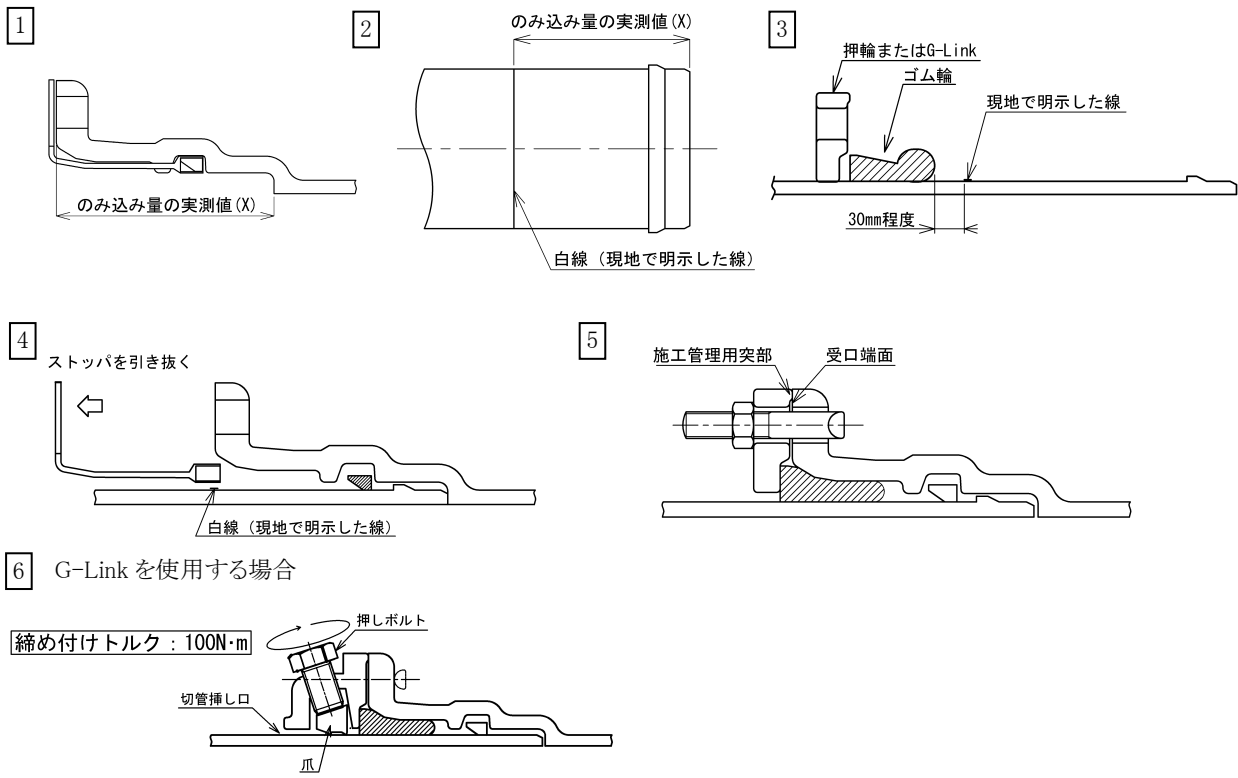
- ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。
- ※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
- ※3 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。
- ※4 挿し口外周～受口端面位置の白線を表示したか確認する。
- ※5 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

施工日 年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ mm

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管 No.								
管の種類								
略図								
継手 No.								—
挿し口突部の有無 ^{注1)}								—
切管端面処理の確認 ^{注2)}								—
清掃								—
滑剤								—
挿し口の挿入量の明示								1 2
爪、押しボルトの確認(G-Link)								
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認								3
ストップパ、ロックリングの確認								4
T頭ボルト	本数							5
受口端面～ 施工管理用突 部の隙間 ※	箇所数							5
	隙間ゲージ 確認							
押しボルト	本数							6
	トルク確認							
判定								—
備考								

判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

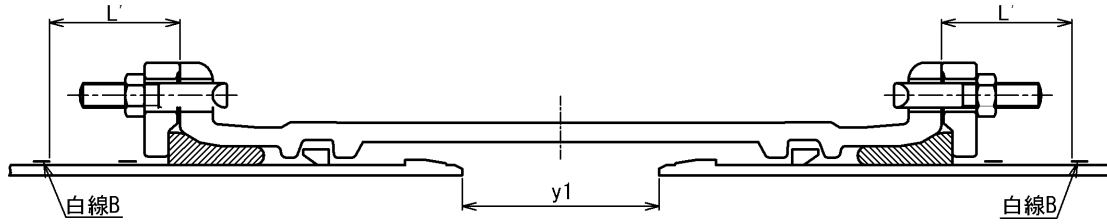
注2) 切管した場合は、その端面をダクタイル鉄管切管鉄部用塗料、もしくは管端キャップ(「GX形ダクタイル鉄管用管端防食キャップ施工要領書」(JDPa W 19)を遵守)により補修し、欄内に塗装の場合は「A」を管端キャップの場合は「B」を記入すること。

GX形継手 継ぎ輪チェックシート

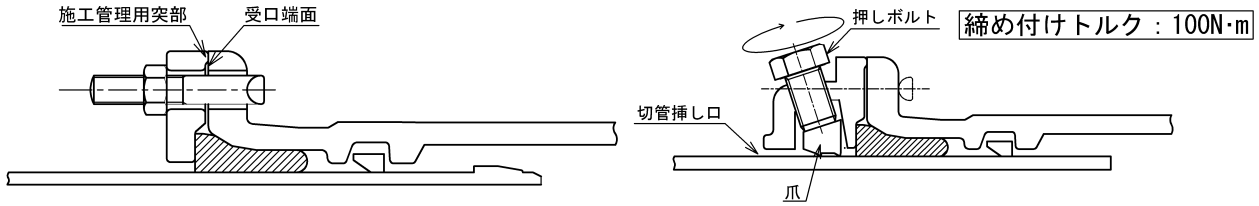
施工日 年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ mm

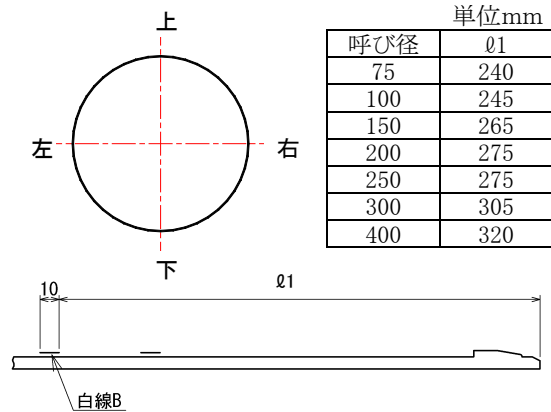
現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



G-Link を使用する場合



管 No.			
管の種類			
略図			



継手 No.			
挿し口突部の有無 ^{注1)}			
切管端面処理の確認 ^{注2)}			
清掃			
滑剤			
切管挿し口の白線Bの明示			
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認			
爪、押しボルトの確認(G-Link)			
ストッパ、ロックリングの確認			
受口端面～白線の間隔(L') ^{注3)}	上		
	右		
	下		
	左		
両挿し口端の間隔(y1) ^{注3)}	上		
	右		
	下		
	左		
T頭ボルト	本数		
受口端面～施工管理用突部の隙間※	箇所数		
	隙間ゲージ確認		
押しボルト	本数		
	トルク確認		
判定			
備考			

(i) 一方から順次配管していく場合

呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
400	150

(ii) せめ配管の場合

呼び径	y1
75	190
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
400	300

判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

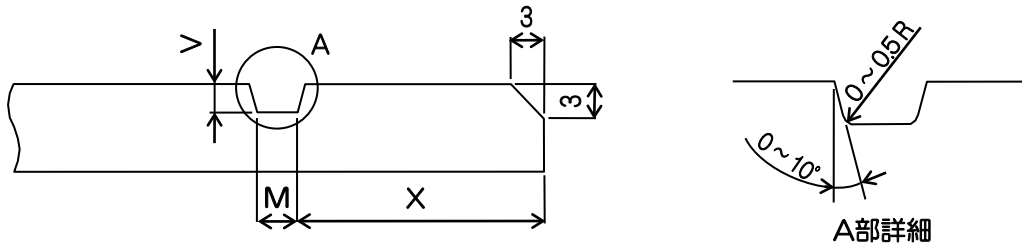
注2) 切管した場合は、その端面をダクタイル鉄管切管鉄部用塗料、もしくは管端キャップ(「GX 形ダクタイル鉄管用管端防食キャップ施工要領書」(JDP A W 19)を遵守)により補修し、欄内に塗装の場合は「A」を管端キャップの場合は「B」を記入すること。

注3) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

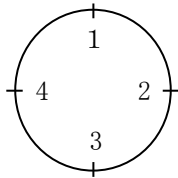
GX形溝切及び面取りチェックシート

施工日 年 月 日

工事名		現場代理人	品質管理担当者	継手施工者
呼び径・管種	ϕ mm			



溝切部確認位置



挿し口加工寸法

単位:mm

呼び径	M		V		X	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
75~200	4.5	+1	2.5	0	24.5	+1
		0		-0.5		-2
300~400	4.5	+1	2.5	0	20	+1
		0		-0.5		-2

管 No.					
切管の種類・寸法	U 切 L=		⊥ 切 L=		
略 図					
溝切部寸法		1	2	3	4
	M				
	V				
	X				
判定					
リングの浮き確認※1			ねじ飛び出しの確認※2		

備 考 ・刃の研磨時は特に V 寸法に注意する。
 ・挿し口加工部は、発生したバリを除去し、ダクタイル鉄管切管鉄部用塗料で塗装する。

判定基準 ※1 シャロ万力の締め付け後とタッピンねじ締め付け後(シャロ万力取り外し後)に、切管用挿し口リングと挿し口外面との間に0.5mmの隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認する。
 ※2 挿し口リングからねじの頭部が飛び出していないことを確認する。

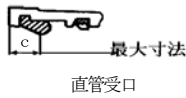
NS形継手チェックシート(φ75～φ250)

(直管・ライナ使用・異形管)

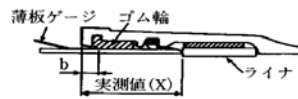
施工日 年 月 日

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

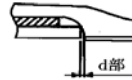
1



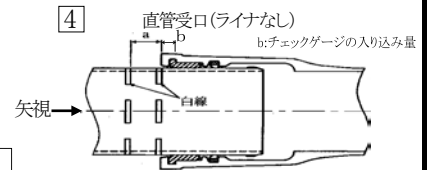
2



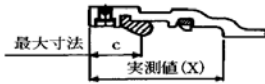
3



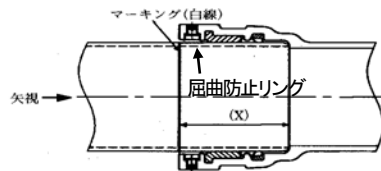
4



6



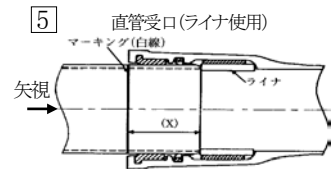
8



7



5

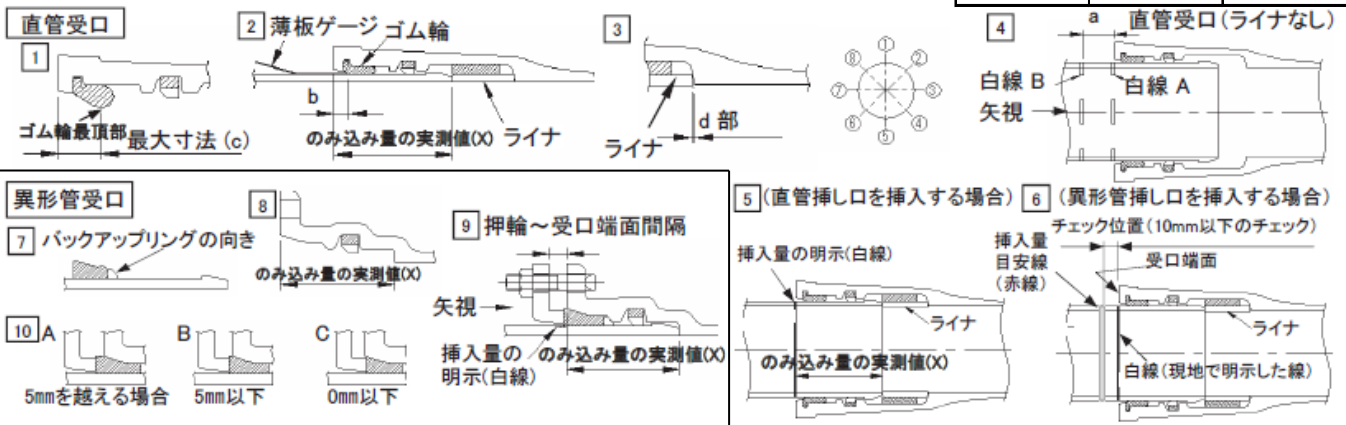


管 No										
管の種類										
略図/ライナ										
継手 No.										
清掃										
受口溝(ロックリング)の確認										
受口端面～ゴム輪の最大寸法確認(C)										
滑 剤										
受口端面～ゴム輪 間隔(b)	全周チェック									
	①									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	⑥									
	⑦									
受口端面～白線 間隔(a)	①									
	③									
	⑤									
	⑦									
ライナ位置の確認(d部)※1										
マーキング(白線)位置の確認※2										
屈曲防止リングの確認※3										
判 定										
備 考										
判定基準 : 受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪の最大寸法(c)										
※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージにて確認する。										
※2 接合直後に、現場で明示したマーキング(白線)上に、受口端面があるか確認する。										
※3 屈曲防止リングと挿し口外面に薄板ゲージが入らないこと。										

NS形継手チェックシート(φ 300～φ 450) 施工日 年 月 日

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

(直管・ライナ使用・異形管)



管 No										
管の種類										
略図/ライナ										
継手 No.										
清掃									—	
ロッキング・ロッキング心出し用ゴム確認									—	
ライナ位置の確認(d部)※1									③	
挿し口の挿入量の明示(白線)									⑤ ⑨	
受口端面～ゴム輪の最大寸法確認(C)									①	
滑材									—	
明示した白線位置の確認※2									⑤ ⑨	
挿し口の抜け出しチェック※3 (異形管受口)									—	
挿入量目安線(赤線)と受口端面 間距離の確認(異形管挿し口)※4									⑥	
マキング(白線)の明示 (異形管挿し口)※5									⑥	
薄板ゲージの 入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	全周 チェック									②
	①									
	②									
	③									
	④									
	⑤									
	⑥									
	⑦									
受口端面～白線B 間隔(a)	①									④
	③									
	⑤									
	⑦									
バックアップリングの向き※6									⑦	
ボルト・ナット	数									—
	トルク (N・m)									—
押輪～受口端面 間隔※7	①									⑧
	③									
	⑤									
	⑦									
ゴム輪の 出入状態※8	①									⑩
	③									
	⑤									
	⑦									
判定									—	

判定基準：受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪の最大寸法(c)
 ※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。
 ※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
 ※3 挿し口を異形管受口に挿入し、ストップを取り外した後、挿し口を上下左右前後に振って抜けないことを確認する。
 ※4 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。
 ※5 挿し口外周～受口端面位置の白線を表示したか確認する。
 ※6 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。
 ※7 押輪～受口端面間隔：最大値-最小値≤5mm(同一円周上)。
 ※8 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

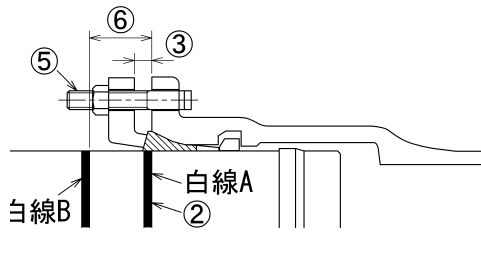
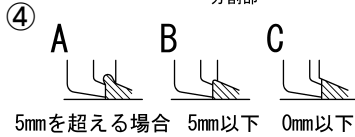
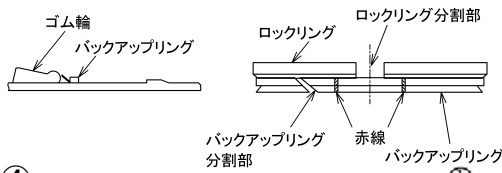
NS形継手(直管)チェックシート(φ500～φ1000)

施工日 年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ mm

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

①バックアップリングの向き、分割部の位置



単位:mm

呼び径	X
500	31
600	31
700	32
800	32
900	32
1000	33

管No. および形状																			
略図																			
清掃																			
掃																			
滑剤の塗布																			
受挿し隙間の調整																			
押輪分割部の上下配置																			
①バックアップリングの向き、分割部の位置	(1)																		
	(2)																		
②挿入量確認	上																		
	右																		
	下																		
	左																		
③押輪～受口間隔	上																		
	右																		
	下																		
	左																		
④ゴム輪の出入り状態	①																		
	②																		
	③																		
	④																		
	⑤																		
	⑥																		
	⑦																		
	⑧																		
	めくれ																		
⑤ボルト	数																		
	トルク																		
⑥白線B～受口間隔	上																		
	右																		
	下																		
	左																		
判定																			

判定基準

- バックアップリングの向き、分割部の位置
 - バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。
 - バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。
- 挿入量確認: 白線Aの中に受口端面があること。
- 押輪～受口間隔: 最大値-最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)
- ゴム輪の出入り状態
 - 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。
 - ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。
- 白線B～受口間隔: 最大値-最小値 $\leq X$ (X: 上表参照)

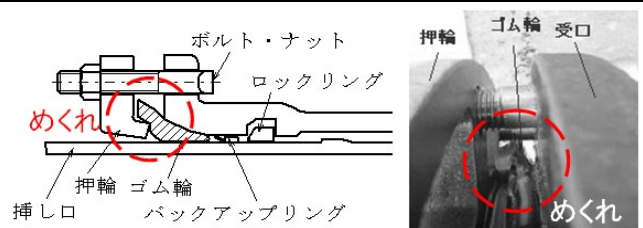
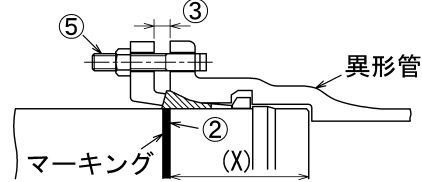
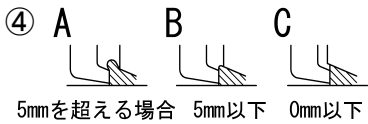
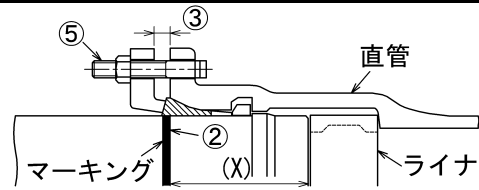
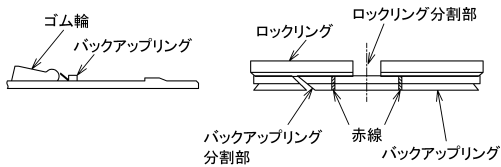


図 接合不良の例

NS形継手(直管ライナ、異形管)チェックシート(φ500~φ1000) 施工日 年 月 日

工事名		現場代理人	品質管理担当者	継手施工者
呼び径・管種	φ mm			

①バックアップリングの向き、分割部の位置



管No. および形状									
略図									
清掃									
滑剤の塗布									
抜け出しチェック									
受挿し隙間の調整									
押輪分割部の上下配置									
①バックアップリングの向き、分割部の位置	(1)								
	(2)								
②挿入位置の確認	上								
	右								
	下								
③押輪～受口間隔	左								
	上								
	右								
④ゴム輪の出入り状態	下								
	左								
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
⑦									
⑧									
⑤ボルト	めくれ								
	数								
判定	トルク								

判定基準

- ①バックアップリングの向き、分割部の位置
 (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。
 (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。
 ②挿入位置の確認:現場で明示した白線に受口端面があること。
 ③押輪～受口間隔:最大値-最小値≤5mm(同一円周上)
 ④ゴム輪の出入り状態
 (1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。
 (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

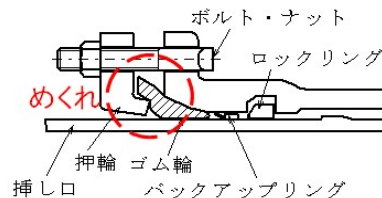


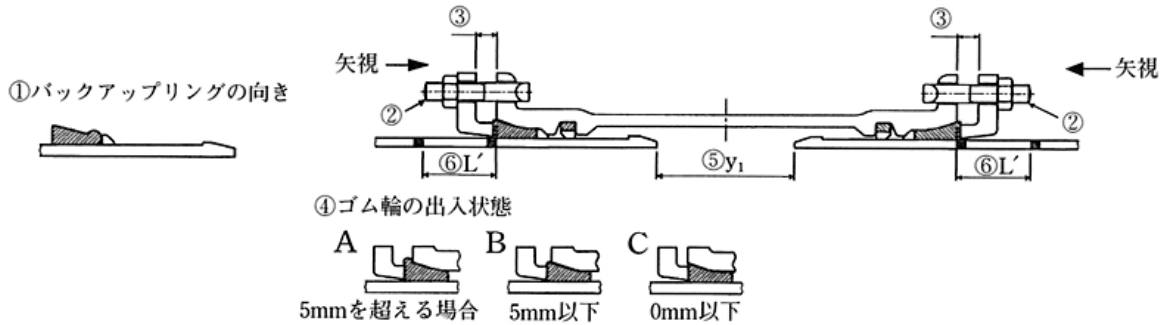
図 接合不良の例

NS形継ぎ輪・帽チェックシート(φ75~450)

施工日 年 月 日

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管 No.および形状			
略 図			

清 掃	材		
受口溝(ロックリング)の確認			
① バックアップリングの向き			
② ボルト	数		
	トルク N・m		
③ 押輪～受口 間 隔	上		
	右		
	下		
	左		
④ ゴム輪の 出入状況	上		
	右		
	下		
	左		
⑤ 両挿し口端の 間 隔 (y1)	上		
	右		
	下		
	左		
⑥ L' 受口端面～ 白線の間隔	上		
	右		
	下		
	左		
判 定			

備考

1. 白線表示の位置

単位 mm

呼び径	l1
75	165
100	170
150	195
200	195
250	195
300	230
350	240
400	240
450	245

2. 両挿し口端間隔(y1)

単位 mm

呼び径	y1
75,100	220
150~250	250
300~450	300

3. L' 寸法(y1の場合)

単位 mm

呼び径	75	100	150~250	300	350,400	450
L'	80	85	100	150	160	165

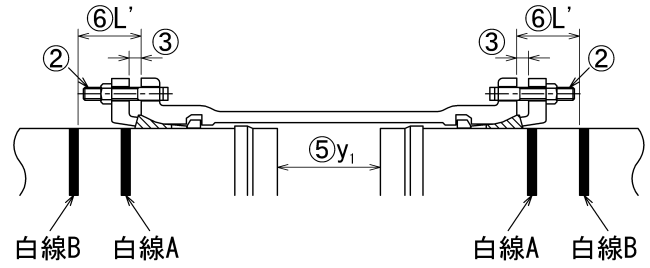
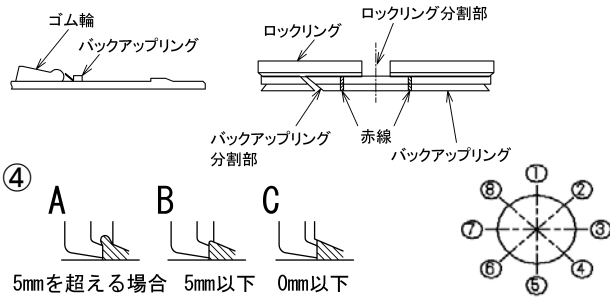
備 考
せめ配管

- 判定基準 ①バックアップリングの向き：テーパー部が挿し口端面側にあること。
 ③押輪～受口間隔：最大値-最小値≤5mm(同一円周上)
 ④ゴム輪の出入状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。
- 注) ⑤は、一方から配管する場合には記入不要。⑥は、せめ配管の場合には記入不要。

工事名	
呼び径・管種	φ mm

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

①バックアップリングの向き、分割部の位置



管No. および形状

略図

清掃
滑剤の塗布
受挿し隙間の調整
押輪分割部の上下配置

①バックアップリングの向き、分割部の位置

(1)
(2)

②ボルト

数
トルク

③押輪～受口間隔

上
右
下
左

④ゴム輪の出入り状態

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
めくれ

⑤両挿し口端の間隔(y1)

上
右
下
左

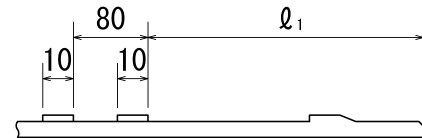
⑥ L'
受口端面～白線の間隔

上
右
下
左

判定

備考

1. 白線表示の位置



呼び径	l1(mm)
500	220
600	220
700	257
800	265
900	265
1000	268

2. 両挿し口端間隔(y1)

およびL'寸法(y1の場合)

呼び径	y1(mm)	L'(mm)
500	260	105
600	260	105
700	300	87
800	305	98
900	305	98
1000	310	103

判定基準

①バックアップリングの向き、分割部の位置

- (1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。
- (2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

②押輪～受口間隔: 最大値-最小値≤5mm(同一円周上)

③ゴム輪の出入り状態

- (1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。
- (2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

注) 両挿し口端の間隔(y1)は、一方から配管する場合には記入不要。

L'(受口端面～白線の間隔)は、せめ配管の場合には記入不要。

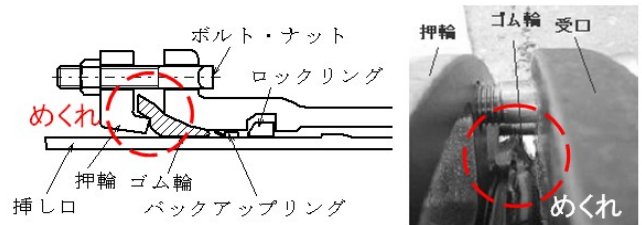
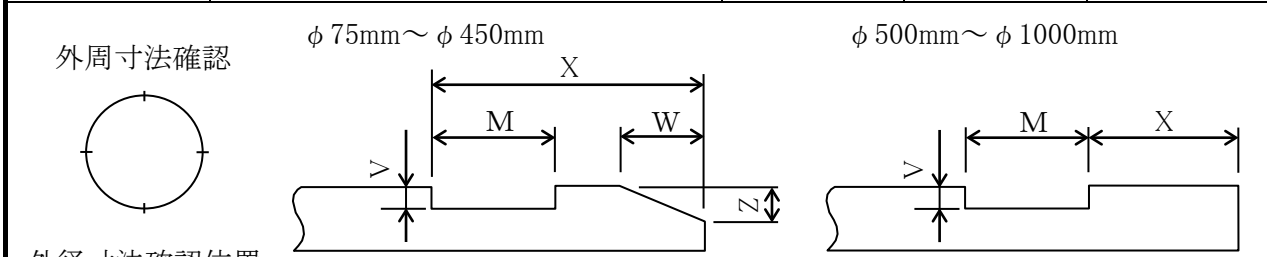


図 接合不良の例

NS形溝切及び面取りチェックシート

施工日 年 月 日

工事名		現場代理人	品質管理担当者	継手施工者
呼び径・管種	ϕ mm			



外径寸法確認位置

挿し口加工寸法

単位：mm

呼び径	M		V		X		W		Z	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
75~250	11	+1 0	2.5	0 -0.5	30.4	+2	9.5	0 -2	3.2	+1.5 -0.5
300~450					35.4	0				
500~600	22	+1.5 -0.5	3	+1 -0.5	40	± 2	/			
700~900	27		4		55	± 4				
1000	32		5		50					

溝切部確認位置

管 No.				
切管の種類・寸法	U 切 L=	┘ 切 L=		
略 図				
外 周 寸 法	規格	実測値	判定	
			良 ・ 否	
外 径 寸 法	規格	実測値	判定	
	1—1'		良 ・ 否	
	2—2'		良 ・ 否	
溝切部寸法	1	2	3	4
	X			
	M			
	V			
	W			
	Z			
	判定			
リングの浮き確認※1	リベット頭部の確認※2			

備 考

- ・刃の研磨時は特にV寸法に注意する。
- ・挿し口加工部に発生したバリを除去し、挿し口先端に丸みをつける。
- ・挿し口加工部はダクタイル鉄管切管鉄部用塗料で塗装する。

注) 口径 250mm 以下は、外周寸法及び外径寸法を記入しなくてもよい。

判定基準 ※1 リベットでの固定後(シャコ万力取り外し後)に、切管用挿し口リングと挿し口外面との間に 0.5mm の隙間ゲージが全周にわたって入らないことを確認する。

※2 鋭利な凸部が残っていないか、浮き上がっていないかを確認する。

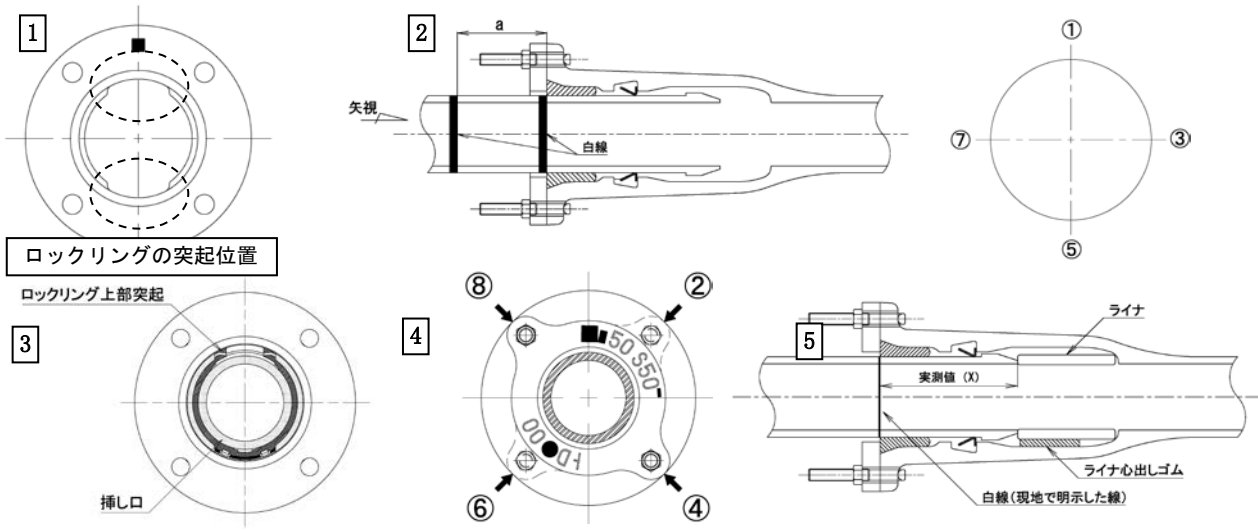
S50形継手チェックシート(直管)(挿し口突部有り)

施工日

年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ50mm S50形

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管 No.									
管の種類									
略図/ライナ									
継手 No.									—
挿し口突部の有無									—
清掃									—
滑剤									
挿し口の挿入量の明示									5
挿し口挿入前のロックリング確認※1									1
ライナ心出しゴムの確認※2									5
マーキング(白線)位置確認※3									2 5
挿し口挿入後のロックリング確認※1									3
T頭ボルト	本数								4
メタルタッチ確認※4	②(④)								4
	⑥(⑧)								
受口端面～ 白線間隔 (a)	①								2
	③								
	⑤								
	⑦								
判定									—
備考									

判定基準

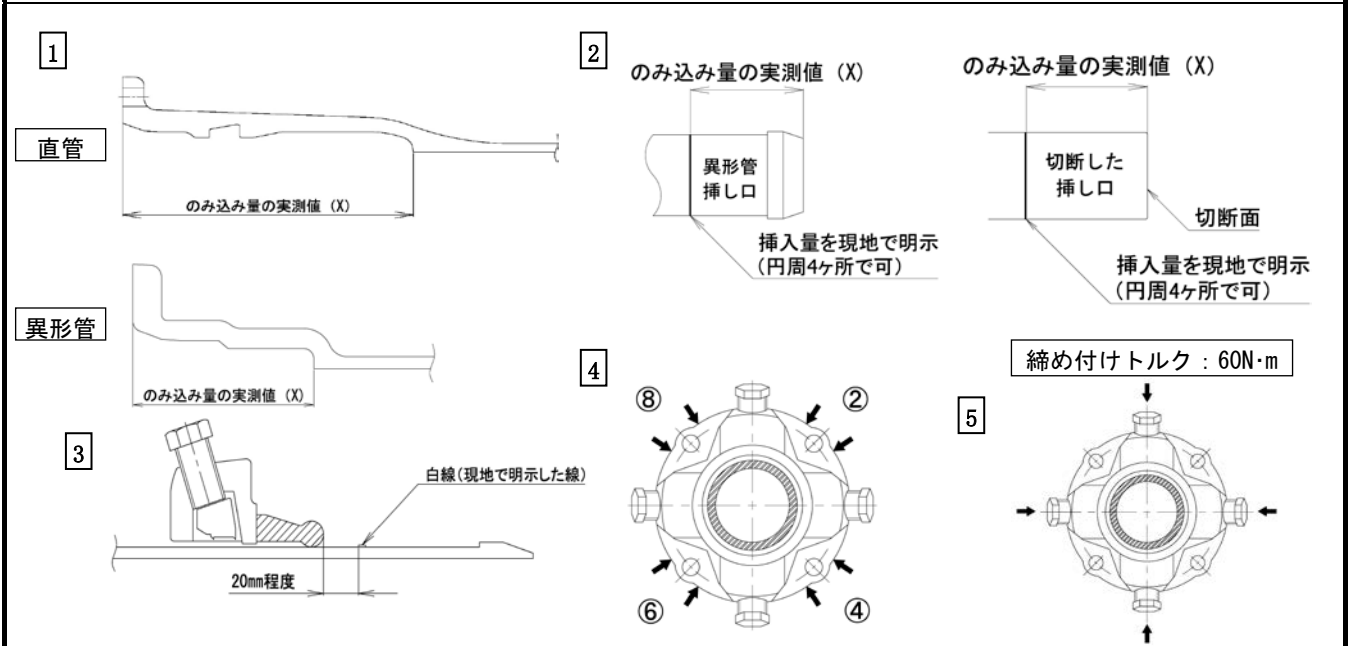
- ※1 ロックリングが正規の位置にあるか確認する。
- ※2 ライナ心出しゴムが通水部分にはみ出していないかを確認する。
- ※3 T頭ボルト・ナット締め付け直前にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
- ※4 T頭ボルト・ナット締め付け部の受口端面と押輪との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

S50形継手チェックシート(異形管・切管)

施工日 年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ 50mm S50形

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管 No.								
管の種類								
略図/ライケ								
継手 No.								—
挿し口突部の有無								—
清掃								—
滑剤								—
挿し口の挿入量の明示								1 2
爪、押しボルトの確認								
ゴム輪、抜け止め押輪の確認								3
T頭ボルト	本数							4
	②							4
	④							
	⑥							
	⑧							
押しボルト	本数							5
	トルク確認							
判定								—
備考								

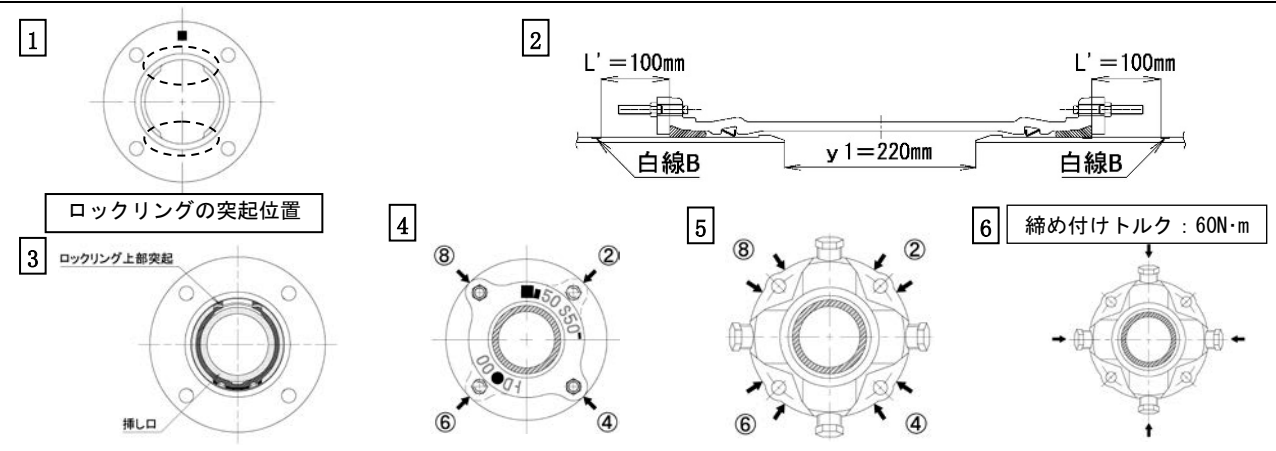
判定基準 ※ 受口端面と抜け止め押輪の間に0.5mm以上の隙間がないこと。
 確認はT頭ボルト・ナット穴の横、いずれか一方で行う。

S50形継手チェックシート(継ぎ輪)

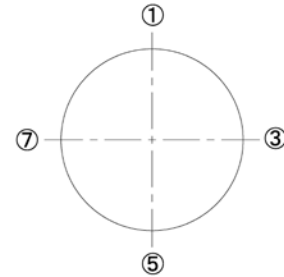
施工日 年 月 日

工事名	
呼び径・管種	φ50mm S50形

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管 No.			
管の種類			
略図			
継手 No.			
挿し口突部の有無 ^{注1)}			
清掃			
滑剤			
切管挿し口の白線Bの明示			2
爪、押しボルトの確認			
ゴム輪、(抜け止め)押輪の確認			
挿し口挿入前のロックリング確認※1			1
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
両挿し口端の 間隔(y1) ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
挿し口挿入後のロックリング確認※1			3
T頭ボルト	本数		4 5
メタルタッチ確認	②		4 5
	④		
	⑥		
	⑧		
押しボルト	本数		6
	トルク確認		
判定			
備考			



判定基準 ※1 ロックリングが正規の位置にあるか確認する。

※2 受口端面と押輪の間に0.5mm以上の隙間がないこと。

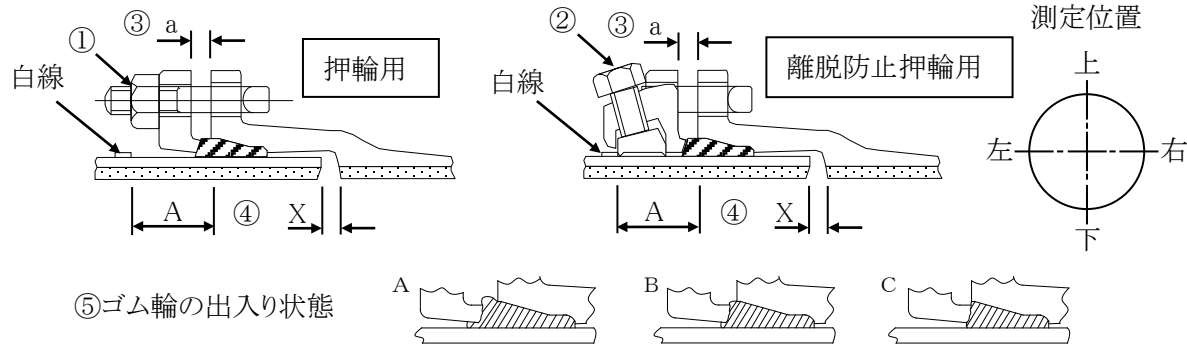
注1) 挿し口突部の無い挿し口を接合する場合は、抜け止め押輪を使用すること。

注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

K形継手チェックシート

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

施工日 年 月 日		
現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管 No.									
および形状									
略 図									
継 手 No.									
清 掃									
滑 剤									
①ボルト	数								
	トルク (N・m)								
②押ボルト	数								
	トルク (N・m)								
③押輪— 受口端面間隔(a)	上								
	右								
	下								
	左								
④受口端面— 白線の間隔(A) または胴付間隔 (X)	上								
	右								
	下								
	左								
⑤ゴム輪の 出入状態	上								
	右								
	下								
	左								
判 定									

判定基準 ③押輪—受口端面間隔(a) : 最大値—最小値 ≤ 5mm (同一円周上)

④受口端面—白線の間隔(A) : 呼び径 75~250mm A ≤ 95mm
 呼び径 300~600mm A ≤ 107mm

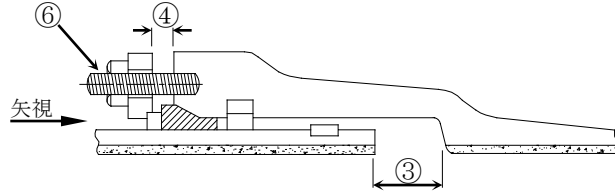
または胴付間隔(X) : X ≤ 表2の値

⑤ゴム輪の出入状態 : 同一円周上に A, C または A, B, C が同時に存在しないこと。

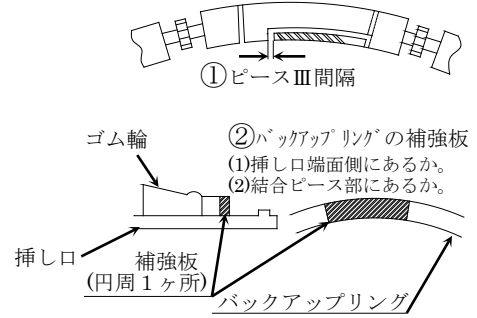
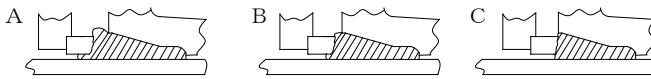
S形継手チェックシート

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

施工日 年 月 日		
現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



⑤ ゴム輪の出入り状態



管 No. および形状									
略 図									
継 手 No.									
清 掃									
滑 剤									
① ピースⅢ間隔									
ロックリングと挿し口外面の隙間 < 1mm	上								
	右								
	下								
	左								
② B・R 補強板の位置	(1)								
	(2)								
③ 胴付間隔 (Y)	上								
	右								
	下								
	左								
④ 押輪-受口間隔	上								
	右								
	下								
	左								
⑤ ゴム輪の出入り状態	上								
	右								
	下								
	左								
⑥ ボルト	数								
	トルク (N・m)								
判 定									

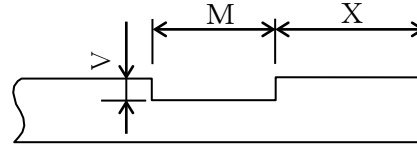
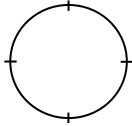
- 判定基準：①ピースⅢ間隔 ： 1.5～2mm
 ④押輪-受口間隔 ： 最大値-最小値 ≤ 5mm (同一円周上)
 ⑤ゴム輪の出入り状態： 同一円周上でA, C またはA, B, C が同時に存在しないこと。

S形溝切チェックシート

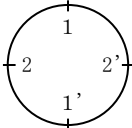
施工日 年 月 日

工事名		現場代理人	品質管理担当者	継手施工者
呼び径・管種	φ mm			

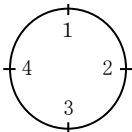
外周寸法確認



外径寸法確認位置



溝切部確認位置



挿し口加工寸法 単位：mm

呼び径	M		V		X	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
500・600	22	+1.5 -0.5	3	+1 -0.5	40	±2
700～900	27		4		55	±4
1000～1200	32		5			
1350			6	60		
1500	37		+1.5 -0.5	55		
1600		6				

管 No.						
切管の種類・寸法	U 切 L=		⊥ 切 L=			
略 図						
外 周 寸 法	規格		実測値		判定	
					良 ・ 否	
外 径 寸 法	規格		実測値		判定	
	1—1'				良 ・ 否	
	2—2'				良 ・ 否	
溝 切 部 寸 法	1	2	3	4		
	M					
	V					
	X					
	判定					

備 考 •刃の研磨時は特にV寸法に注意する。
 •挿し口加工部は、発生したバリを除去し、ダクタイル鉄管補修用塗料で塗装する。

US形継手 チェックシート

施工日 年 月 日

工事名			
呼び径・管種	φ		mm

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

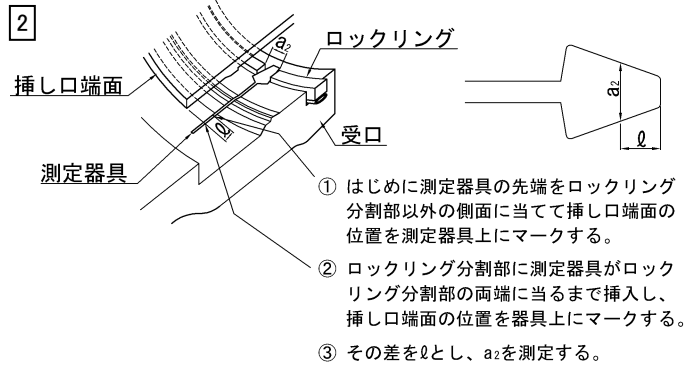
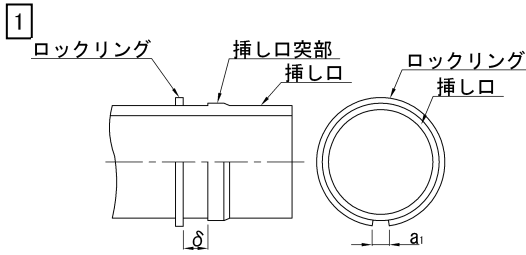


表1 ロックリング分割部間隔の測定位置

呼び径	α(mm)	呼び径	α(mm)
800	55	1650	55
900	55	1800	55
1000	60	2000	60
1100	60	2100	65
1200	60	2200	70
1350	70	2400	80
1500	75	2600	80
1600	55		

判定基準

【LS方式】

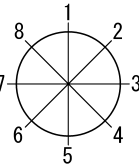
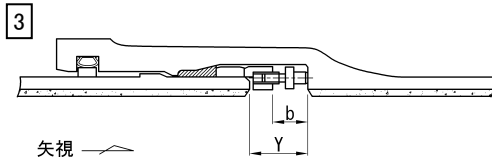
呼び径 800~1500 : $a_2 \leq a_1 + 5$ mm
 呼び径 1600~2600 : $a_2 \leq a_1 + 8$ mm

【VT方式】

呼び径 800~1500 : $a_2 \leq a_1 + 3$ mm
 呼び径 1600~2600 : $a_2 \leq a_1 + 6$ mm

【SB方式】

$a_2 \leq a_1$



備考 呼び径1500以下の場合は
1、3、5、7の4ヶ所とする。

表2 締め付け完了時のb寸法と締め付けトルク

呼び径	締め付け完了時の b寸法 (mm)	締め付けトルク (N·m)
800~1500	57~60	120
1600~2400	67~70	140
2600	77~80	

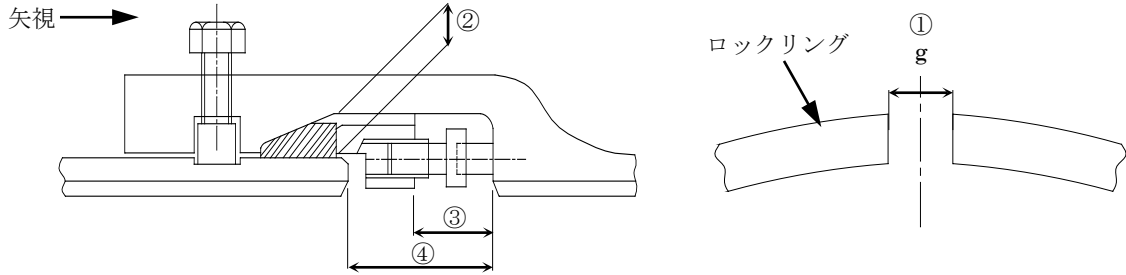
管 No.								
管の種類								
略図								
継手 No.								
清掃								
滑剤								
留め具								
ロックリング 分割部間隔(a)	a ₁							1
	a ₂							2
受口底部と 押輪の間隔(b) または 締め付けトルク	1							3
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
胴付間隔 (Y)	1							3
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
判定								
備考								

UF形継手チェックシート

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

施工日 年 月 日

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



管No.および形状							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
滑 剤							
留 め 金 具							
①ロックリングの 隙間(g)	g1						
	g2						
②受口ー挿し口 すき間	上						
	右						
	下						
	左						
③受口底部ー 押輪間隔 または締め 付けトルク	上						
	右						
	下						
	左						
④受口底部ー 挿し口間隔	上						
	右						
	下						
	左						
判 定							

判定基準:①ロックリングの間隔(g) : $g2 \leq g1$

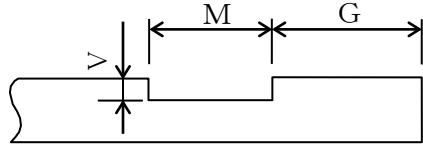
g1:挿し口溝内にロックリングを預け、ロックリング内面全周を挿し口溝内に密着させた状態でロックリング分割部の間隔 g1 を測定する。

g2:セットボルトを完全に締め付けた状態で、外面から受口と挿し口のすき間をのぞいてロックリングの分割部の間隔 g2 を測定する。

UF形溝切チェックシート

施工日 年 月 日

工事名		現場代理人	品質管理担当者	継手施工者
呼び径・管種	ϕ mm			

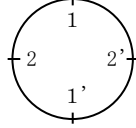
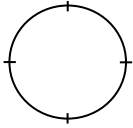


挿し口加工寸法 単位：mm

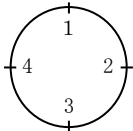
呼び径	M		V		G	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
700～900	27	+1.5 -0.5	4	+1 -0.5	84	0 -2
1000～1200	32		5			
1350			37	6	94	
1500	7			+1.5 -0.5	97	
1600～1800	42	7	+1.5 -0.5	101		
2000				108		
2100				159		
2200						
2400						
2600						

外周寸法確認

外径寸法確認位置



溝切部確認位置



管 No.									
切管の種類・寸法		U 切 L=		⊥ 切 L=					
略 図									
外 周 寸 法		規格		実測値		判定			
						良 ・ 否			
外 径 寸 法		規格		実測値		判定			
		1—1'				良 ・ 否			
		2—2'				良 ・ 否			
溝 切 部 寸 法		1		2		3		4	
		M							
		V							
		G							
		判定							

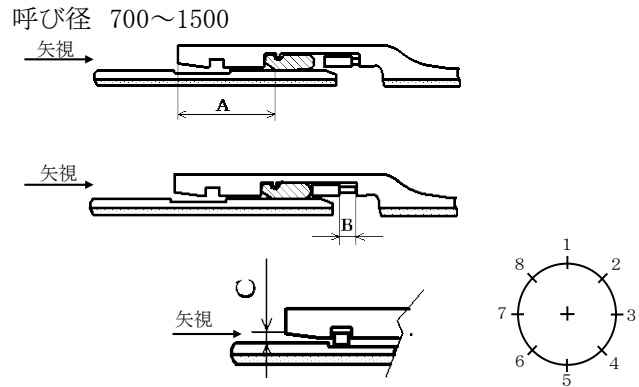
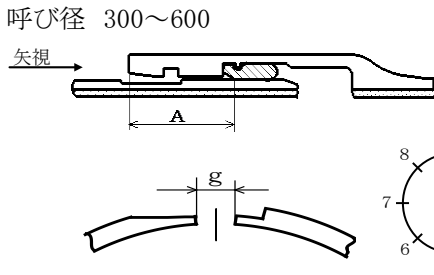
備 考

- ・刃の研磨時は特にV寸法に注意する。
- ・挿し口加工部は、発生したバリを除去し、ダクトイル鉄管補修用塗料で塗装する。

PN形継手チェックシート

工事名	
呼び径・管種	

施工日	年	月	日
現場代理人	品質管理担当者	継手施工者	



注) 1.図は接合途中で、測定時の状態を示す。
2.ただし、C 寸法は接合後の寸法とする。

管 No.および形状							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
ロックリングと管の隙間チェック							
ロックリングの間隔(g)	g1						
	g2						
滑 剤							
受口面～ゴム輪 間隔 (A)	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
呼び径 700～1500 押輪用ボルト	数						
	トルク						
呼び径 700～1500 受口～押輪 間隔 (B)	1						
	3						
	5						
	7						
受口内面～挿し口外面 間隔 (C) ・呼び径 300～600 は 1,3,5,7 の 4 カ所 ・呼び径 700～1500 は 1～8 の 8 カ所	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
判 定							

1.判定基準：ロックリングの間隔 $g2 \leq g1$ 、または $g2 \approx g1$ (接合要領書 頁 17、36 参照)
2.g 寸法の測定器具：インサイドキャリパ(直管の場合)

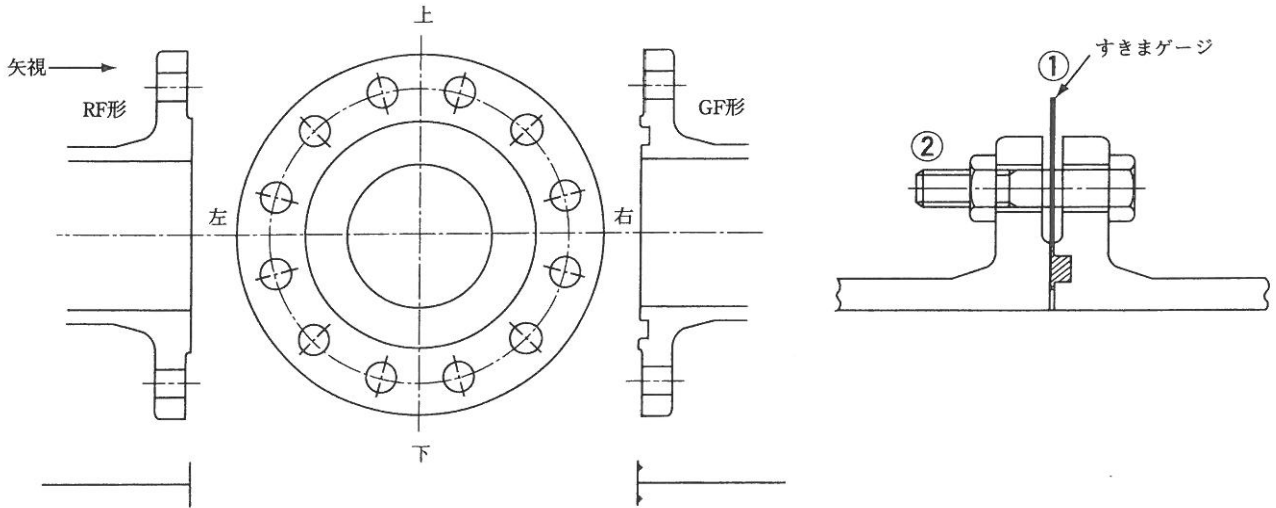
溝形フランジ継手チェックシート (メタルタッチでない場合)

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

施工日 年 月 日

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

呼び圧力 _____



製 品 名 および形状							
製 品 No.							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
接着剤使用の有無							
①すきまゲージ (上限用と下限用) によるチェック	上						
	右						
	下						
	左						
②ボルト	数						
	ゆるみ チェック						
判 定							

判定基準 ①すきまゲージによるチェック : 接合要領書の表4に示した上限のすきまゲージが挿入できず、下限のすきまゲージが挿入できること。
 ②ボルトのゆるみチェック : 容易にゆるまないこと。

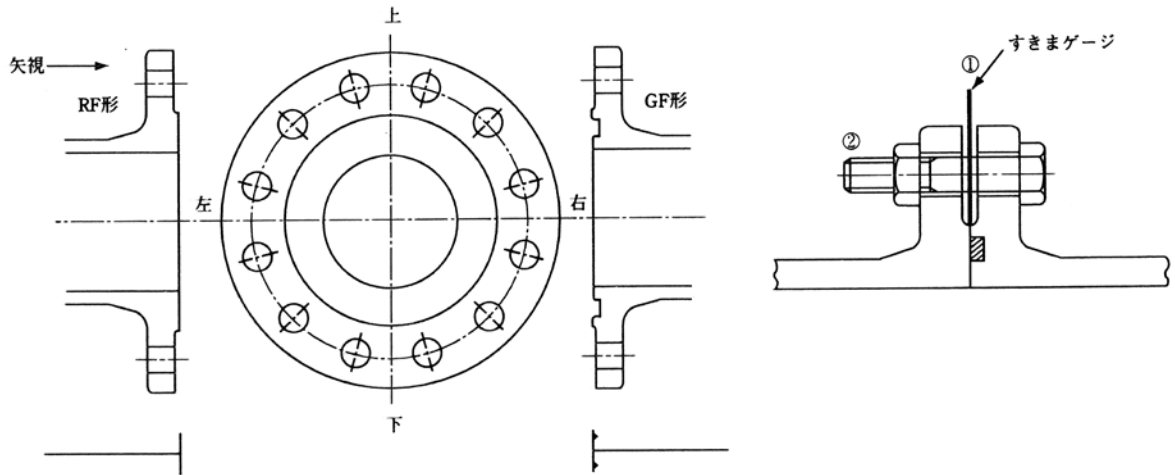
溝形フランジ継手チェックシート (メタルタッチの場合)

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

施工日 年 月 日

現場代理人	品質管理担当者	継手施工者

呼び圧力



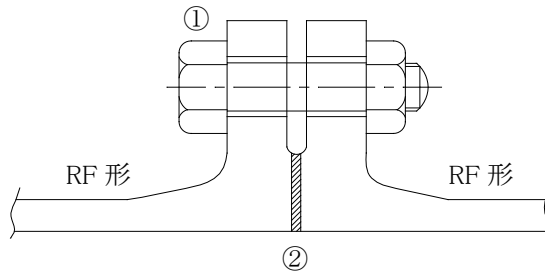
製 品 名 および形状							
製 品 No.							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
接着剤使用の有無							
①すきまゲージ (1mm厚)に よるチェック	上						
	右						
	下						
	左						
②ボルト	数						
	トルク (N・m)						
判 定							

判定基準 ①すきまゲージによるチェック : フランジ面間の1mm厚のすきまゲージが入らないこと。
 ②ボルトの締め付けトルク : 60N・m以上

大平面座形フランジ継手チェックシート

工 事 名	
呼び径・管種	φ mm

施工日 年 月 日		
現場代理人	品質管理担当者	継手施工者



製 品 名 および形状							
製 品 No.							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
①ボルト	数						
	トルク (N・m)						
②ガスケットの位置							
判 定							

判定基準 ①ボルトの締め付けトルク :接合要領書の表3の標準締め付けトルクによる。
 ②ガスケットの位置 :フランジ面が平行にかたよりなく接合されていることおよびガスケットのずれがないこと。

第5編 水道局特記仕様書

建設副産物の処理及び再生材の使用に関する特記仕様書

平成 29 年 7 月 1 日

本工事の実施にあたっては、請負人は本市が推進している建設副産物の処理に関するリサイクルの理念を理解し、本工事で使用する加熱アスファルト混合物及び路盤材は、本工事で発生するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊などの建設廃棄物から再利用により得られる再生材を使用することを原則とする。

そのため、請負人は本工事によって発生する建設廃棄物を本市に登録されている再資源化施設に搬入し、その再資源化施設で製造する再生材を使用することとともに、本特記仕様書・水道工事標準仕様書及び本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領の各項目を遵守し工事を実施するものとする。

本特記仕様書に掲げる用語の定義

- 一 「建設副産物」とは、本市工事に伴い副次的に得られる物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、本市工事に伴い副次的に得られる土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再利用」とは、本市工事で得られる建設副産物を再利用すること(再資源化を含む)をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を本市工事等の資材、材料または工業原料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「再資源化施設」とは、本市工事で排出する再利用可能な建設廃棄物を受け入れ、再生材を製造できる施設をいう。
- 七 「登録施設」とは、再資源化施設のうち、環境創造局の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に記載され、本市工事で利用できる施設をいう。
- 八 「再生材」とは、本市に再資源化施設として登録されている施設で製造され、本市工事で利用できる物品をいう。

1 再生材使用の原則

(1) 工事で使用する再生材

工事で使用する再生材は、原則として工事で発生して排出される建設廃棄物を、再資源化のため搬入する再資源化施設で製造される再生材とする。

(2) 工事で発生して排出する建設廃棄物

工事で発生して排出する建設廃棄物とは、本市に登録する再資源化施設に、本市工事であることを明示して搬入する建設廃棄物とする。

2 再生材の使用量及び種類

(1) 工事で使用する再生材の量

- ア 工事で使用する再生材の量は、原則として本工事で発生し、再資源化施設に搬入するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材等の建設廃棄物の量と同量程度とする。

イ 本工事で発生する建設廃棄物の量を超えて再生材を使用する場合、または建設廃棄物が発生しない工事であっても、工事で再生材を使用する場合は、本市に登録する再資源化施設で製造する再生材を使用するものとする。

(2) 工事で使用できる再生材の種類

ア 工事で使用できる再生材は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材とする。

イ その他設計書で指定された再生材及び市長が特に認めた再生材。

3 建設廃棄物の処分

(1) 再利用可能な建設廃棄物の処分

本工事で発生して排出される建設廃棄物のうち、再利用可能とするアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材は、本市に登録する再資源化施設に搬入し、処分するものとする。

ただし、再資源化施設への搬入にあたっては、その再資源化施設が再資源化にあたって除外する土砂・木片・ごみ等の廃棄物の混入が無いよう出来るだけ工事現場で分別して搬入するものとする。

(2) 再利用不可能な建設廃棄物の処分

再利用不可能な建設廃棄物は、本市が指定する処分場に搬入し、処分するものとする。ただし、処分にあたっては、各処分場が定める「受入品目」を確認して処分するものとする。

4 建設発生土の処分

本工事で発生し、指定処分するとされた建設発生土の処分にあたっては、指定受入地の受入日、受入時間等条件を遵守すること。

5 その他

建設副産物の処理に関する個別の事項で、不明の場合は必ず本市監督員の確認を受けること。

「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」は、本市監督員、環境創造局政策調整部技術監理課又は下記の横浜市ホームページで確認すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gareki.html>

施工方法等指定に関する特記仕様書

(設計記載内容の注意事項)

平成20年2月5日

この設計図書には、標準的な施工機械、積算条件等を表示していますが、指定するものではありません。この工事の契約条件として指定する事項は次のとおりです。

- 1 施工条件明示書、図面（参考図除く）に明記された自然的又は人為的な施工条件、工法、構造、規格、寸法（長さ、幅、厚さ、高さ）等。
- 2 設計図書に明記された材料の規格、品質等。
- 3 本工事で使用する建設機械については、排出ガス対策型・低騒音型。
- 4 本工事で使用する枠組足場については、手摺先行型枠組足場。

水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書

平成 30 年 10 月 1 日 改正

- 1 本工事は、現場環境改善に要する費用を計上している。
現場環境改善費は、現場環境改善及び地域連携に関するものとし、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮並びに一般住民への建設事業の広報活動を行うために実施するものであり、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。
受注工事の施工に際してはこの趣旨を理解し、監督員と協議して労働環境の改善、地域との相互理解等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。
- 2 具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載する。
工事監督担当部署と協議し、率分相当額以上の経費内訳（見積等）を添付すること。
なお、施工計画書の提出が省略できる工事においては、現場環境改善計画書を提出するものとする。
- 3 工事完了後は実施写真、経費内訳等、実施状況を確認できる資料を提出するものとする。

アスファルト混合物事前審査制度における特記仕様書

平成10年4月1日

1 適用

この仕様書は、この工事に使用する加熱アスファルト混合物が、アスファルト混合物事前審査制度による認定を受けたアスファルト混合所の混合物を使用する場合に適用する。

2 アスファルト混合物試験成績表等

請負人は、アスファルト混合物事前審査制度による認定を受けた混合物を使用する場合、アスファルト混合物の製造者より認定書の「写し」を受け取り、これを監督員に提出することにより製造者の試験成績表の提出を省略できる。

また、横浜市道路局が定めたアスファルト混合物事前審査制度における土木工事施工管理基準（土木工事施工要領）により施工することができる。

安全管理指定工事に関わる特記仕様書

平成 26 年 1 月 23 日

この特記仕様書は、特に安全管理を考慮すべき工事として、「横浜市水道局工事安全管理規程」に基づいて指定された安全管理工事（以下「安全管理指定工事」という。）に適用する。

- 1 請負人は、安全管理指定工事の施工にあたり、監督員及び工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を及ぼさないよう努めなければならない。
- 2 請負人は、契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に遅滞なく 3 部提出しなければならない。
- 3 工事安全管理計画書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 工事概要
工事名、工事場所、工事期間、契約金額、工事監督機関名及び監督員（総括、主任、担当）の氏名、請負人名（会社名、現場代理人氏名）、工事内容、設計図面
 - (2) 現場事務所の所在地と電話番号
 - (3) 施工体系図
 - (4) 安全管理機構
ア 安全管理機構図
イ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法
 - (5) 工程表（安全管理上重要な工種は赤色にする。）
 - (6) 安全管理指定工事の指定要件、これにかかわる施工計画及び災害防止対策
 - (7) 安全活動計画
毎日、毎週、毎月、随時に実施する安全活動の計画、工事安全日誌様式
 - (8) 安全管理項目及び点検方法
ア 管理項目
保安施設、重要な地下埋設物、土留工、掘削方法、覆工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、その他公衆災害及び労働災害を誘発するおそれのある設備、工法等
イ 点検方法
点検箇所、点検時期、点検表、報告等の具体的方法
 - (9) 事故発生時の初動措置
ア 緊急非常時連絡系統図
イ 緊急非常時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路及び市民の避難方法
ウ 緊急時の指定病院とその案内図
 - (10) 関係機関への協議及び当該機関の意見等
 - (11) その他工事安全管理のために必要な事項
- 4 請負人は、工事安全管理計画書の各事項を変更しようとするときは、事前に変更計画書を監督員に

提出しなければならない。

- 5 請負人は、工事安全管理計画書を提出し、確認を受けた後でなければ、安全管理指定工事の指定要件にかかわる部分の工事に着手してはならない。
- 6 請負人は、安全管理機構図及び事故発生の初動措置については、図・表等を工事現場内の見やすい場所に掲示するとともに、工事関係者にその内容を周知徹底させなければならない。
- 7 請負人は、施工計画書の表紙及び工事標示板に、安全管理指定工事と指定番号を赤色で表示しなければならない。
- 8 請負人は、工事現場を随時、巡回及び点検し、その結果を点検表に記載しておかなければならない。
- 9 請負人は、監督員及び工事安全担当員が行う工事現場の点検に同行し、指導、注意、勧告等を受けた場合は、速やかに改善状況を監督員に報告しなければならない。
- 10 請負人は、工事施工期間中は工事安全日誌を常備し、これに安全管理に関する事項を記載しておかなければならない。
- 11 請負人は、安全管理に関する事項について、監督員その他関係機関と緊密に連絡をとり、工事を施工しなければならない。
- 12 請負人は、工事安全担当員が審査した工事安全管理計画書を検査時に提出しなければならない。

段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書

平成8年4月1日

令和2年1月24日 改正

この工事は、水道局が定める段階点検制度(仮設工等)実施要領に基づき選定された工事である。
請負人は、施工に当っては次によらなければならない。

- 1 水道局の段階点検を適用する工事の選定要件は、次のとおりである。
(選定要件の内容は、工事仕様書に明示する。)
 - (1) 土留工及び締切り工で、掘削高さ6 m以上の場合。
 - (2) 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ4 m以上の場合。
 - (3) 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ4 m以上の場合。
 - (4) 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ4 m以上の締切り工
 - (5) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工
 - (6) 鉄道・河川・道路構造物等近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工
 - (7) 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物
 - (8) 橋長50 m以上の橋梁の架設
 - (9) その他局長が必要と認める工事
- 2 請負人は、段階点検制度対象工事において請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により工事の進捗に応じた段階ごとの点検を行わなければならない。
- 3 請負人は、段階点検制度対象工事について別表に示す工程の段階において点検し、その結果を書面(「段階点検確認書」様式集参照)にまとめ監督員に提出しなければならない。
- 4 請負人は、段階点検確認書の書面の内容、書式について適用する工事の内容、規模等に応じて作成し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- 5 請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階における点検の頻度について監督員と協議し承諾を得なければならない。
- 6 請負人は、段階点検確認書を監督員に2部提出し、1部を監督員の受取印を押印してもらい完成書類として検査時に写しを提出しなければならない。

別 表

点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容
① 設計完了段階	・ 設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。 ・ 施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。
② 施工中間段階	
③ 施工完了段階	
④ 撤去中間段階	

(内容・書式・参考例)

受取印

段階点検確認書（設計計画段階）					
工事名		仮設工の種別			
請負人					
本・支店	安全管理担当 責任者		現場 担当	現場代理人	
	確認技術者			主任又は 監理技術者	
確認日	令和 年 月 日	提出日	令和 年 月 日		
確 認 内 容	①現地条件（条件明示）の確認				
	②設計条件（地形、地質、地下水の有無等）				
	③設計計算の適正				
	④仮設計画の安全性				
⑤その他					

配管材料調達に関する特記仕様書

平成 12 年 10 月 1 日

令和 2 年 1 月 24 日 改正

請負人が設計図書に記載された水道用材料を調達して施工する場合、横浜市水道局が指定したものを使用しなければならない。

なお、調達材料の規格等が設計図書等に明示されていない場合は、次の各規格を参考に監督員と協議して調達材料を決定する。

また、(※) 印の材料については、別表－1、2「工事用材料製作者登録一覧」の製品を使用すること。

1 口径 75mm 以上

(1) 配水管材料関係

名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装
ダクタイル鋳鉄管	75～300	JWWA G 113	K形 1種	モルタルライニング JWWAA 113	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139
	400～2600		K形 2種		
	500～2600		S形 1種 (切管用)		
	500～2600		S形 2種		
	800～2600		UF形		
	800～2600		US形 2種		
	300		PⅡ形 1種		
	400～1350		PⅡ形 2種		
	100～400		NS形 1種		
	300		PN形 1種		
	400～1500	JDPA G 1046	PN形 2種		
	500～1000	JDPA G 1042	NS形 S種		
	100～400	JWWA G 120 JDPA G 1049	GX形 1種	モルタルライニング JWWAA 113	JWWA G 120 JWWA G 121 JWWA B 120 JDPA G 1049
	75～400				
	75～300	JWWA G 113	NS形 1種	モルタルライニング JWWAA 113	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139
	400		K形 1種		
	300		K形 2種		
400	PⅡ形 1種				
300	PⅡ形 2種				
400～1500	JDPA G 1046	PN形 1種 PN形 2種	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139	
300	PN形 1種 PN形 2種				
ダクタイル鋳鉄管 (異形管)	75～2600	JWWA G 114	K形	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139
	500～2600		S形		
	700～2600		UF形		
	700～2600		US形		
	300～1350		PⅡ形		
	75～400		NS形		
	500～1000	JDPA G 1042	NS形		
	300～1500	JDPA G 1046	PN形		
	75～400	JWWA G 121 JDPA G 1049	GX形		
水道用塗覆装鋼管	80A以上	JWWA G 117	設計図書で 指定したもの	設計図書で 指定したもの	
水道用塗覆装鋼管 (異形管)		JWWA G 118			
水道用ステンレス鋼管		JIS G 3468 (SUS316)			形状は、JWWA G 117 JWWA G 118 による
不断水割T字管 (※)		製品指定			

(2) 接合部品等

名称	規格	呼径 (mm)	形式	接合部品名				備考
				I類	II類	III類	IV類	
水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 接合部品	JWWA G 113 JWWA G 114	75 以上	K形	押輪	T頭ボルト・ナット	ゴム輪		
		500～ 2600	S形	押輪、割輪、ロック リング、切管用挿 しロリング	ボルト・ナット、 結合ベース	ゴム輪、バックア ップリング		ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、セットボルト JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR
		300～ 1350	P II形	押輪、ロックリング	ボルト・セットボルト	ゴム輪		ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、セットボルト JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR
		75 以上	フランジ形		六角ボルト・ナット	ガスケット		六角ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、ガスケット GF 1号 SBR
		75～ 400	NS形	押輪、屈曲防止 リング、ライク、ロック リング、切管用挿 しロリング	T頭ボルト・ナット、 セットボルト	ゴム輪、ロックリン グ心出し用ゴム、ラ イク心出し用ゴム	バックアップリング	T頭ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR、ロック リング心出し用ゴム SBR、ライク 心出し用ゴム SBR、セットボルト JIS G 4303 の SUS304
	JDPA G 1042	500～ 1000		押輪、ライク、ロック リング、切管用挿 しロリング	T頭ボルト・ナット	ゴム輪	バックアップリング、 ライク心出し用ボ ルト	T頭ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR
	JDPA G 1046	300～ 1500	PN形	押輪、ロックリング	ボルト・セットボルト	ゴム輪	ゴムスポンジ	ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、セットボルト JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR、 ゴムスポンジ 天然ゴム系 (NR 系)
	JWWA G 120 JDPA G 1049	75～ 400	G X形	押輪、ライク、ロック リング、切管用挿 しロリング、 G-Link	T頭ボルト・ナット、 六角ボルト・ナット	ゴム輪(直管用)、 ゴム輪(異形管 用)	ロックリングホルダ、 ライクホート	六角ボルト・ナット JIS G 5527 の付属書、JWWA G 113、114 の付属書A、又はJSWAS G - 1の付属書1 JWWA G 120の付属書A
水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 離脱防止 押輪 (※)	製品 指定	75 以上	K形					
		75～ 400	NS形					

(3) 弁類等

名称	規格	材質	呼径(mm)	形式	内面塗装	外面塗装*	備考	
水道用仕切弁	JWWAB 122 JWWAG 113	FCD	75~200	K形 Oリング入り	水道用ダクタイル 鉄管ボール樹脂内 面粉体塗装 JWWAG 112	水道用 ダクタイル 鉄管ボール樹脂 内面粉体塗装 JWWAG 112	右回り開き (工水は 左回り開き)	
水道用仕切弁 (400以上は※)	JWWAB 122		75~500 以下	フランジ形 Oリング入り				
	JWWAB 131		600以上	フランジ形				
水道用仕切弁 丸ハンドル付等	JWWAB 122		75~150	フランジ形 Oリング入り				
水道用 ワトシール仕切弁 (※)	JWWAB 120 (準拠) (本 体) JWWAG 120 JDPAG 1049 準拠 (継手部) (製品指定)		75~300	GX形 Oリング入り				
	JWWAB 120 (準拠) (本 体) JDPAG 1042 準拠 (継手部) (製品指定)		300	NS形 Oリング入り				
多目的ワトシール仕切弁 (ワポートバルブ)	JWWAB 120 (準拠)		75~300	フランジ形				
多目的ワトシール仕切弁 (ワポートバルブ)	JWWAB 120 (準拠)		75~300	フランジ形				
水道用 バタフライ弁 (※) 脚付き	JWWAB 138		400~1500	フランジ形 立型				
	JWWAB 138 (準拠)			フランジ形 (副弁内蔵)				
NS形充水機能付き バタフライ弁	JWWAB 138 (弁本体部) JDPAG 1042 (継手部)		400~1000	NS形 (充水機能付き)				NS形の継手部 内面は水道用合 成樹脂塗料 JWWAK 139
GX形充水機能付き バタフライ弁	JWWAB 138 (弁本体部) JDPAG 1049 (継手部)		400	GX形 (充水機能付き)				
小型消火栓 (補修弁内蔵) (※)	JWWAB 135 JWWAB 126 に準拠 (製品指定)		75	単口				
空気弁付 小型消火栓 (補修弁内蔵) (※)	JWWAB 135 JWWAB 126 に準拠 (製品指定)		75	多排式				
水道用空気弁	旧 JIS B 2063- 1994	75~150	双口	水道用 ダクタイル 鉄管ボール樹脂 内面粉体塗装 JWWAK 139	左回り開き			
	JWWAB 137 準拠 (製品指 定)	75	急速					
	JWWAB 137	25、 100~150						
水道用補修弁	JWWAB 126 準拠 (製品指 定)	75~100	面間寸法 φ75-200 φ100-250					
洗浄栓 (※)	JWWAB 103 準拠 (製品指 定)	75	単口	水道用ダクタイル 鉄管ボール樹脂 内面粉体塗装 JWWAG 112	右回り開き			

* 外面塗装は、ボール樹脂粉体塗装も可

(4) 弁室及び鉄蓋等

名称	規格	呼径 (mm)	材質	備考
仕切弁室 バタフライ弁室	JIS A 5372	700~2000	プレキャスト鉄筋コンクリート管	
空気弁室	JIS A 5372	800~1350	プレキャスト鉄筋コンクリート管	
消火栓室	JWWA K 148	600	レジンコンクリート	補強材 (ガラス繊維)
仕切弁用小型弁室	JWWA K 148	250	レジンコンクリート	補強材 (ガラス繊維)
洗浄栓室	JWWA K 148	350	レジンコンクリート	補強材 (ガラス繊維)
人孔鉄蓋 (※)	JWWA B 132 に準拠	600	蓋枠 F C D	仕切弁用等
人孔鉄蓋 (※)	JWWA B 132 に準拠	600	蓋枠 F C D	消火栓用
人孔鉄蓋 (※)	JSWAS G-4 に準拠	600	蓋枠 F C D	急速空気弁用
人孔鉄蓋	横浜市仕様	700	蓋枠 F C D	仕切弁用等
人孔鉄蓋	横浜市仕様	800	蓋枠 F C D	空気弁用等
鉄蓋 (※)	JWWA B 132 に準拠	250	蓋枠 F C D	仕切弁用等
鉄蓋 (※)	JWWA B 132 に準拠	350	蓋枠 F C D	洗浄栓用、仕切弁用

(5) その他

名称	規格	材質
ポリエチレンスリーブ (粘着テープ)	JWWA K 158	ポリエチレンフィルム

2 口径50mm以下

(1) 配水管材料

名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装
ダクタイル鋳鉄管 (一部※)	50	JDPAG 1052	S50 形 S 種	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	JDPAG 1052 JWWA G 120 JWWA G 121

種類	名称	規格	呼径 (mm)	記号
金属管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	20・25 ・40・50	SGP-VB (亜鉛メッキ)
	水道用ステンレス鋼管	JWWA G 115		SSP-SUS316
	水道用波状ステンレス鋼管	JWWA G 119		CSSP-SUS316
非金属管	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742		HIVP (耐衝撃性硬質塩化ビニル管)
	水道用ポリエチレン1種2層管	JIS K 6762		PP

(2) 接合部品等

名称	規格	呼径 (mm)	形式	接合部品名				備考
				I 類	II 類	III 類	IV 類	
水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 接合部品	JDPAG 1052	50	S50	普通押輪、ラ付、 ロックリング、抜け 止め押輪	T 頭ボルト・ナット	ゴム輪 ラ付心出しゴム		ロックリング JIS G 4305 の SUS316、T 頭ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304

名称	規格及び記号	種類 及び 呼径 (mm)
ねじ込み可鍛鉄製継手	JWWAK 150 準拠品 (JPFMP 003)	ソケット(20・25・40・50) 違径ソケット(20・25・40・50×13・20・25・40) エルボ(20・25・40・50×90) 違径エルボ(20・25・40・50×13・20・25・40) チーズ(20・25・40・50×13・20・25・40・50) ニップル(13・20・25・40・50×50) プラグ(13・20・25・40・50) ユニオン(20・25・40・50)
ねじ込み式鋼管製管継手	JPFNP 001	ニップル(13・20・25・40・50×75・100・125・150)
水道用硬質塩化 ビニル管継手	JIS K 6743 HITS	HITS・ソケット(20・25・40・50) HITS・違径ソケット(25・40・50×20・25・40) HITS・エルボ(20・25・40・50×90) HITS・チーズ(13・20・25・40×13・20・25・40) HITS・キャップ(20・25) ユニオンソケット(20・25・40・50)
MⅡ型継手 (※)	横浜市仕様	M・ソケットⅡ型(20・25・40・50) M・チーズⅡ型(20・25・40・50×20・25・40・50) M・アダプター (内ネジ) Ⅱ型(20・25・40・50) M・アダプター (外ネジ) Ⅱ型(20・25・40・50) M・管端コア (Ⅱ) (20・25・40・50)
管端コア (ネジあり)	構造・材質基準適合品	20・25・40・50
鋼管用ユニオンシモク	構造・材質基準適合品	20・25・40・50

水道用ステンレス 鋼管継手 (伸縮可とう式)	JWWAG 116 規格準拠品	絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット (JIS ネジ) (25・50) 絶縁袋ナット付メータ用ソケット (横浜ネジ) (20・25×20M・25・40)
	JWWAG 116 規格品 又は規格準拠品	伸縮可とう式ソケット(20・25・40・50) 伸縮可とう式違径ソケット(25×20・40×25・50×25・50×40) 伸縮可とう式エルボ(20・25・40・50×90) 伸縮可とう式エルボ(20・25・40・50×45) キャップ(20・25・40・50)
	規格準拠品	フランジ付短管(50) フランジ付伸縮管(50) 鋼管接続用伸縮可とう式ソケット(25・50)
水道用ポリエチレン 管金属継手 (1種管用)	JWWAB 116 規格準拠品	分・止水栓ソケット (回転式) (25・50)
	JWWAB 116 規格品 又は規格準拠品	ソケット(20・25・40・50) 違径ソケット(25×20・40×20・40×25・50×25・50×40) エルボ(20・25・40・50×90) エルボ(20・25・40・50×45) 鋼管用おねじ付ソケット(20・25・40・50) 鋼管用めねじ付ソケット(20・25・40・50) パイプエンド(20・25・40・50)

(3) 弁類等

名称	規格	材質	呼径(mm)	形式	内面塗装	外面塗装*	備考
水道用 ワトシール仕切弁 (※)	JWWA B 120 (準拠) (本 体) JDPAG 1052 準拠 (継手部) (製品指定)	FCD	50	S50形 Oリング入り	水道用グライ ドキャスト 鉄管ボール樹脂内 面粉体塗装 JWWAG 112	水道用 グライ ドキャスト 鉄管 合成樹脂塗料 JWWA K 139 S50形の継手部 外面は JWWAG 120 JDPAG 1052	右回り開き (工水は 左回り開き)
洗浄栓 (※)	JWWA B 103 準拠 (製品指 定)		50	単口		水道用グライ ドキャスト 鉄管ボール樹脂 内面粉体塗装 JWWAG 112	右回り開き

* 外面塗装は、ボール樹脂粉体塗装も可

名称	規格	呼径 (mm)
水道用ワトシール付分水栓用自在継手 (II) (※)	横浜市仕様	25・50
水道用ワトシール付分水栓用取出しソケット (※)	横浜市仕様	25・50
メータ用自在継手 (※)	横浜市仕様	13・20・25
ネジ付メータニップル (※)	横浜市仕様	13・20・25・40
B型伸縮付補助止水栓 (※)	横浜市仕様	13・20・25
B型補助止水栓 (※)	横浜市仕様	13・20・25
SUS ボール止水栓伸縮可とう 継手一体型	JWWA G 116 及び JWWA B 108 規格準拠品	20・25・40・50
ボール止水栓 (両テーパームネジ)	JWWA B 108 規格品 又は規格準拠品	20・25・40・50
伸縮管 (※)	横浜市仕様	40・50
口径50mmメータ用フランジ	構造・材質基準適合品	50
三方バルブ (※)	横浜市仕様	50
水道用ワトシール付分水栓	JWWA B 117	50・75・100・150・200・250・300×25 75・100・150・200・250・300×50
水道用ワトシール付分水栓キャップ	JWWA B 117	25・50
密着形コア	構造・材質基準適合品	25・40・50
取出しユニオン	構造・材質基準適合品	25・50

(4) 筐類

名称	規格	呼径 (mm)
メータきょう特小 (※)	横浜市仕様	口径 13mm 用
メータきょう小 (※)	横浜市仕様	口径 13mm 用
メータきょう中 (※)	横浜市仕様	口径 20・25mm 用
メータきょう大 (※)	横浜市仕様	口径 40mm 用
メータ表函 (ふた) (※)	横浜市仕様	口径 50mm 用
メータ表函 (枠) (※)	横浜市仕様	
メータコンクリート室 (※)	横浜市仕様	
S型止水栓きょう (※)	横浜市仕様	
アジャスト・パイプ	横浜市仕様	
止水栓きょう (※)	横浜市仕様	300・600
樹脂製メータきょう小 (※)	横浜市仕様	口径 13mm 用
樹脂製メータきょう中 (※)	横浜市仕様	口径 20・25mm 用

(5) その他

名称	規格	材質
口径 50mm 以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム
水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101	

3 共通

名称	規格	材質
水道管明示テープ (※)	横浜市仕様	ポリエチレンクロステープ
水道管埋設明示シート (※)	横浜市仕様	ポリエチレン
防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS Z 1901	ポリ塩化ビニル

工事中材料製作者登録一覧

(口径φ50mm以下)

品名及び指定している理由	製作者
S50形 短管1号・短管2号 受挿・挿受片落管 (製品指定のため)	(株) 栗本鐵工所
	(株) クボタ
S50形タテクタイル鑄鉄管用ナット付分水栓 50×25 (横浜市仕様のため)	日邦バルブ (株)
	栗本商事 (株)
	前澤給装工業 (株)
	(株) キッツ
S50形タテクタイル鑄鉄管用ナット付分水栓 50×50 (穿孔孔 40) (横浜市仕様のため)	(株) タブチ
	前澤給装工業 (株)
	(株) 日邦バルブ
水道用ナット付分水栓用取出ソケット (横浜市仕様のため)	コスモ工機 (株)
B型補助止水栓 (伸縮付) (横浜市仕様のため)	日邦バルブ (株)
	(株) タブチ
	日成企業 (株)
	横浜水材製作所 (株)
	前澤給装工業 (株)
	太三機工 (株)
	栗本商事 (株)
	(株) キッツ
	日邦バルブ (株)
B型補助止水栓 (横浜市仕様のため)	(株) タブチ
	日成企業 (株)
	横浜水材製作所 (株)
	前澤給装工業 (株)
	(株) キッツ
メータ用自在継手 (横浜市仕様のため)	(株) リケン
	日邦バルブ (株)
	コスモ工機 (株)
	日成企業 (株)
	横浜水材製作所 (株)
	前澤給装工業 (株)
	太三機工 (株)
	(株) タブチ
	(株) キッツ
ねじ付メータニップル (横浜市仕様のため)	日邦バルブ (株)
	日成企業 (株)
	前澤給装工業 (株)
	(株) キッツ
伸縮管 (横浜市仕様のため)	日成企業 (株)
三方バルブ (横浜市仕様のため)	日邦バルブ (株)
S型止水栓きょう	横浜水材製作所 (株)
	日之出水道機器 (株)
メータ設置器 設置器用自在継手 (横浜市仕様のため)	(株) タブチ
	前澤給装工業 (株)
	日邦バルブ (株)
	コスモ工機 (株)
	太三機工 (株)
	横浜水材製作所 (株)
(株) キッツ	
閉塞バンド (横浜市仕様のため)	横浜水材製作所 (株)

品名及び指定している理由	製作者
洗浄栓 (φ50) (製品指定のため)	千代田工業 (株)
	宮部鉄工 (株)
	(株) 清水合金製作所
	清水工業 (株)
水道用ワッフル仕切弁 (S50形) (製品指定のため)	(株) 栗本鐵工所
	(株) クボタ
	(株) 清水合金製作所
MソケットII型 Mアダプタ (内ねじ) II型 Mアダプタ (外ねじ) II型 (横浜市仕様のため)	前澤給装工業 (株)
	日邦バルブ (株)
	(株) タブチ
MチーズII型 (横浜市仕様のため)	(株) キッツ
	(株) タブチ
水道用ナット付分水栓自在継手 (横浜市仕様のため)	(株) リケン
	前澤給装工業 (株)
	日邦バルブ (株)
	コスモ工機 (株)
	日成企業 (株)
	横浜水材製作所 (株)
	(株) タブチ
太三機工 (株)	
止水栓きょう (横浜市仕様のため)	横浜水材製作所 (株)
メータきょう・メータ鉄蓋 (横浜市仕様のため)	横浜水材製作所 (株)
樹脂製メータきょう (横浜市仕様のため)	日之出水道機器 (株)
	前澤化成工業 (株)
	栗本商事 (株)
管端コア・メカニカル (横浜市仕様のため)	積水化学工業 (株)
	前澤給装工業 (株)
	(株) 昭和螺旋管製作所
	(株) リケン
明示テープ (横浜市仕様のため)	(株) タブチ
	興和ゴム工業 (株)
明示シート (横浜市仕様のため)	三報ゴム (株)
	(株) 共和
	積水マテリアルソリューションズ (株)
	興和ゴム工業 (株)
	大東電材 (株)
	ヨソギ (株)
大信産業 (株)	
サンエス護謨工業 (株)	
三報ゴム (株)	
東洋平成ポリマー (株)	
連続管 (横浜市仕様のため)	日成企業 (株)
	日邦バルブ (株)
	前澤給装工業 (株)
	(株) タブチ
	横浜水材製作所 (株)

工事中材料製作者登録一覧

(口径φ75mm以上)

品名及び指定している理由	製作者	品名及び指定している理由	製作者	
不断水割T字管 (製品指定のため)	コスモ工機(株)	小型消火栓(補修弁内蔵) (製品指定のため)	古川工業(株)	
	大成機工(株)		富士鉄工(株)	
水道用ダクタイル鋳鉄管用 離脱防止押し輪 (製品指定のため)	(株)水研		(株)清水鐵工所	
	クロダイト工機(株)	前澤工業(株)		
	コスモ工機(株)	宮部鉄工(株)		
	大成機工(株)	千代田工業(株)		
	関東鋳鉄(株)	(株)清水鐵工所		
給水分岐短管 (製品指定のため)	(株)栗本鐵工所	清水工業(株)		
GX形(φ75~φ150mm)×S50 形二受けT字管	(株)栗本鐵工所	(株)清水合金製作所		
GX形(φ75~200) 短管1号・短管2号 7.5K・10K(製品指定のため) ※印はφ300も登録 ※※印はφ300、400も登録	※※(株)クボタ	洗浄栓 (製品指定のため)	宮部鉄工(株)	
	(株)栗本鐵工所		富士鉄工(株)	
	※※日本鋳鉄管(株)		千代田工業(株)	
	幡豆工業(株)		清水工業(株)	
	※(株)岡本		(株)清水合金製作所	
GX形フランジ付T字管 (10K) (製品指定のため)	(株)村瀬鐵工所	(株)清水鐵工所		
	(株)クボタ	宮部鉄工(株)		
	(株)栗本鐵工所	富士鉄工(株)		
水道用仕切弁(φ400~) 水道用バタフライ弁(φ400~) (メンテナンスが必要なため) ※印はNS形充水機能付きバ タフライ弁も登録(φ400~) ※※印はNS形及びGX形充水 機能付きバタフライ弁も登録 (φ400~)	日本鋳鉄管(株)	空気弁付小型消火栓 (補修弁内蔵) (製品指定のため) 水道用仕切弁(φ400~) 水道用バタフライ弁(φ400~) (メンテナンスが必要なため) ※印はNS形充水機能付きバ タフライ弁も登録(φ400~)	千代田工業(株)	
	※※(株)クボタ		清水工業(株)	
	※(株)栗本鐵工所		(株)清水合金製作所	
	※前澤工業(株)		(株)清水鐵工所	
	(株)森田鐵工所		親和工業(株)	
	幡豆工業(株)		清水工業(株)	
	園部重工業(株)		千代田工業(株)	
	古川工業(株)		前澤工業(株)	
	(株)清水合金製作所		(株)牧村製作所	
	清水工業(株)		(株)明和製作所	
(株)清水鐵工所	(株)森田鐵工所			
水道用ワフソール仕切弁 (φ75~φ300)(製品指定の ため)	宮部鉄工(株)	鉄蓋(φ250)仕切弁用等 (製品指定のため)	角田鉄工(株)	
	(株)クボタ		松尾バルブ工業(株)	
	(株)栗本鐵工所		(株)清水合金製作所	
	宮部鉄工(株)		古川工業(株)	
	前澤工業(株)		宮部鉄工(株)	
	(株)清水合金製作所		富士鉄工(株)	
	(株)清水鐵工所		(株)清水鐵工所	
小型消火栓(補修弁内蔵) (製品指定のため)	親和工業(株)		鉄蓋(φ350)洗浄栓用等 (製品指定のため)	日之出水道機器(株)
	清水工業(株)			(株)トミス
	千代田工業(株)			(株)横浜水材製作所
	前澤工業(株)	(株)荒木製作所		
	(株)牧村製作所	スズテック(株)		
	(株)明和製作所	(株)ダイヤモンド		
	(株)森田鐵工所	日之出水道機器(株)		
	角田鉄工(株)	北勢工業(株)		
	松尾バルブ工業(株)	(株)ダイヤモンド		
	(株)清水合金製作所	(株)トミス		
	スズテック(株)			
	日之出水道機器(株)			
	北勢工業(株)			
	(株)水島鐵工所			
	日本鑄工(株)			
	(株)トミス			
	スズテック(株)			
	(株)横浜水材製作所			
	(株)荒木製作所			

工事中材料製作者登録一覧

(口径φ75mm以上)

品名及び指定している理由	製作者	品名及び指定している理由	製作者
人孔鉄蓋(φ600)仕切弁用等 (製品指定のため)	(株)ダイモン	耐震補強金具(製品指定のため)	大成機工(株)
	北勢工業(株)		
人孔鉄蓋(φ600)消火栓用 (製品指定のため)	日之出水道機器(株)	フランジ補強金具 (製品指定のため)	大成機工(株)
	(株)水島鉄工所		
	日本鑄工(株)	フランジ固定金具 (製品指定のため)	大成機工(株)
	(株)横浜水材製作所		
	(株)トミス		
	スズテック(株)		
	(株)荒木製作所		
	(株)ダイモン		
	北勢工業(株)		
人孔鉄蓋(φ600)急速空気弁用 (製品指定のため)	(株)ホクキャスト		
	長島鑄物(株)		
	日之出水道機器(株)		
	(株)ダイモン		
	スズテック(株)		
明示テープ (横浜市仕様のため)	北勢工業(株)		
	興和ゴム工業(株)		
	三報ゴム(株)		
	(株)共和		
明示シート (横浜市仕様のため)	積水マテリアルソリューションズ(株)		
	興和ゴム工業(株)		
	大東電材(株)		
	ヨツギ(株)		
	大信産業(株)		
	サンエス護謨工業(株)		
	三報ゴム(株)		
補修弁(φ75、100) (製品指定のため) ※1 φ75・φ100、10K ※2 φ75、7.5K・10K	東洋平成ポリマー(株)		
	※1 前澤工業(株)		
	※2(株)清水合金製作所		
	※2 宮部鉄工(株)		
	※2 清水工業(株)		
不断水切替弁 (製品指定のため)	※2 (株)清水鐵工所		
	大成機工(株)		
	コスモ工機(株)		

※製作者の追加及び変更があった場合は、担当事業所より周知します。

小型仕切弁室及び消火栓室設置に関する特記仕様書

平成12年10月1日制定

平成30年1月1日改正

1 一般事項

請負人は、小型仕切弁室及び消火栓室設置にあたっては、横浜市水道局が採用している製品を購入し、設計図書又は製造元の発行する施工マニュアル等に基づき室を設置しなければならない。

また、購入した製品（シール材・接着材含む）は、材料確認願にまとめ監督員へ提出し、施工前に監督員の確認を受けなければならない。

2 各種材料の品質、規格及び仕様等

(1) 鉄蓋

鉄蓋の規格は、JWWA B 132 水道用円形鉄蓋とする。

また、「横浜市水道局シンボルマーク」及び「口径」等を組み込むこと。

なお、次の書類を監督員へ提示すること。

ア 鉄蓋の承認図及び製造業者名で発行する受検証明書

イ 製造メーカー名及び購入先が判る書類

ウ 納品書の写し

(2) 受枠高さ及び受枠緊結用調整ボルト・ナット

受枠高さ及び受枠緊結用調整ボルト・ナットは、仕切弁用はM12（SUS304）、消火栓用M16（SUS304）とし、調整コマは専用のものとする。

なお、鉄蓋の路面高さ調整のため、ボルト、調整コマに保護スリーブを使用すること。

(3) 小型仕切弁室及び消火栓室

ア 小型仕切弁室及び消火栓室の規格は、JWWA K 148 水道用レジンコンクリート製ボックスとし、ガラス繊維で補強したものとする。

イ 水道用レジンコンクリート製ボックスは、T-25 荷重に耐えられる仕様で製作されたもので次の表-1のとおりとすること。

表-1 ボックスの種類

種別	ボックスの種類	呼び径 (mm)
小型仕切弁室	円形ボックス1号	250
消火栓室	円形ボックス4号	600

ウ 室は、上から上部壁、中部壁、下部壁、底版で構成し、材質、規格等は同じものとする。

(4) 調整用モルタル

ア 調整用モルタルの仕様

室設置に際し使用する調整モルタルは、プレミックスのセメント系モルタルとし、無収縮、高流動性、超早強性のもので、耐久性に優れたものを購入し使用すること。

なお、使用するモルタルの物理的性質及び圧縮強度は、次の表-2、表-3の数値を満足するものでなければならない。

表-2 物理的性質 (20℃)

項目	参考値
1.18mm篩残分 (%)	0
Jロート流下時間 (秒)	6±2
ゲル化時間 (分)	10以上

※Jロート流下時間：土木学会 J S C E - F 5 4 1 - 1 9 9 4 による。

※ゲル化時間：測定開始後平衡温度により、練り混ぜ終了時から2℃上昇した時点までの経過時間をもってゲル化時間とする。

表-3 圧縮強度

水・セメント比 (%)	温度 (℃)	圧縮強度 (N/mm ²)				
		1.5時間	3時間	1日	7日	28日
36	5	4.9	9.8	24.5	39.2	49.0
35	20	9.8	14.7	29.4	44.1	58.8
35	30	9.8	14.7	29.4	44.1	58.8

※試験方法：J I S R 5 2 0 1 に準ずる。

なお、上記項目における数値は、局が定常管理下で測定した値であり、規格値ではない。現場では、環境条件、材料条件、作業条件等の変化により、多少の変動が生ずるので監督員の承諾を得て施工すること。

また、監督員が指示した場合は、調整用モルタルの物理的性質及び圧縮強度に関する試験成績書を提出すること。

イ 調整用モルタルの養生

調整用モルタルの養生は、交通開放できるまで、日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等による有害な影響を受けないように養生すること。

ウ 調整用モルタル等の保管方法及び試用上の注意

a 調整部材の保管は、できるだけ乾燥した室内のパレット上で保管し、水に濡れたり吸湿したりするような場所での保管を避けること。

b 調整用モルタルの使用期限は、4ヶ月以内とし、4ヶ月以上在庫したものは使用しないこと。

c 練り混ぜは、袋詰めすべてを使って行い、一旦開封したものはその日のうちに使用すること。

d プレミックスの調整用モルタルを使用する場合は、製造元の指定する使用方法・使用上の注意事項を遵守すること。

e 調整用モルタルは連続して10cm以上充填しないこと。

f プレミックスセメントを未使用のまま破棄する場合は、アルカリ性の浸出液が生じるので管理型の破棄物として処理すること。

(5) 水道用レジンコンクリート製ボックス接合材料

水道用レジンコンクリート製ボックス組立て用の接着材料等（シール材、接着剤等）は、レジンコンクリート製ボックス専用のもとする。接合面の水分、油脂分、土砂等を取り除き施工すること。

また、完全硬化に要する6時間以上、調整用モルタルと同様の養生をおこなうこと。

なお、シール材の保管については次のことに注意すること。

- ア 火気、又は温度の高くなる場所におかないこと。
- イ ガソリン、有機溶剤等につけないこと。
- ウ 釘や番線等により傷つけないこと。
- エ シール材の上に重たいものを置かないこと。

3 請負人は、レジンコンクリートボックス組立て施工に当たり次のことに留意すること。

- (1) レジンコンクリートボックス等を投げる、落とす、転がす等の乱暴な取り扱いをしないこと。
- (2) 内側にはみ出たシールは、ヘラ、ウエスで除去すること。
- (3) 接合部の目地を十分になじませるため、ブロックに60kg程度の荷重を加えること。
- (4) 圧着はシール塗布後、速やかに行ない20分を超えてはならない。

4 請負人は、水道用レジンコンクリート製ボックス設置後、道路開放を行う場合は、調整用モルタルの充填状況を確認するとともに、調整ボルトに上載荷重が直接かからないことを確認すること。

また、調整用モルタルを施工しないまま道路を開放してはならない。

管类等防食テープ覆装工に関する特記仕様書

平成 12 年 10 月 1 日

1 一般事項

(1) 適用

この特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、横浜市水道局が発注する地下埋設管、水管橋、橋梁添架管及び共同構内の管類の外面の防食を目的とし、ペトロラタム系防食テープ、及びブチルゴム系防食テープを使用して施工する防食工事（以下「工事」という。）に適用する。

なお、防食テープは、難燃性のもので露出する配管に使用するものは防かび処理を施したものとすること。

また、ペトロラタム系の防食テープを用いる場合は、プラスチック系テープを変質させないために、ポリ塩化ビニールフィルム（厚さ 0.03mm 以上）を施工すること。

この工事で使用する防食テープは、設計図書のとおりとする。

(2) 関連規格

この仕様書に定めのない事項については、以下の規格によるものとする。

- ア JIS Z 1902 ペトロラタム系防食テープ
- イ JIS Z 1901 防食ビニールテープ
- ウ JIS C 2107 電気絶縁用粘着テープ試験方法
- エ SIS 05 5900-1967 スウェーデン規格、塗装前鋼材表面処理規準

(3) 責任施工の保証

保証期間は完成日以降 10 年間とする。

(4) 施工計画書

ア 請負人は、工事に先だち、監督員が指示する場合は、施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

イ 施工計画書には、使用材料の品名、製造業者名（又はその略号）を明記し、使用量、施工方法、工程、安全管理等について記載しなければならない。

2 材料

請負人は材料の規格は、次によらなければならない。

(1) ペトロラタム系防食テープ

ア 規格

ペトロラタム系防食テープは、薄く柔軟な布に減圧蒸留残さ油から分離精製したワックスを塗布し、テープ状にしたもので、常に粘性を保ち、鋼面等に良く密着し、鋼面の防食を長期にわたり保持できるものであること。

規格は、JIS Z 1902 ペトロラタム系防食テープによるものとする。

イ 種類

種類は耐熱性によって分類し、表-1 のとおりとする。

一種は埋設管等、二種は屋内配管、露出管等に使用する。

表-1 種類

種類	耐熱性 °C
一 種	40
二 種	60

ウ 品質

品質は表-2に適合するものであること。

表-2 品質

項目 \ 種類	1 種	2 種
外 観	テープが均一に巻かれ、著しい変化がなく、折り目、きず、その他使用上の欠陥がないこと。	
粘着力 N {kgf}	4.90{0.50}以上	
引張強さ N {kgf}	49.0{5.0}以上	
絶縁抵抗 MΩ・m ²	1.0×10 ² 以上	
耐熱流下性	40±2°C、24h で滴下のないこと。	60±2°C、24h で滴下のないこと。
低温作業性	-5~0°Cで切れ、き裂の発生がなく、粘ちょう性が消失しないこと。	
pHの変化	±1.0	
塩水噴霧	A級（1000時間）	

エ 寸法

寸法は、表-3に適合するものであること。

表-3 寸法

項目	基準寸法	許容差
厚さ mm	1.1	±0.3
幅 mm	200未満	±3
	200以上 ⁽²⁾	±5
長さ mm	5	+0.5 0
	10	+1.0 0

また、難燃性を必要とする場合の、難燃性の判定については「消防危第57号・屋外貯蔵タンクの保温材としてのウレタンフォームの難燃性の判断基準について」に準拠するものとする。

オ 副資材,補助材

下塗材（ペースト）-----ペトロラタムを主成分とし、防錆材、充填材を配合し、鋼面になじみ易く、かつ塗り易く加工したものであること。

充填材（マスチック）-----ペトロラタムを主成分とし、粘土状に加工したもので、間隙の充填,異形部の成形のために使用できるものであること。

カ 保護材,外装材

保護テープ ----- 衝撃等の外力からの保護、美観上の目的を達せられるものであること。

コート材 ----- 外部の衝撃等に対し、低度の耐久性を有し、美観上の目的を達せられるものであること。

保護カバー ----- 外部の衝撃等に対し、高度の耐久性を有し、美観上の目的を達せられるものであること。

(2) ブチルゴム系防食テープ

ア 規 格

ブチルゴム系防食テープは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とした自己融着性の粘着材をポリエチレンの基材に厚肉に塗布し、テープ状にしたもので、弾力性を保ち、鋼面に良く密着し、鋼面の防食を長期にわたり保持できるものであること。

規格は、JIS Z 1902 によるものとする。

イ 種 類

厚さ 0.4mm を標準とし、露出等外部の条件により厚さ 0.4mm 以上のものを使用することとする。(厚さは設計書で指定)

ウ 品 質

品質は、表-4 に適合するものとし、均一に巻かれ、等しく変形がなく、両端が平らで、折り目、傷、その他有害な欠点がないものでなければならない。

試験方法は、JIS Z 1901 防食ビニールテープの 5. によるものとする。ただし、体積抵抗率については、JIS C 2107 の 4. 7 による。

エ 寸 法

寸法は、表-5 に適合するものであること。

試験方法は、JIS Z 1901 防食ビニールテープの 5. による。

オ 副資材,補助材

下塗材 (プライマー) ----- ブチルゴム等を主成分とした溶液状のもので、鋼面等になじみ易く、かつ塗り易く加工したものであること。

充填材 (マスチック等) ---- ブチルゴムを主成分とし、粘土状,又はテープ状に加工したもので、間隙充填、異形部の成形のために使用できるものであること。

表-4 品 質

項 目		特 性	
引 張 強 さ (kgf/25mm巾)	常 態 時	4.0	
	温 水 浸 漬 後	4.0	
伸 び (%)	常 態 時	400	
	温 水 浸 漬 後	300	
粘 着 力 (kg)	試 験 板	常 態 時	0.30
		温 水 浸 漬 後	0.20
	自 背 面	常 態 時	0.30
		温 水 浸 漬 後	0.20
体 積 抵 抗 率 (Ω-cm)		1.0×10 ¹⁵	
p H の 変 化		±0.1	
耐 熱 性		±70℃	フィルム及び粘着材は、共に変色及び溶出しないこと。 また、粘着材がテープの粘着面からはがれて背面に移行しないこと。
耐 寒 性		-20℃	フィルムが切れたり、フィルムや粘着材にき裂が生じたり、粘着材がテープ接着面からはがれて背面に移行しないこと。 また、粘着性が消失しないこと。

表-5 寸 法

項 目	基 準 寸 法		許 容 差
厚 さ (mm)	0.40	基 材(ポリエチレン)	0.12
		粘着材(ブチルゴム)	0.28
幅 (mm)	25		±1.0
	50 以上		±2.0
長 さ (m)	10		+1.0 0

(3) 材料の使用承諾

- ア 請負人は、工事の着工前に、書面により監督員の承諾を得なければならない。
- イ 材料使用承諾は、材料の品名、寸法、品質、形状、組成又は、素材、(又はその略号)等を記載したものでなければならない。

(4) 材料の試験及び検査

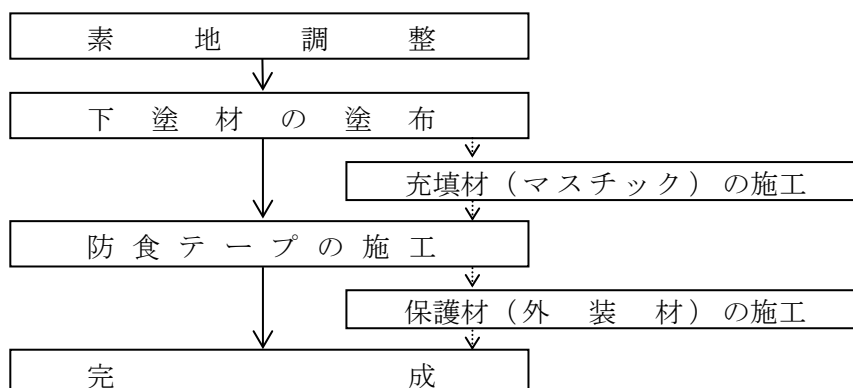
- ア 請負人は、使用材料の品質及び形状寸法について、仕様書に示された項目、又は監督員の指示する項目について、監督員立ち合いにより試験及び検査を行い、写真を添えた報告書を提出しなければならない。
- イ 前項による立ち合い試験及び検査は、公的機関、又は社内試験による成績表の提出によって替えることができる。

(5) 材料の保管

- ア 請負人は、材料を現場に保管する場合、品質に悪影響を与えないよう適正に保管するものとし、特に次の事項に留意すること。
 - a ダンボール箱の横積はしないこと。
 - b 有機溶剤に触れる場所を避けること。
- イ 請負人は、有機溶剤含有の下塗材(プライマー)の保管等に当っては、立入禁止、火気厳禁、危険物名等の標識を掲げ、遮光及び換気を行い、消火設備を設置する等、消防法、同法政令、及び横浜市危険物規制規則(制定昭和59年3月31日規則第14号)等関連法規を遵守しなければならない。

3 施工

請負人は、工事の施工に当っては、関連工事との調整を計り適切な時期に着手しなければならない。また、施工に悪影響を及ぼす恐れのある天候等、作業環境が悪いときは施工を行ってはならない。施工は、十分な経験を有する技術者が行なわなければならない。
なお、施工手順は次のとおりとする。



- (1) 請負人は、素地調整については、次によらなければならない。
- ア 手動工具、又は動力工具によりさび、劣化塗膜を除去し、鋼面を露出させる。ただし、劣化していない塗膜（活膜）は残しても良い。
なお、ケレンは3種ケレン以上とすること。
 - イ 素地調整結果については、SISのSt-2以上に対応するものでなければならない。
 - ウ 湿気、水分、油脂分及び汚れ等のある素地面は、ウェス等で十分に拭き取ること。
 - エ 鋭利な突起物などがある場合には、ディスクサンダー等を用いて完全に除去すること。
 - オ 浮錆、ゴミ、汚れ、異物、土砂などの表面付着物はワイヤーブラシ、スクレーパー、ケレンハンマー、ケレン棒などの手動工具を用い完全に除去すること。
なお、素地面及び塗装面を不必要にたたいたりして損傷を与えないこと。
 - カ 素地調整は、切口、かど、特にボルトの頭部、溶接部などに十分な処理を施すこと。
 - キ コンクリート及びモルタル面については、表面に散在する石、砂、ほこり、水分、油脂分及びその他の有害物をワイヤーブラシ、刷毛、ウェスなどで十分に除去すること。
- (2) 請負人は、下塗材(ペースト、プライマー)の塗布については、次によらなければならない。
- ア 下塗材の塗布は、素地調整後できるだけ早く行いプライマーの場合は十分に乾燥させること。
 - イ 下塗材は、手又はウェス、ゴムベラ、ローラー刷毛、スプレーにて適正量(100～300g/m²標準)を均一に塗布するものとし、塗り過ぎ、塗り残しがあってはならない。
 - ウ 請負人は、有機溶剤含有の下塗材(プライマー)の使用に当っては、火気厳禁とし、換気状態の悪いときは、換気装置、保護マスクを使用することとし、労働安全衛生法、同法施行令、及び有機溶剤中毒予防規制等関連法規を遵守しなければならない。
- (3) 請負人は、充填材(マスチック等)の施工に当っては、次によらなければならない。
- ア メニカル継手部、フランジのボルトナット部、異形部、溶接ビード部等の凹凸部及び間隙部には、充填材を適切な大きさに成形し、手の平、指、又はコテなどを用いて空隙の生じないように完全に充填すること。
 - イ 充填材は平滑に仕上げること。
- (4) 請負人は、防食テープの施工に当っては、次によらなければならない。
- ア 巻き始め部分を管表面に良く貼り付けた後、施工面にテープが密着するように引張りながら、規定のラップ幅で巻き付ける。
なお、ラップ率は設計図書に指定がない場合は、50%とする。
 - イ 巻き付け後、テープ表面を手で十分になでつけ、内部に残存する空気を抜くとともにピンホールをなくし、かつ施工面に十分密着させること。
 - ウ テープの巻き始めと巻き終りには、捨て巻を1周行うものとする。
また、巻き終りは巻き下ろし横位置とし、ハサミ、ナイフ等を用いて切断すること。
 - エ T字管、メカニカル継手、フランジ、バルブ、サポート等でテープ巻き被膜ができないものについては、予め適切な大きさに裁断したテープを貼り付け、十分に密着させること。
 - オ テープ必要量
ラップ率50%、巻き始め巻き終り等の予備10%とした場合は、次式により概算必要量を求めることとする。

$$\text{テープ必要量 (m)} = \frac{\text{管外径 (mm)} \times 3.14 \times \text{管長 (m)}}{\text{テープ幅 (mm)} - \text{※ラップ幅 (mm)}} \times 1.1$$

※ ラップ幅 (mm) = テープ幅 (mm) × ラップ率

上式により求めた防食テープの必要量を表-6に示す。

表-6 テープ標準必要量 (鋼管直管部 1 m 当り) ラップ率 50% 予備 10%

管径 (mm)	外径 (mm)	テープ幅 (mm)	テープ標準必要量(m)	管径 (mm)	外径 (mm)	テープ幅 (mm)	テープ標準必要量(m)
80	89.1	100	6.2	900	914.4	200	31.6
		200	3.1			250	25.3
100	114.3	100	7.9	1,000	1,016	300	21.1
		200	3.9			200	35.1
150	165.2	150	7.6	1,100	1,117.6	250	28.1
		200	5.7			300	23.4
200	216.3	150	10.0	1,200	1,219.2	250	30.9
		200	7.5			300	25.7
300	318.5	200	11.0	1,350	1,371.6	400	19.3
		250	8.8			250	33.7
		300	7.3			300	28.1
400	406.4	200	14.0	1,500	1,524	400	21.1
		250	11.2			250	37.9
		300	9.4			300	31.6
500	508	200	17.5	1,600	1,628	400	23.7
		250	14.0			250	42.1
		300	11.7			300	35.1
600	609.6	200	21.1	1,800	1,832	400	26.3
		250	16.8			250	45.0
		300	14.0			300	37.5
700	711.2	200	24.6	2,000	2,036	400	28.1
		250	19.7			250	50.6
		300	16.4			300	42.2
800	812.8	200	28.1			400	31.6
		250	22.5			250	56.3
		300	18.7			300	46.9
						400	35.2

カ 水管橋々台部,曲管保護工部等コンクリート貫通部分の施工については、管周囲のコンクリートをはつり、管部分に完全な防食テープの施工を行うこと。

また、はつり部分の補修については、密着性と耐久性のある材料を使用し、充填は完全に行い、表面は平滑にすること。

キ 大口径仕切弁、空気弁、架台、リングサポート等ブチルゴム系防食テープ巻きが困難な部分については、ブチルゴム防食テープ以外の適切な防食工により施工するものとする。

ク 保護材（外装材）の施工は、設計図書で指定した材料を用い、保護材の目的を達せられるように施工すること。

- (5) 請負人は、防食テープの施工に当っては、防食テープの標準施工仕様は図－１～図－６のとおりとしなければならない。

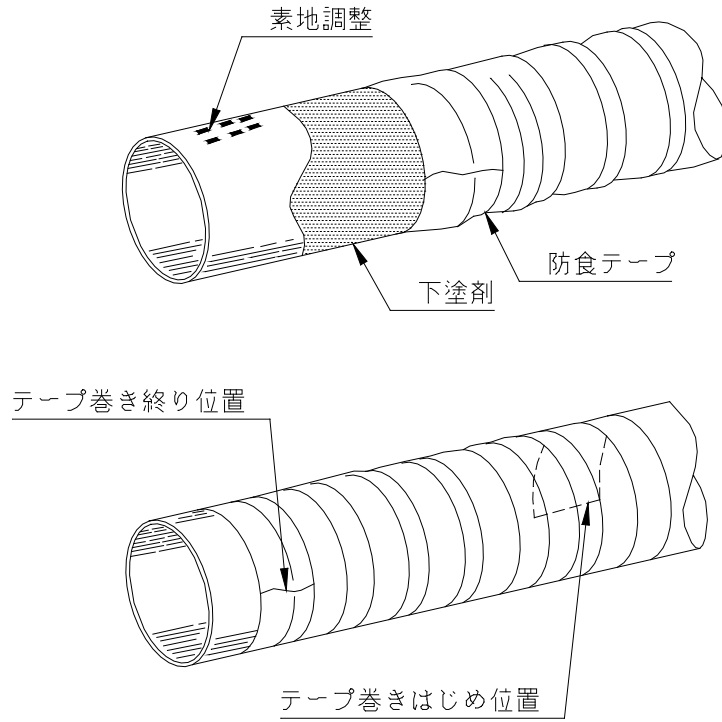


図-1 直管の施工

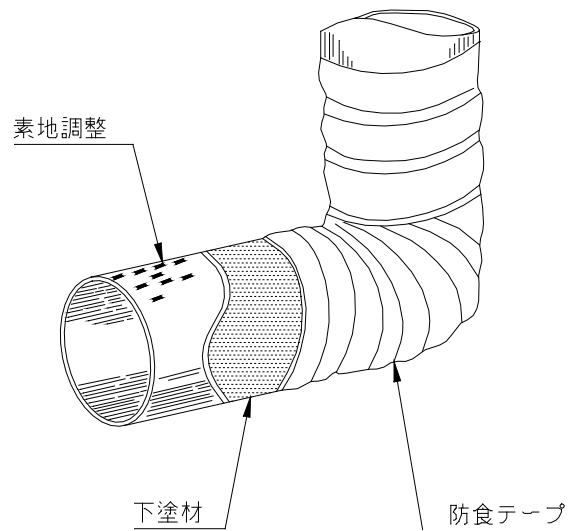


図-2 曲管の施工

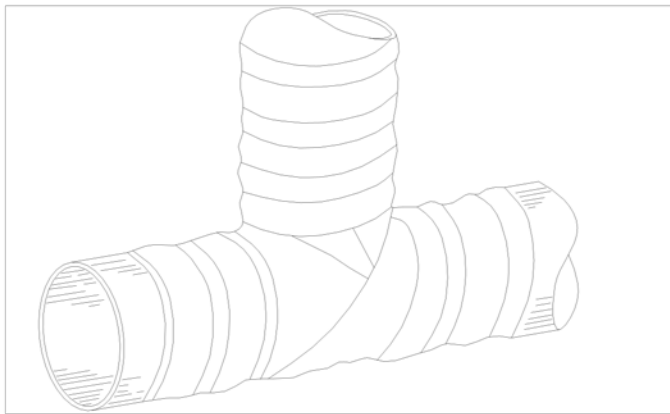
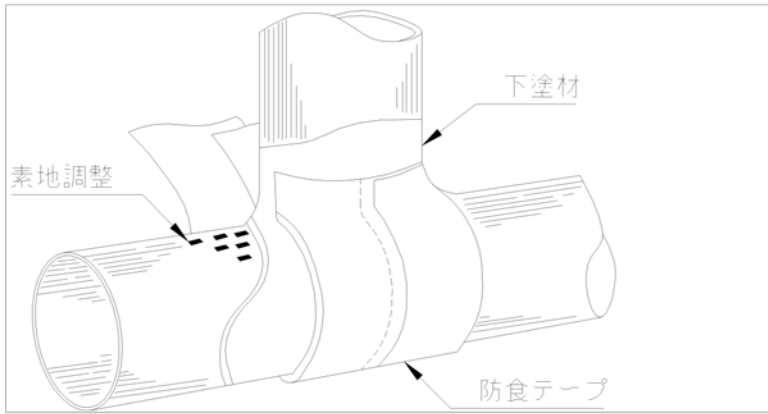


図-3 T字管の施工

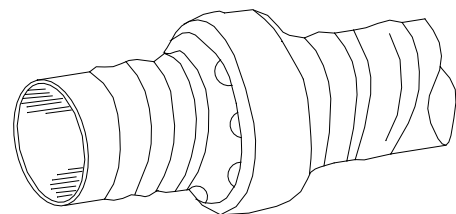
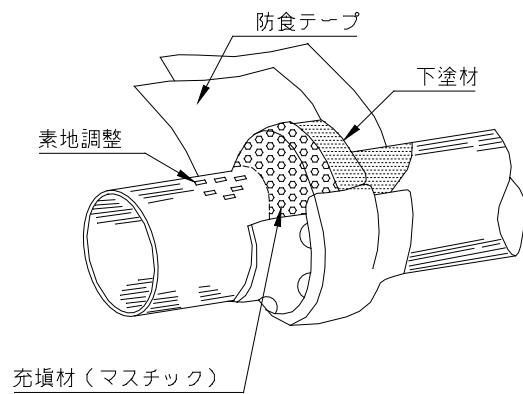


図-4 フランジの施工

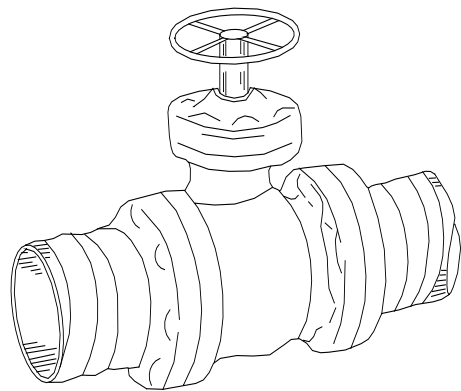
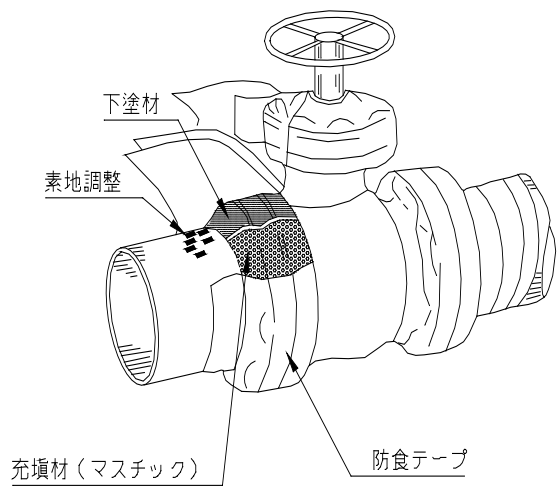


図-5 バルブの施工

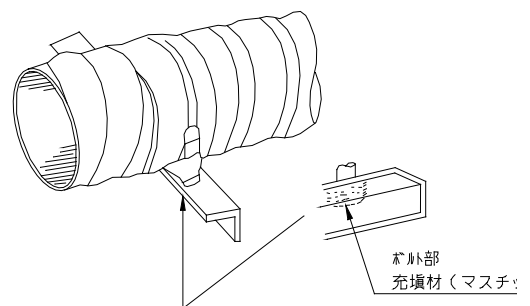
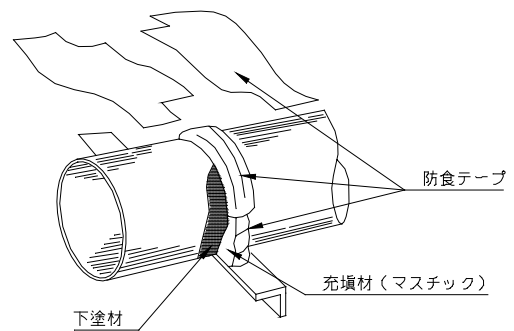


図-6 サポートの施工

- (6) 請負人は、埋戻しの施工に当っては次によらなければならない。
- ア 埋戻しを行う場合は、防食テープ等施工完了、検査終了後すみやかに行なわなければならない。
また、やむを得ず放置する場合は、日除け等を行い防食テープが損傷しないように養生すること。
 - イ 埋戻しを行う場合は、防食テープ等に損傷を与えないこと。

4 検査

- (1) 請負人は、防食テープの検査に当っては、次の各工程が終了するごとに監督員の検査を受けなければならない。
- ア 素地調査（外観）
 - イ 下塗材の塗布（外観）
 - ウ 充填材の施工（外観）
 - エ 防食テープの施工（外観及びラップ量）
外観 ----- 施工対象物からの防食テープのはがれ、テープ間の間隙の有無、ペトロラタムコンパウンドの流出の有無,その他。
 - オ 保護材（外装材）の施工（外観）

以 上

管明示テープ施工に関する特記仕様書

平成 12 年 10 月 1 日 制定

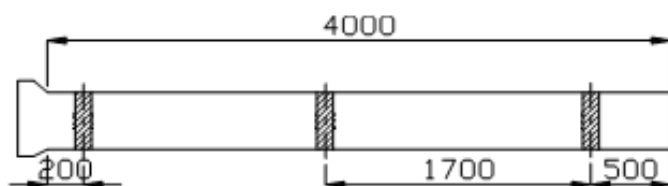
平成 27 年 1 月 29 日 改正

請負人は、管明示テープの施工に当たっては、次によらなければならない。

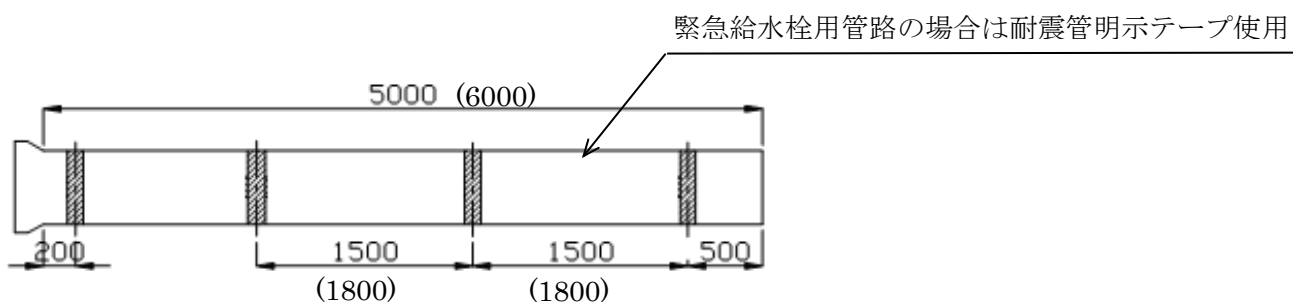
- 1 新設管又は、工事施工時に水道管であることが判明した既設管で明示テープが貼り付けられていないものについては、「管明示テープ表示方法図」により貼り付けること。
- 2 仮設管には、監督員が指示しない限り明示テープは、貼り付けないこと。
- 3 明示テープを貼り付ける場合は、テープに明示されている標示内容が適切なものであるかを確認し誤りがある場合には、監督員に報告すること。
また、請負人が管明示テープを調達する場合は、仕様等を必ず確認し、西暦年に特に注意し発注すること。
- 4 工業用水道工事に用いる管明示テープについては、次のとおりとする。
 - (1) テープの地色は「白」、文字の色は「黒」、文字間隔、材質規格等は上水道と同じとする。
 - (2) 名称は、「横浜市工業用水道管」とする。
 - (3) 西暦年の項目は、不要とする。

管明示テープ表示方法図

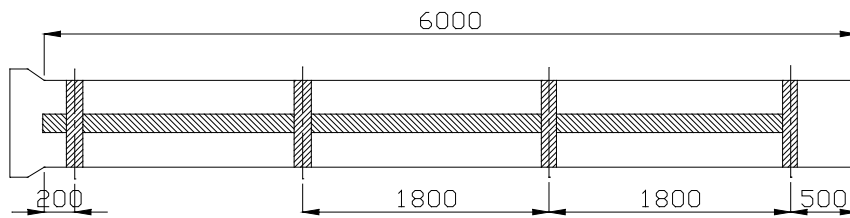
- (1) $\phi 50\text{mm} \sim \phi 100\text{mm}$ (胴巻 3ヶ所)



- (2) $\phi 150\text{mm} \sim \phi 350\text{mm}$ (胴巻 4ヶ所)

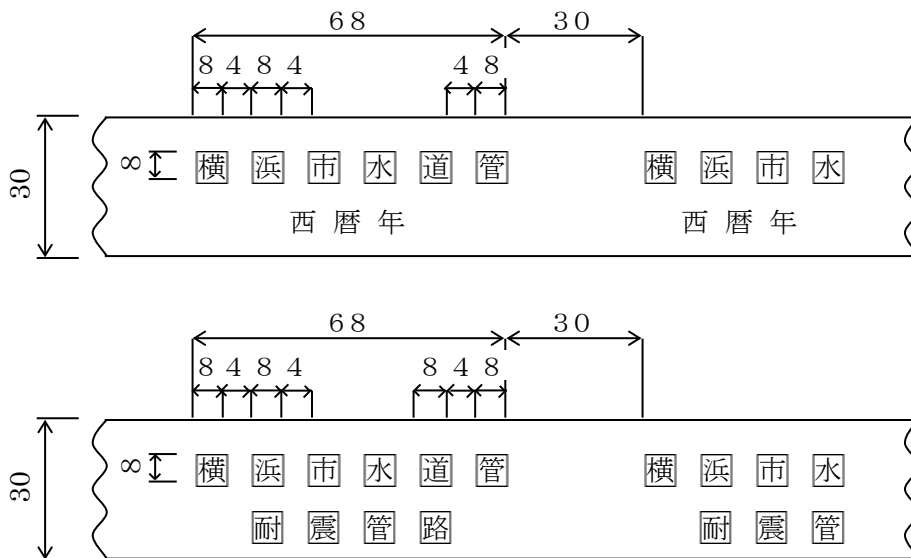
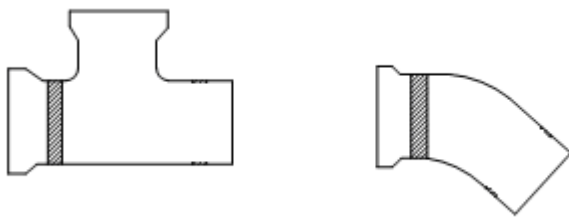


(3) $\phi 400\text{mm} \sim \phi 1500\text{mm}$ (胴巻4ヶ所+天端)



(4) 異形管 (胴巻1ヶ所・ $\phi 400\text{mm}$ 以上は、天端に貼り付けること)

- ・二受T字管・曲管のみ貼り付け
- ・ $\phi 400\text{mm}$ 以上(二受T字管)の天端は主口径の管心方向のみ



- ・塩化ビニールテープ
- ・地色 青、文字 白
- ・文字の大きさ
タテ、ヨコ、8mm、間隔4mm

呼び径	m当たりテープ 巻数	呼び径	m当たりテープ 巻数
$\phi 50$	0.012	$\phi 700$	0.161
$\phi 75$	0.016	$\phi 800$	0.177
$\phi 100$	0.021	$\phi 900$	0.193
$\phi 150$	0.032	$\phi 1,000$	0.209
$\phi 200$	0.041	$\phi 1,100$	0.226
$\phi 300$	0.051	$\phi 1,200$	0.242
$\phi 400$	0.113	$\phi 1,350$	0.266
$\phi 500$	0.129	$\phi 1,500$	0.290
$\phi 600$	0.145		

注意事項

- *切管の胴巻きテープは
管長 2.0m 以下 1箇所
管長 3.5m 以下 2箇所
管長 4.5m 以下 3箇所
管長 4.5m をこえ 4箇所
概ね、均等に貼り付けること
- *「m当たりのテープ巻数」は異形管・切管を考慮し、 $\phi 400\text{mm}$ 以上は天端を含んでいます。
- *胴巻きテープは、1.5回巻きとする。

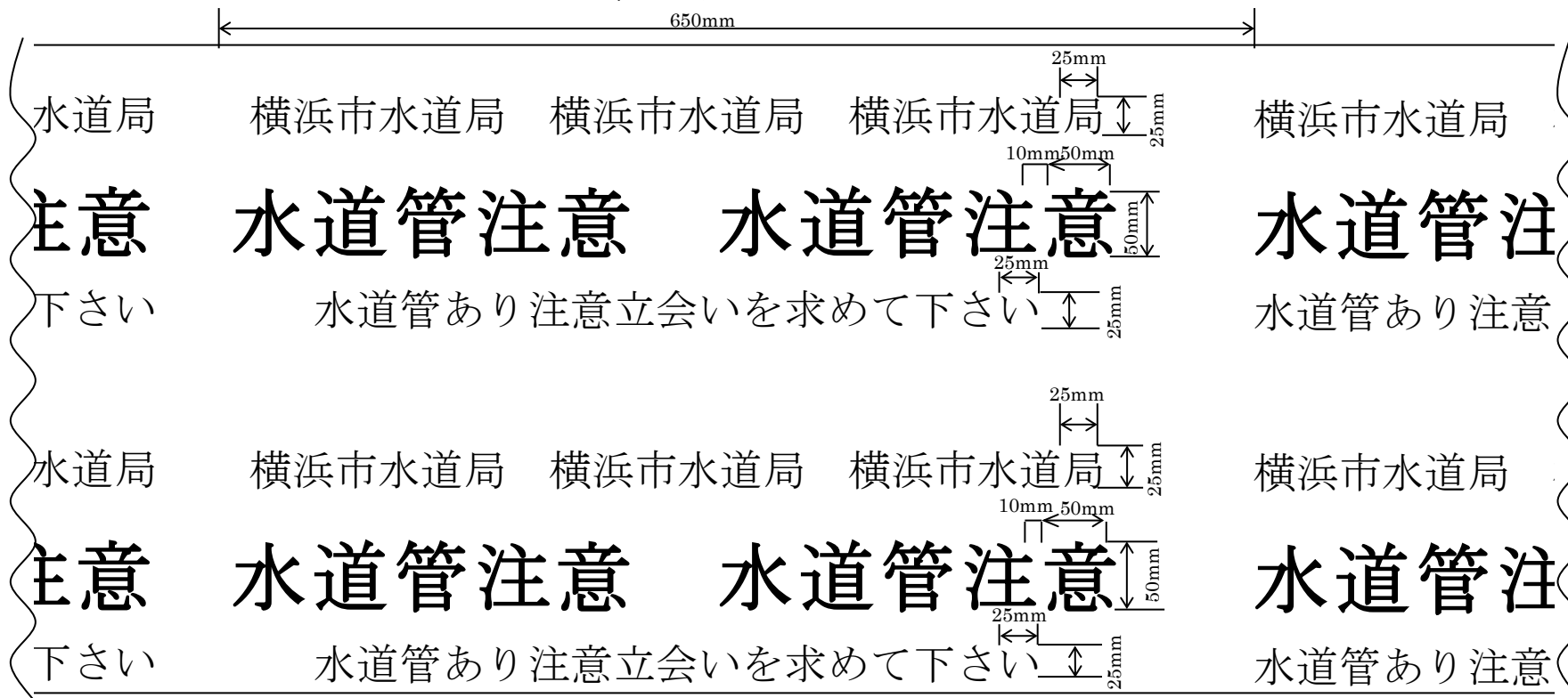
埋設用明示シート敷設に関する特記仕様書

平成 12 年 10 月 1 日

請負人は、埋設用明示シート敷設に当っては次によらなければならない。

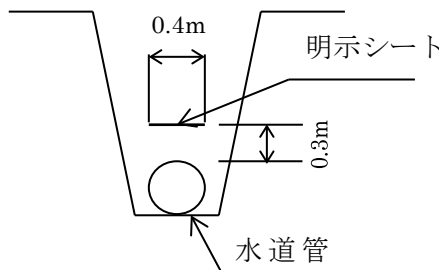
- 1 設計図書で埋設明示シートを敷設指示された箇所は、次頁の方法で埋設明示シートを施工しなければならない。
また、既設管で監督員が別途指示した箇所についても同様に埋設シートを敷設しなければならない。
- 2 請負人が、埋設用明示シートを調達する場合は仕様等を必ず確認すること。
- 3 工業用水道工事の場合の表示文字は、「工業用水道管注意」とする。

水道管理設明示シート



明示シート敷設方法

- ・材質 ポリエチレン
- ・地色 青
- ・文字 白



管の上部より 30cm
の位置に連続してシ
ートを敷設する。

ポリエチレンスリーブ施工に関する特記仕様書

平成 20 年 2 月 22 日

令和 2 年 1 月 24 日 改正

請負人は、ポリエチレンスリーブの施工に当っては、次頁の施工方法によるほか次によらなければならない。

なお、これらによりがたい場合は、監督員と協議し指示を得ること。

- 1 仮設管には、ポリエチレンスリーブを施工しない。
なお、仮設管にポリエチレンスリーブを施工する場合は別途監督員が指示する。
- 2 請負人がポリエチレンスリーブを調達する場合は、仕様等を必ず確認すること。
- 3 その他の仕様は、水道工事標準仕様書による。
- 4 工業用水道工事に用いるポリエチレンスリーブは文字のない無地のものとする。
- 5 防護コンクリートを打設する部分については、ポリエチレンスリーブを装着しない。この時、ポリエチレンスリーブ末端の防護コンクリートとの境目については、管が直接土壌と接触するのを防止するため、図1、図2に示すようにポリエチレンスリーブの端をコンクリートの中に入れるように施工すること。

図1 管端部でのコンクリート防護例

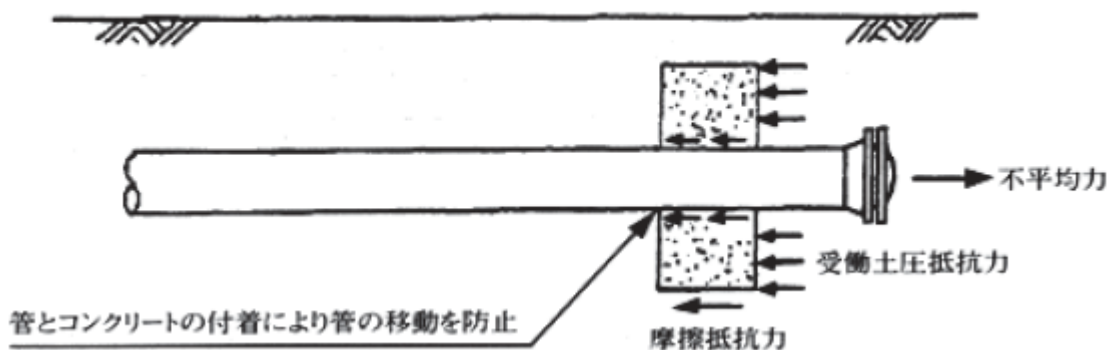
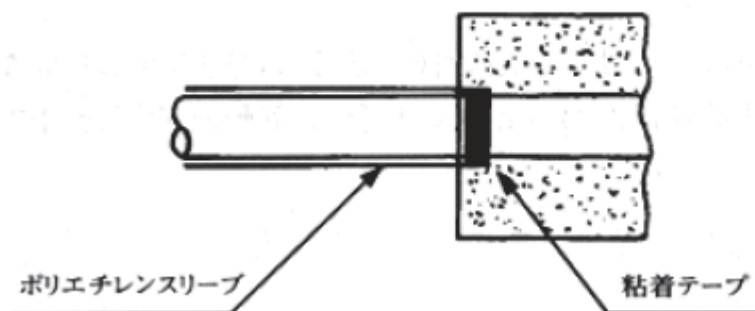
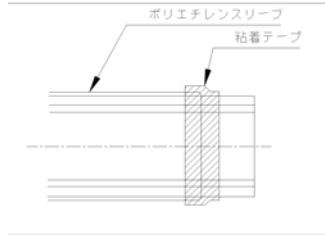


図2 ポリエチレンスリーブの末端処理



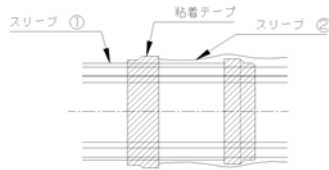
ポリエチレンスリーブ施工方法図(1)

図-1 スリーブと管の固定方法



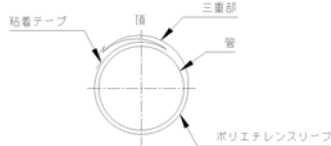
粘着テープの半面がスリーブに、残り半面が管に接着するように固定する。

図-2 スリーブ同士の固定方法



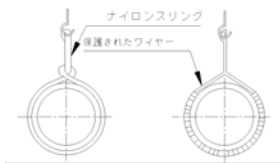
スリーブ①とスリーブ②を固定する場合、粘着テープの半面ずつが①②に接着するように固定する。

図-3 直部での固定方法



頂部に三重部がくるように

図-4 吊り具の使用例



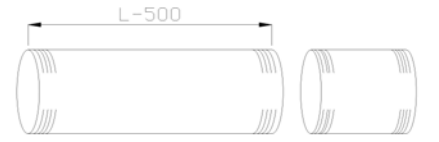
十分に管理されたナイロンスリング、またはゴムなどにて保護されたワイヤーロープを使用する。
(管と吊り具の間で滑りやすいので十分注意を払うこと)

ポリエチレンスリーブの施工図

1枚のスリーブを切断して、直部および継手部に分けて防食する方法

(1) 直部の施工

- ① あらかじめ1枚のスリーブを L(有効長)-500 に切断し、これを直部スリーブとし、残りを継手部スリーブとする。



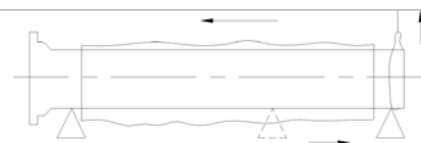
- ② さし口部を吊り上げて、台を管の中央部まで移動させる。



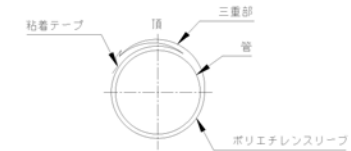
- ③ あらかじめ管長より短かく切断しておいた直部スリーブをさし口側から管に被せる。



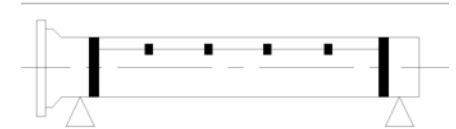
- ④ さし口部を吊り上げ、中央部の台をさし口側に戻し、ポリエチレンスリーブを直部全体に広げる。



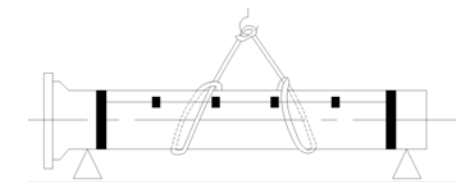
- ⑤ 粘着テープを用いて(約 1m ピッチ)管頂部に三重部がくるようにスリーブを固定する。



- ⑥ スリーブの受口部、さし口部を粘着テープを用い、平面はスリーブに、残り半面は管に粘着させて固定する。(粘着テープは1/4以上巻く。)



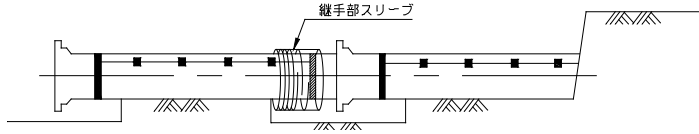
- ⑦ ナイロンスリングなどでスリーブに傷をつけない方法で管を吊り下ろす。



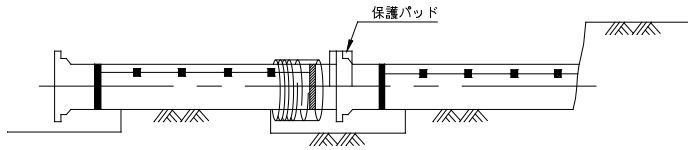
ポリエチレンスリーブ施工方法図(2)

⑧ 管を接合する。

事前に継手部スリーブ(1枚のスリーブから直部スリーブを切断した残り)をさし口側に準備しておく。



⑨ 継手の上半分に保護パッド(別のスリーブを折りたたんで四重のスリーブ)を粘着テープにて固定する。



⑩ さし口側の継手部スリーブを継手部に移動させて粘着テープで固定する。

この場合、継手部スリーブを十分にたるませて両端で粘着テープが半面は継手部スリーブ、残り半面は直部スリーブに接着するように固定する。(粘着テープは1¼以上巻く。)

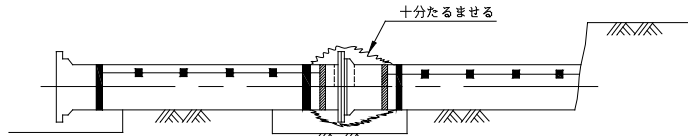
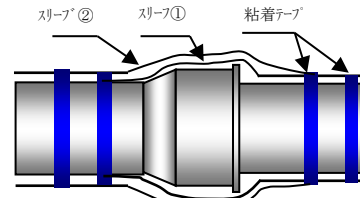


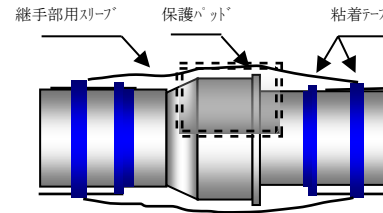
図-5 継手部分のポリエチレンスリーブの状況

(A法)



スリーブ①とスリーブ②を重ねる。

(B法)

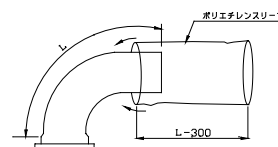


継手部用スリーブと保護パッドを使用する。

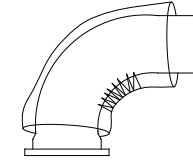
(2) 異型管類の施工

曲り管の施工

① 規定のポリエチレンスリーブを曲り管のL寸法より約300mm短く切断し、曲り管のさし口側から挿入する。

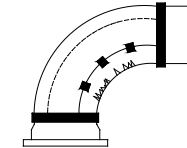


② 挿入されたポリエチレンスリーブを受口からさし口まで広げ、形を整える。

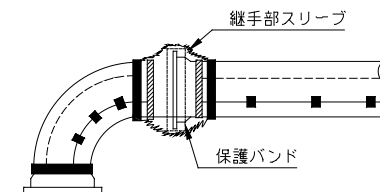


③ 直管の施工と同様の方法でポリエチレンスリーブを管に固定する。

すなわち、粘着テープを用いて(約0.5mピッチ)管頂部に三重部がくるように固定し、受口、さし口部を半面はスリーブに、残り半面は曲り管に接着させて固定する。(粘着テープは1¼以上巻く。)



④ 以後、直管の施工と同様に曲り管を据付け接合後、継手部スリーブを用いて継手部の防食を行う。

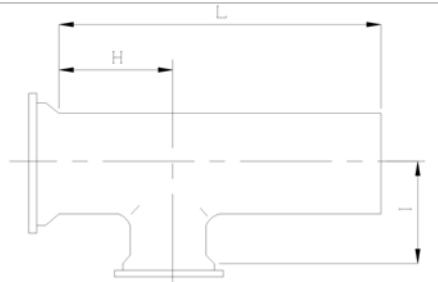


ポリエチレンスリーブ施工方法図(3)

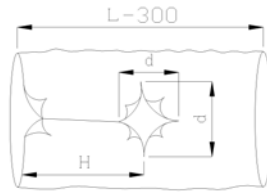
T字管の施工

- ① T字巻の各寸法に合わせてポリエチレンスリーブを切断する。

T字管の寸法例



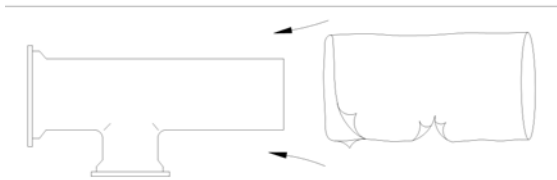
呼び径D用ポリエチレンスリーブをT字管のL寸法より約300mm短く切断し、さらに枝管部分を容易に被覆できるように切目を入れておく。



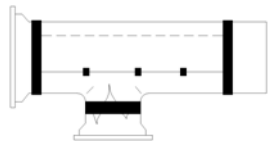
呼び径d用ポリエチレンスリーブをT字管のI寸法に切断し、枝管部分を容易に被覆できるように切目を入れておく。



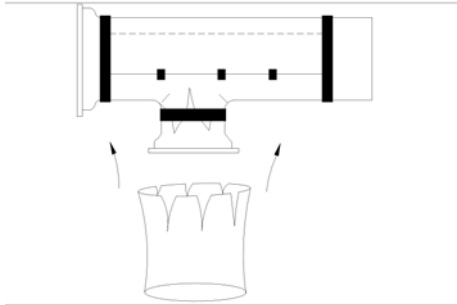
- ② 呼び径D用ポリエチレンスリーブを挿入し、広げる。



- ③ 呼び径D用ポリエチレンスリーブを直管の施工と同様の方法で管に固定する。



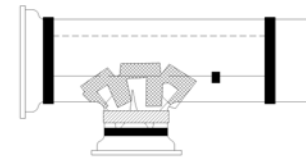
- ④ 呼び径d用ポリエチレンスリーブを枝管部分から挿入し、形を整える。



- ⑤ 呼び径d用ポリエチレンスリーブを直管の施工と同様の方法で、粘着テープを用いて管に固定する。

ただし、呼び径D用スリーブと呼び径d用スリーブの固定は粘着テープを用いシールを行う。

以後、直管の施工と同様にT字管を据付け接合後、継手部スリーブを用いて継手部分の防食を行う。



ポリピック洗浄方法に関する特記仕様書

平成 12 年 10 月 1 日

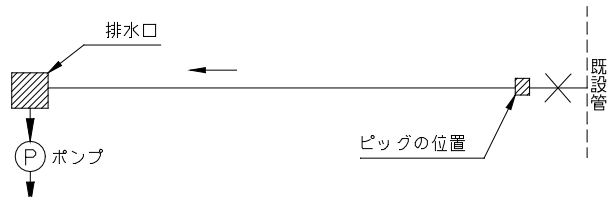
請負人は、ポリピック洗浄工を行なう場合は、設計図書に基づき行なわなければならない。

なお、ポリピック洗浄の方法は次頁によるがこれによりがたい場合は、監督員と協議し指示を得ること。

ポリピックの挿入場所及び洗浄方法

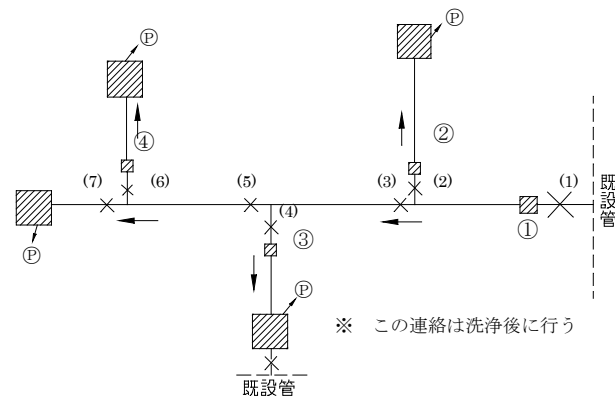
「ポリピック」の挿入場所及洗浄方法

例1 支管のない場合



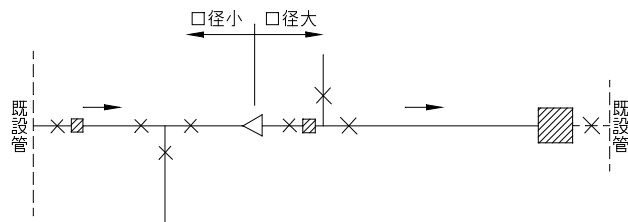
- 1 バルブを序々に開け、ピッグ背圧が 1 kg/cm^2 前後になればピッグは前進する。
- 2 排水は排水口よりポンプにて汲み出す。
- 3 $\phi 200 \sim 500\text{m}$ を例にとれば、ピッグが排水口に到達するまでの時間は 10 分間前後である。(0.83m/sec)

例2 支管のある場合



- 1 バルブ(2)、(4)、(6)を閉め、(3)、(5)、(7)を開ける。
- 2 バルブ(1)を序々に開けピッグ①を前進させ、本線の洗浄を完了させる。
- 3 バルブ(3)を閉め、(1)を開け、(2)を序々に開けてピッグ②を前進させる。
- 4 バルブ(2)、(5)を閉め(3)を開け(4)を序々に開けてピッグ③を前進させる。
- 5 以下同様手順で行い全線を完了させる。

例3 途中で口径が異なる場合



- 1 この場合には必ず小口径より大口径に向かってピッグが進行するようにしなければならない。
- 2 ピッグはそれぞれの口径に必要なものである。
- 3 方法は例1、例2に準ずる。

工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関する特記仕様書

平成17年7月 1日

- 1 工事の施工においては、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市 平成17年6月）」の趣旨を踏まえ、歩行者通路対策等を講じること。

なお、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」は、横浜市のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/hokosha/barrier.html>

に掲載されている。

- 2 請負人は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書

平成 18 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 7 月 12 日改正
 平成 24 年 1 月 6 日改正
 平成 29 年 12 月 14 日改正
 平成 31 年 1 月 1 日改正

1 適用

本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管新設改良工事に伴う給水管取付替工事に適用する。なお、本仕様書に記載の無い事項については、横浜市水道局「給水装置工事設計・施工指針」による。また、施工は横浜市指定給水装置工事事業者が行うものとする。

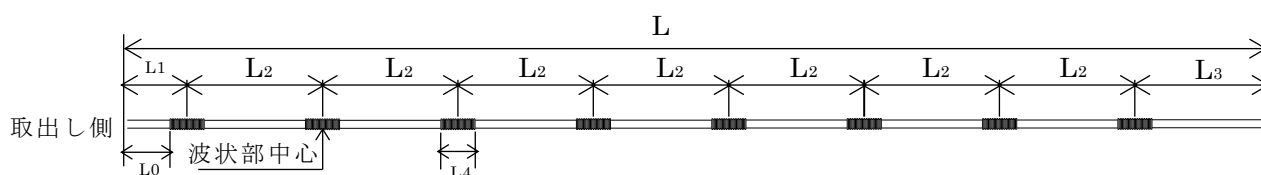
2 口径 50 mm 以下の指定材料

- (1) 口径 50 mm 以下分岐から止水栓までの指定材料（給水装置工事設計・施工指針を参照）
- (2) 主な各管種の形状、寸法及び重量

水道用波状ステンレス鋼管（CS S P－S U S 3 1 6）

規格 J W W A G 119（平成 9 年 12 月 5 日）

呼び径 (mm)	直管部外径 (mm)	直管部内径 (mm)	長さ(mm)					
			L	L1	L2	L3	L4	L0(参考)
25	28.58	26.58	4.0	210	475	465	120	150
40	42.70	40.30	〃	265	460	515	225	152.5
50	48.60	46.20	〃	265	460	515	225	152.5



3 水道用ステンレス鋼管による施工

宅地内での給水管取付替は、所有者の同意(参考資料－1 参照)を得られたものに限って地内 1 m 以内で付替えを行うことを原則(別図「標準図－1」参照)とする。また、所有者の同意を得られない場合には道路内(官民境界)(別図「標準図－2」参照)で施工するものとする。なお、所有者の同意取り付けに際しては、現場代理人又は主任技術者(監理技術者)及び給水装置主任技術者が同行して「水道局からのお知らせ」(参考資料－2 参照)を用いて趣旨説明を行い、局監督員に報告すること。

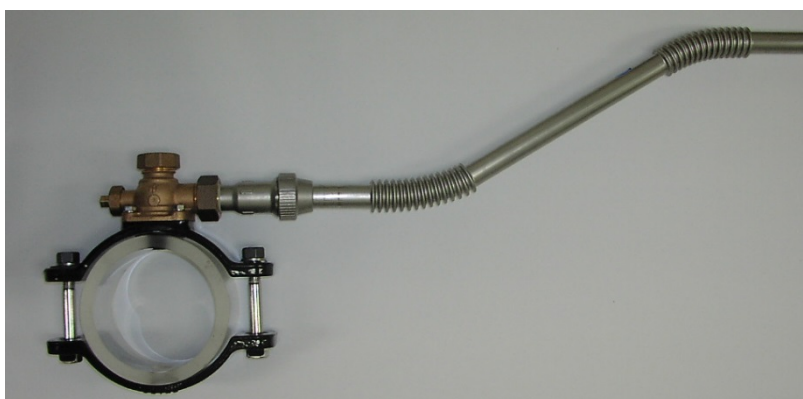
(1) 給水装置の分岐

分岐口径 50 mm 以下の場合は、水道用ナット付分水栓を使用し分岐を行なう。

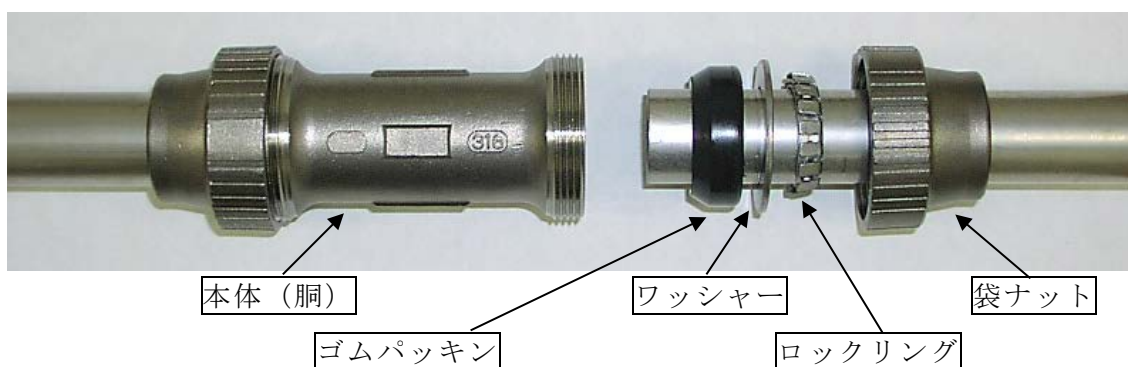
ア 分岐

水道用ナット付分水栓を使用し分岐を行なった場合の接続は絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット（伸縮可とう式）を使用し、波状管にて布設することを原則とする。（波状部を最低 2 箇所以上設けること）。

水道用ナット付分水栓 + 絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット（伸縮可とう式）
+ 水道用波状ステンレス鋼管



(参考) 伸縮可とう継手の一例（溝付なしタイプ）



(2) 配管工事

ア 給水管及び継手の選定（口径 50mm 以下）

分岐からメータまでの指定部分の給水管及び継手は以下のとおりとする。

給水管・・・ JWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管（SUS316）

継手・・・ JWWA G 116 又は JWWA G 116 の性能を満たす水道用ステンレス鋼管継手（伸縮可とう式）

イ 接 合

水道用ステンレス鋼管の接合

管理者の指定する範囲の水道用波状ステンレス鋼管（SUS 316）の配管には、水道用ステンレス鋼管継手（JWWA G 116 伸縮可とう式及び JWWA G 116 伸縮可とう式の「性能」を満たす製品）を使用すること。

- (ア) 管の切断はロータリー式チューブカッターを使用し、管軸に対して直角に変形がないよう切断し、切断時にできた切断面のバリを完全に除去する。
- (イ) 管の切断箇所に差し込み深さ(のみ込み位置)を確認するためのマーキングを行う。溝付けを必要とするものには溝付け位置のマーキングを専用工具を用いて行う。
- (ウ) 管の挿入は、適度に締め付けナットを緩め、端面がマーキングの位置にあることを確認する。溝付けを必要とするものにはロック部材が管の溝にはまっていることを確認する。
- (エ) 締め付けトルクは、下記、標準締め付けトルクに準ずる。

溝付け位置及び溝深さ

単位：mm

呼び径	管端面からの距離	溝付け深さ
25	49	0.75
40・50	56	

差込み寸法基準値

単位：mm

呼び径	袋ナット方式	ブッシュ方式
25	81	
40・50	85	93

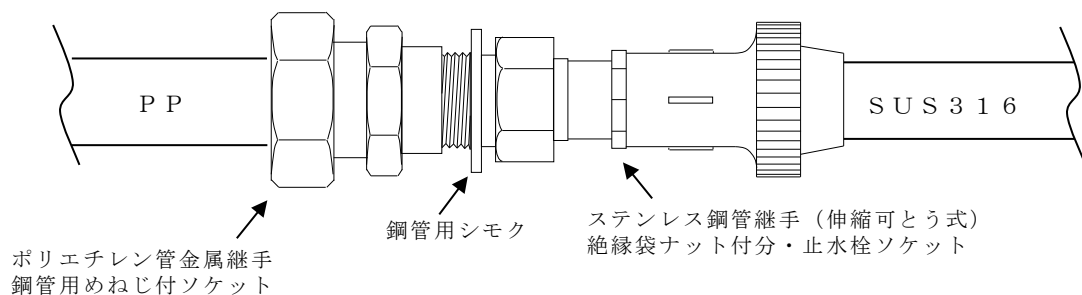
標準締め付けトルク

単位：N・m

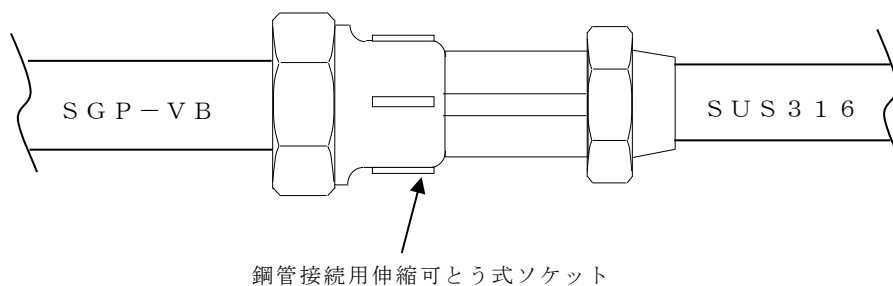
呼び径	標準締め付けトルク
25	70
40・50	120

異なる給水管の接合例

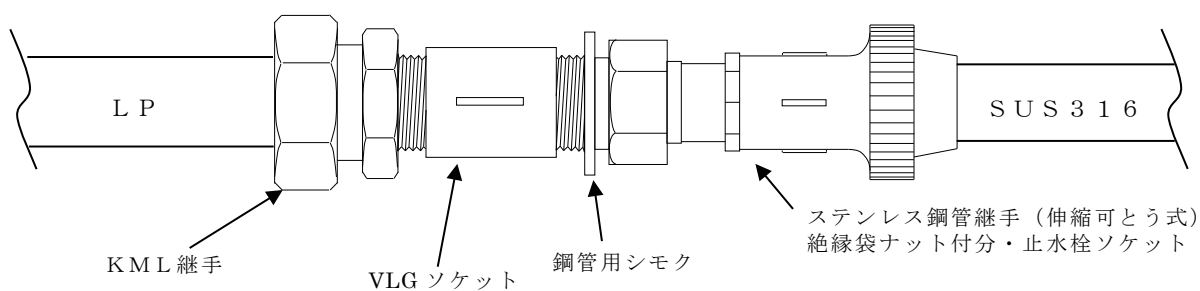
ポリエチレン管とステンレス鋼管



鋼管とステンレス鋼管

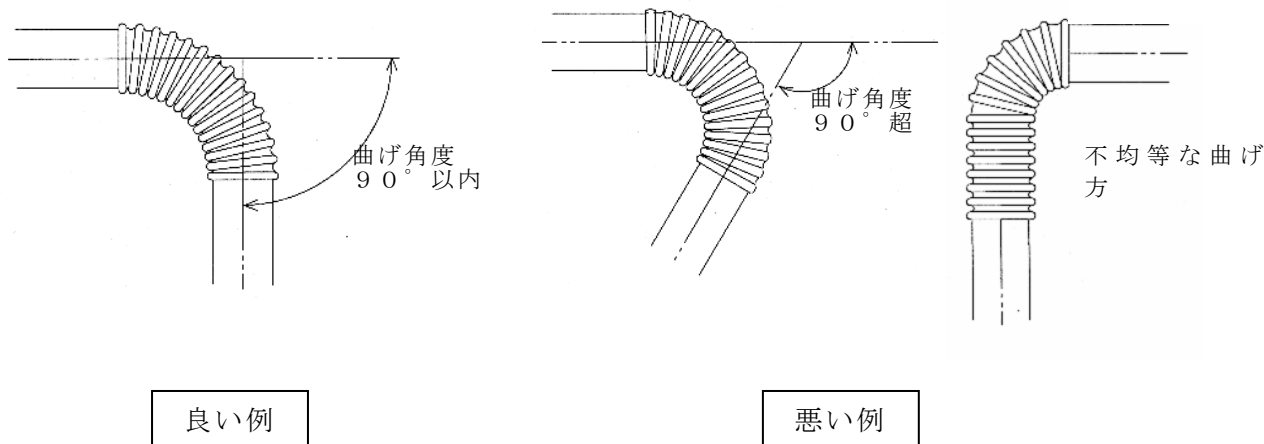


鉛管とステンレス鋼管



ウ 曲げ配管

水道用波状ステンレス鋼管の曲げ配管は波状部で行ない、曲げ角度は90度以内とし、過度な繰返し曲げは行なわない。また、波状部は滑らかなカーブで各山が均等になるように曲げる。また、管端に近い波状部や口径の大きな波状部など、人力で曲げにくい場合は、専用の曲げ工具を使用すること。



エ 施工上の注意

- (ア) ステンレス鋼管の埋設には、継手及び分岐部分を含め外面腐食防止のため、ポリエチレンスリーブを被覆すること。
- (イ) ステンレス鋼管と異種金属管とを接続する場合には、金属電位差による腐食を防止するための適切な絶縁措置を施すこと。
- (ウ) 河川等にステンレス鋼管を単独で横断させる場合には、JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管 (SUS316) を使用すること。

ステンレス鋼管単独横断限界

口径(mm)	横断長(m)	備 考
40	2.5 以下	水道用ステンレス鋼管 (JWWA G115) を使用
50	3.0 以下	〃

- (エ) 石垣・法面等に沿わしてステンレス鋼管を露出配管とする場合には、口径40mm以上のJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管 (SUS316) 又は、JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管 (SUS316) を使用し、たわみ及びウォータハンマ等による振動を防止するために、ステンレス鋼管を異種金属のバンド又はフック等で固定すること。ステンレス鋼管と異種金属の固定材料には適切な絶縁処理を施すこと。
- (オ) ステンレス鋼管は薄肉のため、接触によるつぶれ、キズ等が生じないように運搬時、保管時を含め取扱いには十分注意すること。
- (カ) 取付替工事の内容全般にわたり、監督員に速やかに報告すること。提出する書類は次を必須とし、その他書類は監督員の指示による。
 - ・水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート (別表-1)
 - ・給水台帳 (別表-2)・・・給水台帳作成の手引き参照

※給水台帳の提出は電子データでも可

オ 通水・洗浄

配管工事終了後、不良箇所がないことを確認し、耐圧試験（常圧）、管洗浄をすべての取付替箇所で行うこと。残留塩素測定に関しては適時行うこと。

4 施工管理

水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に規定するほか次の定めによらなければならない。

(1) 品質管理・出来形管理

取付替工事の品質管理は、「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート」(別表－１)により行うこと。併せて、取付替工事の内容及び出来形管理は、「給水台帳（出来形図）作成の標準」を参考に「給水台帳」(別表－２)を作成すること。作成した書類は速やかに監督員に提出すること。

(2) 写真管理基準

給水管取付替工事は全箇所を基本とする。なお、これを施工計画書の施工管理計画に記載しなければならない。

(3) 完成図作成基準

水道工事施工要領による。

(4) その他

給水管取付替工事における、既設給水管の止水元止め方法(別図「標準図－１・２・３」)参照

参考資料— 1

宅地内の給水管取替え及び掘削・復旧同意書

令和 年 月 日

横浜市水道事業管理者

住 所

氏 名

印

電話番号 ()

施 工 場 所	区	町	丁目	番	地号
お客様番号 (栓番号)	管区		号		

私が所有・使用する、宅地内給水管の取替えについては、次の確認事項により同意します。

1. 取替え工事に伴う宅地内の掘削に関すること。
2. 給水管の取替え範囲は、道路境界から宅地内 1 m以内までとする。
3. 物置、植木等、工事の施行に支障となるものがある場合は、水道局と協議の上、私共が当該物件を速やかに移設します。
4. 取替え工事に伴い、不用となった管の撤去及び処理については、水道局に一任します。
5. 取替え工事の掘削跡の復旧については
発生土の埋戻し
砂利敷設 (砕石)
常温合材 (簡易アスファルト)
モルタル復旧 (厚さ 5 cm 程度)
の復旧とします。
6. 後日利害関係人等から異議の申出があった場合は、同意者において処理します。

水道局からのお知らせ

災害に強い水道管へ取替える工事について
ご協力をお願いいたします。
(お客さまの費用負担はございません)

1 水道工事のご案内

日頃から、横浜市水道事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
水道局では、様々な水道施設を災害に強い施設とするための工事を行っています。この度、お客さまがお住まいの地域で次の工事を行うこととなりました。この工事はお客さまがいつでも安心して水道水をご利用いただくために必要なものです。

2 工事内容

水道管（配水管）と各ご家庭に給水している水道管（給水装置）の一部をお取替えいたします。（次ページ、施工箇所図参照）

3 工事の掘削について

（1）宅地で布設替えをする場合

宅地内の掘削を伴う工事につきましては、別紙、同意書の内容を確認いただき必要事項を記入の上、提出をお願いします。

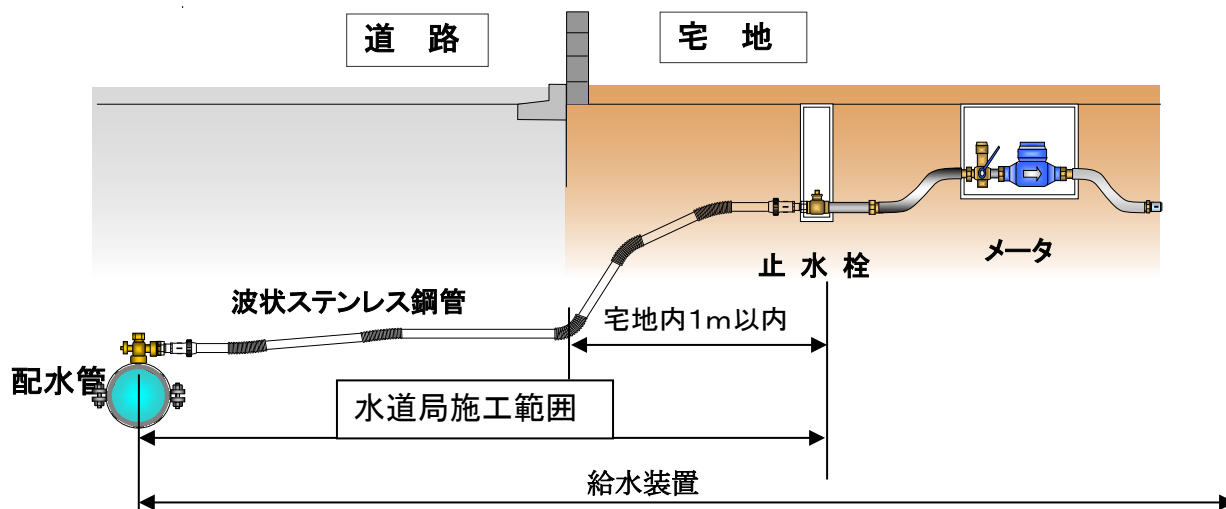
あわせて、工事当日はお客様の立合いをお願いします。

（2）道路部の布設替えのみで、宅地内は希望しない場合

同意書の提出は、必要ありません。道路部の給水管取替のみ行います。

次項につづく⇒

3 施工箇所



4 宅地内の復旧方法

次の簡易な復旧については、水道局が無料で行います。それ以外の復旧を希望される場合は、申し訳ありませんがお客様による施工となります。

(1) 工事箇所が、土の場合

手順① 発生土の埋戻し（掘削した土を戻す）

手順② 砂利敷設（砕石：4 C m程度の大きさのもの）

なお、物置、植木等、工事の施工に支障となるものがある場合は、速やかに移設をお願いします。

(2) 工事箇所が舗装されている場合

手順① 発生土の埋戻し（掘削した土を戻す）

手順② 砂利敷設（砕石：4 C m程度の大きさのもの）

手順③ 常温合材（簡易アスファルト）又はモルタルによる簡易復旧

なお、特殊舗装（タイル、レンガ等）の場合は、水道局による現況復旧はいたしかねますので、御了承ください。

5 お問い合わせ先

横浜市水道局 ○○方面工事課（○○水道事務所）工事（維持）係
担当者：○○ ○○
TEL○○○-○○○-○○○

別表—1

水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート

工事名： _____

請 負 人 _____

現場代理人 _____

給水装置工事主任技術者

_____ (社名) _____ (氏名) _____ 印

施工日		/	/	/	/	/	/	
取付替No. (原則として、設計図書に準じて記載)								
チ エ ッ ク リ ス ト	分 岐 工 事	①水道用ナル付分水栓設置箇所の管肌清掃を行っているか。						
		②分岐位置は他の分岐管又は継手等から 30 cm以上離れたか。						
		③水道用ナル付分水栓が配水管に垂直に固定されているか。						
		④水道用ナル付分水栓の取付ボルトが片締めになっていないか。						
		⑤取付ボルトを標準トルクで締め付けているか。〈表-1 参照〉						
		⑥管種に適合の穿孔機、穿孔用きり、コア挿入機を使用しているか。						
		⑦適切に切粉の排出を行いながら穿孔できたか。						
		⑧穿孔部分に確実に密着形コアが装着できたか。						
		⑨穿孔後、キャップを上部に取付けているか。						
	ス テ ン レ ス 配 管	①使用する材料の規格等は適切か。						
		②管の切断は、ロータリーチューブカッターを使用し、管軸に対し直角に変形がないよう切断できたか。						
		③管に差し込み深さのマーキング等を行い、適切な差込位置で締め込みを行ったか。(溝付けなしタイプの場合) 〈表-2 参照〉						
		④溝付けタイプの継手の場合、適切な位置に溝付けができていないか。〈表-3 参照〉						
		⑤締め付けは、パイレンチを使用し標準締め付けトルクまで締めこんでいるか。〈表-4 参照〉						
		⑥締め付けにより、袋ナットが焼き付を起こしていないか。						
		⑦異種管との接合部は、適切な絶縁ができていないか。						
		⑧水道用波状ステンレス鋼管の波状部の曲げ角度は 90° 以内か。						
		⑨水道用波状ステンレス鋼管の波状部の曲げは均一であるか。						
最 終 確 認	①配管工事完了後、耐圧試験(常圧)により不良箇所がないことを確認後、洗浄・通水を行ったか。水質試験を行ったか。							
	②ポリエチレンスリーブの被覆を行ったか。							

標準締め付けトルク 単位：N・m		
呼び径	M16	M20
DIP・SGP-VB	60	75
HIVP	40	—

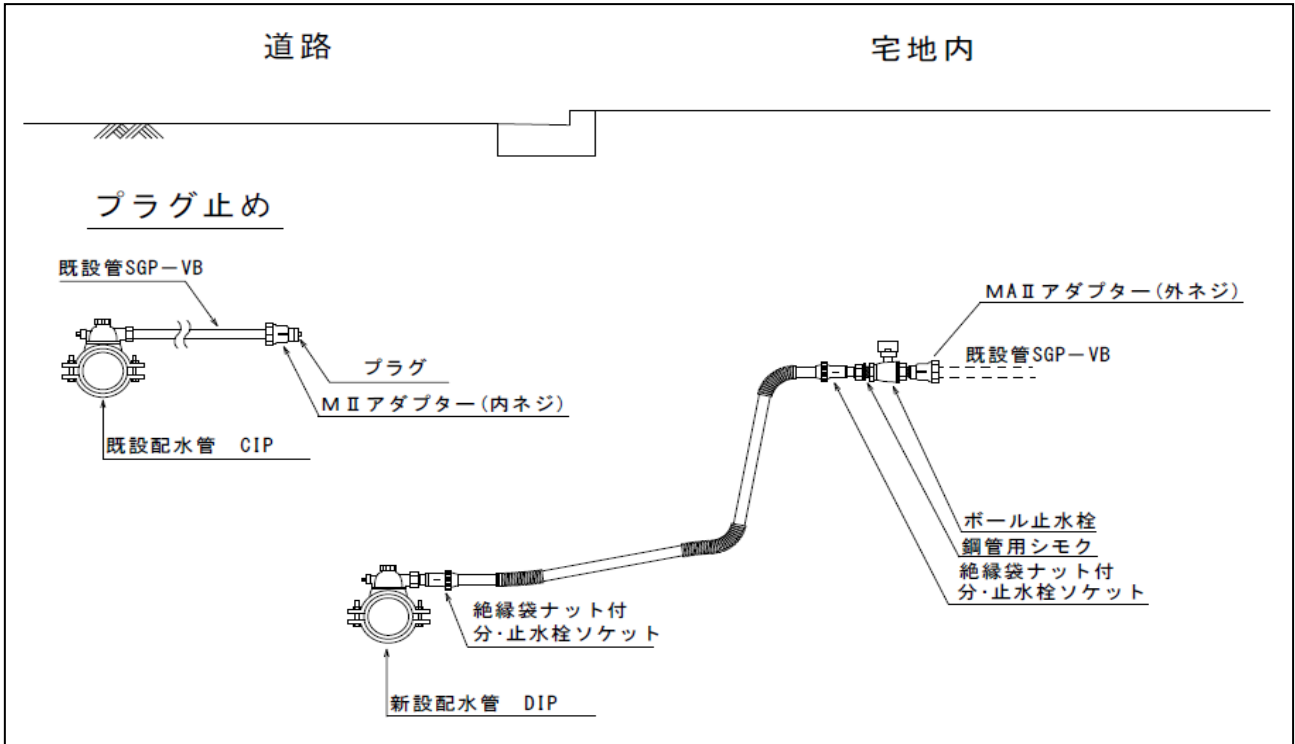
呼び径	袋ナット式	ブッシュ式
20、25	81	
30	85	86
40、50		93

呼び径	管端面からの距離	溝付け深さ
20、25	49	0.75
30、40、50	56	

標準締め付けトルク 単位：N・m	
呼び径	標準締め付けトルク
20、25	70
30、40、50	120

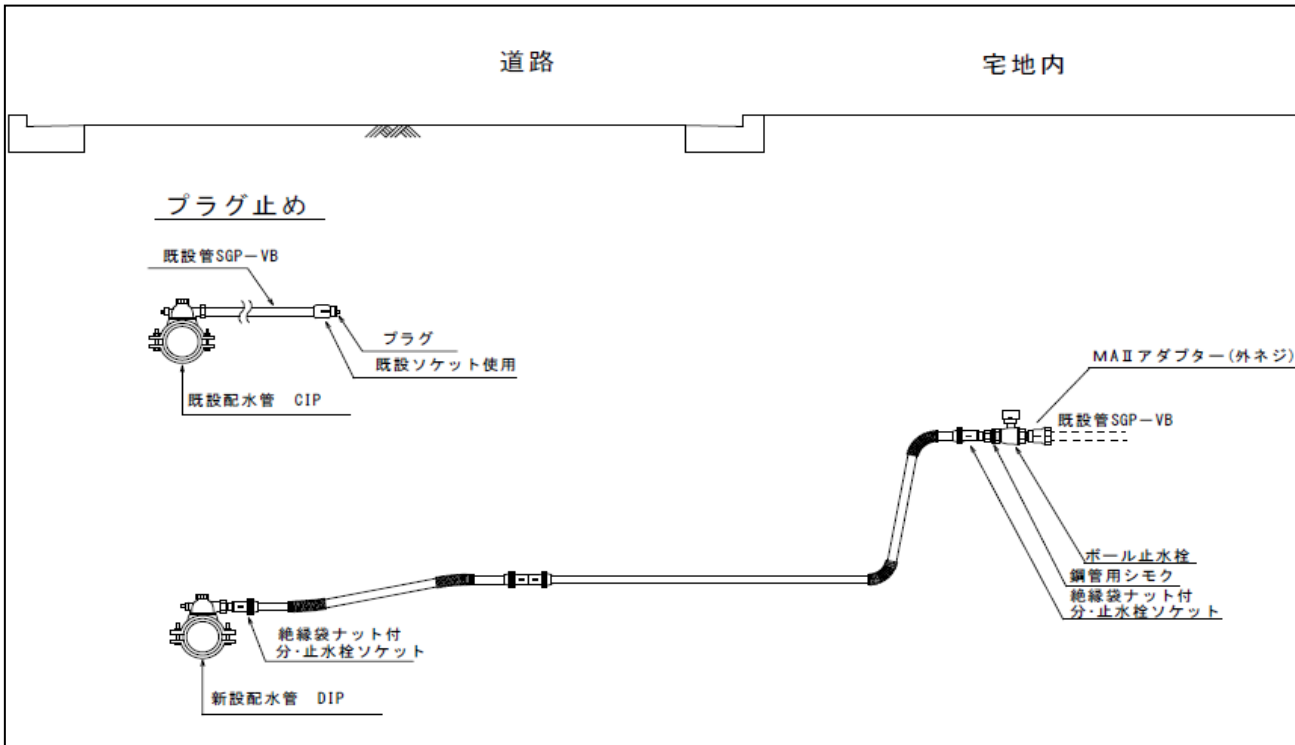
標準図—1

取付替工事標準配管図 (ステンレス配管) 引込タイプ A
(4 m 以下用)



※ 配水管分岐部から既設管との接続部 (宅地内 1m 含む) の距離が 4 m 以下の場合に適用。

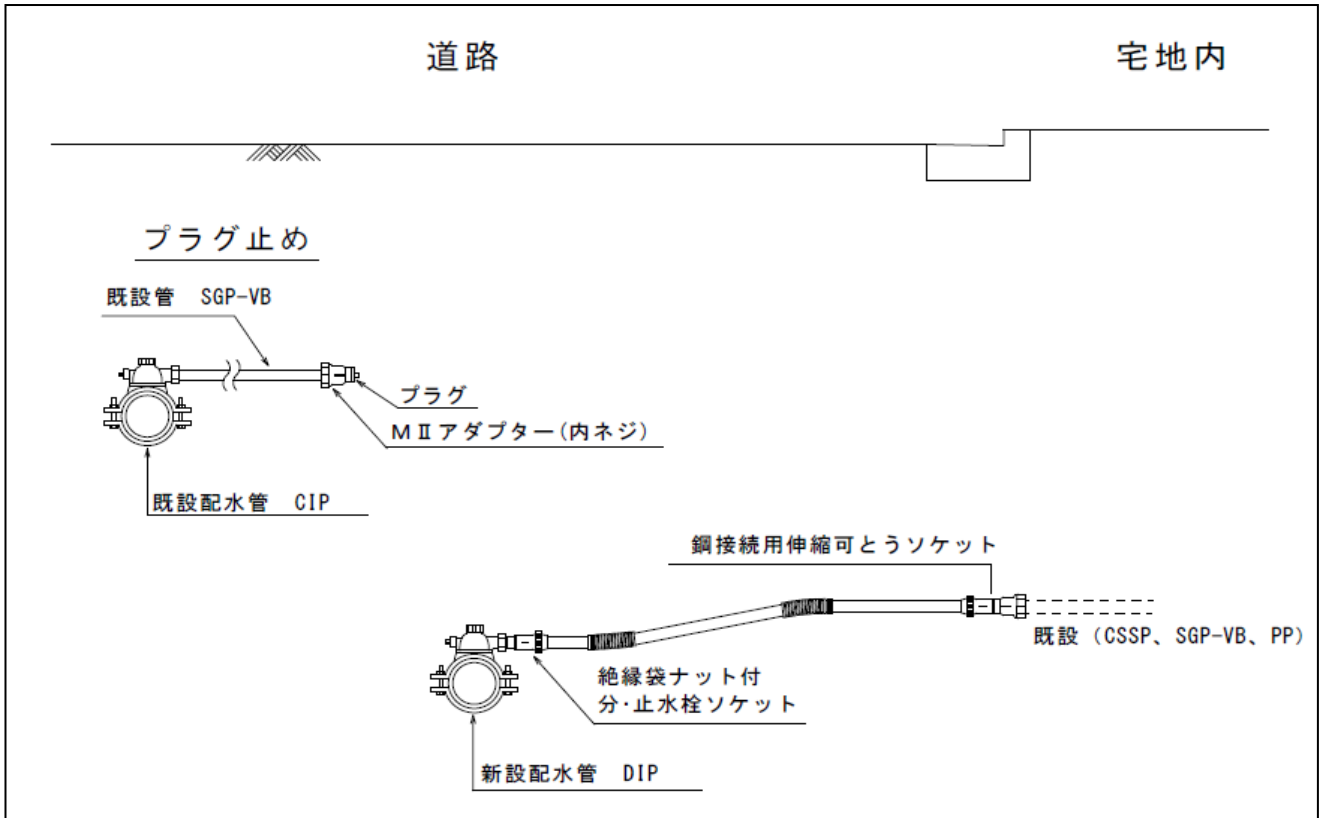
取付替工事標準配管図 (ステンレス配管) 引込タイプ B
(4 m 超用)



※ 配水管分岐部から既設管との接続部 (宅地内 1m 含む) の距離が 4 m を超える場合に適用。

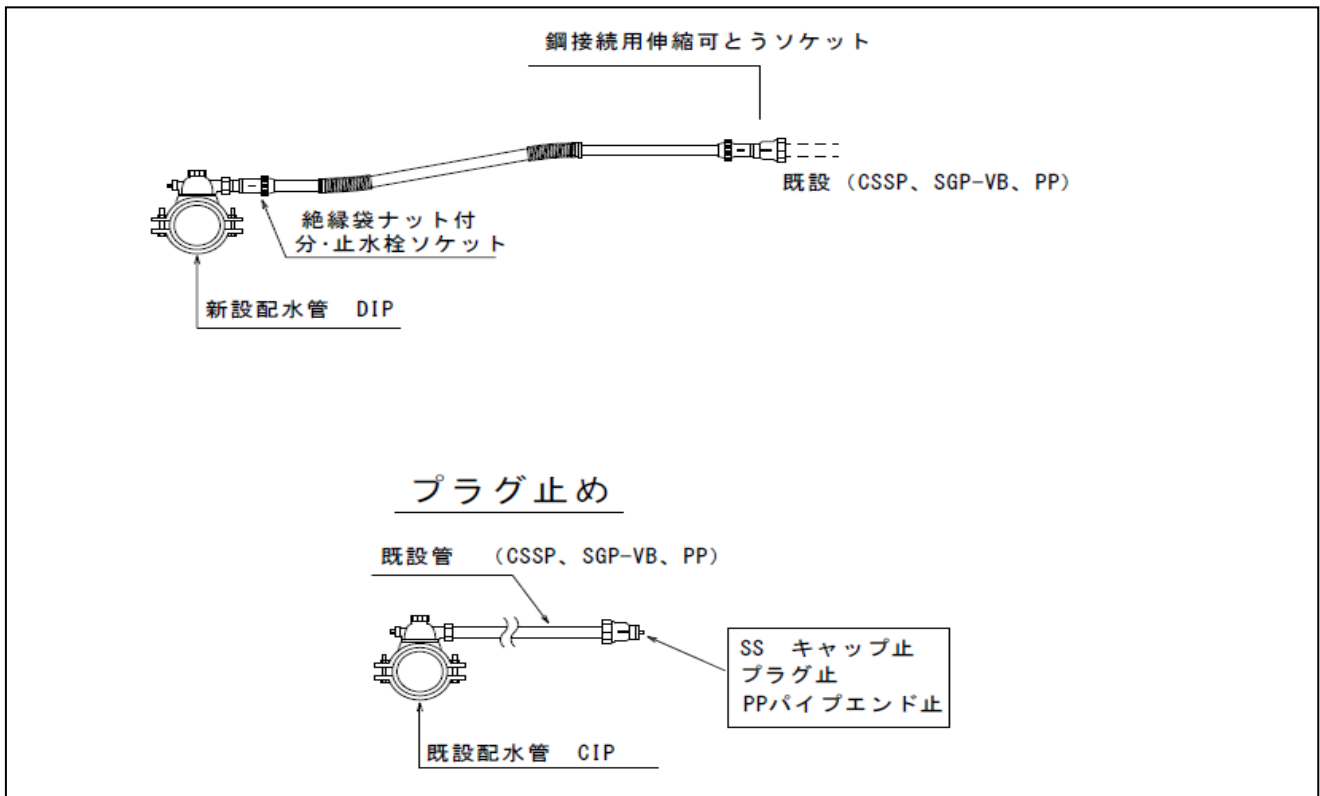
標準図—2

取付替工事標準配管図 (ステンレス配管)



標準図—3

取付替工事標準配管図 (既設ステンレス鋼管、SGP-VB、PP 用)
(直近)



「給水台帳（出来形図）」

作成の標準

横 浜 市 水 道 局

(目的)

「給水台帳（出来形図）」は給水引込管及び口径 50mm以下の公設管、私有管の維持管理上重要な情報の根拠となるため、施工内容を明確に表現した内容であること。作成にあたっては、設計図書等で指定されたすべての給水装置及び口径 50mm以下の公設管、私有管について一か所単位とすること。

1 給水台帳作成について（図面作成例参照）

(1) 案内図

原則として、監督員が提供する水道配管平面図を利用し案内図とする。

ア 図面の配置

図面の上が北となるように上位に配置する。

イ 縮尺

縮尺は Not to scale（略号：NTS）とする。

ウ 記入範囲

工事箇所が容易に理解できるよう主要な目標物、付近の状況等を含んだ範囲をバランスよく配置する。個人情報は表記しない。

エ 記入項目

方位、工事場所

(2) 取付替配管図

ア 図面の配置

取付替箇所ごとに配管図を作成する。

イ 案内図との相互関連

案内図と同方位（北方向が紙面の上方）で作図し、配管を南方向から北方向に見たイメージで右斜め 45° に配管線を傾斜させて立体的に表現する。

上記の様に配管図を作成すると、取付替位置と既設管接続位置が案内図と同一になり相互関連が成り立つので、この様に作図する事。

ウ 縮尺

縮尺は Not to scale（略号：NTS）とする。

エ 配管記号

「第3編第4 表示記号」と「給水台帳（出来形図）作成例」を参考に記入する事。

オ 新設管、既設管、撤去管の表現

新設管を太い実線で記入し、線の直近又は引き出し線で属性を口径/管種 /延長順に記入する。「φ」「m」は省略する。

既設管を点線で記入し、線の直近又は引き出し線で属性を管種/口径順に記入する。「φ」は省略する。

撤去管は管種、口径別延長を記入する。

ビニルライニング鋼管の表記は新設管、既設管を共に「SGP-VB」とする。

水道用波状ステンレス鋼管を「CSSP」、水道用ステンレス鋼管を「SSP」と表記する。

延長については、取付替配管図は、実際の新設管延長を記入し、道路部については、道路部のみの新設管路延長を明記する。

カ 官民境界の表現

官民境界は「一点鎖線」で表記し、既設管接続位置の箇所は工事場所に併せて“☑”にて表現する。接続位置が宅地内ならば宅地内方向に「一点鎖線」から矢印を表記し「宅地内」と記入する。私道の場合も同様とし「私道内」と記入する。歩道の表記も同様とし「一点鎖線」で表現する。

キ 取付替番号と水栓番号及び公設管、私有管番号の記入

原則として、設計図書に準ずること。「給水台帳（出来形図）作成例」のとおり各欄に記入する。

ク 取付替位置オフセットの表記

(ア) 本管取付替位置をDP（取付替位置の本管天端深さ）、OP（取付替位置から既設管接続位置に向かったの官民境界又は、民民境界までの最短距離）を記入する。（接続する既設管占用位置が公道内のみ場合は未記入）

(イ) 取付替配管図内（ m）の表記については、官民境界又は、民民境界を基準に道路部、または宅地部にて既設管と接続した位置の最短距離を記入する。歩道がある場合も同様とする。

(3) 共通項目

共通項目は工事箇所ごとに表記する。また、“☑”を伴う箇所も同様に表記する。

公設管、私有管番号が付いている管路の取付替工事を行った場合は、管路番号を表記する。

給水分岐短管を使用した場合は、それが分かるよう表記する。

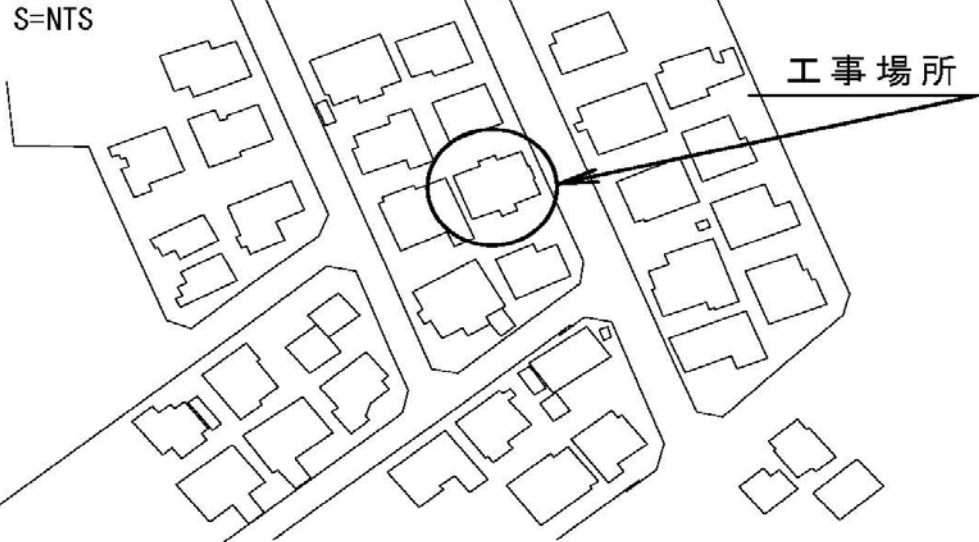
					取付替番号 No.		
給水台帳（出来形図）					行政区		区
					水栓番号		—
年度		起工番号		工事場所（ ）	管路番号		—
工事名					メッシュ番号		— : —
請負人	社名			指定給水装置工事事業者	社名		
	現場代理人	氏名		給水装置工事主任技術者	氏名		
横浜市水道局 課 係				施工年月日	令和	年 月 日	
(案内図)							
道路幅員：		m	OP：	m	DP：	m	止水栓きょう設置
既設管接続位置		<input type="checkbox"/> 道路内	<input type="checkbox"/> 官民境界	<input type="checkbox"/> 宅地内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(取付替配管図)							

作成例 1 (宅地内接続)

取付替番号 No. ○

給水台帳 (出来形図)				行政区	○○○ 区	
年度	○	起工番号	○○	工事場所 (○)	水栓番号	○○ - ○○○○
工事名				メッシュ番号	○ - ○ : ○ - ○	
請負人				指定給水装置工事事業者	株式会社○○○○	
現場代理人				給水装置工事主任技術者	○○○○	
横浜市水道局○○課○○○○係				施工年月日	令和○年○○月○○日	

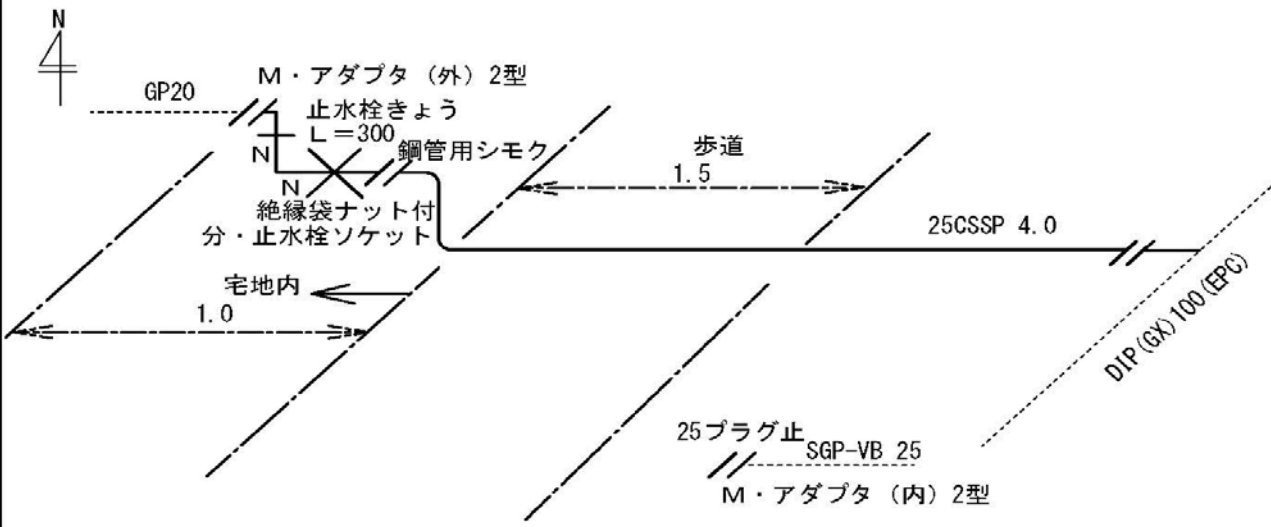
(案内図) S=NTS



道路幅員: 6.0 m OP: 3.5 m DP: 0.85 m 止水栓きょう設置

既設管接続位置 道路内 官民境界 宅地内 有 無

(取付替配管図) S=NTS



撤去管

管種	口径	延長
SGP-VB	25	1.5
GP	25	1.0
GP	20	0.5

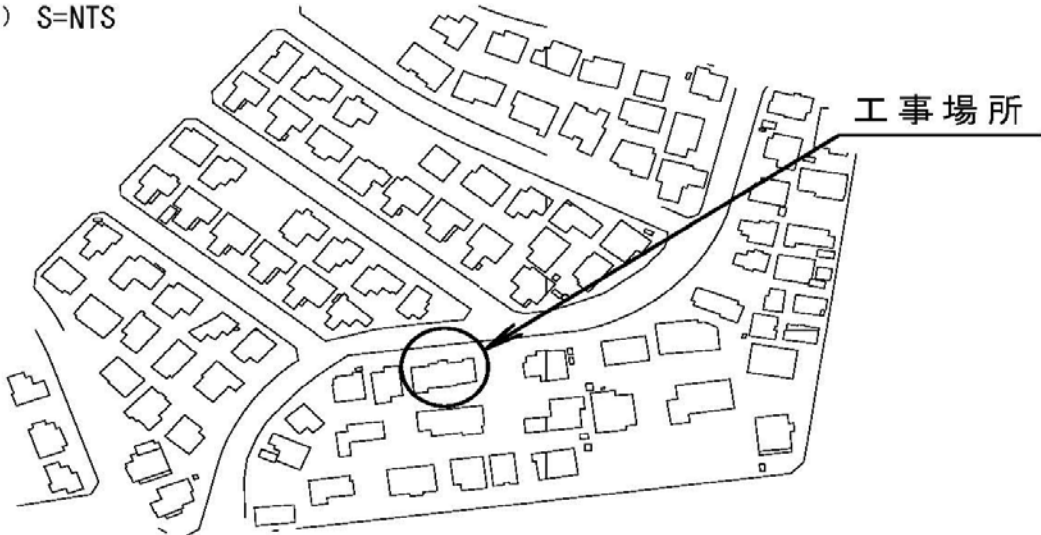
作成例 2 (官民境界接続)

取付替番号 No. ○

給水台帳 (出来形図)

年度	○	起工番号	○○	工事場所 (○)	行政区	○○○ 区
					水栓番号	○○ - ○○○○
					管路番号	-
工事名	○○ほか1か所○○○○○○○○○○工事				メッシュ番号	○ - ○ : ○ - ○
請負人	○○○○株式会社			指定給水装置工事事業者	株式会社○○○○	
	現場代理人		○○○○	給水装置工事主任技術者	○○○○	
横浜市水道局○○課○○○○係				施工年月日	令和○年○月○日	

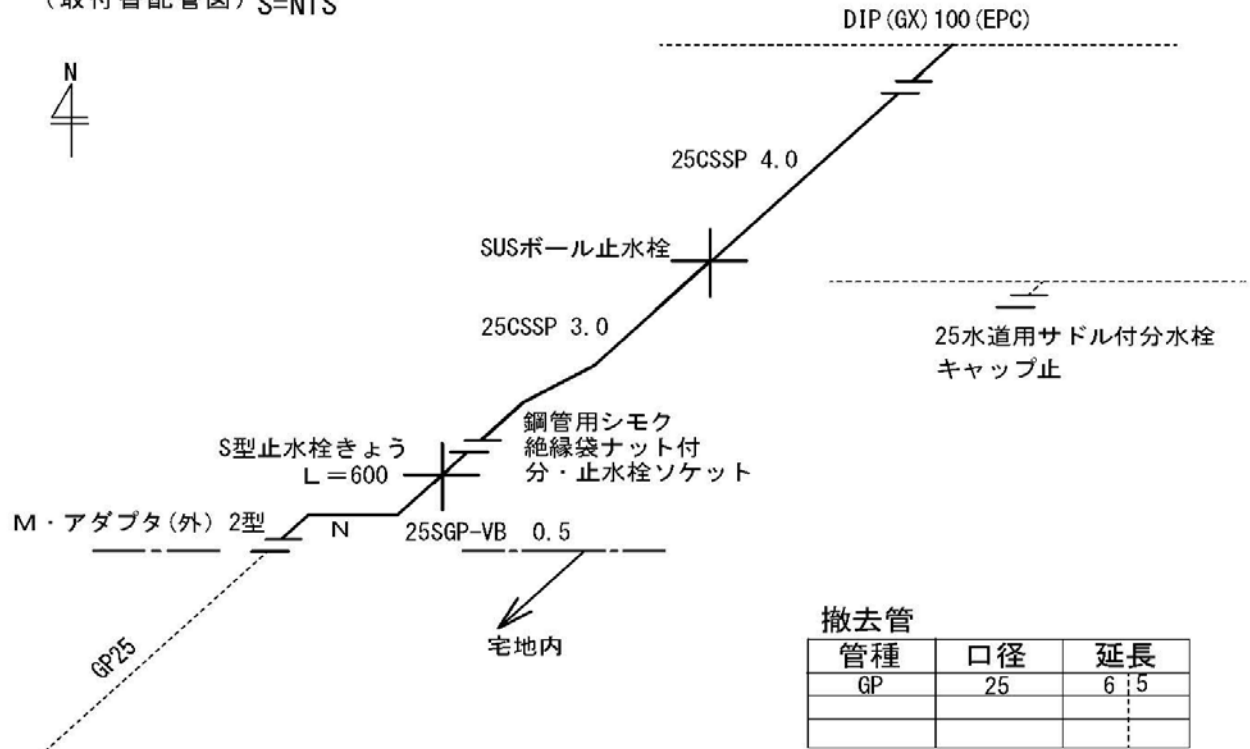
(案内図) S=NTS



道路幅員: 8.5 m OP: 7.0 m DP: 1.2 m 止水栓きょう設置

既設管接続位置 道路内 官民境界 宅地内 有 無

(取付替配管図) S=NTS



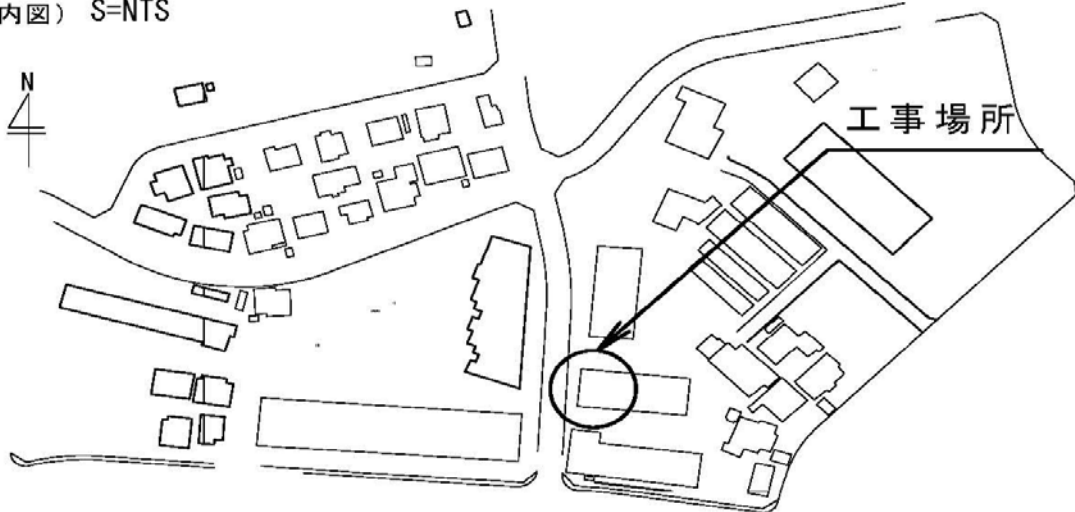
(A4)

作成例 3 (道路内接続)

取付替番号 No. ○

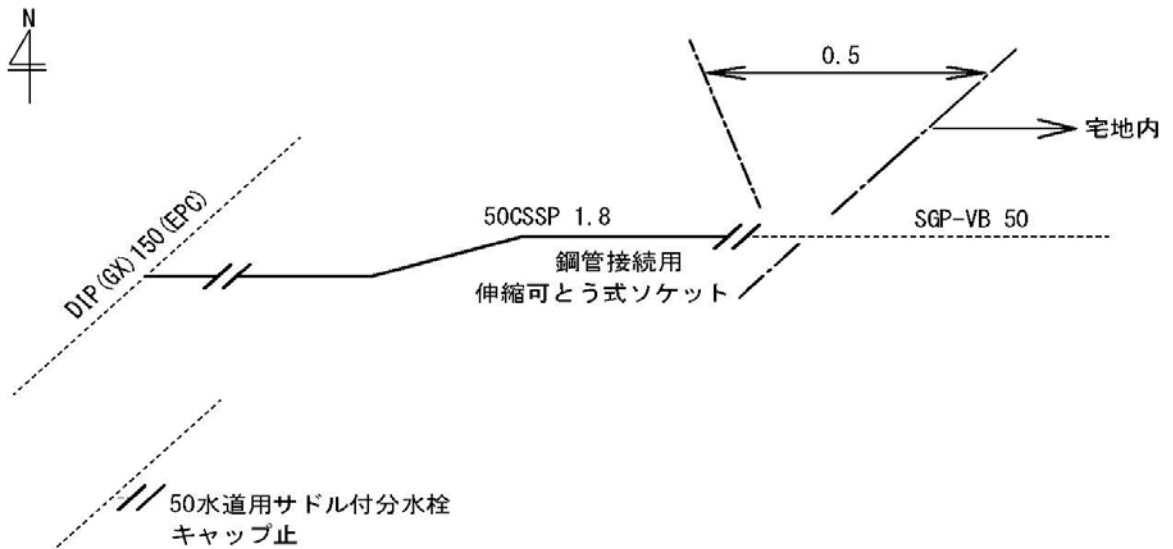
給水台帳 (出来形図)				行政区	○○○ 区
年度	○	起工番号	○○	工事場所 (○)	
				水栓番号	○○ - ○○○○
				管路番号	-
工事名	○○他1か所○○○○○○○○○工事			メッシュ番号	○ - ○ : ○ - ○
請負人	○○○○株式会社			指定給水装置工事事業者	株式会社○○○○
	現場代理人	○○○○		給水装置工事主任技術者	○○○○
横浜市水道局○○課○○○○係				施工年月日	令和○年○○月○○日

(案内図) S=NTS



道路幅員 :	6.5 m	OP :	2.2 m	DP :	0.85 m	止水栓きょう設置
既設管接続位置	<input checked="" type="checkbox"/> 道路内	<input type="checkbox"/> 官民境界	<input type="checkbox"/> 宅地内			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

(取付替配管図) S=NTS



撤去管

管種	口径	延長
SGP-VB	50	1.5

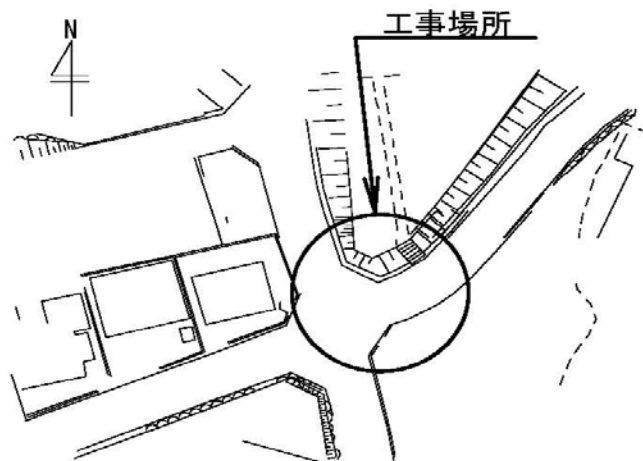
(A4)

作成例 4 (公・私有管接続)

取付替番号 No. ○

給水台帳 (出来形図)				行政区	○○○ 区
年度	○	起工番号	○○	工事場所 (○)	
				水栓番号	—
				管路番号	公 — ○○
工事名	○○ほか1か所○○○○○○○○○○工事			メッシュ番号	○ — ○ : ○ — ○
請負人	○○○○株式会社			指定給水装置工事事業者	株式会社○○○○
	現場代理人	○○○○		給水装置工事主任技術者	○○○○
横浜市水道局○○課○○○○係				施工年月日	令和○年○○月○○日

(案内図) S=NTS



道路幅員 :	— m	OP :	— m	DP :	0.85 m	止水栓きょう設置
既設管接続位置	<input checked="" type="checkbox"/> 道路内	<input type="checkbox"/> 官民境界	<input type="checkbox"/> 宅地内	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

(取付替配管図) S=NTS



撤去管

管種	口径	延長
SGP-VB	50	2.5

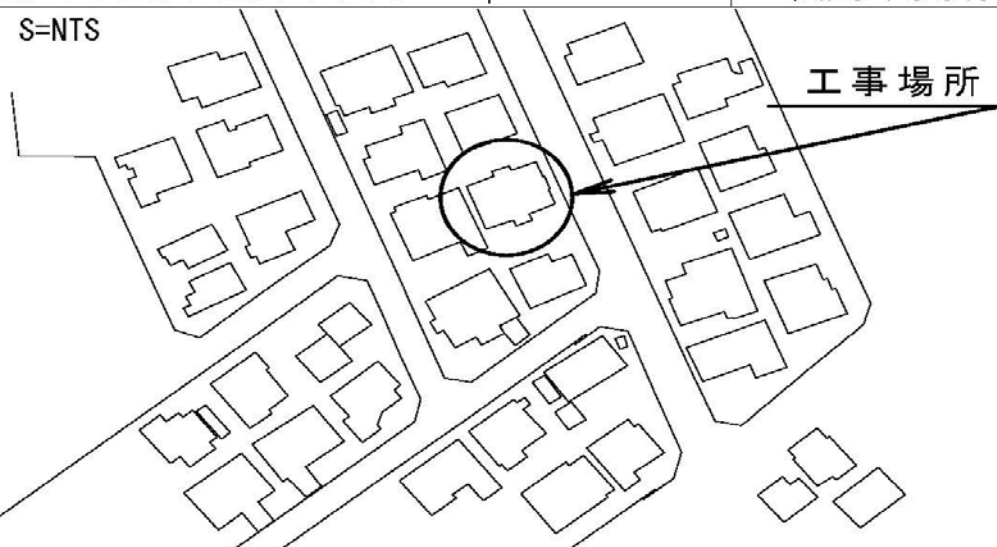
(A4)

作成例 5 (給水分岐短管使用)

取付替番号 No. ○

給水台帳 (出来形図)				行政区	○○○ 区
年度	○	起工番号	○○	工事場所 (○)	
				水栓番号	○○ - ○○○○
				管路番号	-
工事名	○○ほか1か所○○○○○○○○○○工事			メッシュ番号	○ - ○ : ○ - ○
請負人	○○○○株式会社			指定給水装置工事事業者	株式会社○○○○
	現場代理人	○○○○		給水装置工事主任技術者	○○○○
横浜市水道局○○課○○○○係				施工年月日	令和○年○○月○○日

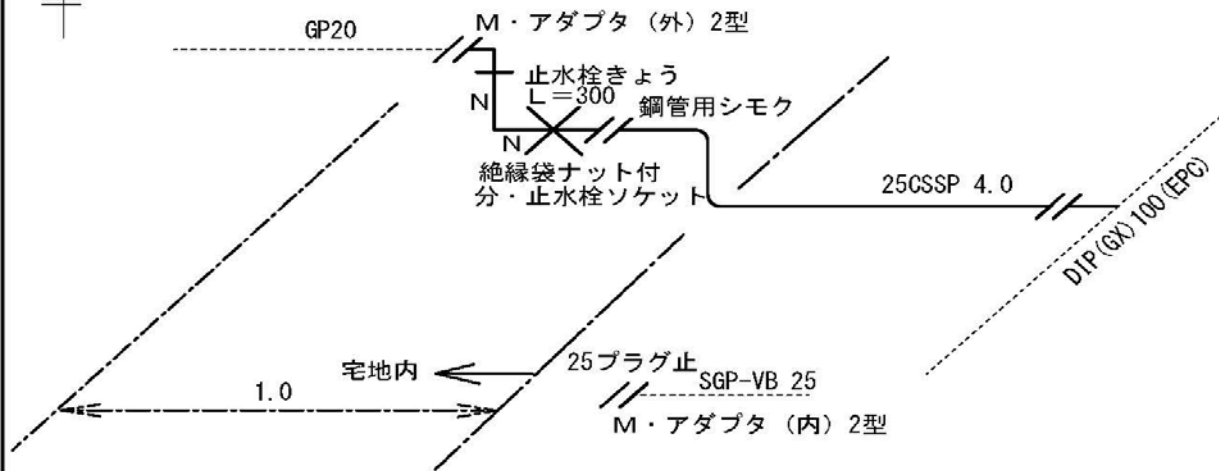
(案内図) S=NTS



道路幅員 :	6.0 m	OP :	3.5 m	DP :	0.85 m	止水栓きょう設置	
既設管接続位置	<input type="checkbox"/> 道路内	<input type="checkbox"/> 官民境界	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地内	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

(取付替配管図) S=NTS

給水分岐短管使用



撤去管

管種	口径	延長
SGP-VB	25	1.5
GP	25	1.0
GP	20	0.5

(A 4)

土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書

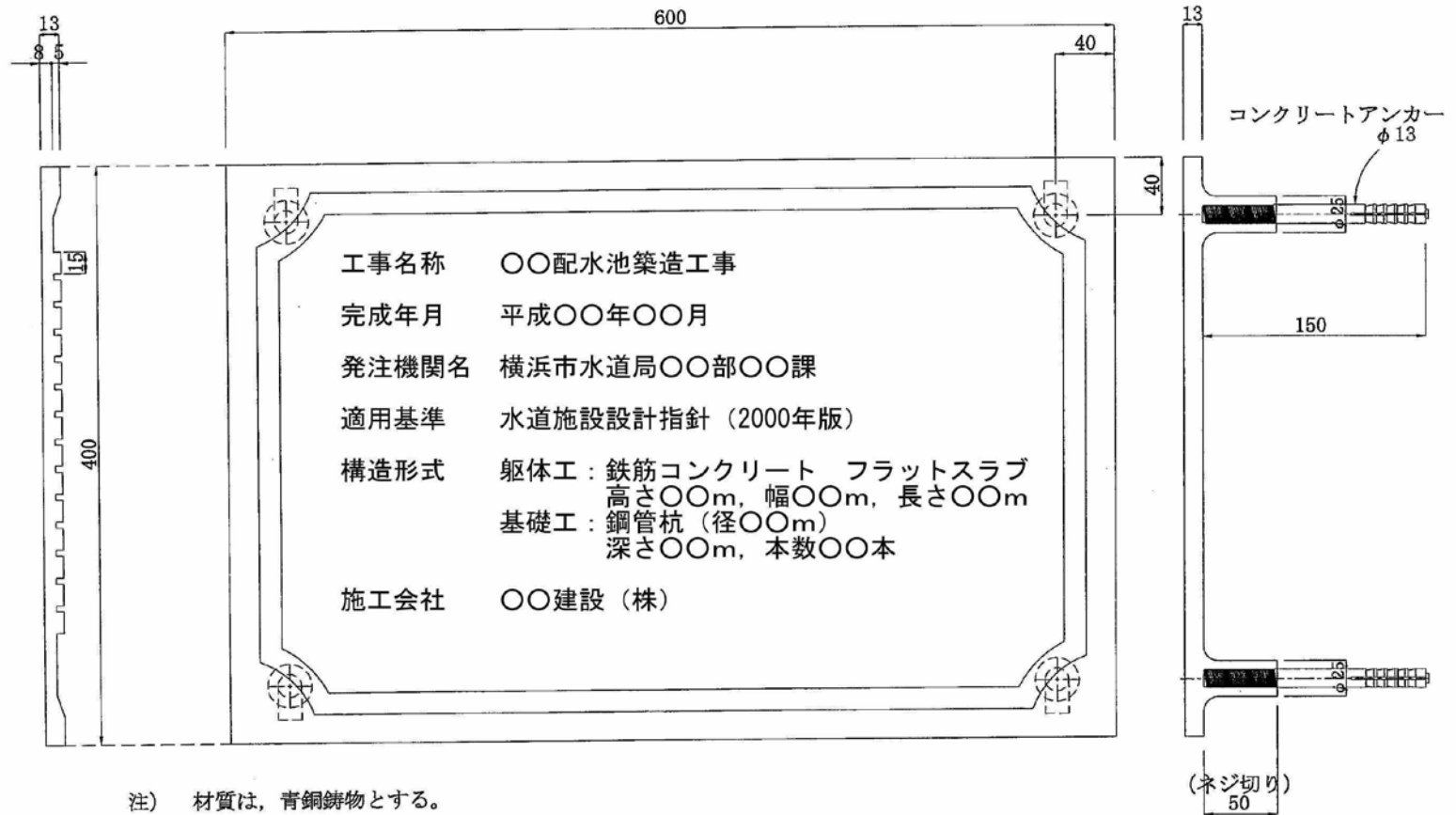
平成 28 年 4 月 1 日

- 1 土木コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。ただし、構造物・目的物の種類によってはこの限りではない。
- 2 スペーサーは、構造物の側面については、原則1㎡につき2個以上、構造物の底面については、原則1㎡につき4個以上設置すること。
- 3 重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材齢28日強度の推定調査を別に定める要領により実施し、調査結果を監督員に提出すること。
テストハンマーによる強度推定調査の結果が所定の強度を得られない場合については、別に定める要領により原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施し、調査結果（強度推定調査票）を監督員に提出すること。
- 4 重要なコンクリート構造物は、ひび割れ発生状況調査を別に定める要領により実施し調査結果を監督員に提出すること。
- 5 重要なコンクリート構造物は、構造物の諸元、請負人名、しゅん功年月等を表示した銘板を設置すること。

※ 重要なコンクリート構造物とは、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう上部工、下部工（ただしPCは除く）、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体等とする。

コンクリート構造物の銘板の取扱い

横浜市水道局記載事項例（イメージ）
（配水池築造工）



「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領

平成 28 年 4 月 1 日

施工完了後のコンクリート構造物の検査は、次により実施する。

1 テストハンマーによる強度推定調査

(1) 適用範囲

高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但し PC は除く）、トンネル、高さ 3 m 以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体等を対象とする。

なお、監督員の指示によりその他の構造物についても対象とすることができる。

(2) 調査頻度

鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類は目地間、トンネル、取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体及び特殊人孔は 1 打設部分、その他の構造物は強度が同じブロックを 1 構造物の単位とする。なお、監督員との協議により、調査頻度を変更することができる。

(3) 調査

ア 調査方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施すること。

(ア) 各単位につき 3 箇所調査を実施する。

(イ) 調査の結果、平均強度が設計基準強度を下回った場合、もしくは 1 回の調査結果が設計基準強度の 85% 以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を 5 箇所実施する。

(ウ) 再調査の結果でも平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは 1 箇所の強度が設計基準強度の 85% 以下となった場合は、原位置のコアを採取し圧縮強度試験を実施する。

(エ) 原位置のコア採取及び圧縮強度試験については、「2 圧縮強度試験の実施」による。

イ 調査の立会は、監督員及び請負人が立会のうえ実施すること。

なお、監督員の立会頻度は、30% 程度とする。

ウ 調査の報告は、構造物ごとに「別添様式-1」を作成し、監督員に提出すること。

(4) 調査時期

ア 原則、材齢 28 日から 91 日の間に測定すること。

フーチング、底版等で竣工時に地中や水中にある部位については、材齢に達した後、施工期間中に測定すること。

イ 工期等により、上記期間内に測定出来ない場合は、以下により再調査の必要性等を判断すること。

(ア) 材齢 9 日以前の測定は、実施しない。

(イ) 材齢 10 日で測定を行う場合は、推定強度を 1.55 倍して評価する。

(ウ) 材齢 20 日で測定を行う場合は、推定強度を 1.12 倍して評価する。

(エ) 材齢 28 日から 91 日に測定を行う場合は、補正を行わない。

(オ)材齢92日以降に測定を行う場合は、補正を行わない。

(カ)材齢10日から28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。

ウ 原則、足場が設置されている間に実施すること。

(5)測定反発度の補正

ア 打撃方向は常に測定面に直角に行うこと。

構造物の形状等により水平方向への打撃が困難な場合は、JSCE-G504 に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。

イ 原則、乾燥した状態の箇所で測定すること。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合は、以下を用いても良い。

(ア)測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合は、測定された反発度に補正値3を加える。

(イ)測定位置が濡れている場合は、測定された反発度に補正値5を加える。

(6)推定強度の計算方法

基準反発度 R_0 からテストハンマー強度 F を推定する式（日本材料学会式）は、以下による。

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times R_0) \times \alpha$$

ここで、 F : 推定強度

R_0 : 基準反発度 ※ $R_0 = R + \Delta R$

R : 測定反発度

ΔR : 角度、湿潤による補正を行った反発度

α : 材齢係数

2 圧縮強度試験の実施

「1 テストハンマーによる強度推定調査」の再調査の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、以下による。

(1)コアの採取

所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取する。採取位置については監督員と協議を行い、実施すること。

なお、コア採取位置、供試体の抜取り寸法等の決定については、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行わなければならない。

(2)圧縮強度試験

ア 試験方法は、「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法（JISA1107）」により実施すること。

イ 試験の立会は、監督員及び請負人が立会のうえ実施すること。

ウ 試験の報告は、構造物ごとに「別添様式-1」を作成し、監督員に提出すること。

3 圧縮強度試験結果が所定の強度を得られなかった場合

圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員に報告し、協議すること。

(別添様式－ 1)

テストハンマーによる強度推定調査票(1)

工事名	
請負者名	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定No		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他()		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他()		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他()		
構造物位置図(設計平面図等の利用を標準とする)			

テストハンマーによる強度推定調査票(2)

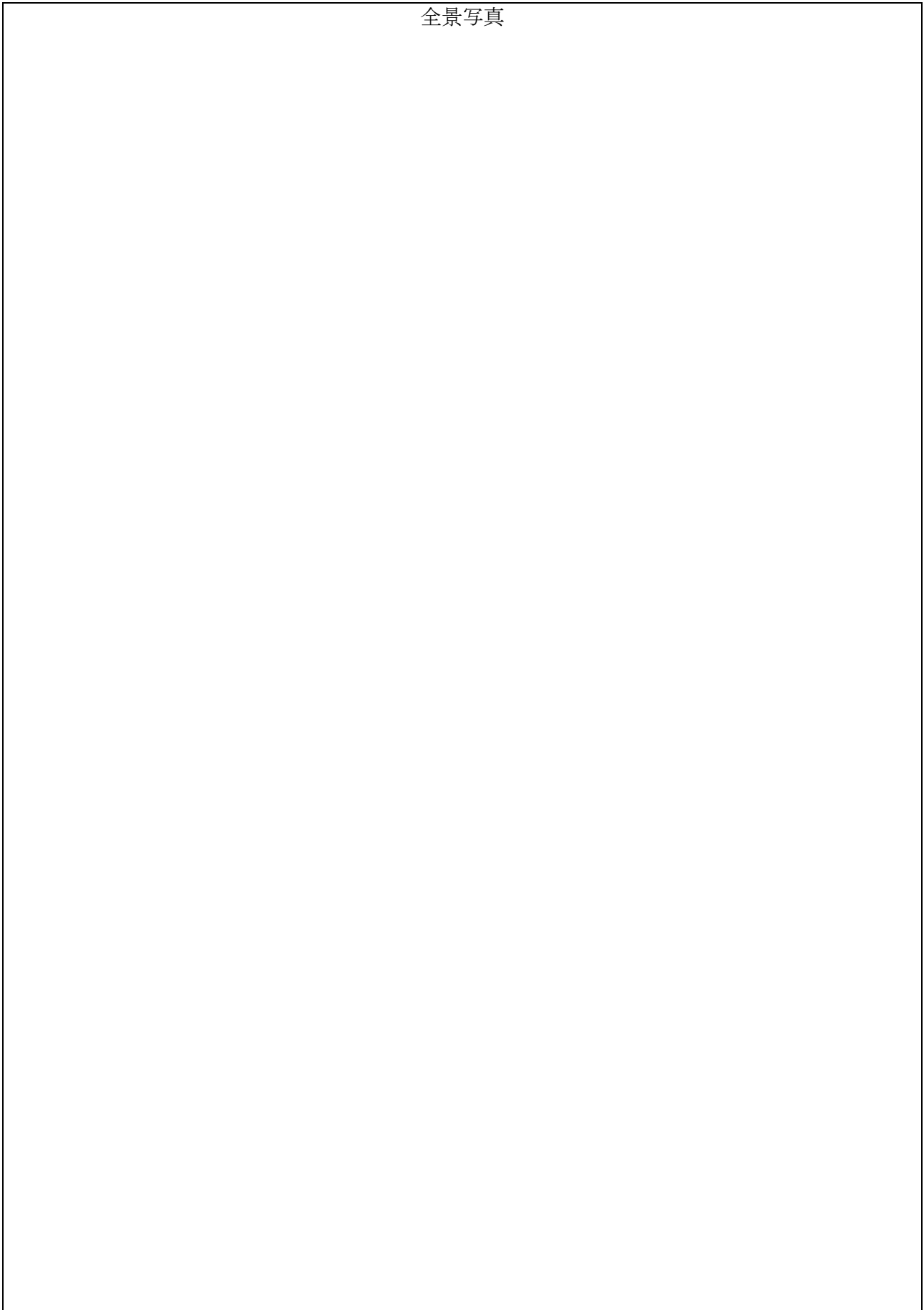
構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

構造物一般図

テストハンマーによる強度推定調査票(3)

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

全景写真



テストハンマーによる強度推定調査票(4)

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度 (N/mm ²)					
反発硬度					
打撃方向 (補正值)	()	()	()	()	()
乾燥状態 (補正值)	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥 ・湿っている ・濡れている
	()	()	()	()	()
材齢	日	日	日	日	日
	()	()	()	()	()
推定強度結果の最大値					N/mm ²
推定強度結果の最小値					N/mm ²
推定強度結果の最大値と最小値の差					N/mm ²

テストハンマーによる強度推定調査票(5)

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

強度測定箇所

テストハンマーによる強度推定調査票(6)

ーコア採取による圧縮強度試験ー

コンクリートの圧縮試験結果

材齢28日圧縮強度試験	1 本目の試験結果	
同	2 本目の試験結果	
同	3 本目の試験結果	
同	3 本の平均値	
〔備考〕		

「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領

平成 28 年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 10 月 1 日 改正

工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れ発生状況調査は、次により実施する。

(1) 適用範囲

ひび割れ発生状況調査の対象は、高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積が 2.5 m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう上部工、下部工（ただし PC は除く）、トンネル、高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・配水施設の躯体等とする。

なお、監督員の指示によりその他の構造物についても対象とすることができる。

(2) 調査方法

- 1) 0.2 mm 以上のひび割れ幅について、発生箇所のスケッチ図を作成し、対応する写真も添付し調査票にまとめる。
- 2) ひび割れ等の変状が認められた部分はマーキングを行う。

(3) 調査時期

調査は、足場が存置されている間に実施する。

(4) 調査の報告

構造物ごとに別紙様式により調査票を作成し、監督員に提出する。

(5) 調査結果の評価

評価にあったては、別添の「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考とする。

(別添)

ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項

【原因の推定方法】

原因の推定方法は、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）で詳しく述べられており、これを参考にされたい。

ひび割れの発生パターン（発生時期、規則性、形態）・コンクリート変形要因（収縮性、膨張性、その他）・配合（富配合、貧配合）・気象条件（気温、湿度）を総合的に判断して、原因を推定することができる。

また、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」（土木学会）においても、ひび割れの発生原因の推定等について記述されているので、参考にされたい。

【判断基準】

補修の要否に関するひび割れ幅については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（第4章 評価）に記載されている。施工時に発生する初期欠陥については、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」に示されている。

実際の運用にあつたては、対象とする構造物や環境条件により、補修・補強の要否の判断基準は異なる。完成時に発生しているひび割れは、すべてが問題となるひび割れではない。例えば、ボックスカルバートなどに発生する水和熱によるひび割れに関しては、ボックスカルバートの形状から発生することが避けられないひび割れであるが、機能上何ら問題は無い。

ひび割れ調査票（1）

工事名	
請負人	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定 NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和	年	月 日
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から k m		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他 ()		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他 ()		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他 ()		
構造物位置図（設計平面図等の利用を標準とする）			

ひび割れ調査票（2）

構造物一般図

ひび割れ調査票（3）

ひび割れ	有、 無	本数： 1～2本、3～5本、多数
		ひび割れ総延長 約 m
		最大ひび割れ幅（○で囲む） 0.2mm以下、0.3mm以下、 0.4mm以下、0.5mm以下、 0.6mm以下、0.8mm以下、 _____mm
		発生時期（○で囲む） 数時間～1日、数日、数10日以上、不明
		規則性：有、無
		形態：網状、表層、貫通、表層 or 貫通
		方向：主鉄筋方向、直角方向、両方向 鉄筋とは無関係

ひび割れ調査票（４）

ひび割れ発生状況のスケッチ図

ひび割れ調査票（5）

構造物名 （工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

ひび割れ発生箇所の写真

契約後 V E 方式の実施に関する特記仕様書

平成24年7月1日

1 適用

この工事は、契約後 V E (Value Engineering) 方式対象工事である。

2 定義

「V E 提案」とは、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人が発注者に行う提案をいう。

3 V E 提案の意義及び範囲

(1) 請負人が V E 提案を行う範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として V E 提案の範囲に含めないものとする。

ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ 工事請負契約約款第19条（以下「契約約款」という。）に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

4 V E 提案書の提出

(1) 請負人は、V E 提案を行おうとする場合、素案の段階において、事前に当該 V E 提案の内容及び当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する時期並びに完成する時期を発注者に通知しなければならない。

(2) 発注者は、前項の通知を受けた場合、全体工期の延長が伴うか否かについて検討を行うこととする。

(3) 前項の検討の結果、全体工期の延長が伴う場合は、発注者は V E 提案を受けるか否か、又は、請負人は V E 提案を行うか否かについて、発注者と請負人で協議して定めることとする。ただし、当該協議が成立しない場合は、発注者は対応を定め、請負人に通知することとする。

(4) 請負人が V E 提案を行う場合は、V E 提案書（様式 1～4）に基づき、V E 提案書を作成し発注者に提出することとする。

(5) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負人に求めることができる。

(6) VE提案は、契約の締結日から、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、提出するものとする。

(7) VE提案の提出費用は、請負人の負担とする。

5 VE提案の審査

請負人のVE提案は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価して発注者が審査する。

6 VE提案の採否等

(1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内にVE提案採否通知書（様式5）により請負人に通知しなければならない。ただし、請負人の同意を得た場合は、この期間を延期することができるものとする。また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。

(2) 発注者は、契約後VE対象工事に係る契約約款特約条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約約款第25条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。また、請負代金額の変更は、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

(3) VE提案が、適正と認められた後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、請負人はこれに応じるものとする。

(4) VE提案を採用した後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等のVE管理費について、発注者と請負人で協議して定めるものとする。

(5) 発注者は、VE提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けないものとする。

7 VE提案の保護

VE提案について、発注者がその他の工事において使用する場合に、請負人に承諾を得ることを求める場合は、様式4の(3)「VE提案が採用された場合に留意すべき事項」の欄に承諾を求める旨記載することとし、その記載がない場合発注者は請負人の承諾が得られたものとする。ただし、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、請負人の承諾を得ずに使用できるものとする。

なお、VE提案が、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

8 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負人の責任は否定されるものではないものとする。

様式 1

V E 提 案 書

年 月 日

横浜市水道事業管理者
水道局長

請負人 住所
氏名

印

年 月 日契約の 工事の契約後 V E 方式の実施に関する特記仕様書
4 (1)に基づき V E 提案書を提出いたします。

契約番号： 工 事 名： 契約年月日：	連絡者氏名 TEL FAX	
V E 提案の概要		
番 号*	項 目 内 容	概算低減額 (千円)
概 算 低 減 額 合 計		
V E 提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比表 (様式 2) (2) V E 提案による概算低減額及び算出根拠 (様式 3) (3) 関連工事との関係等 (様式 4) (4) その他詳細資料及び図面		

※通し番号を付してください

様式 2

番 号※		項目内容	
------	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比	
<現状>	<改善策>

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明

(5) その他

※様式 1 の番号と一致させてください

様式 3

番 号*		項目内容	
------	--	------	--

VE提案による概算低減額及び算出根拠

<現状>					単位：千円	<改善策>					単位：千円
名称及び品出・寸法	数量	単位	単価	金額		名称及び品出・寸法	数量	単位	単価	金額	

※様式1の番号と一致させてください

様式 4

番 号※		項目内容	
------	--	------	--

(1) 関連工事との関係

(2) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

※様式 1 の番号と一致させてください

注: V E 提案内容を横浜市水道局発注の他の工事で使用する場合に承諾を求める場合は(3)にその旨記載してください。

様

横浜市水道事業管理者
水道局長

印

V E 提案採否通知書

年 月 日付けで提出されました V E 提案に対する審査結果を次のとおり通知します。

1 契約番号： 2 工事名： 3 契約年月日：		V E 提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：		
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項

中間技術検査に関する特記仕様書

平成 16 年 4 月 1 日

- 1 本工事は、中間技術検査の対象工事である。
- 2 中間技術検査は、公共構造物の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
- 3 請負人は、中間技術検査の実施に際して、検査員及び監督員の指示に従わなければならない。
- 4 中間技術検査は、支払いを伴うものではない。
- 5 現場代理人及び主任（監理）技術者は、中間技術検査に立ち会わなければならない。

電子納品に関する特記仕様書

平成 23 年 10 月 1 日

令和 2 年 1 月 24 日 改正

- 1 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品とは、工事の完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品等要領 [土木編]」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を納品することをいう。
- 2 電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]」（以下、「ガイドライン」という。）及び「電子納品運用手順書 [工事編]」（以下、「手順書」という。）を参考にする。
「要領」及び「ガイドライン」並びに「手順書」は、横浜市財政局の下記ウェブページを参照する。
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html
- 3 電子成果品は、電子媒体（CD-R、DVD-R）で正副各 1 部提出する。
※BD-Rを使用する場合は監督員と協議すること。
- 4 電子成果品は、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出する。
「横浜市電子納品チェッカー」は、横浜市財政局の下記ウェブページからダウンロードして使用する。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/checker.html>
- 5 電子納品の対象範囲及び紙による成果品の提出部数については、監督員との事前協議により決定する。

高級舗装の路盤先行工事に関する特記仕様書

平成 22 年 4 月 6 日

- 1 この仕様書は、横浜市道路管理者が管理する道路において、高級舗装の路盤先行工事を行う場合に適用する。
- 2 高級舗装とは、B 交通、C 交通及び D 交通を指すものとする。
- 3 高級舗装における路盤先行工事については、横浜市契約規則第 83 条第 4 項及び横浜市工事請負契約約款第 41 条第 4 項に基づき、請負人の瑕疵担保期間を 2 年とする。
- 4 その他の仕様は、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書
(https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/kanren-jorei.files/0012_20180910.pdf)
によるものとする。

個人情報取扱特記事項

(請負工事中)

(平成28年1月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市水道事業管理者(以下「発注者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「請負人」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 請負人は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 請負人は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、発注者に通知しなければならない。

3 請負人は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 請負人は、工事に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について発注者に報告しなければならない。

5 請負人は、第2項及び第3項に定める請負人の安全対策及び管理責任体制に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について発注者と請負人とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 請負人は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 請負人は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 請負人は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 請負人は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあつて発注者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、請負人の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 請負人は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負人が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再請負の禁止等)

第8条 請負人は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 請負人は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「下請負人」という。）に取り扱わせる場合には、下請負人の当該事務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、請負人及び下請負人がこの規定を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、下請負人と約定しなければならない。
- 4 請負人は、前項の約定において、発注者の提供した個人情報並びに請負人及び下請負人がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に下請負人に委託し、又は請け負わせるなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 請負人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負人が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、請負人に対し、個人情報の管理状況及び工事の施行状況について、報告を求めることができる。

- 2 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び工事の施行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、請負人の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 請負人は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第12条 請負人は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。

- 2 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、下請負人に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を請負人に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、請負人は、下請負人から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために請負人又は下請負人が取り扱う個人情報について、請負人又は下請負人の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

耐摩板施工（サンドエロージョン対策）に関する特記仕様書

平成 25 年 10 月 1 日

請負人は、耐摩板の施工に当っては、次項の施工方法によるほか次によらなければならない。

なお、これによりがたい場合は、監督員と協議し指示を得ること。

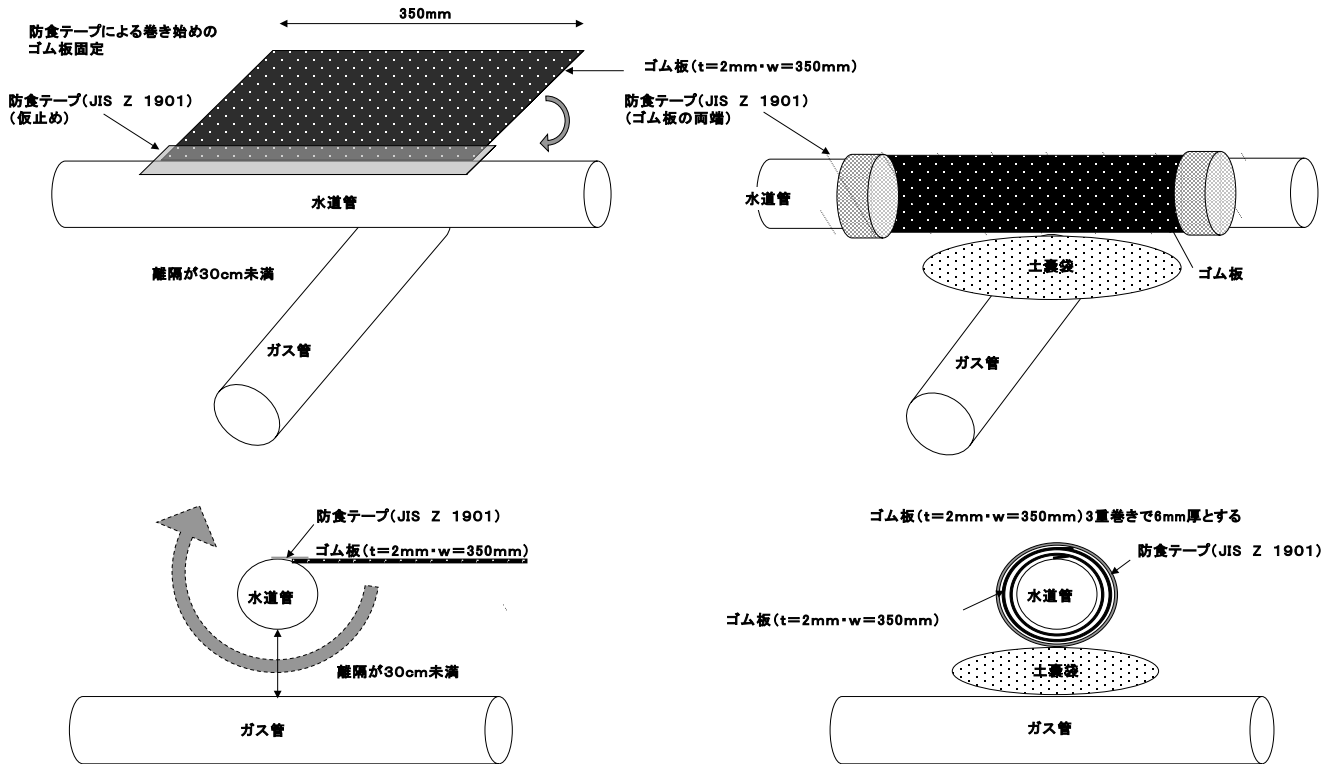
- 1 水道局が管理する配水管及び給水装置の一部（以下「対象水道管」）及び東京ガスの管理するガス管の相互の離隔が、やむを得ず 300 ミリメートル以上保持できない場合に、対象水道管に耐摩板を設置するものとする。
- 2 対象水道管のうちステンレス製のものを除く、すべての管種を対象とする。
- 3 シート状の耐摩板は、ブタジエン製ゴムシート（厚さ 2 ミリメートル、幅 350 ミリメートル）を 3 重巻きし、6 ミリメートルの厚さとして使用する。また、板状の耐摩板は 3 重巻きが困難な場合にブタジエン製ゴム板（厚さ 6 ミリメートル、幅 330 ミリメートル）を設置するものとする。
- 4 使用する耐摩板の性能は次のとおりとする。

試験項目	単位	性能		試験方法
		2	6	
厚さ	mm	10 以上	14.7 以上	JIS K 6251 による
引張強さ	Mpa	250 以上	400 以上	JIS K 6251 による
伸び	%	60±5	60±5	JIS K 6253 による
硬さ（デュロメータ）	Aタイプ			

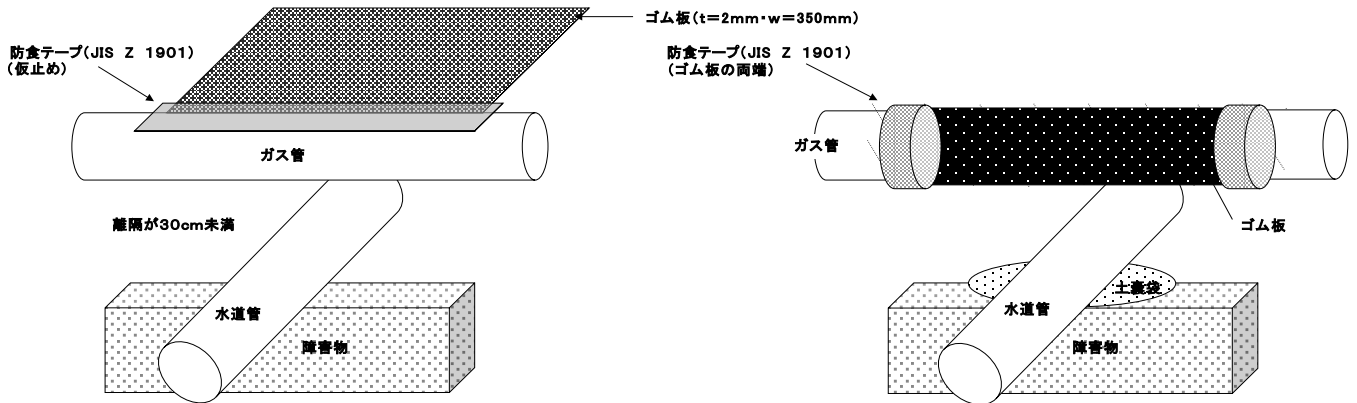
- 5 請負人が耐摩板を調達する場合は、上記の性能を満たすブタジエン製であることを仕様書等で必ず確認すること。

サンドエロージョン現象によるガス供給支障事故防止施工方法(ゴム板および耐摩板による防護)

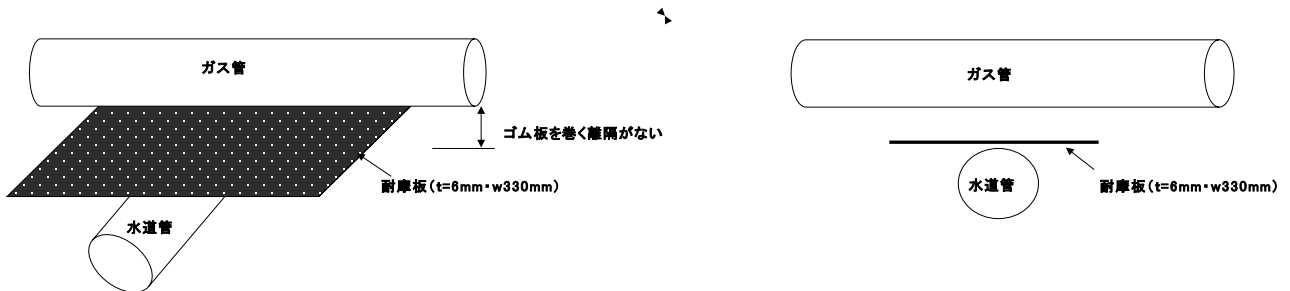
1. 離隔が30cm未満の場合による水道管への施工



2. 障害物があり、水道管に施工できない場合



3. 水道管とガス管が接して布設してある場合



GX形ダクタイル鋳鉄管を使用した工事に関する特記仕様書

平成27年7月1日

令和2年1月24日 改正

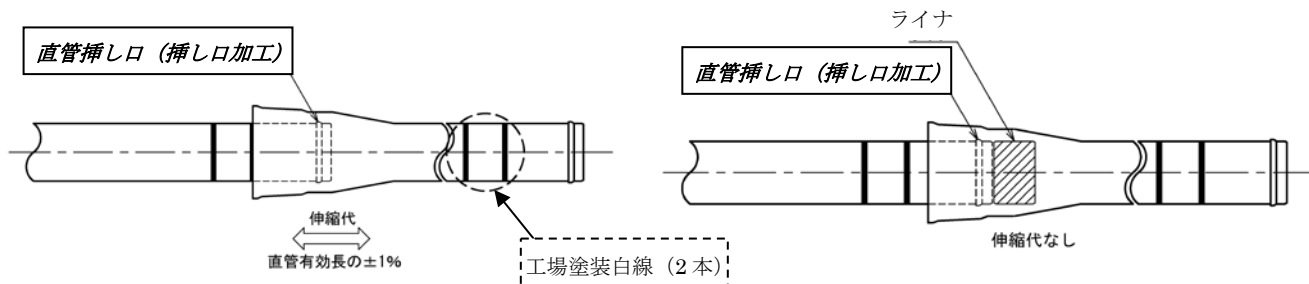
1 適用

本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管更新工事等においてGX形ダクタイル鋳鉄管（以下、GX形という。）を使用する工事に適用する。

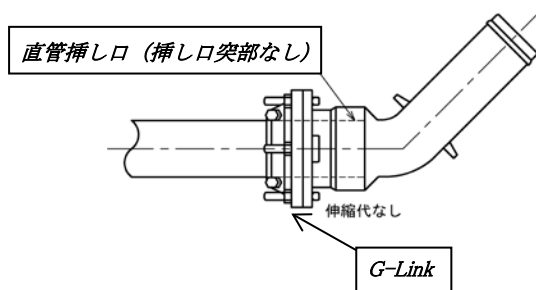
2 切管時の接合方式

(1) $\phi 75 \sim \phi 300$

GX形の直管を、切管したため挿し口突部がない場合の接合方式は、直管受口部は「挿し口加工」とし異形管受口部は「G-Link」を使用する。【直管受口凡例】



【異形管受口凡例】



(2) $\phi 400 \sim$

GX形の直管を、切管したため挿し口突部がない場合の接合方式は、「挿し口加工」とする。

3 仕切弁部

仕切弁は $\phi 75 \sim 300$ は、ソフトシール仕切弁（両受け式）とし、 $\phi 400$ は、充水機能付バタフライ弁（両受け式）とする。

ワンデーレスポンスに関する特記仕様書

平成 27 年 2 月 20 日

- 1 この工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、発注者と受注者が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、発注者が、受注者からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議し、回答日を通知する。

ただし、協議や質問の内容によっては、翌日中（閉庁日は除く）に回答するものとする。

- 2 受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行うこと。

ただし、別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるものは、それに従う。

- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員へ書面にて報告すること。

給水分岐短管を使用した工事に関する特記仕様書

平成 28 年 4 月 1 日

1 適用

本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管布設替工事等において、給水分岐に給水分岐短管を使用する工事に適用する。

なお、本仕様書に記載のない事項については「横浜市水道局設計標準図」「水道工事標準仕様書」「水道工事施工要領」による。

2 給水分岐短管の材料調達について

給水分岐短管の材料調達については、横浜市水道局の指定する別添 1 の「給水分岐短管製作仕様書」による。

3 管布設に関する一般施工について

給水分岐短管の一般施工に関する管布設掘削標準図については「横浜市水道局設計標準図」による。給水分岐箇所の掘削標準図については、別添 2 の「給水分岐短管掘削標準図」による。

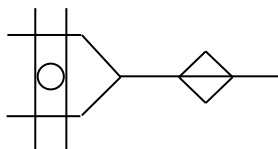
4 給水装置工事の施工について

給水装置の分岐については、給水分岐短管による給水分岐を行い、それ以外の給水装置工事の施工については「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」により行うものとする。

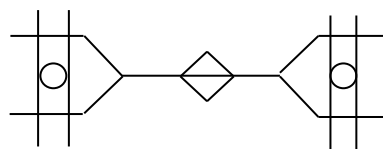
5 給水分岐短管の配管記号について

給水分岐短管の配管記号については、次のとおりとする。

(1) 口径 75mm から 200mm

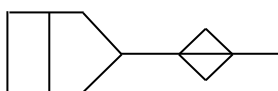


GX 形給水分岐短管（片受）



GX 形給水分岐短管（両受）

(2) 口径 50mm



S50 形給水分岐短管（片受）

給水分岐短管製作仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、横浜市水道局が発注する工事で使用する給水分岐短管の製作に適用する。

2 製作図等

承認図の内容をsxf fileにし、CD-R 1枚に保存したものを発注担当課へ提出し、本市の承認を得ること。

3 検査

検査にあたっては、水道法第5条第4項に基づく、水道施設の技術的基準を定める省令(厚生労働省令)に規定する資機材等の浸出基準、及び機械的性能等について、社団法人 日本水道協会が定める水道用品検査規程、検査通則及び検査施行要領により、実施するものとし、製造者の受検証明書を発注担当課へ提出しなければならない。

なお、これら検査は、社団法人 日本水道協会に依頼し、実施するとともに、検査に要する費用等については、すべて製作者が負担するものとする。

4 規格

この仕様書により製作する給水分岐短管は下記規格に準拠すること。これらの規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

JWWA G 114 水道用ダクタイル鋳鉄異形管

JWWA B 117 水道用サドル付分水栓

JWWA K 139 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料

JDPA G 1049 G X形ダクタイル鋳鉄管

JDPA G 1052 S 5 0形ダクタイル鋳鉄異形管

JDPA Z 2004 ダクタイル鋳鉄管類の表示

5 定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は次による。

(1) 管体

給水分岐短管を構成する部材のうち、主として配水管路に接続する部分で、ダクタイル鋳鉄からなる部分をいい、給水分岐用の座を有するもの。

(2) 栓

給水分岐短管を構成する部材のうち、主として給水管の接続や止水のための機構を有する部分をいい、銅合金、ゴム、その他樹脂製品からなる。

(3) 管

給水分岐短管として、管体と栓を一体に組み立てた製品。

(4) 取付ボルト

栓と管体の締結に用いるボルトで、ステンレス製の六角ボルトに耐食性向上のための樹脂コーティングならびに樹脂製材料等による絶縁処置を施したもの。

6 管の材料

(1) 管体の材質はダクタイル鋳鉄 (FCD420-10) とする。

(2) 栓の材料は、通常の使用及び施工に耐えられるだけの強度及び耐久性を有し、かつ水質に悪影響を及ぼさないものとする。

(3) 管体と栓は、取付けボルトで締結する。

7 塗装

管体部にはすべて塗装を施し、各部の塗装及び塗装の範囲は、別紙「給水分岐短管塗装仕様」による。

8 試験及び検査方法

管の試験および検査方法は、次による。

(1) 耐圧試験

耐圧試験は、栓を管体に適切な方法で取り付けられた管の両端を塞ぎ、栓を開いた後給水管取出口をキャップで塞ぎ、1.75MPaの水圧を加え、1分間保持する。このとき、耐圧部に漏れ、変形、破損、にじみ、その他異常があってはならない。

(2) 止水試験

止水試験は、栓を管体に適切な方法で取り付けられた管の両端を塞ぎ、栓を閉めた後、0.75MPaの水圧を加え30秒間保持する。このとき、シート漏れ、その他の異常があってはならない。

(3) 作動試験

作動試験は、栓を管体に適切な方法で取り付けられた管の両端を塞ぎ、0.75MPaの水圧を加えながら栓を開閉する。このとき、運動部分が円滑に作動し、ずれ、漏れなど異常があってはならない。

(4) 浸出試験

管体部：JWWA G 114 により行う。

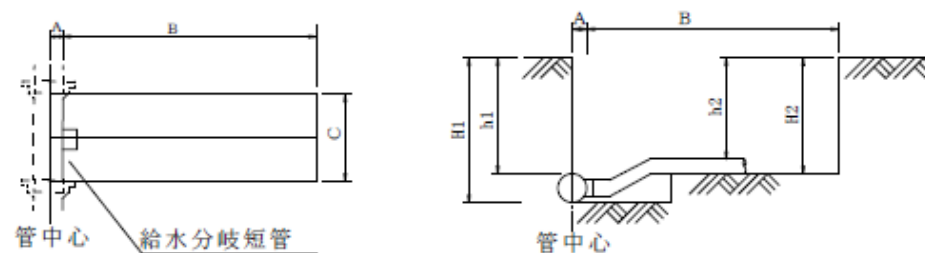
栓部：JIS S3200-7 により行う。

9 その他

この仕様書に疑義がある場合は、遅滞なく水道局担当者に通知し、その指示を受けなければならない。

給水分岐短管掘削標準図

取付替掘削標準図



取付替掘削寸法表

A	B	C	h1	h2
管口径 2	最大管 施工延長	0.6	設計図書等明示	

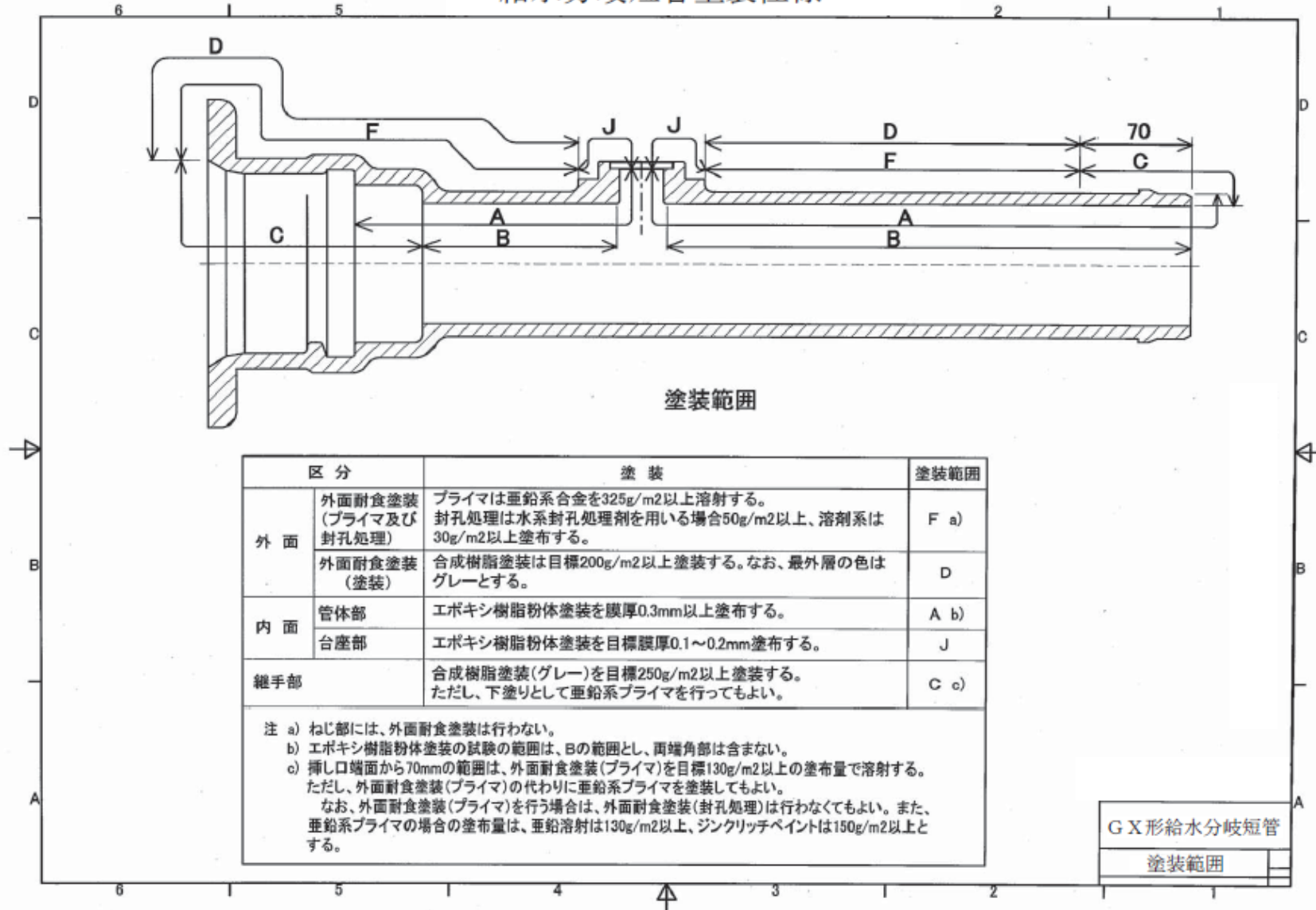
H1=h1+管口径
H2=h2+管口径

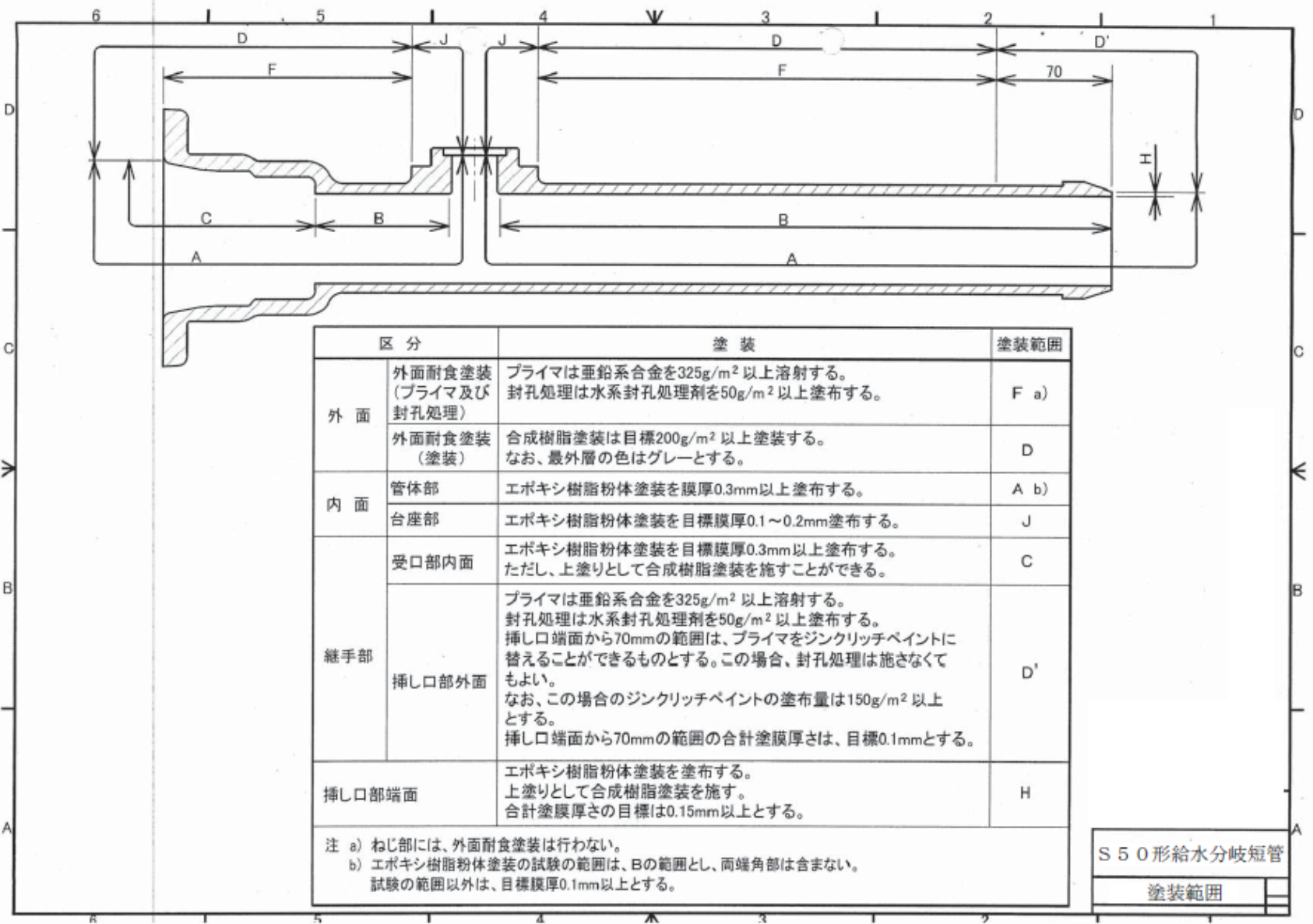
※H1が1.5mを超える部分については軽量鋼矢板で土留を施工すること

名称	給水分岐短管掘削標準図
----	-------------

給水分岐短管塗装仕様

(別紙)





1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

平成 29 年 7 月 19 日

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、土木工事標準積算基準書によるものとする。
- (2) 1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- (3) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- (4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (6) 管内一円工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (7) 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。

※ 現場条件等とは、管内一円工事や工事箇所が1kmを超えて点在する工事などのことをいう。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

制定 平成 29 年 12 月 4 日

横浜市水道局

1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2 小黑板情報電子化の実施

本工事は、工事写真の全部又は一部についてデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施することができる。本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施する場合は、工事契約後、実施に必要な対象機器等の資料を添付した書面により監督員の承諾を得るものとする。

小黑板情報電子化を実施する工事では、以下の 3 から 6 の全てを実施することとする。

3 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、写真管理基準等（※）に示す黑板に記載する項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

4 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

請負人は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準等に示す黑板に記載する項目による。

ただし、小黑板情報電子化を実施する工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準等及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については写真管理基準等及びデジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

6 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、第 4 項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお、納品時に、請負人は URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

（※）写真管理基準等：水道工事施工要領 第 1 編 水道工事施工管理基準 4 工事写真撮影基準をいう。

快適トイレの設置に関する特記仕様書

平成 30 年 10 月 1 日 制定

(適用)

第 1 条 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

(快適トイレの仕様)

第 2 条 工事現場に設置する快適トイレについては、第 1 号に示す仕様を満たし、第 2 号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第 3 号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

- ア 洋式便座
- イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること）
- エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- エ 鏡付きの洗面台
- オ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様及び付属品

- ア 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- イ 擬音装置
- ウ 着替え台（フィッティングボード等）
- エ フラッパー機能の多重化
- オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(快適トイレの設置)

第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、仕様、設置期間及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。

2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

(設置に要する費用)

第4条 従来品相当額のトイレ費用(10,000円/月)との差額を共通仮設費の現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。ただし、費用の見積書を前条の協議に添付しなければならない。

2 前項の規定による費用は、男女別で1基ずつの2基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2基とみなす。

3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

(実績の確認)

第5条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。

2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

水道用サドル付分水栓先行取付工事特記仕様書

平成21年8月7日

横浜市水道局

本仕様書は横浜市水道局が発注する工事に伴い、給水管取付替工事における水道用サドル付分水栓の先行取付工事方法について明記したものである。施工手順・施工方法・品質管理等について本仕様書にしたがって施工するものとする。

1 趣旨

水道用サドル付分水栓先行取付工事とは、新設配水管材に水道用サドル付分水栓を取付けてから配水管布設するものである。ただし、配水管布設時には穿孔作業は行わない。

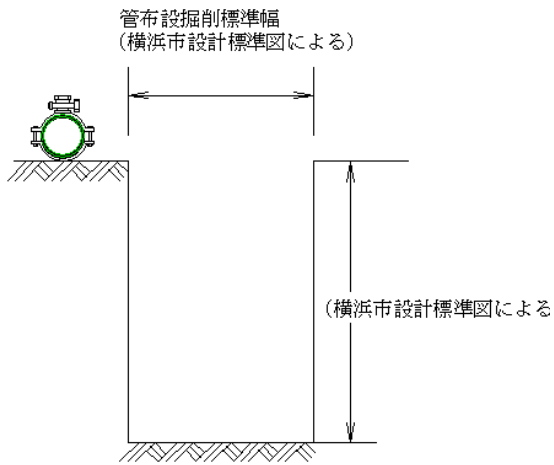
本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管新設改良工事等に伴う給水管取付替工事に適用する。なお、本仕様書に記載の無い事項については、横浜市水道局「水道工事標準仕様書」「水道工事施工要領」「設計標準図」「給水装置工事設計・施工指針」による。また、水道用サドル付分水栓の取付施工は水道法施行規則第36条第2号の規定による「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うようにすること。従事、監督または品質管理にあたっては別途横浜市水道局の定める「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」に沿って行うこと。

2 施工順序

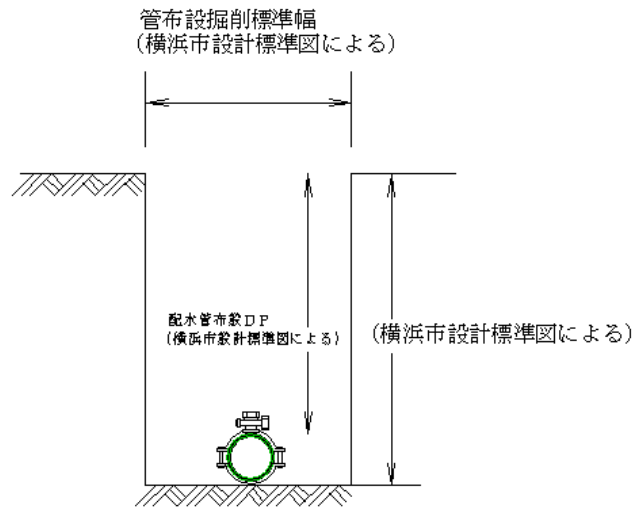
- (1) 新設配水管布設に先立ち、給水管取付替工事を施工する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」は給水引込管の布設箇所を把握し、水道用サドル付分水栓の取付箇所を定める。
- (2) (1)で定めた位置において、新設配水管を布設する前に、新設管に水道用サドル付分水栓を取り付ける。(図1)ただし、この時に穿孔作業は行わない。
- (3) 水道用サドル付分水栓を取付けた新設配水管を管布設掘削標準幅の布設掘山に水道用サドル付分水栓の穿孔機取付部が管頂となるよう布設する。(図2)
- (4) 布設・埋戻完了後、管内洗浄・耐圧試験等必要作業を行う。(図3)
- (5) (4)の後、給水管取付替工事の施工を行う。給水管取付替工事は(図4)のように掘削するものとし、穿孔作業以降は通常施工順序とおり給水管取付替工事を行う。

(図 1)

(分水サドル設置)

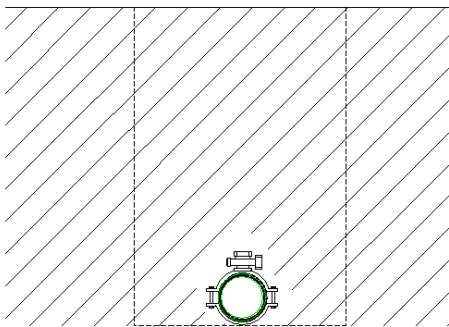


(図 2)



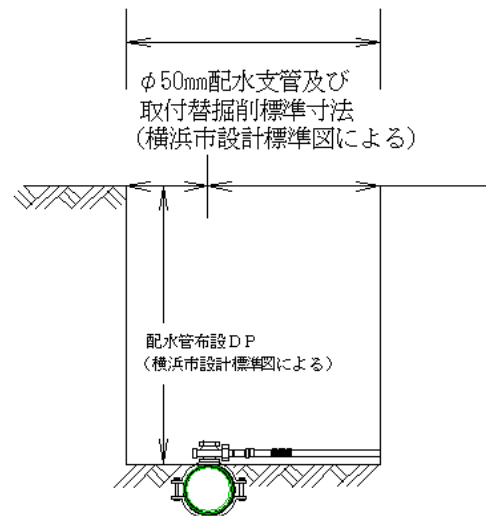
(図 3)

埋設後、配水管の通水・洗浄・耐圧確認等
必要作業実施



(図 4)

(分水サドル穿孔作業)



※ (図 4) の掘削深さについて、設計標準図 (φ 50 mm配水支管及び取付替掘削標準図) によらず、設計標準図 (配水管の最小埋設深さ (導水管、送水管、工業用水管含む)) の水道局基準土被り (m) を掘削の床付けとすること。

建設副産物情報交換システム（COBRIS）の使用に関する特記仕様書

平成 31 年 1 月 1 日 制定

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として、以下の書類をシステムで作成し、監督員へ提出すること。

1 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」（計画書作成後に出力したもの）を施工計画書に含めて提出すること。

2 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（実施書作成後に出力したもの）を工事完成図書に含めて提出すること。

3 問合せ先

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC） 建設副産物情報センター

所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2 F

電話 03-3505-0410 F A X 03-3505-0520

E-mail recycle@jacic.or.jp

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

不断水切替弁を使用した工事に関する特記仕様書

平成 27 年 2 月 9 日

横浜市水道局

1 適用

本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管布設替工事等において、既設管に不断水切替弁を使用する工事に適用する。

なお、本仕様書に記載のない事項については「横浜市水道局設計標準図」「水道工事標準仕様書」「水道工事施工要領」による。

2 不断水切替弁の材料調達について

不断水切替弁の材料調達については、横浜市水道局の指定する別紙の「不断水切替弁・新設切替弁製作仕様書」による。

3 不断水切替弁に関する施工について

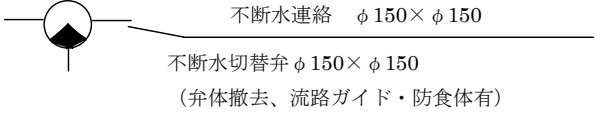
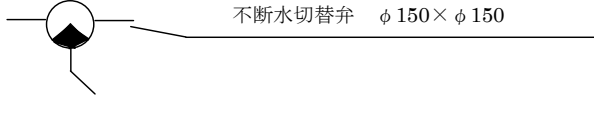
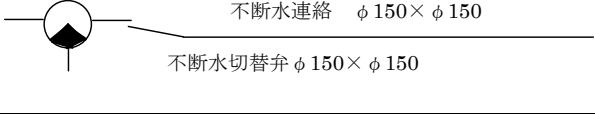
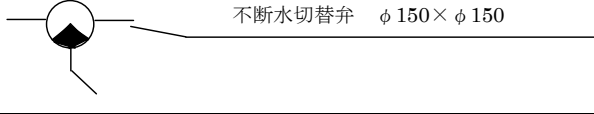
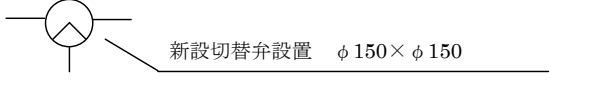
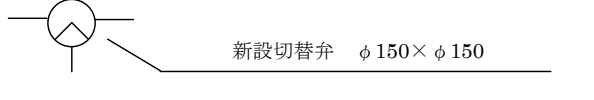
施工についての基本事項は、「水道工事標準仕様書」の 1-3-25 不断水連絡工事を準拠するとともに、次によらなければならない。

- (1) 不断水切替弁設置箇所は、監督員の立会い及び不断水切替弁製作会社の技術者の立会いの上、試掘により設置対象既設管、他企業埋設管の状況確認を行い定めること。
- (2) 不断水切替弁設置工事は、不断水切替弁製作会社により施工すること。
- (3) 不断水切替弁の掘削標準図については、横浜市水道局設計標準図による。

4 不断水切替弁の配管記号について

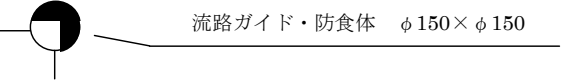
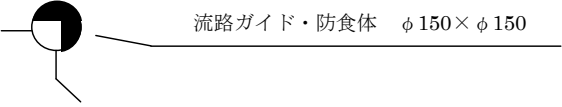
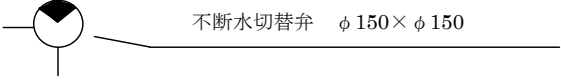
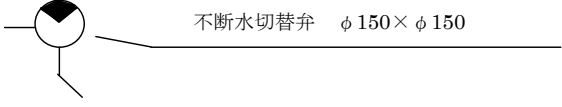
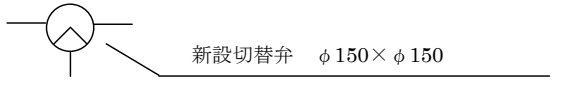
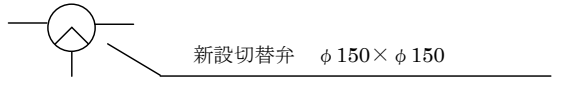
不断水切替弁の配管記号については、次のとおりとする。

1. 設計時の記載例

(1) 平面図	(2) 配管図※
① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり) 	① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり) 
② 不断水切替弁 (弁体残置) 	① 不断水切替弁 (弁体残置) 
③ 新設切替弁 	③ 新設切替弁 

※配管図については、必要に応じて使用してください。

2. 竣工時の記載例

(1) 平面図	(2) 配管図
<p>① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり)</p>  <p>流路ガイド・防食体 φ150×φ150</p>	<p>① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり)</p>  <p>流路ガイド・防食体 φ150×φ150</p>
<p>② 不断水切替弁 (弁体残置)</p>  <p>不断水切替弁 φ150×φ150</p>	<p>② 不断水切替弁 (弁体残置)</p>  <p>不断水切替弁 φ150×φ150</p>
<p>③ 新設切替弁</p>  <p>新設切替弁 φ150×φ150</p>	<p>③ 新設切替弁</p>  <p>新設切替弁 φ150×φ150</p>

不断水切替弁・新設切替弁製作仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、横浜市水道局が発注する工事で使用する不断水切替弁・新設切替弁の製作に適用する。

2 製作図等

承認図の内容をsxf fileにし、CD-R 1枚に保存したものを発注担当課へ提出し、本市の承認を得ること。

3 検査

検査にあたっては、水道法第5条第4項に基づく、水道施設の技術的基準を定める省令(厚生労働省令)に規定する資機材等の浸出基準、及び機械的性能等について、社団法人日本水道協会が定める水道用品検査規程、検査通則及び検査施行要領により、実施するものとし、製造者の受検証明書を発注担当課へ提出しなければならない。

なお、これら検査は、社団法人日本水道協会に依頼し、実施するとともに、検査に要する費用等については、すべて製作者が負担するものとする。

4 規格

この仕様書により製作する不断水切替弁及び新設切替弁は下記規格に準拠すること。これらの規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

JWWA G 114 水道用ダクタイル鋳鉄異形管

JWWA K 139 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料

JDPA Z 2004 ダクタイル鋳鉄管類の表示

JIS G 4303 ステンレス鋼棒 (SUS304又はSUS403)

JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

5 定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は次による。

- (1) 不断水切替弁・・・不断水にて管路に設置可能な三方弁
- (2) 弁体・・・・・・・・・・3方向に通水する機能を有する弁体
- (3) 内弁箱・・・・・・・・・・弁体を収納するため箱
- (4) 内弁箱用ふた・・・弁体を内弁箱に固定するふた
- (5) T字管用ふた・・・内弁箱を割T字管に固定するふた
- (6) 離脱防止金具・・・割T字管の両端に設置し、割T字管と管を固定する金具

- (7) 分岐短管（挿し口曲管45° ・ K形受口）
 - ・・・割T字管に挟み込み、分岐配管と接合する短管
- (8) 減速機・・・・・・・・・・弁体切替え操作に使用する操作機
- (9) 流路ガイド・・・・・・・・流体抵抗の少ない流路を確保するもの
- (10) 防食体・・・・・・・・・・通水状態を確保しながら管切断面を防食するもの
- (11) 新設切替弁・・・・・・耐震管に接合可能な三方弁

6 仕様・構造・性能

【不断水切替弁】

(1) 仕様

1) 割T字管

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品（FCD450-10）

塗装：外面 JWWA K 139 合成樹脂塗料

内面 JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

2) 弁体

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品（FCD450-10）

塗装：ゴムライニング（SBR）

3) 弁棒

材質：JIS G 4303 ステンレス鋼棒（SUS304 又は SUS403）

塗装：無塗装

4) 流路ガイド

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品（FCD450-10）

塗装：JWWA G 112 エポキシ樹脂粉体塗装

5) 防食体

材質：合成ゴム（SBR）

(2) 構造

- 1) 分岐短管に設置している突起を割T字管にて挟み込み、離脱防止性能を有する。
- 2) 分岐短管の凸部と割T字管の凹部を嵌め合い、調芯する。
- 3) 割T字管の上片に設置された金具等で内弁箱の着脱が不断水で行える。
- 4) 割T字管には、捻回防止用として押ネジを設置している。
- 5) 防食体は、流路ガイドにより拡張し設置する。

(3) 性能

- 1) 三方向に通水する機能（三方向同時通水を含む）を有し、不断水にて管路に設置可能な切替弁。
- 2) 分岐側、管軸方向とも3DkNの離脱防止性能を有する。

【新設切替弁】

(1) 仕様

1) T字管

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品（FCD450-10）

塗装：外面 JWWA K 139 合成樹脂塗料

内面 JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

2) 弁体

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品（FCD450-10）

塗装：ゴムライニング（SBR）

3) 弁棒

材質：JIS G 4303 ステンレス鋼棒（SUS304 又は SUS403）

塗装：無塗装

(2) 構造

1) T字管本体の本管側は挿し口とし分岐側はK形受け口とする。

(3) 性能

1) 三方向に通水する機能を有し、耐震管路への接合が可能。

2) 洗浄用ピグの通過が可能。

7 試験及び検査方法

管の試験および検査方法は、次による。

(1) 耐圧試験

耐圧試験は、栓を不断水切替弁に適切な方法で取り付けた管の両端を塞ぎ給水した後、

1.50MPaの水圧を加え、5分間保持する。このとき、耐圧部に漏れ、変形、破損、にじみ、その他異常があってはならない。

(2) 止水試験

止水試験は、栓を不断水切替弁に適切な方法で取り付けた管の両端を塞ぎ、栓を閉めた

後、0.75MPaの水圧を加え30秒間保持する。このとき、シート漏れ、その他の異常があってはならない。

(3) 浸出試験

管体部：JWWA G 114 により行う。

8 工法

1) 不断水で内弁箱撤去、流路ガイド（防食体含む）挿入可能。

2) 流路ガイド（防食体含む）挿入による弁体の再利用、管路更新工法による割T字管の再利用が可能。

9 その他

この仕様書に疑義がある場合は、遅滞なく水道局担当者に通知し、その指示を受けなければならない。

水道局管内一円工事特記仕様書

制定 令和2年1月24日

1 適用

この特記仕様書は、水道局が発注する管内一円工事に適用するものとし、請負人は、工事の進捗に伴う執行管理を適正に行うため、以下の項目を遵守しなければならない。

管内一円工事とは、契約時点で施工場所を確定せずに、想定の工種、数量により積算し発注する工事をいう。

2 監督員の指示

- (1) 請負人は、監督員による管内一円工事監督員指示書（以下、指示書という。）により施工しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (2) 請負人は、指示書に基づき速やかに施工するものとし、指示書に記載されている工事概要の現場確認を行い、施工前に内容等について監督員と協議しなければならない。
- (3) 請負人は、緊急を要する場合の監督員以外の職員の指示についても履行するものとし、口頭による指示の場合も請負人は、履行しなければならない。

なお、後日受領する指示書の日付は、口頭指示の日付とし、請負人は、施工後、速やかに指示に対する施工内容の報告・確認を監督員に行うものとする。

- (4) 請負人は、監督員の指示内容と現場が一致しない場合は、現場の安全の確保を行った後に、ただちに監督員に連絡をし、対応について協議しなければならない。
- (5) 請負人は、指示書の写しを完成図書に添付しなければならない。

3 監督員への報告

- (1) 請負人は、必要に応じて又は監督員に求められた場合、施工状況を連絡又は報告するものとする。
- (2) 請負人は、指示書に基づく工事が完了したときは、仕様・数量を記載した内訳書、図面、また工事写真等の関係書類を添えて、工事の完成日の翌日から10営業日（水道メーター取替工事は2営業日）までに監督員に提出しなければならない。ただし、施工量や施工内容等の現場状況により、これに依りがたい場合は監督員の承諾を得たうえで関係書類の提出期限を変更できるものとする。
- (3) 請負人は、仕様・数量を記載した内訳書の提出に際しては、出来高の根拠となる計算書等の資料を併せて提出しなければならない。
- (4) 請負人は、監督員からの精査に関する資料要求に際しては、速やかに対応するとともに、その資料を提出しなければならない。

また、監督員からの見積書の徴収依頼があった場合も同様とし、その資料を速やかに提出しなければならない。

4 出来高の確認

- (1) 請負人は出来高に関する執行管理を適正に行うとともに、変更等が生じた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。
- (2) 請負人は、出来高に関する精査の状況を常に監督員と協議・調整し、共有するものとする。
- (3) 請負人は、監督員が現場確認及び完成図書による確認を行った時点で差異が判明した場合は、再協

議しなければならない。

(4) 請負人は、当初請負代金の 80%程度で監督員と進捗状況に関する協議を行うものとする。

5 その他

その他、この特記仕様書に記載のないものは、監督員との協議をしなければならない。

損害補償業務特記仕様書

制定 令和2年1月24日

この特記仕様書は、水道工事の施行に起因する家屋等の損害が生ずる可能性があると判断した工事に適用するものとする。

1 地元工事説明会

請負人は、監督員と打合せを行ったうえで説明会に出席し、一般的な工事説明のほか、損害補償に関する事前調査、事後調査、処理手続、損害の申し出方法等について説明すること。
なお、説明会を開催しない場合は、事前調査を計画している家屋等、関係する各戸に同様の説明をすること。

2 事前調査

請負人は、設計仕様に基づき家屋等の事前調査を実施するものとし、調査結果について家屋事前調査報告書〔第1号様式〕、地盤測定報告書〔第2号様式〕、井戸等水位測定報告書〔第3号様式〕のうち、必要な書類を作成し提出すること。

3 損害の現認、応急措置

請負人は、工事に伴い家屋等の損害に関する申し出があった場合に、直ちに監督員へ報告し、その指示により速やかに所有者等立会いのもと工事による損害と認められる箇所の確認を行い、損害発生報告書〔第4号様式〕を作成し監督員に提出すること。また、日常生活に重大な支障をきたす恐れのあるとき又は損害の急速な拡大が予想されるときには、監督員に連絡し、所有者等の了解のもとに応急措置を行うことができる。このときの費用は、原則請負人の負担とし、また、軽易な補修についても同様に取り扱うものとする。応急措置又は軽易な補修をした場合は、損害物件修理報告書〔第5号様式〕を作成し、提出すること。

4 事後調査及び損傷箇所確認

請負人は、原則として設計仕様に基づき家屋等の事後調査を実施するものとし、損害の申し出があった家屋等及び事後調査が必要と思われる物件について、監督員と協議し事後調査を行い、調査結果について家屋事後調査報告書〔第1号様式〕を作成し提出すること。工事による損害と認められる箇所については、所有者等の立合のもと損傷箇所確認書〔第6号様式〕を作成し提出すること。

5 復旧工事施工計画書作成

請負人は、損傷箇所確認書に基づいて復旧工事費用の見積りを行ったうえで、復旧工事施工計画書〔第7号様式〕を作成し、提出のうえ認定を受けること。

6 補償対象者等との折衝

請負人は、監督員が認定した復旧工事施工計画書に基づいて復旧工事仕様書〔第8号様式〕及び復旧工事見積書〔第9号様式〕を作成し、補償対象者等との折衝に主体となって望み、合意形成に至るまで誠意をもってあたるものとする。また、特に軽微なものを除き、費用負担内容を必ず記録し、適宜、折衝報告書〔第10号様式〕を作成し、提出すること。

なお、金銭補償による場合、金銭補償と復旧工事併用による場合及び代替物による費用負担の場合は承諾書〔第11号様式〕、復旧工事による場合は復旧工事施行承諾書〔第12号様式〕の提出をもって、合意形成とみなすこととする。

7 費用負担

請負人は、水道局（以下、「局」という。）負担の請求がある場合は、費用負担査定依頼書〔第13号様式〕（補償対象者の合意を得た復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を添付）を作成し、提出すること。費用負担額及び局と請負人の費用負担割合については、局内で開催される「工事損害審査委員会」で審査し、審査結果は工事担当課から請負人に費用負担査定結果通知書〔第14号様式〕にて通知するものとする。

8 第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書の交換

請負人は、局と補償費用の負担に関して、協議により第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書〔第15号様式〕を締結すること。

9 補償の実施

補償対象者等に対する補償の実施は、承諾書に基づき、請負人が行い、金銭補償（渡し切り）を原則とする。また、請負人は、その費用を全額立替で支払うものとする。

なお、補償対象者等から復旧工事（機能回復）の申し出があったときは、復旧工事を行うことができるものとする。請負人は、補償を復旧工事で行う場合は、復旧工事施行承諾書に基づき実施すること。

10 補償の完了及び請求

請負人は、損害補償を完了したとき、金銭補償による場合は補償対象者等の領収書〔第16号様式〕、復旧工事による補償の場合は復旧工事完了確認書〔第17号様式〕、代替物による費用負担の場合は受領書〔第18号様式〕等必要な書類を添えて、費用負担実施届〔第19号様式〕を提出すること。

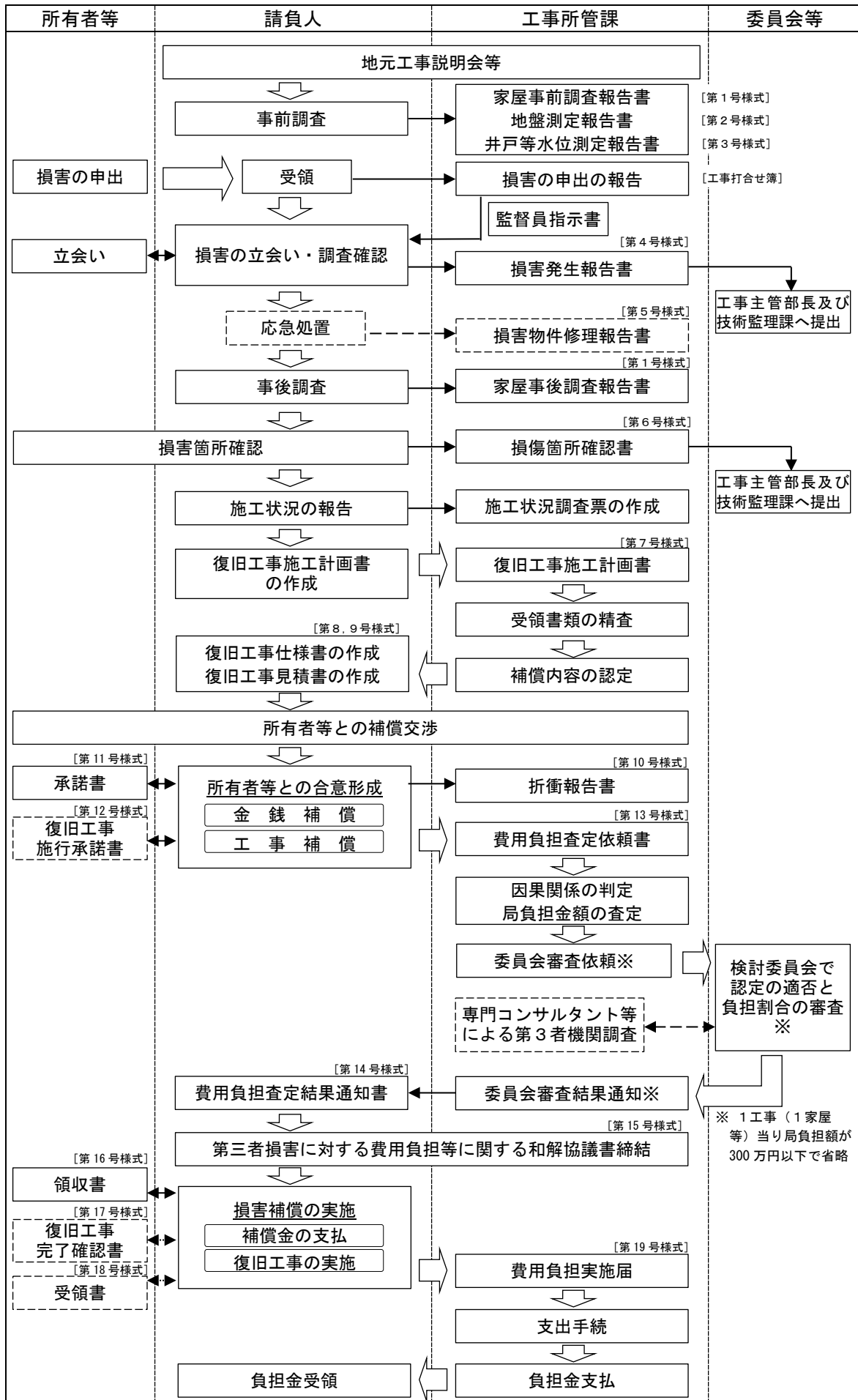
11 他工事が継続する場合

損害の発生後に引続き他の工事が継続する場合で、補償対象者等からの要望により全ての工事が完了してから復旧工事の見積りや補償交渉を行う場合、請負人は補償業務の手続きについて、監督員と協議して定めるものとする。

12 その他

この特記仕様書に記載のない事項、また、疑義が生じた場合は、監督員と協議して定めるものとする。

水道局損害補償業務フロー



※ 1工事（1家屋等）当り局負担額が300万円以下で省略

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

家屋（事前・事後）調査報告書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工事施行予定期間

4 添 付 資 料

- (1) 家屋調査一覧表
- (2) 案 内 図
- (3) 家 屋 一 覧 図
- (4) 家屋現況調査平面図
- (5) 写 真 説 明 表
- (6) 家 屋 現 況 写 真

総括監督員	主任監督員	担当監督員

写 真 説 明 表				
整理番号	○ ○ ○ ○	経過年数	○○年	
家屋所在地	○ ○ ○ ○	立会人	○○ ○○	
家屋所有者	○ ○ ○ ○	依頼者立会人	○○ ○○	
家屋使用者	○ ○ ○ ○	調査員	○○ ○○	
主要用途	専用住宅			
写真番号	撮影箇所	状 況	測定値	
1	外部	ブロック塀	目地き裂	W=4mm
2	〃	〃	〃	W=5mm
3	〃	〃	き裂	W=3mm
4		土間コンクリート	〃	W=3mm
5		〃	〃	W=12mm
6		〃		
7	内部	1Fホール柱	傾斜	
8		和室6帖柱	〃	
9		〃	〃	
10		2F和室6帖柱	〃	
11		階段室柱	〃	
12		以上		
13				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

家屋現況写真（家屋調査番号○

△△宅）

（注）

- ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。

（写真番号）○－1
全景

（注）

- ・亀裂の長さと同最大幅を表すこと。
- ・亀裂箇所に朱で傍線を入れること。

（写真番号）○－2
外壁
亀裂
最大（幅 mm）
（L= m）

（注）

- ・隙間幅、柱の傾き、敷居等床の傾斜を表すこと。
- ・不良箇所に朱で○印をつけること。

（写真番号）○－3
脱衣室床下沈下

（写真番号）○－4
浴室腰タイル
亀裂（最大 mm）

（注）

- ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。

（写真番号）○－5
浴室腰タイル
亀裂（最大 mm）
（L= m）

（注）撮影にあたっては、

- ・小黒板により撮影年月日、居住者名、被害箇所名及び略図による状況の説明（亀裂の幅、長さ等）を記載して同時に撮影すること。
- ・損害箇所には、定規等を当て、長さ、幅がわかるようにすること。
- ・柱の傾き等には下げ振り、定規等を使いその程度がわかるようにすること

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

地 盤 測 定 報 告 書

1 工 事 名

2 添 付 資 料

- (1) 地盤測定位置図
- (2) 地盤測定表

総括監督員	主任監督員	担当監督員

地 盤 測 定 表

時期	着工前	(例) 施 工 中								備 考
測定日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
(測定点 No.) 基準点	(m) B. M=									
測点No, 1	(基準 値)									
測点 No, 2	(基準 値)									
測点 No, 3	(基準 値)									
測点 No, 4	(基準 値)									
測点 No, 5	(基準 値)	※未施工								
測点 No, 6	(基準 値)	※未施工								
測点 No, 7	(基準 値)	※未施工								

(注) 変動値は、基準値に対する変動量とすること。

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

井 戸 等 水 位 測 定 報 告 書

1 工事名

2 添付資料

- (1) 井戸等水位測定位置図
- (2) 井戸等水位測定表

総括監督員	主任監督員	担当監督員

井戸等水位測定表

測定 No,	所在地	所有者名	用途	規模 (内径× 深)	水道の (有・ 無)	測定 月 日		月 日		月 日	
						水面高	水深	水面高	水深	水面高	水深
			(例) 飲料用	0.8m×3.8m	無	(基準 値)	(基準 値)	変動値 － 測定値			

(注) 変動値は、基準値に対する変動量とすること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

第4号様式（損害発生報告書）

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

損 害 発 生 報 告 書

この損害は、当社施行の次の〇〇〇工事と因果関係を有しているものと判断しますので、その旨を認定されるようお願いいたします。

工 事 名		発 生 日 時	年 月 日
損 害 物 件 名 及び構造概要			
所 在 地		事 前 調 査 番 号	
所 有 者 名 等	(所有者)	(居住者)	
住 所	TEL()	TEL()	
損害状況 ※工事着工後発生した 損害はもちろん着工前 に損傷が拡大したもの も併せて記載するこ と。			
応 急 措 置			
原因等所見 ※他の工事、交通振 動、自然沈下等、他 の原因によるものが 無かったか。			
備 考 ※工事主管課監督員 の意見等を記載する こと。			

<添付資料>案内図、損害家屋一覧図、損害状況写真、その他（地盤測定報告書、井戸等水位測定報告書等）

損害状況写真（家屋調査番号○ △△宅）

(注)
 ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。

(写真番号) ○－1
 全景

(注)
 ・亀裂の長さと同最大幅を表すこと。
 ・亀裂箇所に朱で傍線を入れること。

(写真番号) ○－2
 外壁
 亀裂
 最大(幅 mm)
 (L= m)

(注)
 ・隙間幅、柱の傾き、敷居等床の傾斜を表すこと。
 ・不良箇所に朱で○印をつけること。

(写真番号) ○－3
 脱衣室床下沈下

(写真番号) ○－4
 脱衣室床沈下

(注)
 ・隙間幅、柱の傾き、敷居等床の傾斜を表すこと。
 ・不良箇所に朱で○印をつけること。

(写真番号) ○－5
 浴室腰タイル
 亀裂(最大 mm)
 (L= m)

(注)
 ・亀裂の長さと同最大幅を表すこと。
 ・亀裂箇所に朱で傍線を入れること。

(注) 撮影にあたっては、
 ・小黒板により撮影年月日、居住者名、損害箇所名及び略図による状況の説明(亀裂の幅、長さ等)を記載して同時に撮影すること。
 ・損害箇所には、定規等を当て、長さ、幅がわかるようにすること。
 ・柱の傾き等には下げ振り、定規等を使いその程度がわかるようにすること

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

損害物件修理報告書

工事の施行に伴って生じた軽微な損害物件については当社において修理しましたので、次の資料を添えて報告します。

- 1 工事損害箇所修理案内図
- 2 損害物件修理調書

総括監督員	主任監督員	担当監督員

損害物件修理調書

工事件名 _____

請負人 _____

番号	氏名	場所	修理応急復旧の内容	所要 概算金額 (円)	承諾の (有・無)	備考
1	〇〇 〇〇	〇〇区〇〇一丁目1-1	建付補修、土間補強	50,000		
2	〇〇 〇〇	〇〇区〇〇一丁目1-1	建付補修、コンクリート土間張替	150,000	有	承諾書 請負人保管
3			土間仮復旧、応急復旧			
4						
5						
6						
7						

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人

現場代理人

印

復旧工事施工計画書

1 工事名

2 工事場所

3 工事施工期間

4 添付資料

(1) 復旧工事概算見積総括表

(2) 案内図

(3) 被害家屋一覧図

(4) 復旧工事概略仕様書

(5) 復旧工事概算見積書

(6) 家屋等現況調査平面図

(7) 写真説明表

(8) 損害箇所記録写真

(9) 委任状

（建設共同企業体の場合）

(10) その他関係資料

（施工関係、地質想定図、地下水位測定及び水質調査資料、その他必要な書類）

総括監督員	主任監督員	担当監督員

復旧工事概算見積総括表

損害家屋 一覧図 対象番号	家屋調査 番号 (事前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	被害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備 考

復旧工事概略仕様書

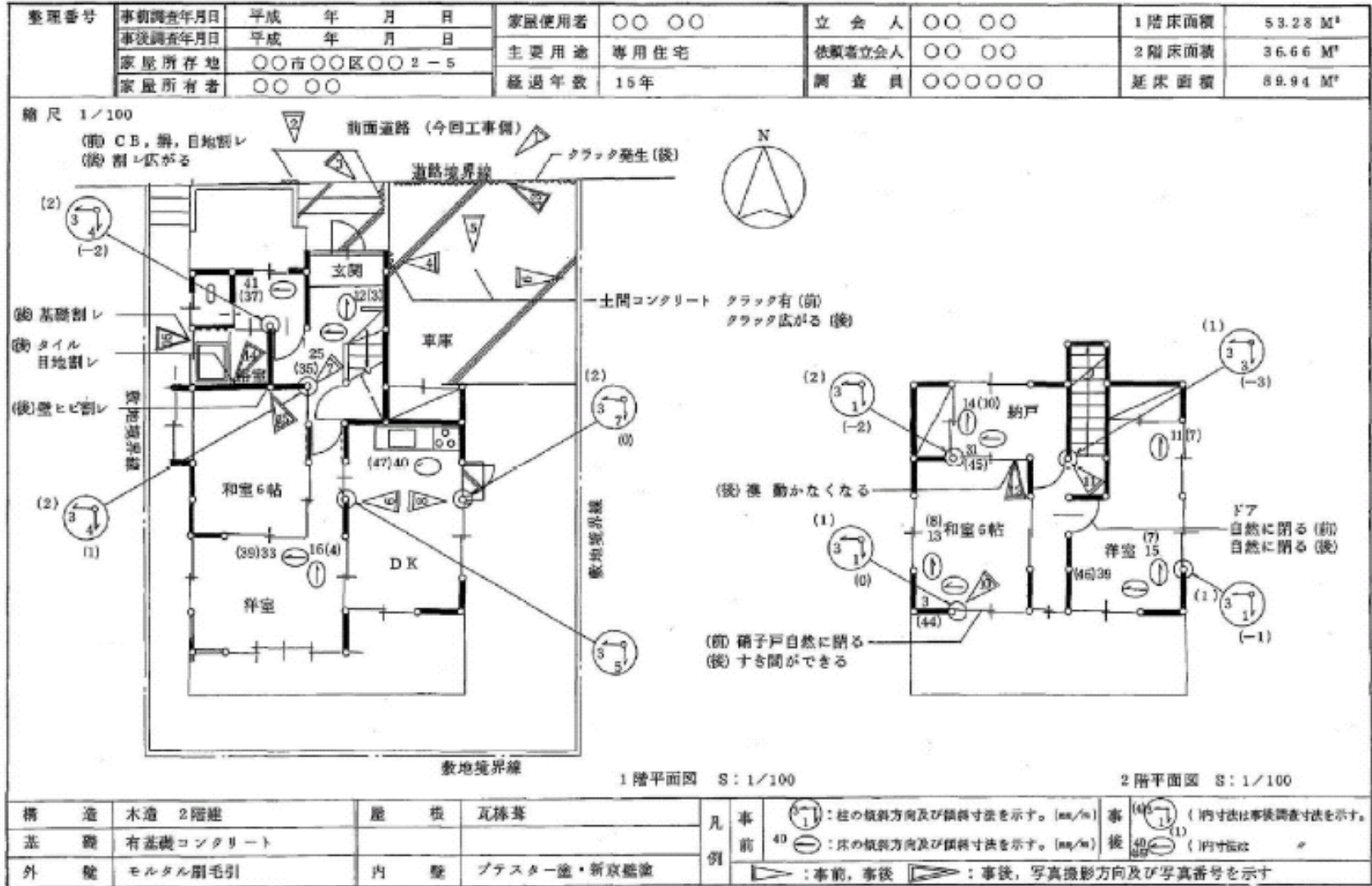
			家屋調査番号		所有者氏名又は 居住者氏名	
番号	損害箇所又は物件名	損害状況	復旧方法		写真撮影番号	備考

復旧工事概算見積書

家屋調査番号		所有者又は居住者 氏名				
見積額 (円)						
内 訳						
工 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) 諸経費（木造建築物に相当する）を含めること

家屋等現況調査平面図



写 真 説 明 表 (事前)				
整理番号	〇 〇 〇 〇	経過年数	〇〇年	
家屋所在地	〇 〇 〇 〇	立 会 人	〇〇 〇〇	
家屋所有者	〇 〇 〇 〇	依頼者立会人	〇〇 〇〇	
家屋使用者	〇 〇 〇 〇	調 査 員	〇〇 〇〇	
主要用途	専 用 住 宅			
写真番号	撮 影 箇 所	状 況	測定値	
1	外部	ブロック塀	目地き裂	W=4mm
2	〃	〃	〃	W=5mm
3	〃	〃	き裂	W=3mm
4		土間コンクリート	〃	W=3mm
5		〃	〃	W=12mm
6		〃		
7	内部	1Fホール柱	傾斜	
8		和室6帖柱	〃	
9		〃	〃	
10		2F和室6帖柱	〃	
11		階段室柱	〃	
12		以上		
13				
13				
14				
15				
16				
17				

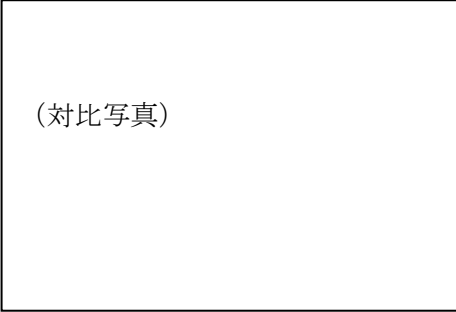
写 真 説 明 表 (事後)				
整理番号	〇 〇 〇 〇	経過年数	〇〇年	
家屋所在地	〇 〇 〇 〇	立 会 人	〇〇 〇〇	
家屋所有者	〇 〇 〇 〇	依頼者立会人	〇〇 〇〇	
家屋使用者	〇 〇 〇 〇	調 査 員	〇〇 〇〇	
主要用途	専 用 住 宅			
写真番号	撮 影 箇 所	状 況	測定値	
1	外部	ブロック塀	目地き裂	W=4mm
2	〃	〃	〃	W=5mm
3	〃	〃	き裂	W=3mm
4		土間コンクリート	〃	W=3mm
5		〃	〃	W=12mm
6		〃		
7	内部	1Fホール柱	傾斜	
8		和室6帖柱	〃	
9		〃	〃	
10		2F和室6帖柱	〃	
11		階段室柱	〃	
12		以上		
13				
14				
15				
16				
17				

被害箇所記録写真 (家屋調査番号○ △△宅)

事前調査

(写真番号) ○-1

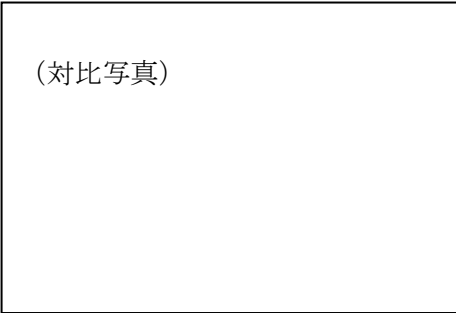
(写真説明)



(対比写真)

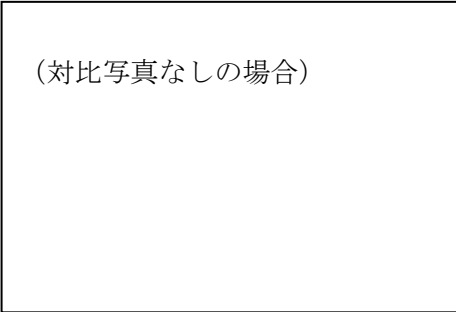
(写真番号) ○-2

(写真説明)



(対比写真)

対比写真無し



(対比写真なしの場合)

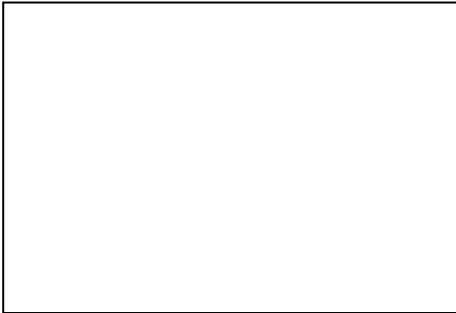


(事後調査)

(写真番号) ○-1

全景

事後調査



(写真番号) ○-2

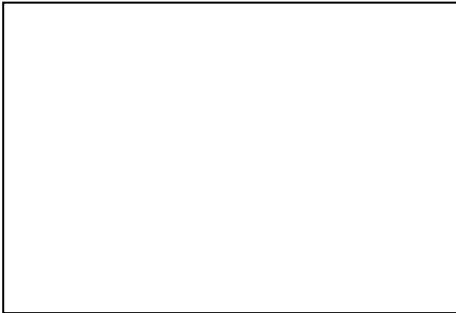
外壁

亀裂拡大

(最大= mm)

L= m

3 mm → 5 mm



(写真番号) ○-3

和室8畳入口襖

建付不良

委 任 状

年 月 日

横浜市水道事業管理者 様

委任者

印

私は、次の者を代理人と定め、横浜市水道局との間における次の事項に関する権限を委任します。

受任者

委 任 事 項

- 1 工事（ 年 月 日 締結、
契約番号第 号）施工に伴う損害補償の処理解決に関する一切の件。
- 2 上記工事請負契約約款第29条に基づく費用負担等に関する協議書による負担金の請求及び受領に関する件。

復旧工事仕様書

年 月 日作成

家屋調査番号	所在地		居住者氏名	TEL ()
〇〇	居住者住所		所有者氏名	TEL ()
工 事 名				
<p>復 旧 方 法</p> <p>※主な復旧方法について記載すること。 ※詳細については内訳書により工種、数量等を表すこと。</p>	<p>(1) 建物全体について調査の結果、〇〇方向に傾斜し、基礎には××方向に亀裂が生じている。このため家屋全体を揚屋のうえ基礎亀裂部の補修を行い天端調整後建物を定着する。</p> <p>(2) 玄関及び洋間の壁は、上塗剥落しを行い下地補修のうえ塗替える。</p> <p>(3) 浴室の床タイルは、撤去のうえ貼替える ブロック塀については、亀裂部分は積替えのうえ・・・等</p>			

内 訳 書

工 種（品 名）	形状・寸法	数量	単位	摘 要
(例) 1 仮設工事				
外部足場損料				
内部足場損料				玄関〇〇m ² 、洋間〇〇m ²
養生費				
計				
2 塗装工事				
内部塗装剥落し工				玄関〇〇m ² 、洋間〇〇m ²
外部塗装剥落とし工				
外部リシン吹替	パラポロン塗膜、亀裂樹脂系パテ詰			
〇〇〇〇工				

※ 提示部数 被害者へ（金抜き）1部

復旧工事見積書

家屋調査番号		所有者又は居住者 氏名				
見積額 (円)						
内 訳						
工 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) 諸経費（木造建築物に相当する）を含めること。

年 月 日

(工事監督課・事務所)

工事請負人
現場代理人

印

折 衝 報 告 書

工 事 件 名			
所 有 者 名		住 所	TEL ()
折 衝 日 時		場 所	
折 衝 者	先 方	当 方	
折衝内容			
所見等			

総括監督員	主任監督員	担当監督員

承 諾 書

金 _____ 円也

私は、横浜市水道局発注による
工事によって発生した物件の損害については、
(頭書の金額をもってすべて解決すること／復旧工事並びに頭書の金額をもってすべて
解決すること／次の代替物件の受領によりすべて解決すること) (注) を承諾し、このこ
とについては、貴社及び横浜市水道局に対して、今後一切異議の申し立てをいたしません。

1 所 在 地

2 損 害 物 件

年 月 日

所有者（居住者）住所
氏 名 又 は 名 称

印

(請負人)

様

(発注者)

横浜市水道事業管理者

様

(注) (費用負担のみの場合／復旧工事と費用負担による場合／代替物による費用負担の場合)

復旧工事施行承諾書

私は、横浜市水道局発注による
工事に伴う損害に対する復旧工事について、貴殿が別紙復旧工事仕様書の通り施行する
ことを承諾します。

1 所在地

2 損害物件

年 月 日

所有者（居住者）住所
氏名又は名称

印

（請負人）

様

（発注者）

横浜市水道事業管理者

様

（注）復旧工事のみの場合

年 月 日

(工事監督課・事務所)

工事請負人
現場代理人

印

費用負担の査定について（依頼）

貴市水道局発注の次の工事を当社において施行したところ、家屋被害等の損害が発生しました。

この費用負担を行うため、復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を別添のとおり提出しますので、査定願います。

1 工事名

2 工期 年 月 日 から 年 月 日

3 補償対象者 _____ ほか ___名

4 損害状況

5 見積額

総括監督員	主任監督員	担当監督員

年 月 日

工事請負人
現場代理人 様

工事主管課長

費用負担の査定結果について（通知）

本市水道局発注の次の工事に起因する家屋損害等の費用負担について、別紙のとおり査定結果を通知します。

- 1 工事名
- 2 工期 年 月 日 から 年 月 日
- 3 補償対象者 _____ ほか ___名
- 4 損害状況
- 5 負担割合
- 6 査定額

復旧工事見積精査総括表

被害家屋 一覧図 対象番号	家屋調査 番号 (事 前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	損害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備考

第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書

発注者横浜市水道局（以下「甲」という。）と請負人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が施行した〇〇〇〇〇〇工事に起因して発生した、横浜市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇〇〇の所有物件等（別紙「確認事項」のとおり）の損害に対する費用負担については、次により費用負担を実施し、それぞれ負担することを承諾するものとする。

1 協議事項

- (1) 費用負担額は、別紙見積書のとおりとする。

総額¥〇〇〇〇〇.－

- (2) 費用負担額及び負担割合は、次のとおりとする。

ア 甲¥〇〇〇〇〇.－ [〇〇%]

イ 乙¥〇〇〇〇〇.－ [〇〇%]

2 その他確認事項

- (1) 第三者損害に対する費用負担は、乙が誠意をもってこれにあたり、迅速・適切に処理するものとする。
- (2) 分割協議を要する負担割合については、次回以降の損害物件と併せて協議し、決定するものとする。
- (3) 乙は、費用負担総額のうち甲の負担分については、関係書類を添えて甲に請求するものとする。
- (4) この協定書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、甲と乙とで別途協議するものとする。

この協議の成立を証するため、協議書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市水道事業管理者
水道局長 印

乙 (社名)
(住所)
(代表者氏名) 印

別紙

確 認 事 項

費用負担 対象者	費用負担内 容	費用負担 方法	水道局負担額 (円)	請負人負担額 (円)	費用負担総額 (円)	損害物件の所在地
計						

領 収 書

金 _____ 円也

正に頭書の金額を領収いたしました。
ただし、横浜市水道局発注による工事によって生じた損害物件の費用負担金として。

年 月 日

所有者（居住者）住所
氏 名 又 は 名称

印

（請負人）

様

（注）費用負担のみの場合

復旧工事完了確認書

私は、先に承諾した損害物件の復旧工事が完了したことを確認し、このことについては貴社及び横浜市水道局に対して今後一切異議の申し立てをいたしません。

1 所在地

2 損害物件

3 工事完了日 年 月 日

年 月 日

所有者（居住者）住所
氏名又は名称

印

（請負人）

様

（発注者）

横浜市水道事業管理者

様

（注）復旧工事による場合

総括監督員	主任監督員	担当監督員

第19号様式（損害の費用負担実施届出書）

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

損害の費用負担実施届

次のとおり費用負担を実施しました。

1 対象工事内容

工 事 件 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥
施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日

2 費用負担内容

対象物件		復旧工事	代替物	金 額	計	備 考
家 屋	件数					
	金額					
井 戸	件数					
	金額					
その他 (駐車場等)	件数					
	金額					
合 計	件数					
	金額					

<添付資料>費用負担実施総括表、復旧工事仕様書・見積書、復旧工事完了確認書、承諾書、領収書（写し）、受領書（写し）

損害の費用負担実施総括表

被害家屋 一覧図 対象番号	家屋調査 番号 (事前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	損害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備 考 (費用負担種別 等)

水道工事施工要領

平成13年 1月 4日	発行	平成26年 4月	一部改定
平成19年 1月	全面改定	平成26年 7月	一部改定
平成19年 4月	一部改定	平成26年10月	一部改定
平成19年 7月	一部改定	平成27年 1月	一部改定
平成19年10月	一部改定	平成27年 3月	一部改定
平成20年 1月	一部改定	平成27年 4月	一部改定
平成20年 2月	一部改定	平成27年 7月	一部改定
平成20年 4月	一部改定	平成28年 1月	一部改定
平成20年 5月	一部改定	平成28年 4月	一部改定
平成20年 7月	一部改定	平成28年 7月	一部改定
平成20年11月	一部改定	平成28年10月	一部改定
平成20年12月	一部改定	平成29年 1月	一部改定
平成21年 1月	一部改定	平成29年 4月	一部改定
平成21年 6月	一部改定	平成29年 7月	一部改定
平成21年 9月	一部改定	平成29年10月	一部改定
平成22年 1月	一部改定	平成30年 1月	全面改正
平成22年 4月	一部改定	平成30年 4月	一部改定
平成22年 7月	一部改定	平成30年 5月	一部改定
平成22年10月	一部改定	平成30年10月	一部改定
平成23年 4月	一部改定	平成31年 1月	一部改定
平成23年 7月	一部改定	令和 元年 5月	一部改定
平成23年10月	一部改定	令和 元年10月	一部改定
平成24年 1月	一部改定	令和 元年 1月	一部改定
平成24年 4月	一部改定		
平成24年 7月	一部改定		
平成25年 1月	一部改定		
平成25年 4月	一部改定		
平成25年 7月	一部改定		
平成25年10月	一部改定		
平成26年 1月	一部改定		

発行 横浜市水道局
担当課 横浜市水道局技術監理課